

徳島市消防局 消防用設備等運用基準

徳島市消防局

1 目的

この指針は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）に基づく技術基準の運用を明確にし、また本市で適用する特例基準及び指導基準を明らかにするとともに、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 運用上の留意事項

- (1) 消防機関として火災等の災害に係る知見、消防用設備等に係る技術基準を定めた背景等及び防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために本市が附加した行政指導事項も含まれている。
- (2) 指導事項については、防火対象物の安全性向上のために定めたものではあるが、関係者に義務を課するものではなく、その意図や効果について十分な説明を行い、理解を得た上で指導すること。
- (3) 消防用設備等の設置は、その設置状況や利用形態を勘案し、消防対象物関係者及び消防隊が有効に活用できるように設置指導に努めること。
- (4) 消防用設備等は、相互に関連して有効に使用できるように設置指導すること。

3 用語の略称・用例

法	…	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
令・施行令	…	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
規則・施行規則	…	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
危令	…	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
危則	…	危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
条例	…	徳島市火災予防条例（昭和 37 年条例第 15 号）
条例規則	…	徳島市火災予防条例施行規則（昭和 37 年規則第 10 号）
建基法	…	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
建基令	…	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
建基則	…	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）
特殊消火設備	…	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備の総称
特定用途	…	施行令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、6 項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる用途
特定 1 階段防火対象物	…	施行令第 21 条第 1 項第 6 号の 2 に掲げる防火対象物
耐火構造	…	建基法第 2 条の規定によるもの
準耐火構造	…	建基法第 2 条の規定によるもの
防火構造	…	建基法第 2 条の規定によるもの
不燃材料	…	建基法第 2 条、建基令第 108 条の 2 の規定によるもの
準不燃材料	…	建基令第 1 条の規定によるもの
難燃材料	…	建基令第 1 条の規定によるもの
防火設備	…	建基法第 2 条、建基令第 109 条の規定によるもの
特定防火設備	…	建基令第 112 条の規定によるもの
J I S	…	産業標準化法（法律）による日本産業規格
日本消防設備安全センター	…	一般財団法人日本消防設備安全センター

4 凡例

本運用指針の各文末尾の記号は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|------------|---------------------------------|
| (1) ★ | ：法令基準 | 法令に明記されているもの |
| (2) ☆ | ：法令基準＋指導基準 | 法令基準に通知や質疑等の見解を勘案して解釈した基準 |
| (3) 無印 | ：指導基準 | 過去の事故事例等から得た知見により、本市独自に運用している基準 |

5 基準の適用範囲

- (1) この基準は、令和8年4月1日から適用するものとする。
- (2) この基準の適用の以前においてなされた判断又は解釈に係る消防対象物への消防関係法令の規定の適用及び行政指導については、増築、減築、改築、用途変更その他の事情の変更がない限りにおいては、当該判断又は解釈は相当の公定力を有すると解するものとする。

6 改正履歴

令和	8年	4月	1日	初 版
令和	8年	8月	1日	第2版

- 1 防火対象物
- 2 特殊な防火対象物
- 3 特定共同住宅・共同住宅特例
- 4 緊急離着陸場
- 5 既存遡及
- 6 設置単位
- 7 無窓階
- 8 収容人員
- 9 内装制限
- 10 消火器具
- 11 屋内消火栓設備
- 12 スプリンクラー設備
- 13 特殊消火設備
- 14 水噴霧消火設備
- 15 泡消火設備
- 16 ガス系消火設備
- 17 粉末消火設備
- 18 屋外消火栓設備
- 19 動力消防ポンプ設備
- 20 自動火災報知設備
- 21 消防機関へ通報する火災報知設備
- 22 ガス漏れ火災警報設備
- 23 漏電火災警報器
- 24 非常警報設備
- 25 避難器具
- 26 誘導灯
- 27 消防用水
- 28 排煙設備
- 29 連結散水設備
- 30 連結送水管
- 31 非常コンセント設備
- 32 無線通信補助設備
- 33 総合操作盤
- 34 加圧送水装置
- 35 配管
- 36 水源
- 37 非常電源
- 38 配線
- 39 標識

● 1 施行令別表第 1 に掲げる防火対象物

項	定義	具体例	備考
(1)	イ 1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 ※ 大画面を設けてスポーツ、見せ物、その他興行を観覧させるものは、本項に含まれるものであるが、スポーツバー等専ら飲食の提供が主となるものにあっては、(3)項イ又は(3)項ロに該当するものであること。	寄席、ストリップ劇場 観客席を有する各種競技施設（野球場、サッカー場、テニス場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、拳闘場、体育館等）	1 火災予防上の特徴は、音、光等を外部から伝えにくい環境下で多数の不案内の者が大空間又は開口部が少ない空間に密集して集合し、同時に多数の者が催事において一斉に入退場することにより、避難に支障が生じやすいことである。 2 本項の防火対象物は、不特定の者が当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 3 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 4 専ら使用者や競技者並びにその関係者が使用する席は観覧席には該当しない。 5 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取扱わないものであること。 6 映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものが該当する。 なお、反復継続とは、月 5 日以上行われるものをいう。 7 本項の適用にあたっては、興行場法の適用にかかわらず、上記火災予防上の特徴を勘案することが必要であり、冠婚葬祭や会議等を行うことを主な目的とした施設において同様の火災予防上の特徴を有するものも本項又は令別表第 1（以下この表において同じ。）(1)項ロに含むものである。 8 (1)項ロとの相違点は、本項は興行を観戦・観覧等をするものであり、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見世物等を行うことを主な目的としている点である。
	ロ 1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、町内会集会場、結婚式場、セレモニーホール、葬儀・葬祭場、児童館（放課後一定時間特定の児童を収容する施設を除く。）、地域の茶の間	1 火災予防上の特徴は、(1)項イと同様であるが、音、光等の環境における火災危険性が(1)項イより低いことである。 2 (1)項イ以外のものであって、多数の利用者に対し講演や集会等を行うことを主な目的としているものである。

項	定義	具体例	備考
	イ 1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	1 火災予防上の特徴は、多数の不案内の者が火災時の注意喚起が伝わりにくい状況の中で滞在して利用することにより、火災の旨が伝達しがたく、また、避難に支障が生じやすいことである。 2 本項は、客席で利用者を接待し又は利用者に遊興をさせ、同時に利用者に飲食を提供することを目的とする施設で、(3)項イに該当しないものを指すものである。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。 (2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。 4 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
(2)	ロ 1 遊戯場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教室(ダンスホールにも使用するものに限る。)、他の遊戯施設を併設するパティンニングセンター及び屋内スケート場、遊興目的の卓球台を設けたもの、	1 火災予防上の特徴は、(2)項イと同様である。 2 専ら利用者に遊興させることを目的とした設備がある施設で、(2)項ハ、ニに該当しないものを指す。 3 遊戯場で行う競技は、娯楽性の高い競技であること。 4 ダンスホールの踊場は、概ね100㎡以上であること。 5 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 6 一のカラオケ施設のうち複数の個室を有するものは、(2)項ニとして取扱うものであること。

項	定義	具体例	備考
(2)	ハ 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 (5) 項に規定する「性風俗関連特殊営業」とは、次の (1) から (4) までに掲げるもののいずれかに該当するものをいう。 (1) 店舗型性風俗特殊営業（風営法第 2 条第 (6) 項に規定するもの） (2) 無店舗型性風俗特殊営業（風営法第 2 条第 (7) 項に規定するもの） (3) 映像送信型性風俗特殊営業（風営法第 2 条第 (8) 項に規定するもの） (4) 無店舗型電話異性紹介営業（風営法第 2 条第 (10) 項に規定するもの） 2 1 に掲げるもののうち、(2) 項ハに規定する「性風俗関連特殊営業を営む店舗」とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は含まれないものであり、原則的に 1 (1) に掲げる店舗型性風俗特殊営業がこれに該当し、次の (1) から (3) までに掲げるもののいずれかに該当するものをいうものであること。 (1) 個室を設け、当該個室において異性の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（アに該当する営業を除く。）（風営法第 2 条第 (6) 項第 2 号に規定するもの） (2) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 (1) 項に規定するものをいう。以下同じ。）として、次のア及びイに掲げる風営法施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第 2 条第 (6) 項第 3 号に規定するもの） ア 個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 1 号に規定するもの） イ 個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 2 号に規定するもの） (3) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗や異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SM クラブ、出会い系喫茶 ヌードスタジオ のぞき劇場 セリクラ 同性の客に役務の提供を行うファッションヘルス等	1 火災予防上の特徴は、(2) 項イと同様である。 2 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9) 項イ）、ストリップ劇場（(1) 項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5) 項イ）、アダルトショップ（(4) 項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ店（(2) 項ニ）、キャバレー（(2) 項イ）、待合（(3) 項イ）等、既に (1) 項から (14) 項までに掲げる各用途に分類されているものについては、(2) 項ハとして取扱わないものであること。 3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が (2) 項ハに該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。 4 具体例の中の多くは、用語の定義がなく、世間一般に通用している俗称を用いているため、用途の判定に当たっては名称のみで判定することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があること。

項	定義	具体例	備考
(2)	ニ 1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 2 その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次の(1)から(3)に掲げるものをいう。 (1) 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2) 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗(風営法第2条第(9)項に規定するもの) 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。(風営法第2条第(9)項に規定するもの) (3) 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場(風営法第2条第1号)	カラオケ店 インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ テレフォンクラブ 個室ビデオ店	1 火災予防上の特徴は、(2)項イと同様であるが、独立性が高い個室によりその火災予防上の危険性が特に高くなっているものである。 2 本項は、主として遊興のための設備がある独立性の高い個室により構成される施設である。 3 一つの防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一つの防火対象物に当該個室が一つしかないものは含まれない。ただし、一つの個室テナントの中に、さらに防音設備等のある個室を設けた場合は、含まれるものとする。 4 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出する必要があるが、(2)項ニに該当するための要件はあくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。 5 具体例の中の多くは、用語の定義がなく、世間一般に通用している俗称を用いているため、用途の判定に当たっては名称のみで判定することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があること。
(3)	イ 1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。 ロ 飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	茶屋、料亭、割烹 喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、農家レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	1 火災予防上の特徴は、(2)項イと同様である。 2 本項は、主として和式の客席において従業員又は招致、斡旋した芸妓等が客の接待をして客に遊興又は飲食をさせることを目的とした施設を指すものである。 1 火災予防上の特徴は、(2)項イと同様である。 2 本項は、専ら飲食を提供することを目的とした施設を指すものである。 3 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 4 ライブハウスとは、客席(すべての席を立見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。

項	定義	具体例	備考
(4)	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	乾物店、衣料店、洋服店、家具店、魚店、肉店、米店、パン店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋・調剤薬局、卸売専業店舗、スーパーマーケット、自動車販売店、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、ホームセンター、リサイクル店、レンタル店	1 火災予防上の特徴は、多数の不案内の者が利用しており、かつ、大量の物品が流動・保管されることで、当該物品に起因する火災等が発生した場合に火災が拡大しやすいこと及び当該火災の影響により避難に支障を生じやすいことにある。 2 本項のうち、物品販売店舗には、物品の普及、販売等を行うことを主な目的として物品を陳列し、当該陳列部分に利用者が立ち入るものが該当し、また、展示場には、これらを主な目的として物品を展示し、当該部分に利用者が立入るものが該当する。 3 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 4 店内で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。
(5)	イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいい、複数人が共同で所有する宿泊所で、その各所有者の専有部分が特定されておらず、利用には予約が必要で、所有者以外のものであっても利用券等により宿泊できるものも含まれる。 4 不特定多数の者を1月未満の短期間で日割りにより宿泊させるものは、本項に該当するものであること。	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーター 1 火災予防上の特徴は、多数の不案内の者が就寝することである。 2 本項は、多数の不案内の者を就寝させることを主な目的とする施設であって、(6)項に該当するもの以外のものを指すものである。 3 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 4 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 5 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。

項	定義	具体例	備考
(5)	イ		6 (5) 項イ「その他これらに類するもの」の取扱いについて (1) (5) 項イ「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については、実際に宿泊が可能であるかどうか立入検査等により状況を確認することになるが、次のアからエまでに掲げる条件等を勘案する必要があること。 ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、蒲団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にしていること。 エ 施設利用に対して料金を徴収していること。 (2) (6) 項イ（病院、診療所又は助産所）、同項ロ（老人福祉施設、有料老人ホーム等）、(9) 項イ（蒸気浴場、熱気浴場等）、(11) 項（神社、寺院、教会等）は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、それぞれの用途としての火災危険性に着目して対応することで十分であり、(5) 項イが対象とする不特定多数の者が利用する施設とは性格が異なることから、原則として(5) 項イに掲げる防火対象物としては取扱わないこと。ただし、寺院の宿坊等であって不特定多数の者が利用しており、かつ、当該用途部分の独立性が強く、専らその用に供されている場合は、(5) 項イとして取扱うべき場合もあること。

項		定義	具体例	備考
(5)	ロ	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1 か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所 小規模住居型児童養育事業施設（ファミリーホーム） 【児童福祉法第27条第1項第3号】 児童自立生活援助事業施設（自立援助ホーム） 【児童福祉法第33条の6第1項】	1 火災予防上の特徴は、多数の者が就寝することである。 2 本項は、主な利用者が、当該防火対象物の防火に関し必要な業務の主体となり得る点で(5)項イと、医療、介護等のサービスの享受を期待しない点で(6)項とそれぞれ異なる。 3 専ら乳幼児を業として養育する小規模住居型児童養育事業施設は(6)項ロ又は(6)項ハに該当するものであること。 4 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 5 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋（別表外）であり、共同住宅として取扱わないものであること。 6 長屋部分がある共同住宅は、全体が共同住宅であること。
(6)	イ	次のいずれにも該当する避難のために患者の介助が必要な病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして、総務省令で定めるものを除く。） 1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める13診療科名（産科、婦人科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、歯科、肛門外科、泌尿器科、小児科、乳腺外科、形成外科、美容外科）以外の診療科名をいう。）を有すること。 2 医療法第7条第2項に規定する療養病床又は一般病床を有すること。	医院 クリニック 介護医療院	1 火災予防上の特徴は、利用者が怪我、病気、分娩等の事由により治療や助産が必要な身体不自由の状態にあり、避難への影響があり得る状態であることである。 2 本項は、患者に対して医療行為を行うことを主な目的とする施設を指すものである。 3 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、診療行為を行うとしても本項に含まれないものであること。（(15)項として取扱う。） 4 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所（整骨院・接骨院）、治療院等の医療類似行為を行う施設は、入院施設があっても本項に含まれない。（(15)項として取扱う。） 5 医療法第7条第2項の規定による精神病床、感染病床及び結核病床のみの場合は、「避難のために患者の介助が必要な病院」には該当しない。 6 「病床数」とは、医療法第7条第2項に規定する病床数をいい、産科等で専ら医療行為を提供しない新生児用の保育器・ベッドは病床数には含まれないものであること。 7 同一の防火対象物に(6)項イ(1)と同項イ(4)の用途が存するものは、(16)項イの防火対象物ではなく、(6)項イ(1)と同項イ(4)の用途部分が存する(6)項イ単項の防火対象物であること。ただし、(1)又は(4)の各用途部分は、それぞれの面積に応じた消防用設備等を設置しなければならないものであること。（(6)項ロ及びハの括弧による分類も同様の取り扱いであること。）
		次のいずれにも該当する避難のために患者の介助が必要な診療所 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。		
		1 病院（(1)に掲げるものを除く。） 2 有床診療所（(2)に掲げるものを除く。） 3 有床助産所		
		※ 特定診療科名以外の診療科名については、規則第5条第4項第1号及び第3号に規定する13診療科名のほか、同項第2号及び第4号の規定により同13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当するものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項で、これら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科を組み合わせたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科（特定診療科名に該当）及び肛門外科であること。）として取り扱うこと。		
		1 無床診療所 2 無床助産所		

項	定義	具体例	備考
1 (6)項ロ・(6)項ハの判定については、下記のほか本表末尾の判定表を参考とすること。 2 高齢者に対する住環境を整備し、単に高齢者の入居を対象としたシルバーマンション、高賃貸共同住宅、サービス付き高齢者向け住宅等は、(5)項ロに該当するものであるが、共有部分において介護サービスの提供をするものは、高齢者福祉施設として(6)項ロ又は(6)項ハに該当するものであること。又、(6)項ハに分類される施設であっても入居・宿泊を伴う施設（(6)項ハ中具体例欄の下線の施設）があることから、用途判定については届出の有無や名称のみで判断せず、営業形態、サービス内容、サービス受給者の要介護等の程度の要件を総合的に判断し、判定する必要があることは、従来から変わるものでないこと。（平成 21 年消防予第 131 号） ◇2 平成 26 年 1 月 1 日一部改訂 3 「避難が困難な要介護者」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が要介護 3 から 5 の者をいう。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行 4 「避難が困難な障がい者」とは、障害支援区分 4 から 6 の者をいい、障害支援区分の認定を受けていない者については、施設関係者からの聞き取りの結果、障害程度が重い（自力避難が困難と認められるもの）と認められた場合は、当該者を障害支援区分 4 から 6 の者とみなして判断すること。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行 5 避難が困難な要介護者を「主として」入居させるものとは、避難が困難な要介護者居室の定員の割合が施設全体の定員の半数以上のものをいう。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行 6 避難が困難な要介護者を「主として」宿泊させるものとは、宿泊サービス利用者の半数以上が避難が困難な要介護者のものをいう。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行 7 避難が困難な障がい者を「主として」入所させるものとは、避難が困難な障がい者の割合が入所者の定員の 8 割以上のものをいう。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行			
(6)	ロ	(1)	短期入所施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 特別養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 軽費老人ホームとは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外の施設において、60 歳以上の者で、身寄りのない者、家庭の事情により家族との同居が難しい者を、無料又は低額な料金で、入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）をいう。 有料老人ホーム（主として避難が困難な要介護者を入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。 介護老人保健施設とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 老人短期入所施設 【老人福祉法第 20 条の 3】 養護老人ホーム 【老人福祉法第 20 条の 4】 特別養護老人ホーム 【老人福祉法第 20 条の 5】 軽費老人ホーム 【老人福祉法第 20 条の 6】 有料老人ホーム 【老人福祉法第 29 条第 1 項】 1 火災予防上の特徴は、身体不自由又は状況判断困難な者が就寝することにある。 2 本項は、(6)項イに該当しないもののうち、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供・支援し、就寝を伴い、かつ、自力避難の困難な者が多数となる施設である。 ・軽費老人ホーム(A型・B型) ・軽費老人ホーム(ケアハウス)

項			定義	具体例	備考
(6)	ロ	(1)	介護老人保健施設とは、要介護者（疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 〔※ 老人保健法の規定は、介護保健法施行法（平成 9 年法律第 124 号）により削除され、平成 12 年 4 月 1 日時点で現に存する老人保健施設は、介護老人保健施設と見なされることとされた。〕 老人短期入所事業とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 (1) 項第 3 号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で、主に通所により機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊できることもできる施設（避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させるものに限る。）をいう。 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 19 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、要介護者であって、認知症であるものについて、その共同生活を営むべく住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設をいう。 老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イは除く。）（主として避難が困難な要介護者を入居させるものに限る。）	介護老人保健施設（老人保健施設） 【介護保険法第 8 条第 28 項】 老人短期入所事業を行う施設 【老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項】 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 【老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項】 認知症高齢者グループホーム 【老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項】	介護保健法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に定める介護老人保健施設（寝たきり、又は認知症高齢者などに、看護・介護、リハビリテーション、その他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設）をいう。 前述の老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外の施設において、老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項に定める老人短期入所事業を行うものをいう。 グループホームとは、概ね 65 歳以上の中程度の認知症高齢者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるよう支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする施設をいう。
		(2)	救護施設とは、身体上又は精神上著しい障がいがあるため独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。	救護施設 【生活保護法第 38 条第 2 項】	
		(3)	乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。	乳児院 【児童福祉法第 37 条】	

項			定義	具体例	備考
(6)	ロ	(4)	障害児入所施設とは、障がいのある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与の支援を行う施設で、医療型障害児入所施設にあっては、併せて治療の支援も行うものをいう。	障害児入所施設 【児童福祉法第 42 条】	1 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を支援する施設 2 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与の支援及び治療の支援をする施設
		(5)	障害者支援施設（主として避難が困難な障がい者を入所させるものに限る。）とは、障がい者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。 身体障害者社会参加支援施設（主として避難が困難な障がい者を入所させるものに限る。）とは、身体障がい者を入所させ、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を入所させて、身体障がい者を援助し、その更生に必要な治療又は指導、訓練を行う施設（補装具制作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）をいう。 障がい者の短期入所施設（主として避難が困難な障がい者を入所させるものに限る。）とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 共同生活援助とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の共同生活援助を行う施設（主として避難が困難な障がい者を入所させるものに限る。）をいう	障害者支援施設 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下◇防火対象物において「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 11 項】 身体障害者福祉センター 【身体障害者福祉法第 31 条】 障がい者短期入所施設 【障害者総合支援法第 5 条第 8 項】 障がい者ケア（グループ）ホーム 【障害者総合支援法第 5 条第 17 項】	短期入所とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行なう施設をいう。
	ハ	(1)	老人デイサービスセンターとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。	老人デイサービスセンター 【老人福祉法第 20 条の 2 の 2】	1 火災予防上の特徴は、身体不自由又は状況判断困難な者が利用することにある。 2 本項は、(6)項イ・ロに該当しないもののうち、介護等のサービスの提供・支援があるものが該当する。 デイサービスであっても介護を伴う宿泊サービスを提供するものは(6)項ロに該当するものであること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(1)	軽費老人ホームとは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外の施設において、60歳以上の者で、身寄りのない者、家庭の事情により家族との同居が難しい者を、無料又は低額な料金で、入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。	軽費老人ホーム 【老人福祉法第20条の6】 老人福祉センター 【老人福祉法第20条の7】 老人憩いの家（老人福祉センターに該当するものを除く。）	・軽費老人ホーム（A型・B型） ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・主として避難が困難な要介護者を入居させるものは(6)項口であること。
			老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。	老人介護支援センター 【老人福祉法第20条の7の2】	
			有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。 老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて、日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護に必要な支援を行う施設をいう。	有料老人ホーム 【老人福祉法第29条第(1)項】 老人デイサービス事業所 【老人福祉法第5条の2第3項】	主として要介護状態にある者を入居させるものは(6)項口であること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(1)	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で、主に通所により機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊できることもできる施設をいう。 高齢者に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに該当するものは除く。）	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 【老人福祉法第5条の2第5項】	主として避難が困難な要介護者を入居・宿泊させるものは(6)項ロであること。
		(2)	更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設をいう。	更生施設 【生活保護法第38条第3項】	
		(3)	助産施設とは、保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいい、地方公共団体の認可・無認可を問わない。 児童養護施設とは、保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。	助産施設 【児童福祉法第36条】 保育園、乳児園 【児童福祉法第39条】 認定こども園（幼保連携型に限る。） 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下◇防火対象物において「認定こども園法」という。）第2条第6項】 児童養護施設 【児童福祉法第41条】 児童自立支援施設 【児童福祉法第44条】	・第1種助産施設：医療法(昭和23年法律第205号)の病院である助産施設をいう。 ・第2種助産施設：医療法の助産所である助産施設をいう。 ・託児所等が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有・無(平成13年消防予第127号)、乳幼児数、保育数にかかわらず保育所に含む。 ・保育所と幼稚園を同一棟において独立して併設する認定こども園であって、かつ、それぞれの用途部分が防火上有効に区画されているものは保育所部分及び幼稚園部分の面積(共用部分は按分)により用途を判定すること。 小規模住居型児童養育事業施設（専ら乳幼児を収容する施設を除く。）は(5)項ロであること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(3)	児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 一時預かり施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、業として一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。 家庭的保育施設とは、乳児又は幼児であって、市町村が保育に該当する児童と認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、業として家庭的保育者による保育を行う事業をいう。 業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設（(6)項口を除く。） 業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項口及び前記保育所を除く。）	児童家庭支援センター 【児童福祉法第44条の2】 児童一時預かり施設 【児童福祉法第6条の3第7項】 家庭的保育事業施設 【児童福祉法第6条の3第9項】 ベビーホテル、託児所 事業所内保育所（上記保育施設は除く。）	育児の不安の相談指導、子育てサークルの育成・支援、保育資源の情報提供、家庭保育者への支援を行う「子育て支援センター」（平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知で規定する事業）は15項であること。ただし、同施設において延長保育、乳児保育等を行うものは(6)項ハであること。 家庭的保育者とは、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認める者をいう。 個人の住宅において、当該住宅の乳児・幼児にのみ保育事業を提供する「居宅訪問型保育」を行うものは、原則として専用住宅であること。 認可、届出の有無を問わず保育を提供するものが該当する。
		(4)	児童発達支援センターとは、障がい児を通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 児童心理治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 児童発達支援を行う施設とは、障がい児を厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターを除く。）に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	児童発達支援センター 【児童福祉法第43条】 児童心理治療施設 【児童福祉法第43条の2】 児童発達支援を行う施設 【児童福祉法第6条の2の2第2項】	・福祉型児童発達支援センター：保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応訓練の支援をする施設 ・医療型児童発達支援センター：保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応訓練の支援及び治療の支援をする施設 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(4)	放課後等デイサービスを行う施設とは、学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流推進その他の便宜を通所により提供する施設をいう	放課後等デイサービスを行う施設 【児童福祉法第6条の2の2第4項】	
		(5)	身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 障害者支援施設とは、障がい者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。 地域活動支援センターとは、障がい者等と合わせ、創作活動又は生産活動の機会、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 福祉ホームとは、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 生活介護を行う施設とは、主として昼間に障がい者に対して、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活に必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。 短期入所を行う施設とは、障がい者に対して、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。 自立訓練を行う施設とは、障がい者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障がい者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	身体障害者福祉センター 【身体障害者福祉法第31条】 障害者支援施設 (主として障がいの程度が重い者を入所させるものを除く。) 【障害者総合支援法第5条第11項】 障がい者地域活動支援センター 【障害者総合支援法第5条第27項】 福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第28項】 障がい者に対して生活介護を行う施設 【障害者総合支援法第5条第7項】 障がい者に対して短期入所を行う施設 【障害者総合支援法第5条第8項】 障がい者に対して自立訓練を行う施設 【障害者総合支援法第5条第12項】 障がい者に対して就労移行支援を行う施設 【障害者総合支援法第5条第13項】 障がい者に対して就労継続支援を行う施設 【障害者総合支援法第5条第14項】	・身体障害者福祉センター(A・B型) ・在宅障害者デイサービス施設 ・障害者更生センター 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(5)	共同生活援助を行う施設とは、障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	障がい者に対して共同生活援助を行う施設 【障害者総合支援法第5条第17項】	主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項ロであること。
	ニ	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、盲・聾・養護学校を含む障がい種別を超えた幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。	幼稚園 【学校教育法第77条】 認定こども園（幼稚園部分に限る。） 【認定こども園法第3条第1項】 特別支援学校 【学校教育法第72条】	1 火災予防上の特徴は、(6)項ハと同様であるが、自力避難困難で介助が必要な者の利用が(6)項ハより少ないことである。 2 本項は、幼児又は身体上若しくは精神上障害のある者に対する教育を行うもので、(6)項ハに該当しないものである。 3 幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育・教育を目的として設けられた施設であること。 4 幼稚園と保育所を同一棟において一体で併設する認定こども園は、幼稚園部分及び保育所部分の面積（共用部分は按分）により用途を判定すること。	
(7)		1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 4 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 6 大学とは、学芸の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 7 専修学校とは、学校教育法第82条の2で規定する職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 8 義務教育学校とは、小学校から中学校までの教育を一環して行う学校をいう。（平成28年4月1日施行） 9 各種学校とは、学校教育法第83条で規定する前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。（昭和48年消防令第42号）	農業大学校、水産大学校、海技大学校、航空大学校、航空保安大学校、海員学校 理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、各種調理師学校、まんが学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、機能訓練学校、職業訓練校、技能開発センター進学予備校、学習塾 消防大学校、自治大学校、消防学校、警察学校、警察大学校、自衛隊学校、海上保安学校、建設大学校、防衛大学校、防衛医科大学校	1 火災予防上の特徴は、多数の者が学習に用いる室を同時に利用することによる避難上の火災危険性があることである。 2 本項は、学校教育法上の学校の他、職業訓練、資格・免許取得、趣味・教養・学習等のため利用者を集合させて教育を行うもので(6)項ニ以外のものである。 3 学業以外の就寝を伴う寮部分は(5)項ロであること。 4 利用者に対して一定の統制ができる点で(1)項と異なる。 5 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 6 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては3箇月以上1年末満）であり、校舎面積が原則として110㎡以上とされている。	

項		定義	具体例	備考
(7)				7 各種学校の要件(昭和31年文部省令第31号各種学校規定) (1) 教員は3人以上 (2) 校舎の面積 115.7㎡以上 (3) 同時受講可能生徒 40人以下
(8)		1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	資料館、記念館、民族資料館、郷土資料館、自然歴史館、自然科学博物館、歴史保存館、ビジターセンター、画廊（専ら店頭で物品を販売するものは(4)項）、絵画・写真・生花等の発表会場	1 火災予防上の特徴は、多数の不案内の者が利用しており、かつ、大量の物品が保管されることにある。 2 本項は、物品を鑑賞、観覧、閲覧することを主な目的としたものを指す。不特定多数の者の利用が見込まれる点で(14)項と、物品販売等を主な目的としない点で(4)項と異なる。
(9)	イ	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。	ソーブランド、岩盤浴、陶板浴、蒸風呂、	1 火災予防上の特徴は、音、光等を外部から伝えにくい環境下で多数の不案内な者が裸体で利用することによる避難困難性を持ち、かつ、蒸気又は熱気を用いる点にある。 2 本項は、公衆浴場法の適用にかかわらず、主として蒸気又は熱気を用いて入浴させる浴場を営業しているものである。
(9)	ロ	(9)項イに掲げる蒸気浴場等以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、米ぬか浴	1 火災予防上の特徴は、多数の不案内な者が裸体で利用することによる避難困難性を持つ点にある。 2 本項は、(9)項イに該当するもの以外であって、入浴することを主な目的としたものである。 3 公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるもので、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。

項		定義	具体例	備考
(9)	ロ			4 主として地域の住民を対象とした公衆浴場であって、一部に蒸気、熱気浴場を併設するものは(9)項ロに含まれるものであること。
(10)		1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		1 火災予防上の特徴は、多数の不案内な者が、一時的に利用することにある。 2 本項は、旅客の乗降又は待合を主な目的とし、利用者の利便のための一定規模の物販や食堂を含む施設である。
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		1 火災予防上の特徴は、多数の者が利用することにある。 2 本項は、主として礼拝や宗教的儀式を目的としたものを指す。 3 宗教法人が運営するものであっても、主な目的によっては他の用途（結婚式場等）となることもある。 4 檀家、信徒、氏子以外の不特定多数の者も対象とした結婚式又は結婚披露宴が主たる用途の場合は、(1)項ロであること。
(12)	イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。	給食センター、印刷工場、自動車修理工場、荷捌き場（倉庫から独立して使用されるものに限る。）	1 火災予防上の特徴は、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体をすることにより、不慮の火災の発生が生じやすく、一旦火災が発生した場合に火災が拡大しやすいことにある。 2 本項は、製造・加工等により物の性質、性能、外形を変化させることを主たる目的としたものである。 3 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 4 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。 5 個人経営の農家による作業場は農舎であり、別表外であること。

項		定義	具体例	備考
(12)	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ映像若しくはそれらの記録媒体を作成する施設をいう。		1 火災予防上の特徴は、(12)項イと同様である他、撮影を行う開口部が少ない空間に大道具、小道具等の多量の可燃物が存することにある。 2 本項は、映画、テレビの撮影を行い、映像の記録媒体を作成又は編集する施設を指す。 3 ラジオスタジオは、(15)項に該当する。
(13)	イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納するものをいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。	バイク駐輪場、土木作業車保管庫	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		1 火災予防上の特徴は、多量の燃料を積載した自走する機械が長時間所在することにある。 2 本項は、航空機を格納することを目的とした施設である。
(14)		倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。	定温倉庫、低温倉庫、配送センター倉庫、ジェットスキー保管庫、ヨット保管庫、製品保管庫	1 火災予防上の特徴は、多量の物品が保管することにある。 2 本項は、多数の不案内な者が利用することを主な目的とする（4）項又は（8）項とは異なり、専ら物品の保管を目的とした施設である。 3 倉庫を管理する事務所部分の面積がその倉庫部分の面積に満たない場合は、事務所部分も含めて倉庫であること。 4 宅配便事業者の配送品を一時保管する集配センター、トラクターミナル等は、付随する荷捌場を含め本項であること。

項	定義	具体例	備考
(15)	その他の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、公衆便所、東屋、排水機場、保健所、刑務所、ごみ処理場、卸売市場、と殺場、火葬場、納骨堂、学童保育クラブ（ひまわりクラブ等放課後の一定時間特定の児童を収容する施設）、採血センター、職業訓練所、領事館 銀行、質屋・貴金属買取店（販売を伴わないものに限る。）、証券取引所、商品取引所、事務所、研修所（宿泊施設部分は(5)項ロ） 発電所、変電所、電報電話局、電波中継局、コンテナ型データセンター、郵便局、新聞社、ラジオスタジオ 場外馬券売場、新聞販売所、クリーニング店（取次ぎ店に限る。）、コインランドリー 体育館、ゴルフ練習場、パッティングセンター、屋内ゲートボール場、屋内プール、屋内スケート場、屋内スキー場、ミニゴルフ場、テニスコート、スポーツクラブ等（宿泊施設部分は(5)項イ） 水族館、動物園 動物病院、はり灸院、整骨院・接骨院、エステ、日焼けサロン 車検場、理容室、美容室、写真館 自動車教習所、学校の形態を有していない「学習塾、各種舞踊教室、着付け教室、料理教室、スイミングスクール、生花教室、書道教室、各種音楽教室等」 養鶏場、鶏卵場、畜舎、厩舎、温室 モデル住宅、レンタルルーム（(2)項ハ又は(5)項イに該当するものは除く。） 駐輪場、鉄道車両庫	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 体育館、動物園等であっても観覧席（使用者や競技者並びにその関係者が使用するものは該当しない。）を設けて不特定の者に観戦や観覧等をさせるものは、観覧場(1)項イ又はその部分であること。 4 飲食等を伴わないレンタルルーム（(2)項ハまたは(5)項イに該当しないものに限る。）は、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドー的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は本項に該当するものであること。 6 ゴルフ練習場、パッティングセンターであっても、仮想の画面に向かって打ち込む等娯楽性の高いものは遊技場であること。 7 各種学校の要件（(7)項備考参照）を満たさない一般算盤塾、学習塾、書道教室、パソコン教室、お料理教室、着付け教室等個人教授又は個人の趣味に係わる業務に該当するもの 8 官庁、会社等の専ら従業員等の関係者を対象とする研修所は(15)項に該当する。 9 場外投票券（通称：馬券、車券、舟券等）売場であっても、客席及びモニターを設け観戦・観覧等をする場合は(1)項イに該当するものであること。

項		定義	備考
(16)	イ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16)項イ及び(16)の2)項を除く。）の用途を含むものをいう。	
	ロ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16)項イ及び(16)の2)項を除く。）の用途を含まないものをいう。	
(16の2)		地下街	1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。
(16の3)		準地下街	準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 3 建築物の地階が建基令第 123 条第(3)項第 1 号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取扱うものであること。

項	定義	備考
(17)	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建築物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。 7 (1) 項から(16) 項に該当する防火対象物が本項であるときは、本項で必要な消防用設備等のほかに(1) 項から(16) 項の用途に必要な消防用設備等の設置も必要であること。
(18)	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。	1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
(19)	本項は、市長の指定する山林をいう。	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒地が含まれるものであること。

項	定義	備考
(20)	舟車	1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 (1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの (2) 係船中の船舶 (3) 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶 2 船舶安全法第 32 条によって同法第 2 条第 1 項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数 20t 未満の漁船は、12 海里以内の海面又は内水面において従業するものであること。専ら本邦の海岸から 20 海里以内の海面又は内水面において従業するもの。（船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 258 号）） 3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 40 条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。 7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 (1) 火薬類（火薬にあつては 5kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 500 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 放射性物質等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同第 9 条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第 30 条の規定により運送する場合に使用する自動車 (6) 乗車定員 11 人以上の自動車 (7) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (8) 幼児専用車 (9) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車

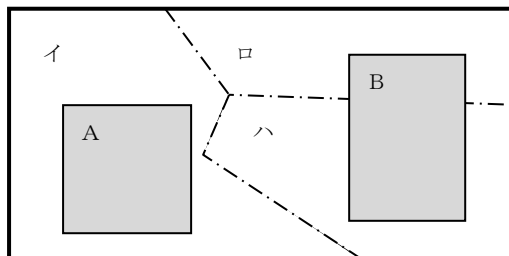
● 2 防火対象物の取扱いの基本事項

- (1) 同一項がイ、ロ、ハ等の号に分かれているときは、その号ごとに判定し、同一項であっても複数の当該号が存するときは複合用途防火対象物であること。☆
- (2) 時間帯によって使用実態が異なる場合は、主として使用される用途によって判定すること。
なお、その場合において主として使用する用途以外に使用する時間が連続して2時間以上であって、かつ、年間にわたり継続して使用する場合は、消防用設備等については、その用途についても満たすように設置が必要であること。☆
- (3) (1)項から(16)項に該当する防火対象物又はその部分が(17)項であるときは、(17)項で必要な消防用設備等のほかに(1)項から(16)項の用途に必要な消防用設備等の設置も必要であること。 ☆

● 3 41号通知の取扱い

昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号通知「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」（以下「41号通知」という。）の運用及びその他防火対象物の取扱いは、次によること。

- (1) 41号通知1の「主たる用途に供される部分」とは、その防火対象物又はその部分の用途として機能上なくてはならない用途であり、一般的に従属する部分よりも大きい部分をいう。 ☆
- (2) 同一敷地内（公道、河川、公園等により分断されていない連続した敷地をいう。又、敷地が分筆されていても、連続している用途上切り離せない一団の土地である場合は、同一の敷地として取扱うものであること。）に存する2以上の防火対象物は原則として1の棟ごとに用途を判定すること。ただし、病院とその病院の医師が宿直する当直室が別棟である場合にあっては、その当直棟は病院であると判定することを妨げない。また、病院の医師、看護師等が勤務時間外に利用する寄宿舍、職員寮は、独立した用途（(5)項ロ）であること。 ☆



用途上不可分な連続した土地は、敷地イ、ロ及びハが分筆されていても連続した同一の敷地として取扱う。

- (3) 41号通知2(3)の「おおむね等しい」とは、「±2.5%以内のもの」であること。
- (4) 複合用途対象物で、非特定用途部分の面積が延べ面積の90%以上、かつ、特定用途部分の面積が300㎡未満である場合は、(16)項ロの防火対象物であること。この場合において、特定用途部分の消防用設備は、非特定用途部分の用途として面積を算入して（非特定部分の用途が複数あるときは、特定用途部分の面積をそれぞれの面積で按分して算入する。）設置する。 ☆
- (5) 41号通知1(2)の規定（主たる用途が90%以上、かつ、その他の部分が300㎡未満の場合は、その他の部分は主たる用途に従属する部分）は、その他の部分が(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)、同項ロ、同項ハ（入居又は宿泊させるものに限る。）及び(17)項に掲げる用途に供される場合には適用されない。 ★

(6) 別表（主たる用途と従属する部分） ☆

区分	イ（主たる用途）	ロ（従属用途）
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー切符売場、出演者控室、大道具・小道具、衣装部部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
(2) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(2) 項ニ	遊技室、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(3) 項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(3) 項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物室、写真室、遊戯室、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療場、集会室
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、リネン室	娛樂室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療場、集会室
(5) 項ロ	居室、寢室、厨房、食堂、教養室、休憩室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(6) 項ロ	居室、集合室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店

(6) 項ハ	居室、集合室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、遊技室、休養室、講堂、職員室、体育館	売店
(6) 項ニ	教室、職員室、遊戯室、休養室、講堂、厨房、体育館	売店
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書館、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保管室	食堂、売店
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー室、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、講堂、ホール	食堂、売店
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(15) 項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

(7) 41号通知2において、一般住宅の用に供される部分と施行令別表第1に掲げる防火対象物の部分について共有する部分がある場合は、当該共有部分をそれぞれの専有床面積で按分して求めた面積を当該専有面積に合計したもので判定すること。 ☆

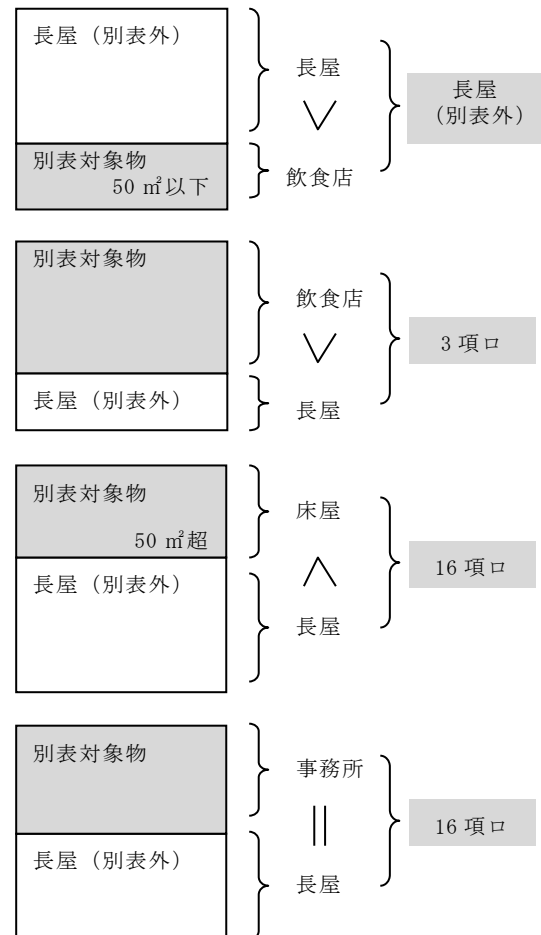
● 4 特殊な建築物等の用途

(1) 住宅に付随する車庫等

個人の住宅に付随する専用車庫、物置、農機具置き場等で個人の利用に供されるものにあつては、別表外として取扱って支障ないものであること。 ☆

(2) 複数の住戸が開口部のない壁、床、屋根以外の共有部分を有しないものは、「長屋」であり、別表外の取扱いとなるが、他の別表対象物と混在する場合は、その部分については専用住宅（別表外）と同じに取扱うものであること。ただし、共同住宅と長屋が混在（割合は問わない。）するものは、全体が共同住宅であること。

例



● 5 防災対象物品

カーテン等は、下げ丈が概ね1 m以上のものを防災対象物品とする。

● 1 精神病院等

精神病院に設置する消防用設備等で、不時の操作、いたずら及び破壊行為等をするおそれのある重症患者又は消防用設備等の作動時に著しく悪影響を受けるおそれのある重症患者を収容する部分又はその階の消防用設備等については、次の取扱いを参考として機能の保全及び安全性を確保すること。

(1) 消火器

歩行距離が 20m を超える部分があっても、能力単位を満たすように、ナースステーション等に集中して設置することができる。(要特例申請) ☆

(2) 屋内消火栓設備

ア 消火栓箱をナースステーション内、階段室内等患者が安易に接触できない部分に設置することができる。

イ 消火栓箱に設ける発信機(起動装置)、表示灯の部分には、機能に支障のない保護器具を取付けることができる。(◇屋内消火栓設備口申し合わせ参照)

● 2 刑務所等

刑務所等で受刑者、拘留者又は留置人等を収容する部分の取扱いは、次によること。

(1) 拘置所、留置場及び鑑別所の拘留者等を収容し、終日監視人等により監視を受けている部分については自動火災報知設備の感知器を省略することができる。(要特例申請)

(2) 刑務所の収容施設(主として監房、独居房、懲罰房等(以下「監房」という。)からなる受刑者を収容するものをいう。)部分

ア 消火器については、能力単位を満たすように刑務官等の詰め所等に集中して設置することができる。(要特例申請)

イ 終日刑務官等により監視を受けている監房部分の自動火災報知設備の感知器については、省略することができる。(要特例申請)

ウ 災害時に刑務官等により有効に避難誘導ができる体制が整っている場合については、避難口誘導灯を階段の出入口及び直接屋外又は別棟に直接至る最終の出入口にのみ設置することで足りる。(要特例申請)

(3) 刑務所の作業施設(主として懲役作業、職業訓練作業、食堂、浴室等(以下「作業施設」という。)からなる受刑者が作業や食事又は娯楽を行う施設をいう。)部分

ア 消火器については、能力単位を満たすように刑務官等の詰め所等に集中して設置することができる。(要特例申請)

イ 災害時に刑務官等により有効に避難誘導ができる体制が整っている場合については、避難口誘導灯を階段の出入口及び直接屋外又は別棟に直接至る最終の出入口にのみ設置することで足りる。(要特例申請)

● 3 建築工事中(共同住宅モデルルーム)の仮使用

建築工事中の仮使用については、建基法第 7 条の 6 の規定、昭和 53 年 11 月 7 日住指発第 805 号建設省住宅局建築指導課長通知、昭和 53 年 12 月 26 日消防予第 243 号消防庁予防救急課長通知、平成 12 年 3 月 27 日消防予第 74 号消防庁予防課長通知等によるが、建築工事中の共同住宅の住戸部分等をモデルルームとして仮使用する場合は、次の例によること。

(1) モデルルーム部分は 1 階又は 2 階若しくは避難階又は避難階の直上・下(地階を除く。)階(地上等)に下記(4)又は(5)の階段等によって避難階に至ることができるものに限る。)であること。

(2) モデルルーム部分は各階 2 住戸までであること。

(3) モデルルーム部分から屋外へは、2 以上の通路により避難でき、且つ、そのうちの一つ以上は屋内の通路等を経ることなく屋外の地上に避難できること。

(4) 上記(3)の 2 階又は避難階の上・下階から屋外の地上へ至る経路は、仮設の階段、傾斜路等であっても安全に通行できるものであること。

(5) 上記(3)の 2 階又は避難階の上階から屋外の地上へ至る経路を避難器具とする場合(下階から地上へ至るために用いる避難器具は、避難タラップに限る。)は、すべり台、ハッチに収納したはしご、同救助袋又は避難タラップであること。

(6) 仮使用部分から敷地外に至る経路は工事部分と明確に区分されており、工事関係者以外の者の通行又は避難が工事関係資材の搬入等によって障害とならない措置が講じられていること。

(7) 上記(5)の経路には、敷地外に至る要所に避難方向を示す案内標識(屋内の部分に設けるものは、夜間においても視認できるものとする。)を設けること。

なお、この場合において、誘導灯及び誘導標識は設置しないことができる。

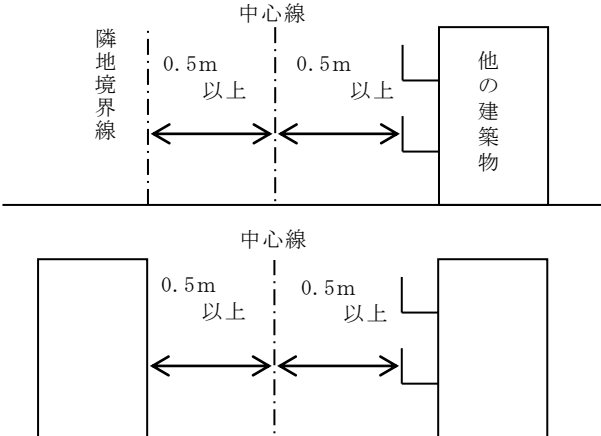
(8) 仮使用をする階に消火器が基準どおり設置されている場合に限り、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消火設備が機能していなくても差し支えないこと。

(9) 仮使用をする階に非常警報設備が基準どおり設置されている場合に限り、自動火災報知設備等の警報設備が機能していなくても差し支えないこと。

(10) 条例第 43 条の規定による防火対象物使用開始届及び建基法施行規則第 4 条の 16 第 4 項の規定による仮使用承認通知書を添付した仮使用部分の安全計画を明記した工事中の消防計画を管轄する消防署に届け出しておくこと。

● 1 避難経路となるバルコニーの安全性

- (1) 二方向避難の避難経路(以下「避難経路」という。)となるバルコニーにあつては、当該バルコニーの外端と隣地境界線若しくは他の建築物の外壁等との中心線から 0.5m 以上の隔離距離をとること。



- (2) 避難経路となるバルコニーであつて、隣接住戸等の間に設ける仕切板の材質等は、次表によること。

仕切板の種類別	厚さ
フレキシブル板	4mm 以下
軟質フレキシブル板	4mm 以下
軟質板	4mm 以下
平板	5mm 以下
1.0K ケイカル板 (かさ比重 0.9 以上 1.2 未満で有機質繊維を混入しないもの)	5mm 以下
1.0C K ケイカル板 (かさ比重 0.9 以上 1.2 未満で有機質繊維を混入しないもの)	5mm 以下
0.8K ケイカル板 (かさ比重 0.6 以上 0.9 未満で有機質繊維を混入しないもの)	6mm 以下

- (3) 仕切板の破壊により通過できる部分の大きさは幅 60cm×高さ 80cm 以上の大きさとする。

● 2 ベランダに設ける手すり壁等による防火性の確保

ベランダに設ける手すり壁等は、その下端から 0.9m 以上(下図 1)を建築基準法施行令(以下「建基令」という。)第 107 条に規定する 30 分以上の耐火性能を有するコンクリート等の不燃材又は建基令第 109 条の 2 に規定する防火設備とすること。ただし、当該ベランダの水平方向に 0.5m 以上の突出しを設けた場合(下図 2)は、その限りでない。

又、柔構造とする場合で、当該ベランダにやむを得ずスリットを設ける場合は、必要最小限とし、0.1m 以下の隙間(下図 3)とすること。

図 1

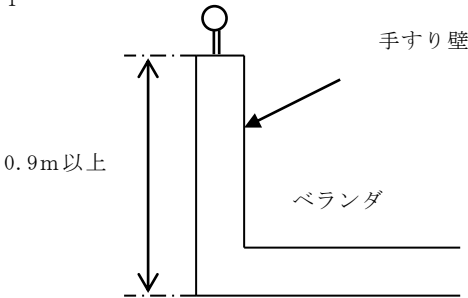


図 2

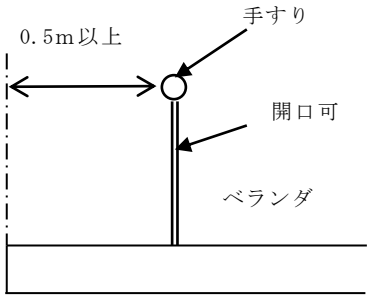
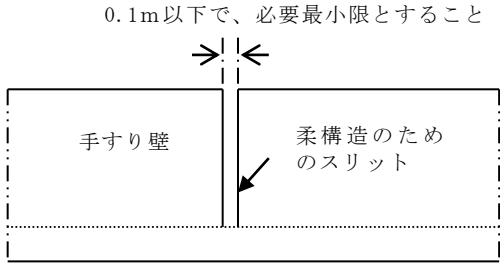


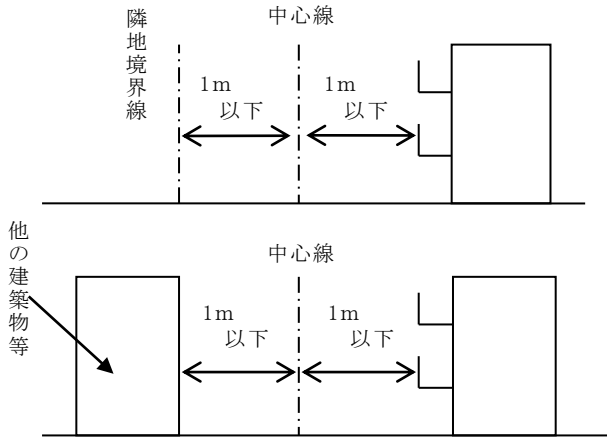
図 3



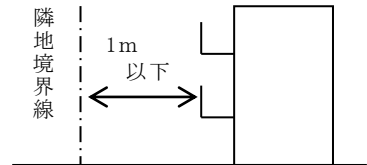
※ 平成 17 年 3 月 25 日総務省令第 40 号(以下「40 号省令」という。)で規定する特定共同住宅(以下「特定共同住宅」という。)にあつても上記指導をすること。

● 3 開放廊下の判定

- (1) 開放型の廊下及び階段室等の判断基準中「当該廊下又は階段室等が、隣地境界線若しくは他の建築物等の外壁との中心線から 1m 以下の距離にある場合」とは、次によること。(特定共同住宅等の類型を定める件(平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 3 号)第 4 第 2 号(1)も同様であること。) ☆



- (2) 特定共同住宅等の類型を定める件(平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 3 号)第 4 第 2 号(1)の隣地境界線(他の建築物等との離隔については上記(1)の例と同様)からの離隔は下図によること。 ☆



なお、隣地に開放廊下又は開放階段から 2m 以下の範囲内に他の建築物等が建築されても特定共同住宅の要件に影響はないものであること。(平成 24

年7月6日消防庁予防課見解)ただし、公園や河川等に面する以外の部分の隣地境界線からの距離は、開放性の低下が生じない十分な離隔とするよう指導すること。

● 4 複合型居住施設

- (1) 共同住宅特例の適用を受けた防火対象物(以下「特例共同住宅」という。)のうち次に掲げるものの一部に1区画の面積が100㎡以下の40号省令第2条第1号で規定する福祉施設(有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム・ケアホームに限る。以下「居住型福祉施設」という。)が入居するものに限り、居住型福祉施設を含め、従前の共同住宅特例が適用されるものであること。(要特例申請)

ア 地階を除く階数が5階以下

- (ア) 二方向避難型(40号省令第2条第8号で規定する2以上の避難経路を確保している特定共同住宅及びそれらと同等の避難経路を確保している特例共同住宅)、開放型(40号省令第2条第9号で規定する開放性を有する特定共同住宅及びそれらと同等の開放性を有する特例共同住宅(以下「開放型」という。))又は二方向避難・開放型(40号省令第2条第10号で規定する2以上の避難経路を確保し、かつ、開放性を有する特定共同住宅及びそれらと同等の避難経路・開放性を有する特例共同住宅(以下「二方向避難・開放型」という。))：共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備が設置されているもの
- (イ) 上記(ア)以外のもの：共同住宅用自動火災報知設備が設置されているもの

イ 地階を除く階数が10階以下

- (ア) 二方向避難・開放型：共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備が設置されているもの
- (イ) 上記(ア)以外のもの：共同住宅用自動火災報知設備が設置されているもの

ウ 地階を除く階数が11階以上

共同住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用スプリンクラー設備(住戸等の内装制限により設置されていないものは除く。)が設置されているもの

- (2) 省令第40号第3条第3項第3号へ及び同項第4号ニで規定する「居住型福祉施設で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。))又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。(以下「関係者等」という。))に自動で、かつ、有効に報知できる装置を設けること」とは、次のいずれかの例を参考とすること。

ア 住棟受信機が設置されている場合にあっては、居住型福祉施設において火災が発生した際に、関係者が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう鳴動範囲を設定する。

イ 居住型福祉施設部分の感知器、住戸用受信機又は住棟受信機の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として関係者等が常時いる場所を登録する。

- (3) 上記(2)の措置は、上記(1)により、居住型福祉施設が入居する特例共同住宅にも適用されるものであること。

- (4) 特定共同住宅及び上記(1)により、居住型福祉施設が入居する特例共同住宅の居住型福祉施設部分には、その部分の延べ面積又は床面積により通常用いられる消防用設備等(屋内消火栓設備(開放型(居住型福祉施設を除く。))、二方向避難・開放型、又は11階以上に設置するものに限る。)、スプリンクラー設備(11階以上に設置するものに限る。)、動力消防ポンプ設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具又は非常警報設備、避難器具(居住型福祉施設を除く。)、誘導灯・誘導標識(開放型及び居住型福祉施設を除く。))を除く。)の設置が必要で

あること。

- (5) ◇防火対象物●1(6)項ロ・(6)項ハ判定概要表備考1の介護サービスを集会室等の共用部分で提供するものは、その部分も(6)項ロ又は同項ハであり、40号省令及び共同住宅特例は適用できない。

● 5 特定共同住宅(40号省令)

- (1) 共同住宅以外の用途が存する複合用途であっても、令8区画により区画された(5)項ロの部分には40号省令が適用されるものであること。★

- (2) 昭和50年4月15日付消防予第41号通知「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」1(2)により(5)項ロの用途の部分の延べ面積の90%以上、かつ、(5)項ロ以外の用途の部分が300㎡未満である場合(2)項ニ及び(6)項ロを除く。)には、床面積150㎡以下ごとに防火区画がされていることにより、その部分も住戸等とみなして40号省令は適用されるものであること。★

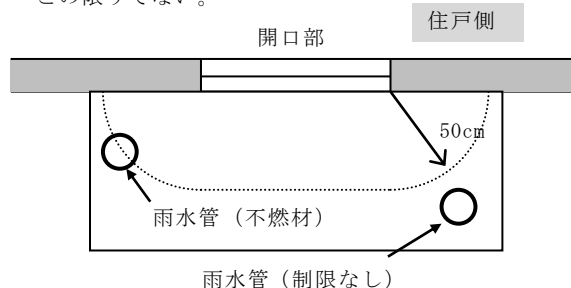
- (3) メゾネット型の住戸等(一の住戸等の階数が二以上であるものをいう。)の階の算定にあっては、当該住戸等を一の階と扱うものではなく、建基令第2条第1項第8号の規定によるものであること。★

- (4) 40号省令第3条第3項第3号ニ(ハ)の「直接外気に開放されていない共有部分」とは、常時外気に面する部分から概ね5m以上離れた部分を含むものであること。☆

- (5) 特定共同住宅であっても令第13条第1項の表の上欄に該当することとなる部分については、同表の下欄に掲げる水噴霧消火設備等のいずれかを設置するものであること。★

- (6) 二方向避難を確保するための避難器具(原則としてベランダに設けるハッチに収納されたはしご又は救助袋であること。)が消防法令に基づき設置が義務付けられたものには該当しない場合もあるが、この場合、着工届、点検等法令による消防用設備等に準じて取扱うこと。

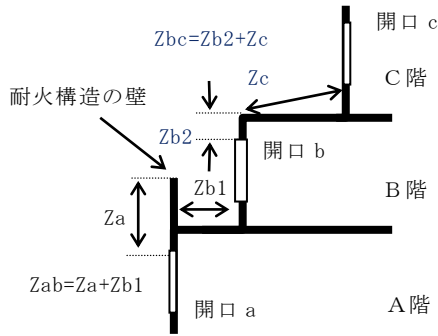
- (7) ベランダ等に設ける雨水管は、次の例によること。ただし、住戸側の開口部を防火設備にしたものは、この限りでない。



- (8) ベランダ等に設ける一般社団法人全国避難設備工業会の認定品であるハッチに収納する避難器具は、住戸側の開口部から50cm以上の離隔をとる必要はないものであること。

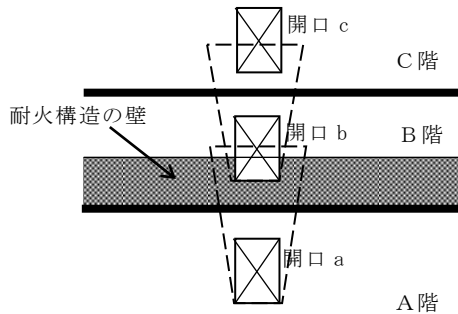
- (9) 上下階がオフセットしている場合の平成17年消防庁告示第2号第3条第3号(2)ロの「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。」の「開口部破損検証範囲」の「垂直距離Z」(◇特定共同住宅・共同住宅特例●6(3)図1参照)は、次の例によること

ア 垂直断面



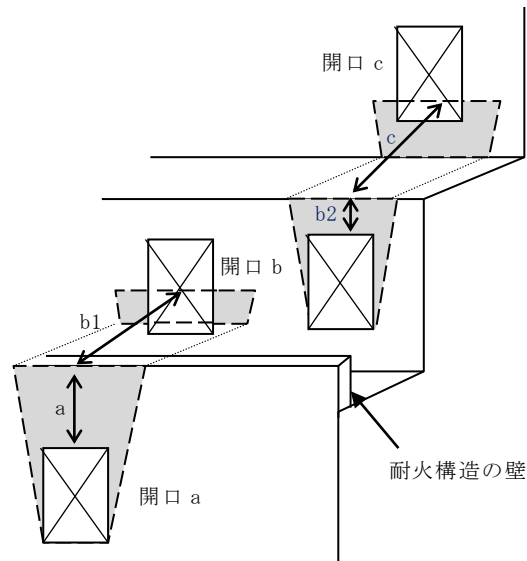
開口 a と開口 b の垂直距離は、Za と Zb1 を加算した Zab を、開口 b と開口 c の垂直距離は、Zb2 と Zc を加算した Zbc を垂直距離として取扱う。また、下階がセットバックしている場合も同様に取扱う。

イ 垂直面



上記アの例において Zab 及び Zbc が 3.6m (0.9m 以下の範囲に開口部は認められない。)を超える場合は、開口 a、b 及び c に特段の制限はないが、垂直距離(上記アの Zab 及び Zbc)が 3.6m 以下で開口部が開口部破損検証範囲内である場合は、当該開口部は防火設備又は算定による限界垂直距離以上の垂直距離を確保しなければならない。

ウ 開口部破損検証範囲



上図のようにオフセットしている場合の開口部破損検証範囲は、a と b1 若しくは b2 と c を加算した距離が 3.6m 以内となる範囲が該当する。

(10) 40号省令第2条第2号の住戸、共用室、管理人室、倉庫、機械室「その他これらに類する室」とは、次のものが該当する。★

- ア 電気室
- イ 受水槽室
- ウ ポンプ室
- エ 室を形成する閉鎖型共用便所
- オ 共同浴場
- カ メールボックス室
- キ ごみ保管室
- ク ペット保管室
- ケ トランクルーム(共用部分に設ける4㎡未満の一住戸専用のものを除く。)

(11) 40号省令第2条第3号の居住者が集会の用に共する室とは、次のものが該当する。★

- ア 集会室
- イ 談話室
- ウ キッズルーム
- エ 来客用宿泊室
- オ カラオケルーム
- カ シアタールーム

(12) 40号省令第2条第4号の廊下、階段(住戸内の階段は含まない。)、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場「その他これらに類する特定共同住宅部分(共用部分)」とは、住戸等以外の次のものが該当する。★

- ア 風除室
- イ 談話スペース
- ウ 駐輪場
- エ 室を形成しないメールボックスコーナー
- オ 室を形成しない開放型共用便所

(13) 220号通知から40号省令で新たに規定された、開放廊下の判定、住戸等への延焼防止阻止、二方向避難の判定、光庭の判定等以外の共通する事項の詳細については220号通知の運用を準用すること。★

● 6 特定共同住宅等の光庭・区画

(1) 光庭

平成17年消防庁告示第2号(以下「位置・構造告示」という。)第2第6号の光庭は、「その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものにより囲まれていることを要件としているが、その周囲の一部分が部分的に開放されていても、同程度の閉鎖性を有すると認められる場合にあっては、光庭として扱うものとする。☆

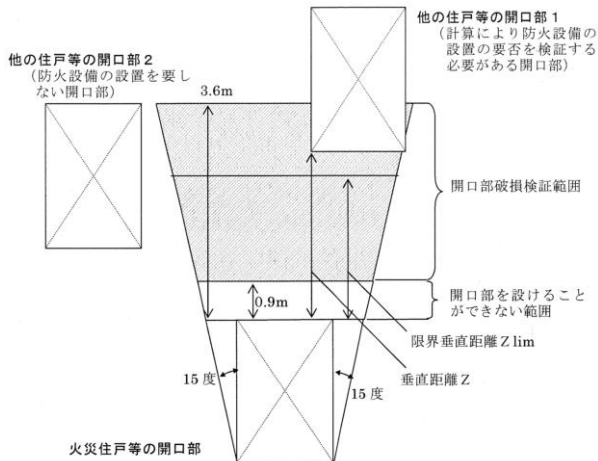
(2) 特定共同住宅等の住戸等の区画

位置・構造告示第3第3号の「特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とは、住戸等と住戸等の間を耐火構造の床又は壁により、また住戸等と共用部分の間を耐火構造の床又は壁(位置・構造告示第3第3号(3)の規定に適合する開口部を含む。)により防火区画することをいうものであり、堅牢かつ容易に変更できない構造を有することが必要であること。★

(3) 住戸等への延焼防止措置

位置・構造告示第3第3号(2)ロの「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。」として、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部が次に定める基準に適合しているものをいうことができるものであること。★

図 1



火災住戸等の開口部から噴出する火炎の影響を考慮すべき範囲

- ア 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けないことができる。この場合において、火災住戸等の開口部が、四角形以外の形状（以下「円等」という。）の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすものであること。★
- イ 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲内に存する他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が3.6メートル以下の範囲（火災住戸等の開口部の上部0.9メートルの範囲を除く。以下「開口部破損検証範囲」という。）については、上下の開口部間の垂直距離Zが、次の(7)から(カ)までの手順により求めた限界垂直距離Z_{lim}より小さい場合に、当該他の住戸等の開口部（図1中の開口部1をいう。）に防火設備を設けること。ただし、当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径0.15メートル以下のもの又は開口部の面積が0.01平方メートル以下のものにあっては、この限りでない。★
- (7) 開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差を次式により求めること。★

$$\Delta T = T_{lim} - 239 \dots \text{式(1)}$$

ΔT_{lim}は、他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差（単位ケルビン。以下3において同じ。）

T_{lim}は、他の住戸等の開口部の材料に応じて、次の表により求められる許容温度（単位ケルビン。以下同じ。）

開口部の材料	許容温度
フロートガラス	373ケルビン
フロートガラス（飛散防止フィルム付）	423ケルビン
線入りガラス	673ケルビン

※ 開口部の材料として上記以外のガラスを用いる場合の許容温度については、試験データ等により判断すること。

- (イ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径（当該開口部から噴出する熱気流が影響する一定以上の範囲を円状にみなした場合の半径。以下同じ。）を次式により求めること。★

$$r_0 = \sqrt{\frac{A}{2\pi}} \dots \text{式(2)}$$

r₀は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径（単位メートル。以下同じ。）

Aは、火災住戸等の一の開口部の面積（開口部がサッシ等により連結している場合は、当該開口部を一の開口部として取り扱う。単位平方メートル。以下同じ。）

πは、円周率

- (ウ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。★

$$Q = 400 A \sqrt{H} \dots \text{式(3)}$$

Qは、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位キロワット。以下同じ。）

Hは、火災住戸等の一の開口部の高さ（火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。単位メートル。以下同じ。）

- (エ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流軸上における部材許容温度を無次元化した値Θを次式により求めること。★

$$\Theta = 16.09 \Delta T r_0^{5/3} / (Q T_{lim})^{2/3} \dots \text{式(4)}$$

- (オ) 開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離Z_tをΘの値に従い、次のア又はイの式により求めること。★

- ① (エ)により求められるΘの値が0.35以下の場合

$$Z_t = \frac{1.05 r_0}{\Theta} \dots \text{式(5)}$$

Z_tは、開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離（単位メートル。以下同じ。）

- ② (エ)により求められるΘの値が0.35より大きい場合

$$Z_t = \frac{1.93 \times 10^3 r_0}{\Theta^7} \dots \text{式(6)}$$

- (カ) 限界垂直距離Z_{lim}は、(ウ)で求めた開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離Z_t、と次式で求めた火災住戸等の開口部上端からの火炎高さZ_{lm}のいずれか大きい方とし、火災住戸等の開口部と他の住戸等の開口部との垂直距離がZ_{lim}より大きい場合、当該他の住戸等の開口部に防火設備を設ける必要はないこと。★

$$Z_{lm} = 2.39 H \dots \text{式(7)}$$

- (4) 開放性のある共用部分以外の共用部分

位置・構造告示第3号(3)イ(ハ)の「開放性のある共用部分以外の共用部分」とは、換気口等を設ける部分が、直接外気に開放されていない共用部分というものであること。☆

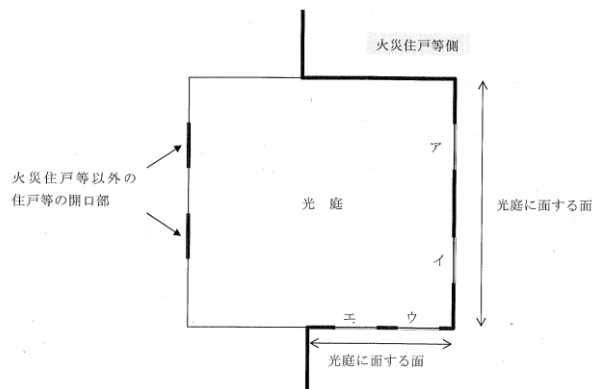
- (5) 特定光庭の基準等

位置・構造告示第4号(1)の「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」及び同号(2)イの「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」は、次のアからオまでの手順により求めること。

- ア 火災住戸等の光庭に面するすべての開口部（換気口その他これらに類するものを除く。）を合成して一の開口部とみなし、当該合成した開口部を「等価開口部」というものであること。この場合において、「等価開口部の高さ」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さ、「等価開口部の面積」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部の合計面積、「等価開口部の幅」は「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値をいうものであること。ただし、火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けら

れている場合は、同一面に設けられる開口部ごとに等価開口部を設定し、(2)から(5)までの手順により受熱量を求め合計すること。適用例を図2に示す。★

図2



※ 面ごとに開口部「アとイ」、「ウとエ」を合成し、それぞれ等価開口部を設定する。

イ 等価開口部から噴出する熱気流（火炎を含む。以下同じ。）の高さを次式により求めること。★

$$L = 1.52H_x \quad \text{…式(8)}$$

Lは、等価開口部から噴出する熱気流の高さ（単位メートル。以下5において同じ。）

H_xは、等価開口部の高さ（単位メートル）

ウ 等価開口部から噴出する熱気流の面積を次式により求めること。★

$$S = LW \quad \text{…式(9)}$$

Sは、等価開口部から噴出する熱気流の面積（単位平方メートル。以下同じ。）

W「は、等価開口部の幅（単位メートル）

エ 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を次式により求めること。★（図3参照）

$$F = \frac{\cos\beta_1 \cos\beta_2}{\pi d^2} S \quad \text{…式(10)}$$

Fは、受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数。（Fが1を超える場合にあってはF=1とする。以下同じ。）

β₁及びβ₂は、受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度（単位ラジアン）

πは、円周率

dは、受熱面と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離（単位メートル）その適用例を図4及び図5に示す。

図3

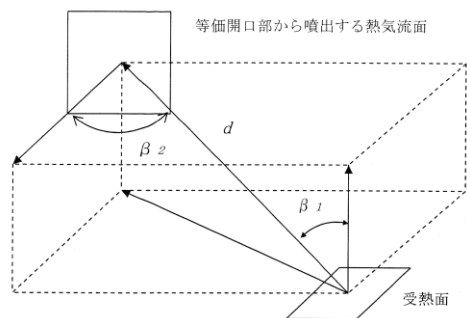
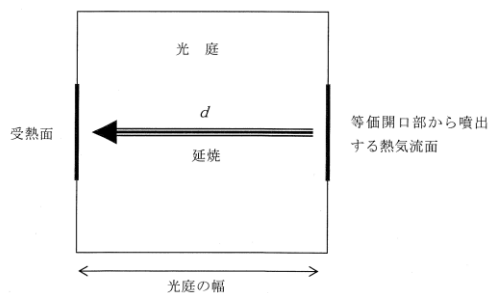
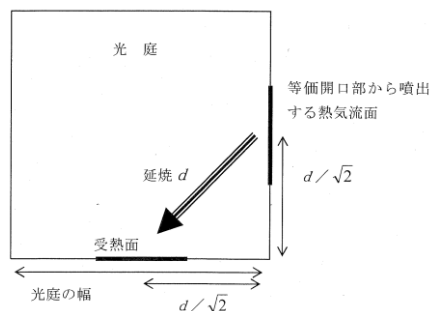


図4



光庭を挟んで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合、β₁及びβ₂は0ラジアンとなり、

F = S / π d²（ただし、F ≤ 1）…式(11) となる。



「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が交わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」及び「受熱面」が等距離にある場合β₁及びβ₂はπ/4ラジアンとなり、

F = S / 2 π d²（ただし、F ≤ 1）となる。

…式(12)

※ 1° = π / 180ラジアン

オ 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量を次式により求めること。★

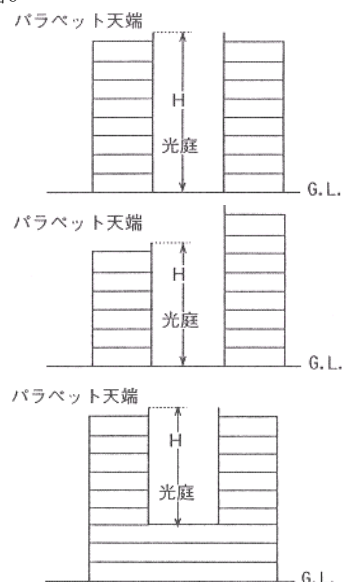
$$q = 100F \quad \text{…式(13)}$$

qは、等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量（単位キロワット毎平方メートル）

(6) 避難光庭の高さについて

位置・構造告示第4第1号(2)ロ(イ)の避難光庭の高さは、図6の例により、計測すること。★

図6



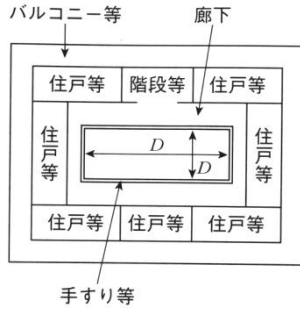
パラペットの高さが異なる場合は、最も低い部分の高さHによる。

(7) 避難光庭の幅について

位置・構造告示第4第1号(2)ロ(イ)の「避難光庭の幅」は、図7の例により、計測すること。

なお、避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、同号(2)ロ(ロ)に規定する煙に対する安全性の検証を要しないとしたものである。したがって、避難光庭の幅は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向(対向壁面の方向)で計測する必要があること。★

図7



(8) 避難光庭における煙層の上昇温度について

位置・構造告示第4第1号(2)ロ(ロ)の「火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度」については、次のアからウまでの手順により求めること。
ア 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。★

$$Q_x = 400 A_x \sqrt{H_x} \quad \cdots \text{式(14)}$$

Q_x は、等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度(単位キロワット。以下同じ。)

A_x は、等価開口部の面積(単位平方メートル)

イ 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率(避難光庭の底部の開口部と頂部の開口部の比をいう。以下同じ。)を次式により求めること。★

$$r = 100 S_a / S_t \quad \cdots \text{式(15)}$$

r は、避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率(単位パーセント)

S_a は、避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の面積(単位平方メートル)

S_t は、避難光庭の頂部に設けられる常時開放された開口部の面積(単位平方メートル)

ウ 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を次式により求めること。★

$$\Delta T = 2.06 a \frac{Q_x^{\frac{2}{3}}}{D^{\frac{5}{3}}} \quad \cdots \text{式(16)}$$

ΔT は、避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度(単位ケルビン)

a は、次式により求められる値

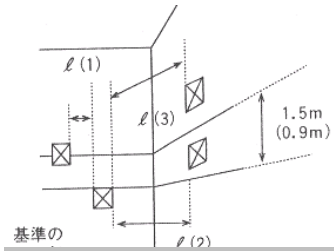
$$a = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66} \quad \cdots \text{式(17)}$$

D は、避難光庭の幅(単位メートル)

(9) 異なる住戸等間の水平距離について

位置・構造告示第4第2号(2)ロの「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離」は、図8の例により、計測すること。★

図8



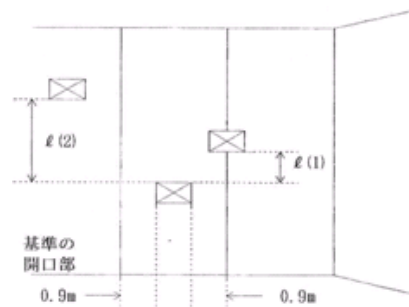
1(1)及び1(2)は距離の制限あり
1(3)は距離の制限なし

(10) 異なる住戸等間の垂直距離について

位置・構造告示第4第2号(2)ハの「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、図9及び図10の例により、計測すること。★

図9

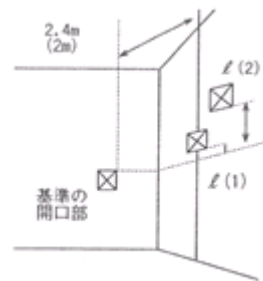
同一壁面上



1(1)は距離の制限あり
1(2)は距離の制限なし

図10

異なる壁面上



1(1)は距離の制限あり
1(2)は距離の制限なし

(11) 特定光庭に該当しない光庭

図11及び図12に示す開放性を有する廊下又は階段室等に面する吹抜けにあっては、特定光庭には該当しないものであること。この場合において、開放性を有する廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは1メートル以上必要であること。★

図11

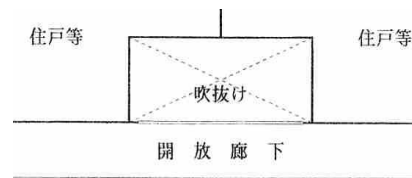
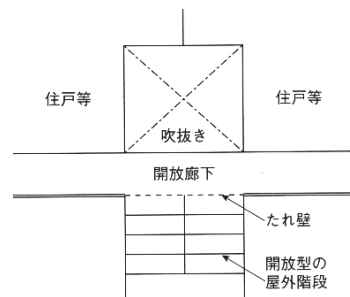


図12



(12) 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の措置

位置・構造告示第4第2号(3)ロの「防火上有効な措置」とは、次のア及びビの措置をいうものであること。

ア 給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。

(7) ガスの消費量が、70キロワット以下であること。

★

(イ) 一の住戸の用に供するものであること。 ★

(ウ) 密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。）で、バーナーが隠ぺいされていること。 ★

(エ) 圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。 ★

(オ) 過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えた場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。 ★

イ 給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。

(7) 特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で埋めること。 ★

(イ) (7)の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。 ★

● 7 特定共同住宅等の構造類型

(1) 二方向避難型特定共同住宅等

ア 避難上有効なバルコニーについて

平成17年消防庁告示第3号（以下「構造類型告示」という。）第3第1号の「避難上有効なバルコニー」とは、次の(7)から(9)に定める基準に適合しているものであること。

(7) 直接外気に開放されていること。

(イ) 避難上支障のない幅員及び転落防止上有効な高さの手すり等を有していること。

なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合に、80センチメートルから90センチメートル程度の幅員を有していることが望ましいものであること。

(ウ) 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

イ 廊下型特定共同住宅等の階段室等の位置

構造類型告示第3第2号(1)の階段室等が「廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、図1の例に示すように、階段室等が廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端部に接する住戸等に隣接する住戸等（ここでは住戸Bを指す。）が火災になっても、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難できるようにするため、Wは廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の幅以下とするものであること。

また、住戸Aに隣接する住戸等が火災になっても、住戸Aの居住者が避難する際、「火災時に利用できない部分（図1-1斜線部分）」である火災住戸等の前を通らずに階段Aまで到達することができるようにするため、階段Aの降り口（図1-1階段Aの「D」側）が住戸Aに面していることが必要である。

図1

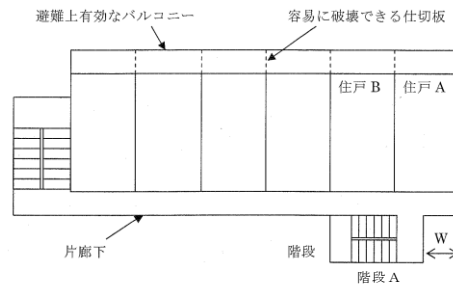
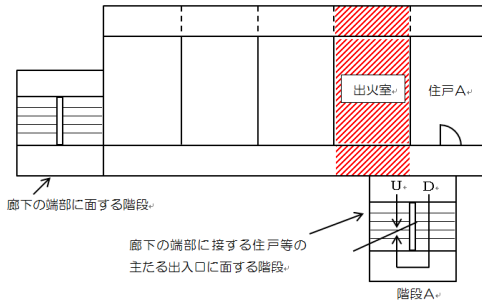


図1-1



ウ 避難経路のうち住戸等における火災時に利用できない部分について

構造類型告示第3第2号(5)の「避難経路」として、次の(7)から(9)に定める部分は、利用できないものであること。

なお、適用例を図2から図4までに示す。

(7) 火災住戸等

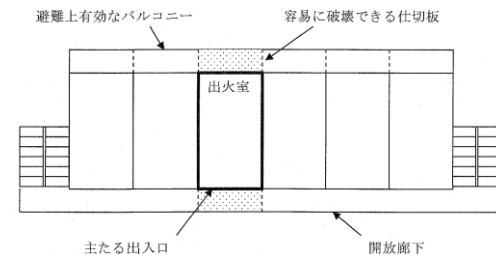
(イ) 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合する廊下にある火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分

(ウ) 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合しない廊下にある火災住戸等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分

(エ) 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等

(オ) 火災住戸等のバルコニー

図2



※ 図2から図4の「」部分は、避難経路として使えない部分を示す。

図3

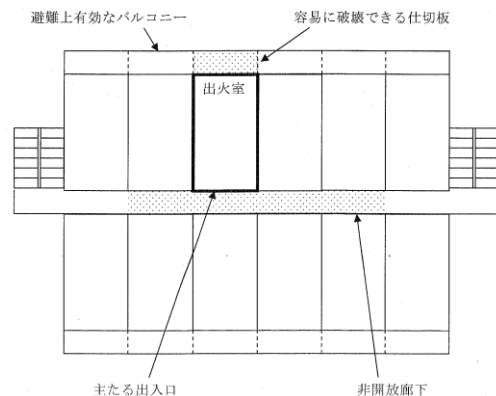
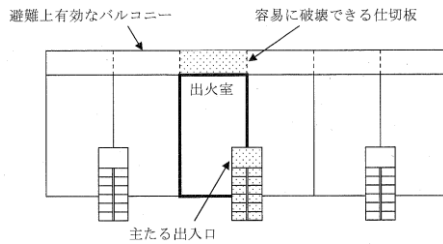


図4



(2) 開放型特定共同住宅等について

ア 他の建築物等の外壁等について

構造類型告示第4第2号(1)の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から1メートル以上離れていることが必要とされているが、同一の特定共同住宅等であっても、廊下及び階段室等に面して当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等がある場合は、「他の建築物等の外壁」に準じて取扱うものであること。適用例を図5に示す。

なお、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等のうちの一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満であるときの取扱いはそのとおりとする。適用例を図6に示す。

(7) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満である部分が廊下端部を含む場合で、当該部分を構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定を満たせば当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満の位置にないものとして取扱って差し支えないものであること。★

(イ) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満である部分が廊下端部を含まない場合で当該部分を構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなすか、(5)に定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を同号(4)イ(ロ)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ1.8メートルをいう。)まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁の中心線から1メートル未満の位置にないものとして取扱って差し支えないものであること。★

図5

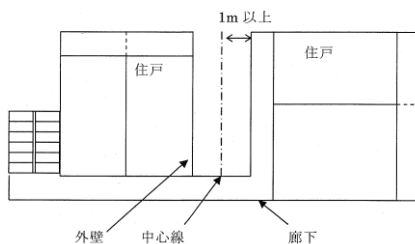
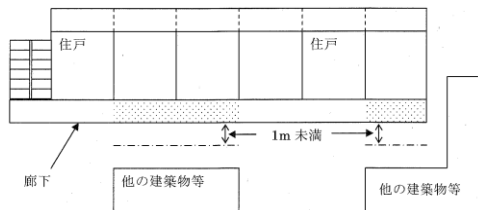


図6



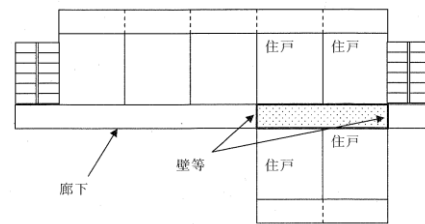
イ 直接外気に開放されていない廊下又は階段室等の取扱い

(7) 廊下型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放

型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を図7に示す。★

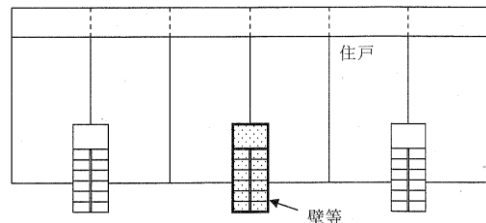
図7



(イ) 階段室型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を図8に示す。★

図8

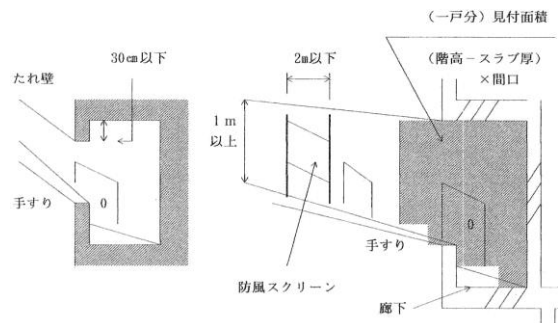


ウ 開放型廊下の判断基準

構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)の開放型廊下の判断基準の適用については、図9の例によること。

なお、同号(4)イ(イ)aの「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうものであること。また、同号(4)イ(イ)cの「手すり等」には、さく、金網等の開放性のあるものは含まないものであること。★

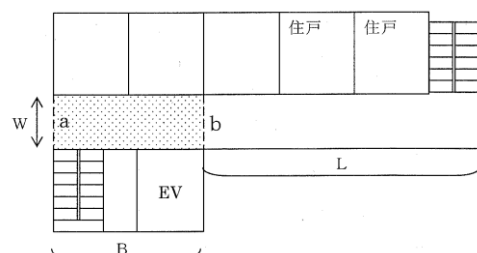
図9



エ 開放型特定共同住宅等の廊下における外気に面しない部分

構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とは、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等の一部が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル以下の位置にあるもののほか図10及び図11によること。

図10



aが閉鎖されている場合は網掛けの部分が外気に面しない部分に該当する。

ここで、Wは、外気に面しない幅員（図11において同じ。）

Bは、外気に面しない長さ（図11において同じ。）

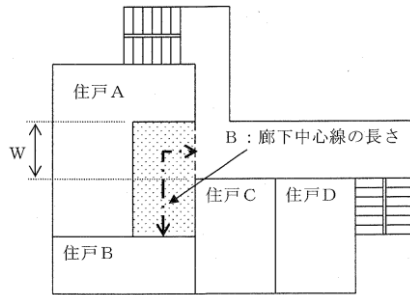
また、aに存する開口部が次の(ア)から(ウ)に定める基準のいずれかに適合するときは、aが閉鎖されているものとする。

(ア) aに存する開口部の幅＜W ★

(イ) aに存する開口部の上端の高さ＜Lに存する有効開口部の上端の高さ ★

(ウ) aに存する開口部の下端の高さ＞Lに存する有効開口部の上端の高さ ★

図 11



オ 煙の降下状況を確認する方法

構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)及び同号(5)ロの煙が床面からの高さ1.8メートルまで降下しないことを確認する方法は、次の(ア)から(カ)までの手順によること。（図12参照）

(ア) 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を第23(2)(ウ)の式により求めること。 ★

$$Q = 400 A \sqrt{H} \quad \text{…式(3)}$$

(イ) 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。 ★

$$m_p = 0.52 A \sqrt{H} \quad \text{…式(18)}$$

m_p は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量（単位キログラム毎秒。以下同じ。）

(ウ) 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。 ★

$$\rho_c = \frac{353}{\left(293 + \frac{Q}{m_p + 0.01 A_c}\right)} \quad \text{…式(19)}$$

ρ_c は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度（単位キログラム毎立方メートル。以下同じ。）

A_c は、構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)又は同号(5)ロの規定により、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さまで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下又は階段室等の水平投影面積（単位平方メートル）

(エ) 廊下又は階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。 ★

$$V = \frac{31.2 A \sqrt{H}}{\rho_c} \quad \text{…式(20)}$$

Vは、廊下又は階段室等における熱気流の発生量（単位立方メートル毎分）

(カ) 廊下又は階段室等における排煙量を次式によ

り求めること。

① 廊下の場合 ★

$$E = \max \left(19L (H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7L (H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L} \right)^2}} \right) \quad \text{…式(21)}$$

② 階段室等の場合 ★

$$E = \max \left(19L (H_U - H_L)^{\frac{3}{2}}, 38L (H_U - H_L) \sqrt{H_U + H_L - 3.6} \right) \quad \text{…式(22)}$$

Eは、廊下又は階段室等における排煙量（単位立方メートル毎分）

Lは、廊下又は階段室等の有効開口部の長さ（単位メートル。ただし、 $L \leq 30$ 。(6)参照。）

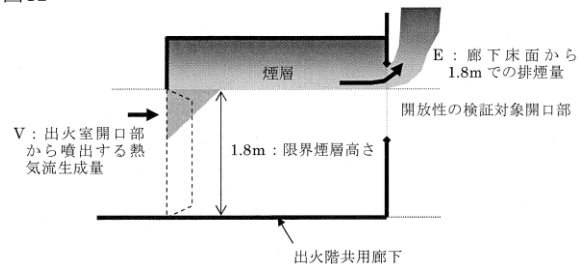
H_U は、開口部の上端の高さ（単位メートル）

H_L は、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の下端（床面から1.8メートル未満の高さにあるものに限る。）の高さ（単位メートル）

(カ) (エ)で求めた廊下又は階段室等における熱気流の発生量が(ウ)で求めた廊下又は階段室等における排煙量以下であることを確かめること。

★

図12



カ 廊下又は階段室等の有効開口部の長さ

オ(ウ)中「廊下又は階段室等の有効開口部の長さ」とは、火源開口部（廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部。以下同じ。）が面する廊下又は階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で30メートル以内の部分のことをいい、図13、図14及び図15の例によること。 ★

図13

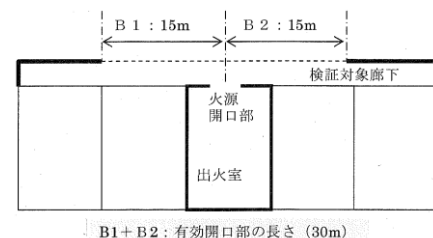


図 14

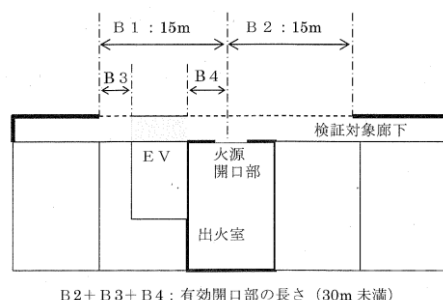
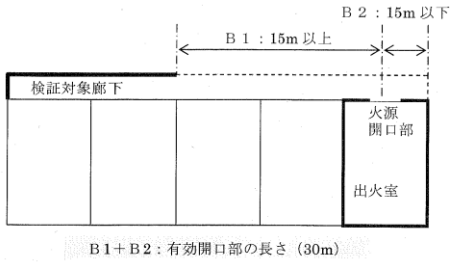


図 15



● 8 共同住宅用自動火災報知設備

音声警報装置について、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号。）第3第9号(2)イの「有効に音声伝わらないおそれのある部分」とは、1住戸の面積が100㎡を超える場合の居室をいう。

● 1 用語の定義

(1) 緊急離着陸場

航空法（昭和27年法律第231号。以下「航空法」という。）第81条の2の適用により災害活動に際し、建築物の屋上に緊急にヘリコプターが離着陸する場所をいう。

(2) 緊急救助スペース

航空法第 81 条の 2 の適用により災害活動に際し、建築物の屋上に緊急にヘリコプターがホバリングして救助活動を行う場所をいう。

(3) 飛行場外離着陸場

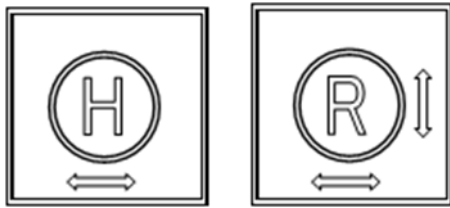
航空法第 79 条ただし書きの規定による飛行場以外の場所で、国土交通大臣の許可を得た地上又は屋上で離着陸する場所をいう。

(4) 緊急離着陸場等

上記(1)から(3)のことをいう。

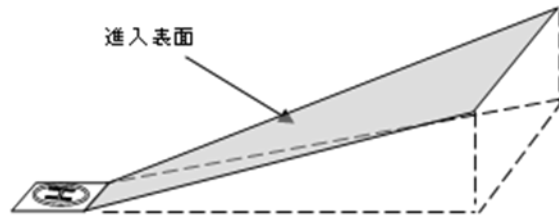
(5) 着陸帯

航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる緊急離着陸場等内の矩形部分をいう。



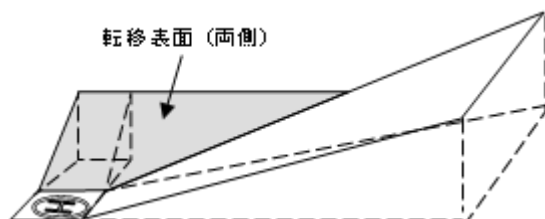
(6) 進入表面

航空機が緊急離着陸場等に最終進入する飛行に際して障害となる物件の存在しない着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ勾配を有する平面をいう。



(7) 転移表面

航空機が緊急離着陸場等に最終進入するにあたり進入表面の中心から逸脱して復航する際に障害となる物件が存在しない着陸帯の長辺に接し、水平面と外側上方に勾配をなす面のうち、その末端が水平表面との接線になる部分と進入表面の斜辺に接し、水平面と外側上方に勾配をなす面のうち、その末端が水平表面との接線になる部分をいう。



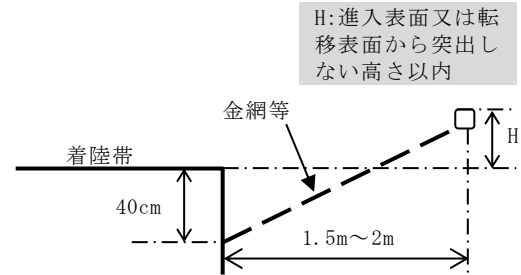
● 2 着陸帯

緊急離着陸場等設置指針によるほか次によること。

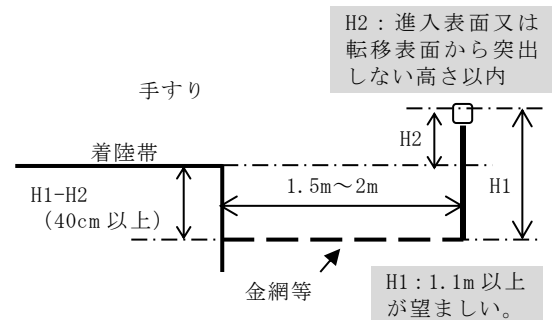
- (1) 着陸帯の境界を示す帯状の表示は、着陸帯の境界となる内側に間隙を設けずに規定の幅（300mm）で表示すること。
- (2) 緊急離着陸場の境界灯を埋め込み式としない場合は、境界灯を境界線の外側1.5m以内で進入表面及び転移表面から突出しない位置に等間隔で8個以上設けること。
- (3) 転落防止措置

転落防止措置として設ける金網等は、着陸帯面から概ね40cm程度の低い位置から設けること。又、次図アの例による場合は手すりを設けないことができる。

ア 手すりを設けない例



イ 手すりを設ける場合



(3) 標識

高度医療施設に設ける緊急離着陸場の標識は、国際民間航空機関による「Hospital Heliport Requirements」の例によることを妨げない。

● 3 その他

緊急離着陸場等設置指針によるほか次によること。

- (1) 退避場所は、他の部分と明確に区別できるよう区画境界線等（ゼブラゾーン表示等）で明示すること。
- (2) 燃料流出防止施設
 - ア 燃料流出防止施設は定期的に清掃し、流出油の貯留に支障のないように維持すること。
 - イ 油分離装置に水を用いるものは、常時水を貯留しておくこと。
 - ウ 油分離装置を設けない溜め枡方式とする場合
 - (イ) 雨水の滞留を防ぐための排水弁を設け、離着陸時のみ閉止すること。
 - (イ) 手動等による排水弁を設ける場合には、中央管理室等の航空灯等の制御盤付近の見やすい位置に排水弁の開閉に関する標識を設けること。

緊急離着陸場の燃料流出防止施設の排水弁は、着陸の概ね 30 分前には閉鎖し、離陸後に開放すること。

排水弁開閉責任者：○○ ○○

（白地に赤字、縦 5cm×横 5cm 以上）

- (3) 非常電源から夜間照明設備までの配線は耐火配線工事とすること。
- (4) 夜間照明設備は退避場所及び中央管理室等から遠隔操作できること。
- (5) 中央管理室等と連絡できる非常電話等の連絡装置は、同時通話のできる受話器方式とすること。
- (6) 機械式排煙機の排煙口は着陸帯、退避場所及び退避場所から着陸帯へ至る経路から 10m 以上の離隔又は排煙からの影響を防止する措置をとること。
- (7) 緊急離着陸場に至る階段室等の最終の出口には、「緊急離着陸場出口」である旨の表示をすること。
- (8) 上記(7)の出口を施錠する場合は、自動火災報知設備等と連動して開錠する電気錠又は非常錠とし、

災害時には、鍵等を用いることなく容易に緊急離着陸場等に至ることができるようにすること。

● 1 用語の定義等

- (1) 「新築」 新たに建築物を作ること。 ☆
 (2) 「増築」 既存の建築物の床面積を増加させること。 ☆
 (3) 「改築」 建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが滅失した後、引き続き同一敷地内において位置、用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物又はその部分を作ること。 ☆
 (4) 「移転」 同一敷地内において建築物の位置を移すこと。 ☆

なお、建築物を別の敷地に移すのは、移転ではなく、新築又は増築である。

- (5) 「修繕」 建築物の全部又は一部を除却又は滅失を伴わない段階における主要構造部の原状回復的工事のこと。 ☆
 (6) 「模様替え」 修繕と同様に、建築物の全部又は一部を除却又は滅失を伴わないが主要構造部について以前の状態を変更する工事のこと。 ☆
 建基法では、「修繕」及び「模様替」については、大規模なもの（建築物の主要構造部の 1 種以上について行う過半のもの）に限定して確認の対象としている（同法第 2 条第 14 号及び同第 15 号並びに同第 6 条第 1 項参照）。

- (7) 「用途変更」 既存の建築物の用途を他の用途に変更すること。 ☆

なお、住宅が施行令別表第 1 に掲げる対象物となった場合は、用途変更ではなく、新規の別表対象物となり、その時点で現行規定が適用される。

建基法では、一の特種建築物（同法第 2 条第 2 号参照）から他の特殊建築物に変えること又は特殊建築物以外の建築物から特殊建築物に用途を変える場合に限定して確認等の対象としている（同法第 87 条参照）。なお、建基法では、建築物の「使用」は許可、認可又は確認の対象となっていない。 ◇
 (7)平成 25 年 1 月 1 日一部追加

- (8) 「施行」 法令の規定をして現実に効力を発動せしめること。 ☆
 (9) 「適用」 ある対象に対して法令の規定の効力を及ぼさせること。

「施行」は、特段の断りがない限り、同時に当該法令を制定する機関の権限の及ぶ地域内における対象をすべて規制することになり、「適用」の概念を包含するので、「施行」の際と「適用」の際とが異なることになることはあまりない。

なお「〇〇については、……までの間、なお従前の例による。」というような基準法令の規定がある場合、〇〇にとって、所定期間を経過した時点以後に現行の基準法令の規定が適用されるわけであることから、所定期間を経過した時点が、「適用の際」になる。

例えば、A 市が B 村を併合した場合、A 市の附加条例は併合の際に、B 村に「適用」され、その時にはじめて本条の規定が作用する。

- (10) その他
 ア 「増築及び改築」は、全く同一のものとして扱われ、それらの係る法第 17 条の 2 の 5 及び同法第 17 条の 3 の適用については合算される。

イ 「大規模な修繕又は模様替え」は、令第 34 条の 3 で、「当該防火対象物の主要構造部である壁について行なう過半の修繕又は模様替え」とされている。この場合は、増築又は改築の場合のように、「基準時」又は「合算」ということはなく、1 回の修繕又は模様替えの規模が「過半」であることを要する。

なお、修繕及び模様替えが同じ時期になされる場合は、それらに係る適用については合算される。

ウ 増築に係る床面積の合計が令第 34 条の 2 第 1 項に規定する数値に達しない場合でも、当該防火対象物について、「従前の規定」に従い、新たに消防用設備等を設置しなければならないことがある。

例えば、昭和 36 年 4 月 1 日現在の防火対象物（例、延べ面積 1,000 ㎡の木造の工場）があり、旧火災予防条例で延べ面積 1,200 ㎡の工場には自動火災報知設備を設置すべきものとされていたとする（令第 21 条第 1 項第 4 号では、延べ面積 500 ㎡以上）。この防火対象物について、床面積 200 ㎡の増築が行われた場合には、その増築に係る床面積の数値は、基準時における延べ面積の 2 分の 1（500 ㎡）ではないが、その増築により、当該工場の延べ面積は、「従前の規定」であるところの旧火災予防条例において自動火災報知設備を設置すべき 1,200 ㎡に達したわけであるから、同条例の定めるところに従い、当該工場に自動火災報知設備を設けなければならない（この場合の基準時は依然として昭和 36 年 4 月 1 日なので、この後さらに 300 ㎡以上の増築又は改築が行われれば、本号該当となり、本条第 1 項による適用除外は解除され、今度は現行の基準法令で定める基準に適合させなければならない。）。

エ 施行令の施行の際、現に存する防火対象物（15 項）A（600 ㎡）及び B（400 ㎡）が、当該施行令の施行の後 C（100 ㎡）を増築したことにより、A、B 及び C が 1 棟となった場合は、A 又は B の防火対象物のうち、延べ面積の大なる A を主体として考え、A にとつての増築は B + C（500 ㎡）となるので、令第 34 条の 2 に規定する数値（延べ面積の 2 分の 1 以上:600 ㎡の 2 分の 1 である 300 ㎡以上）に達したので、屋内消火栓設備の設置を要する。

オ 増築、改築、修繕又は模様替えは、本来一の防火対象物（建築物であれば 1 棟）についてなされたものをいうが、例外的に 2 以上の防火対象物が 1 とみなされる場合（屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水）には、個々の防火対象物についてなされる増築、改築、修繕又は模様替えは、その全体で一とみなされる防火対象物についての増築等となり、それに係る床面積は合算される。また、これと反対に一の防火対象物が別々の 2 以上の防火対象物とみなされる場合（令第 8 条又は同第 9 条）は、別の防火対象物とみなされる部分ごとに増築、改築等も別のものとして取扱う。

● 2 工事中の防火対象物 ☆

- (1) 現に工事中の防火対象物とは、当該防火対象物の工事の進捗状況が杭打ち、若しくは根切工事に着手してから完成までのものをいう。

- (2) 消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行または適用の際（以下「基準時」という。）に、すでに工事中であったかどうかを、基準時の後において認定する具体的方法

ア 当該消防用設備等の設置関係者（以下「関係者」という。）の申立てた着工の日が、基準時の前で、かつ、建基法第 6 条第 1 項の確認を受けた日（以下「確認月日」という。）が基準時前のものは、関係者の申立てた着工の日をそのまま認める。

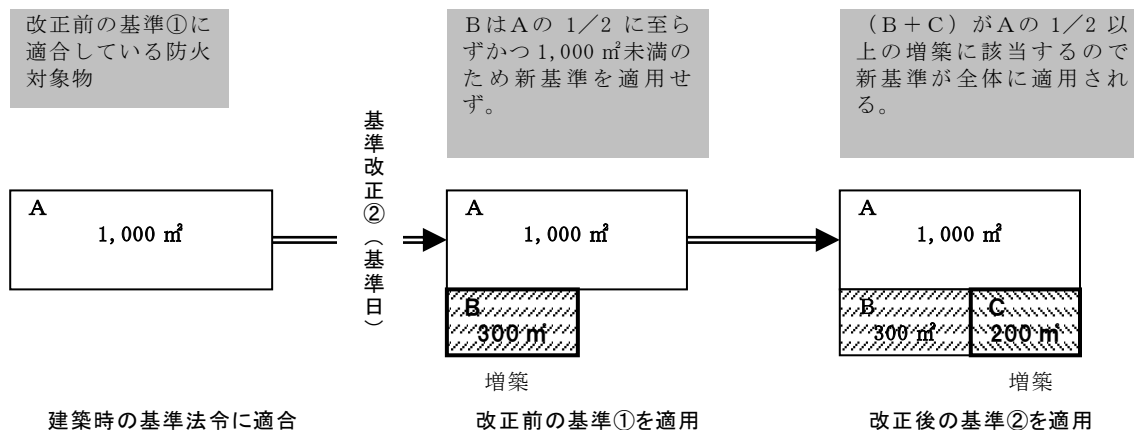
イ 関係者が申し立てた着工の日は基準時前であっても、確認月日が基準時以後の場合は、基準時以後に着工したものとみなす。

ウ 確認のないものは、工事の進捗状況等から判断して、その工事の日が基準時前であったことが、明らかである場合を除き基準時以後に着工したものとみなす。

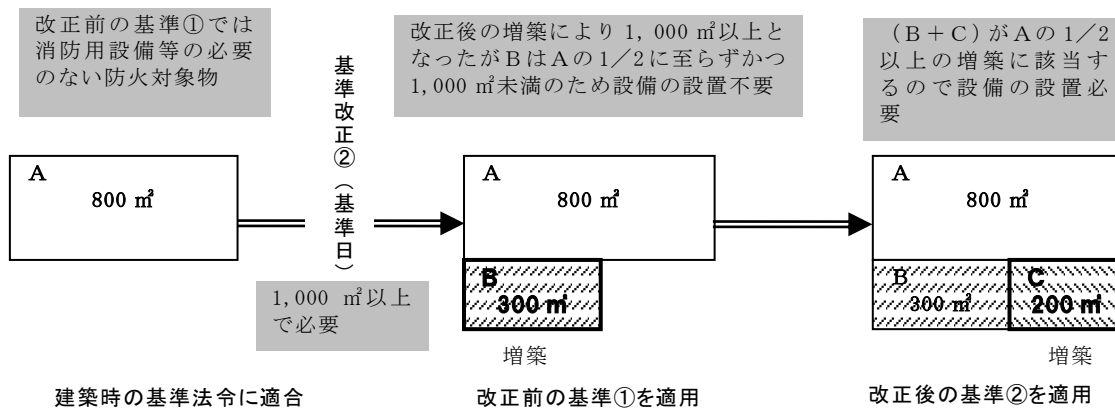
エ 確認等の所定の手続を経ないで工事に着手した防火対象物については、その確認等がなされてはじめて「現に工事中」というべきものであるが、その工事着手行為が他の法令の規定に違反するか否かは別個の問題であり、現実に工事がなされていれば、それをもって「現に工事中」とすることであること。

● 3 遡及適用例 ☆

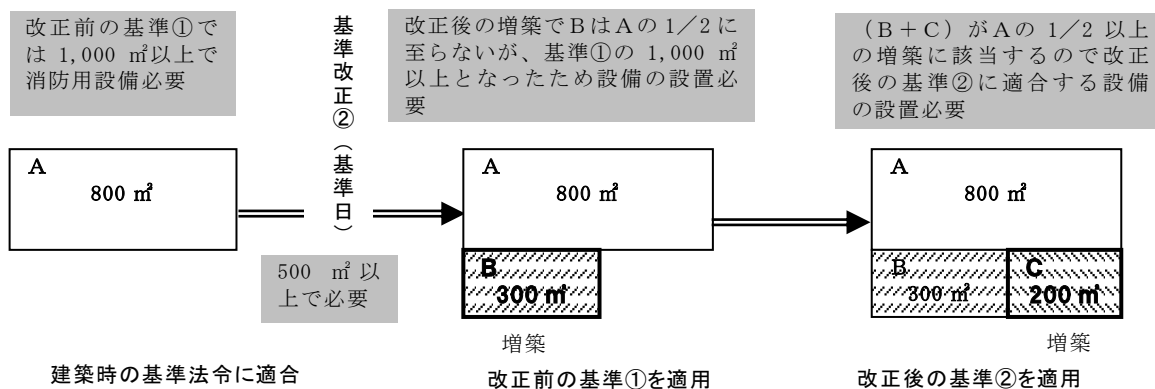
(1)



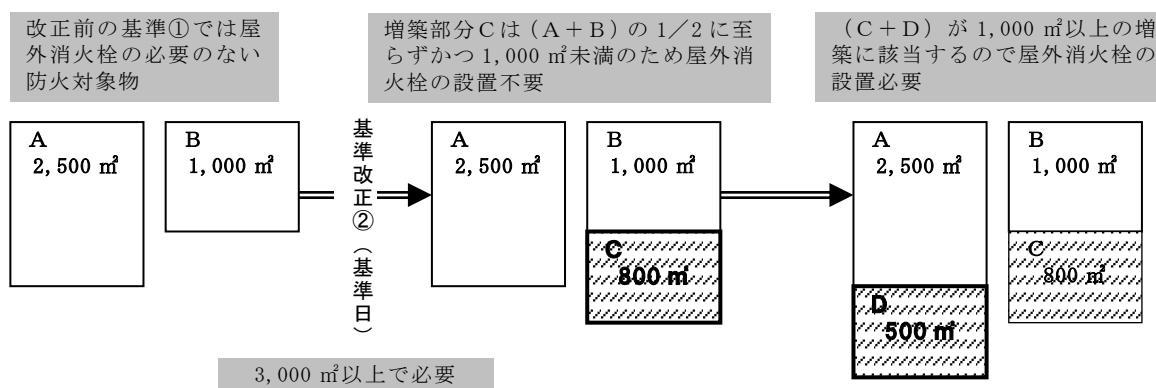
(2)



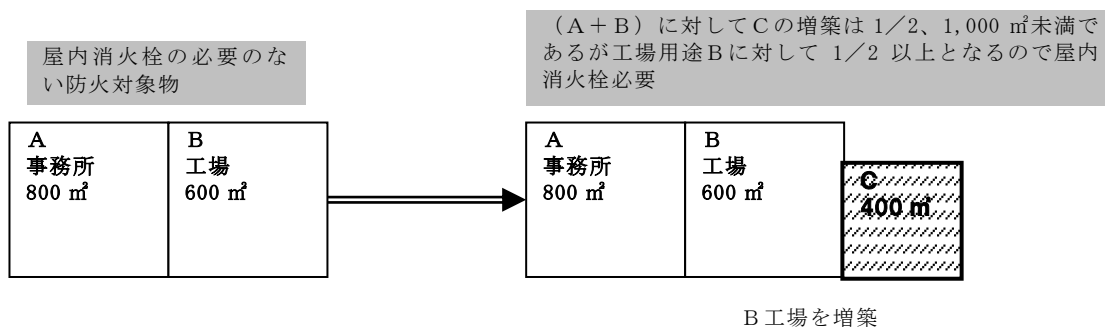
(3)



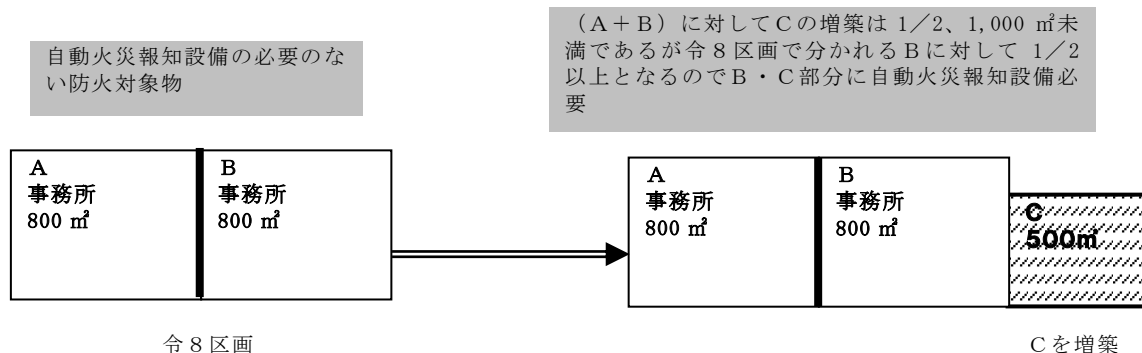
(4)



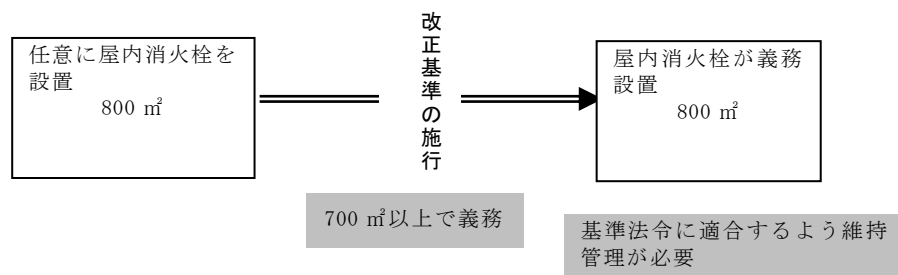
(5)



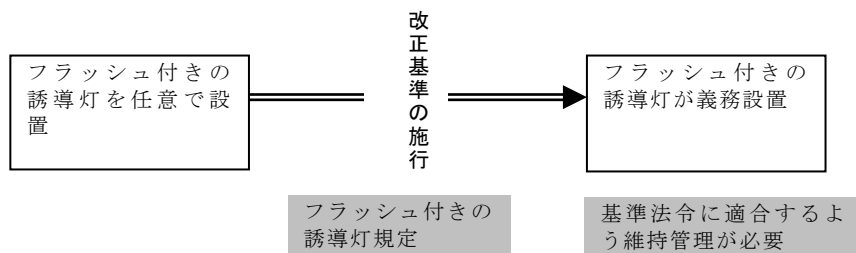
(6)



(7)



(8)



(9) パッケージ型消火設備を設置している防火対象物が (14) 項に用途を変更した場合も法第 17 条の 3 第 1 項の規定が適用され、本来その設置が認められていない既設のパッケージ型消火設備の設置が引き続き認められることになるが、使用者の安全を確保するため、◇屋内消火栓●3(5)の規定を満たすようパッケージ型消火設備の増設又は移設を指導すること。

なお、上記の場合において、指定数量未満の危険物、条例別表第 8 に掲げる数量以上の指定可燃物等又はその他多量の可燃物を貯蔵するものにあつては屋内消火栓設備の設置を強く指導すること。

(10) 昭和 62 年 10 月 2 日の施行令改正により、屋内消火栓設備若しくはスプリンクラー設備（以下この号に置いて「屋内消火栓設備等」という。）が新たに必要となった既存の病院等で、令第 32 条の特例措置により、それらの設備の全てが未設置又は改正後の基

準と異なる屋内消火栓設備等が設置されている防火対象物について増築をする場合は、その増築部分の面積に係わらず既存部分を含めて現行基準の屋内消火栓設備等の設置が必要となるものであること。☆

(11) 危険物規制等が及ばなくなった場合 ☆

危険物の製造、貯蔵又は取扱い量の変更により、危険物施設ではなくなった防火対象物（危険物製造所等の廃止届がされたものが該当する。）又はその部分は、新たに法第 17 条の規制となる防火対象物又はその部分となるものであり、その面積・階数・収容人等によっては非特定防火対象物であっても現行基準の消防用設備等の設置が必要となる。

● 1 面積・階数・高さ

建築物の面積、階数及び高さの算定は、建基令、昭和61年4月30日建設省住指第115号通知によるほか次によること。

(1) 倉庫等の内部に積荷用の棚又は床（人が上がって作業するものに限る。）は、床面積及び階数に算入するものであること。★

(2) 駐車のために供する部分の床面積は、次によること。

ア 床として認識されるもの（グレーチング床等も該当する。）は、車両を駐車する部分の他にこれに接する車路を含めて算出すること。ただし、上階にある駐車場への導入路、傾斜路等で駐車する部分のないものは、駐車場の床面積に含まれないものであること。

イ 機械式駐車場、機械式駐輪場（原動機付自転車を含む。）等床としての認識によりがたい場合の床面積の算定は、消防用設備等（特殊消防設備を除く。）の基準の適用にあたっては、水平投影面積によること。

(3) 地下街の床面積は、公共の用に供される地下歩道と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する地下施設（地下駐車場が併設されている場合は、当該地下駐車場部分を含む。）の部分のほか地上から当該地下街に至る階段及び傾斜路等の部分全てを算入するものであること。

● 2 棟の取扱い ★

(1) 建築物等の屋根、壁又は下屋等が構造的に接続している場合は、接続している建物全体を1棟として取扱う。

単に下屋等が接している場合は、それぞれ別の棟として取扱う。

(2) 雨どい、簡易な看板、配管・配線等が共有して設置されている場合又は接続している場合も別棟の取扱いとして差し支えないものであること。

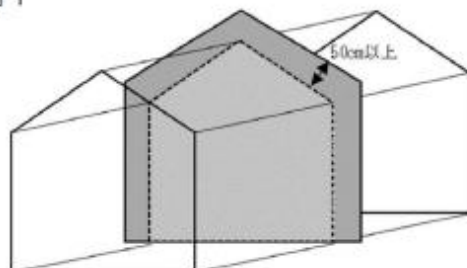
● 3 開口部のない耐火構造の壁等 ★

(1) 規則第5条の2第1号の「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

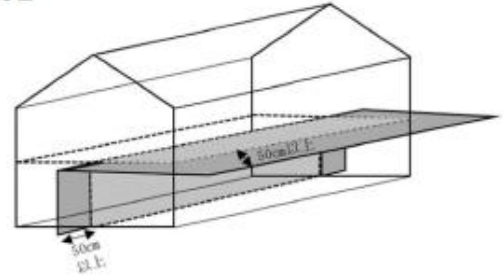
なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられていること。

(2) 規則第5条の2第3号の「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、次の例によること。

例 1

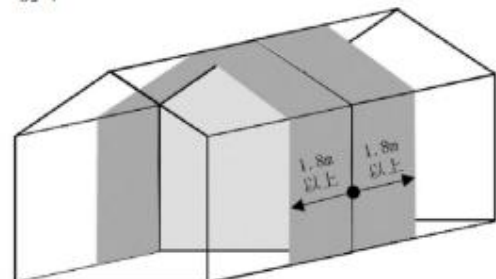


例 2



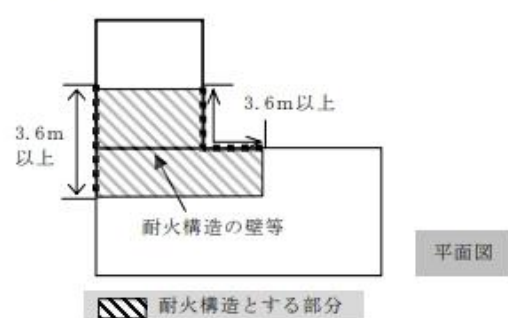
(3) 規則第5条の2第3号の「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅 3.6m 以上の部分を耐火構造とし」について、耐火構造とする範囲は、次の例によること。

例 1



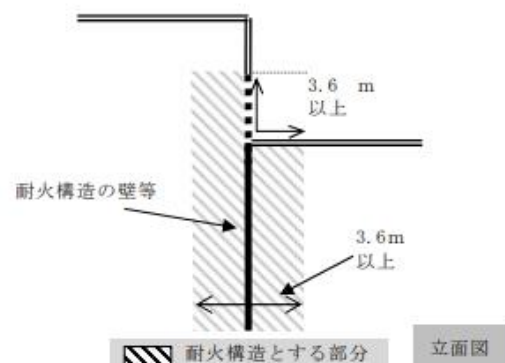
耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となることが望ましい。

例 2



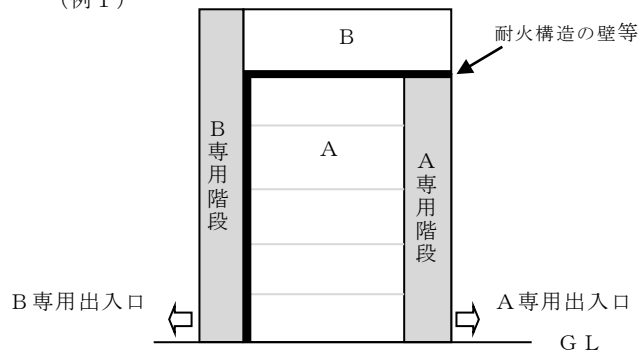
例 3

耐火構造の壁等を介して段差のある場合

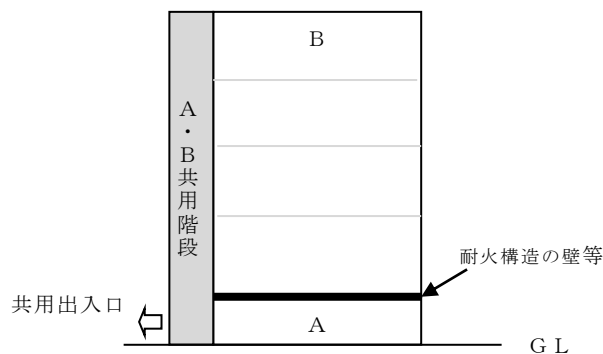


(4) 屋外へ通じる出入口は、他の区画と共有することなく専用となっていること。

(例 1)



(例 2)



例 2 の場合は、令 8 条第 1 項による別棟の取扱いとは認められない。

● 3 渡り廊下 ★

渡り廊下等で接続されている場合の別棟扱いの要件は、令和 6 年 3 月 29 日消防庁告示第 7 号（以下「壁等基準」という。）によるが、その運用は、次によること。

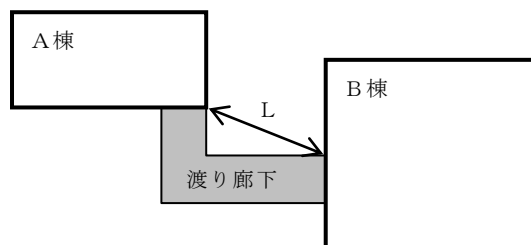
(1) 渡り廊下等部分の面積は接続するそれぞれの棟の延面積で按分して算定し、別棟の取扱いとなるそれぞれの棟（接続階）に加算すること。

◇ (1) 平成 25 年 1 月 1 日追加

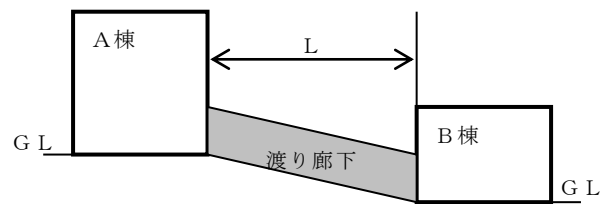
(2) 壁等基準第 3 第 1 号の「有効幅員」とは、渡り廊下の内壁間の距離であること。

(3) 壁等基準第 3 第 2 号の「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」とは、次によること。

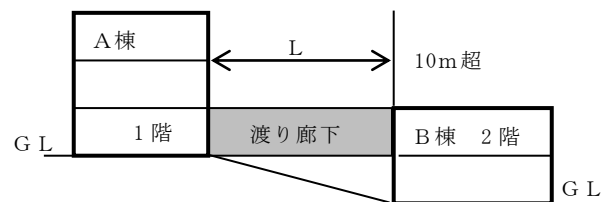
ア 渡り廊下が接続する部分の外壁面間の最短となる距離（L）であること。 ☆



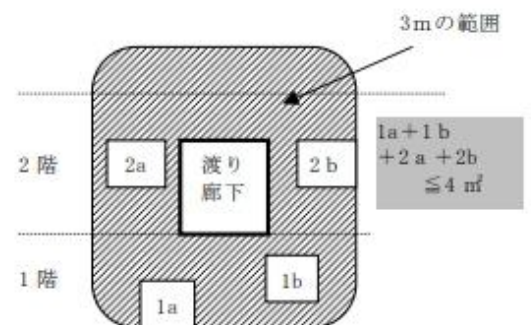
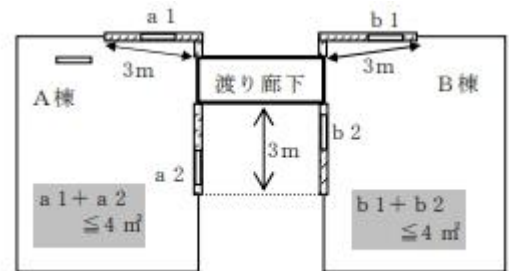
イ 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離であること。 ☆

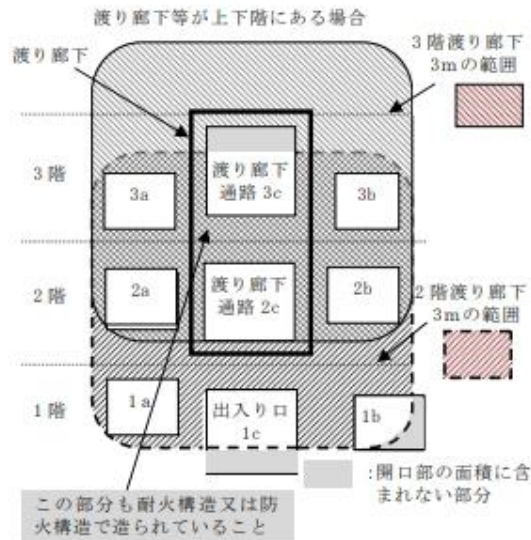


ウ 渡り廊下が接続する部分の階数が異なる場合は、高い側の階数の基準が適用されるものであること。 ☆



(4) 壁等基準第 3 第 2 号(2)の「開口部の面積が 4 m²以内」については、各階ごとに次図のように算定するものであること。





3階渡り廊下については、
 $3a + 3b + 2a + 2b + 2c \leq 4 \text{ m}^2$
 2階渡り廊下については、
 $3a + 3b + 3c + 2a + 2b + 1a + 1b + 1c \leq 4 \text{ m}^2$

※ 複層の渡り廊下の場合、各階毎に各階の渡り廊下の接続部から3mの範囲でそれぞれ判定し、全ての階において3mの範囲内の開口部（渡り廊下接続部内の開口部（上図において2c・3c）も含む。）の合計面積が4㎡以内でなければならない。

なお、上下階の渡り廊下内の接続部分の壁も接続部分から3m以内の範囲は外壁と同様に壁等基準第3第2号(1)イ(耐火構造又は防火構造)によること。

- (5) 壁等基準第3第2号(3)ハ(イ)の「排煙上有効な位置」は、建基令第126条の3の規定に準ずること。
- (6) 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の「渡り廊下の長さ」は、渡り廊下幅員の中心線で判定するものであること。
- (7) 壁等基準第3第2号(3)ハ(ハ)の「非常電源」は、用途規模に係らず◇非常電源に規定する専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備とし、当該設備を30分以上作動させる容量とすること。
- (8) 渡り廊下に下駄箱を設けた出入口、手洗い施設等を設けたものは、壁等基準第3第3号の「通行又は運搬の用途にのみ」には該当しないものであること。

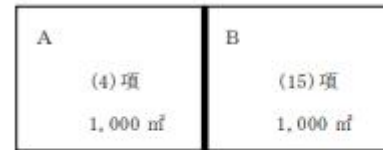
●5 令第8条による設置単位の取扱い ★

- (1) 令第8条の要件により区画された部分は、その区画された部分ごとに、その区画された部分の用途及び区画された部分の面積に応じて消防用設備等を設けること。

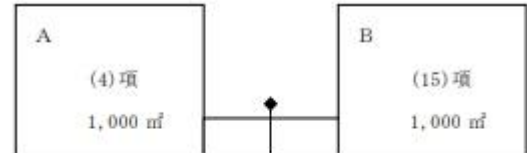
ただし、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

判断例

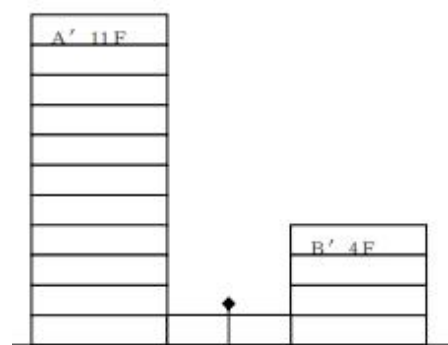
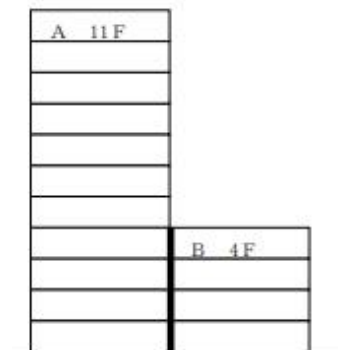
耐火の壁等：— 渡り廊下等：◆



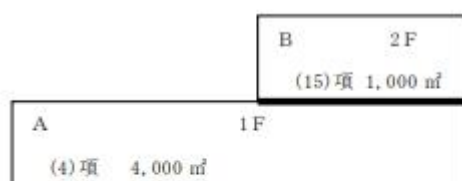
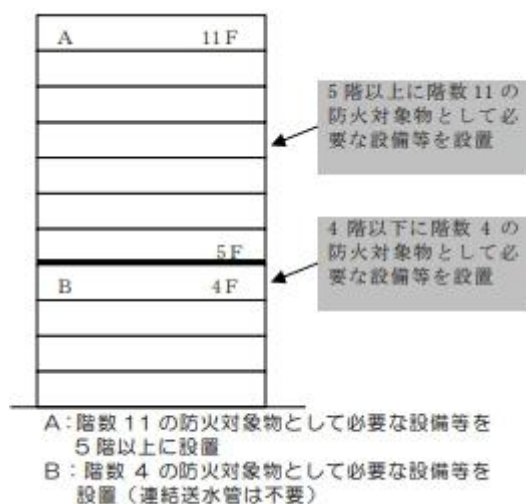
- A：延面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として必要な設備等を設置
 B：延面積1,000㎡の(15)項の防火対象物として必要な設備等を設置



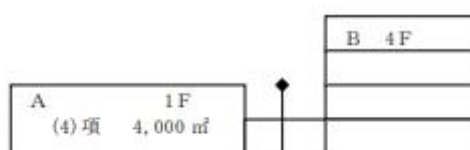
- A：延面積1,000㎡+渡り廊下等の按分した面積を加算して(4)項の防火対象物として必要な設備等を設置
 B：延面積1,000㎡+渡り廊下等の按分した面積を加算して(15)項の防火対象物として必要な設備等を設置



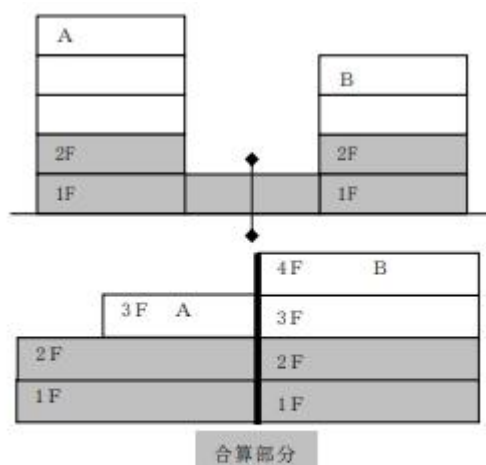
- A、A'：階数11の防火対象物として必要な設備等を設置
 B、B'：階数4の防火対象物として必要な設備等を設置（連結送水管は、不要）



A: 階数1、延面積4,000 m²の防火対象物（(4)項）として必要な設備等を設置（スプリンクラー設備は、不要）
B: 階数2、延面積1,000 m²の防火対象物（(15)項）として2階部分に必要な設備等を設置



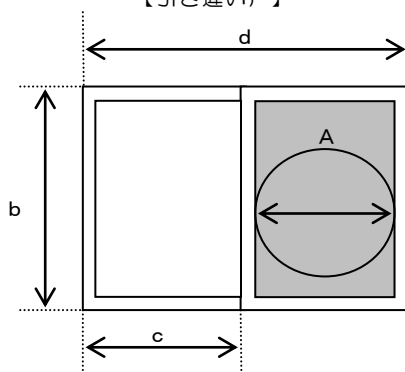
A: 階数1、延面積4,000 m²（渡り廊下按分面積を含む。）の防火対象物（(4)項）として必要な設備等を設置（スプリンクラー設備は、不要）
B: 階数4の防火対象物として必要な設備等を設置



屋外消火栓設備（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）及び消防用水にあっては、令第8条の要件により別棟であっても、AとBの1・2階の床面積を合算して算定する。

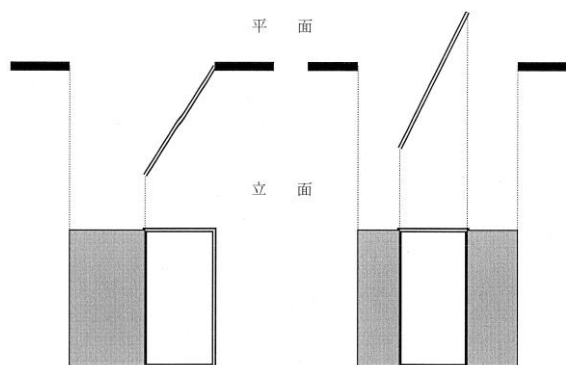
●1 開口部の取扱い★

有効な開口部の判定は、次表によること。

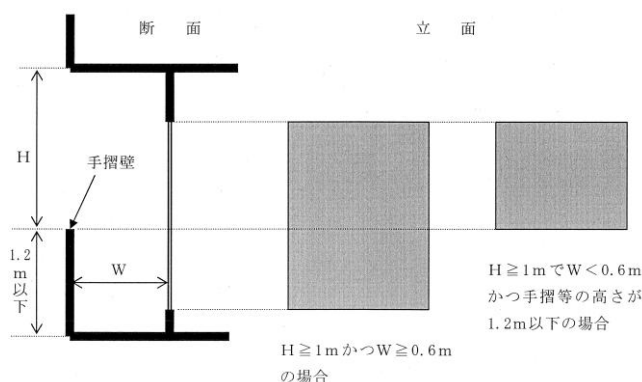
開口部の条件			足場有	足場無	備考
ガラスの種類					
普通ガラス	厚さ 6.0mm以下	引き違い戸	○	○	注)  ○印 = $b \times d$ △印 = $b \times c$ Aは、50 cm以上の円が内接又は 1m以上の円が内接すること。 ただし、次の場合は 50 cm以上の円と同等に取扱う $b = 1.0\text{m}$以上 (足場がある場合 0.65m以上) $c = 0.45\text{m}$以上 (足場がある場合 0.40m以上) 【凡例】 ○…開口部として取扱う △…一部を破壊し、外部から開放できる部分を開口部として取扱う ×…開口部として取扱うことはできない 足場有…避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。 引き違い戸…片開き、両開きを含め、通常は、屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放できるもの。 F I X…はめ殺しをいう。 F L…フロートガラス P V B…ポリビニルブチラール ※ 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）並びにポリエチレンテレフタレート製フィルム（JIS A5759に規定するもので、厚さ 100μm（0.1mm）以下のものに限る。）又は塩化ビニル製フィルム（厚さ 400μm（0.4mm）以下のものに限る。）を貼付したガラスを用いた開口部については、基板となるガラスを本表（線入り・網入りガラスは、厚さ 6.8mm以下のものに限る。）により判断する。 ※ 複層ガラスで中間層に格子が入っているもの（格子の間隔が概ね 20cm×20cm以上で、上記【凡例】引き違い戸の例によるものに限る。）は、ガラスの厚さが規定以下であっても足場の有無にかかわらず「△」として取扱う。（◇無窓階○避難上又は消火活動上有効な開口部における格子入複層ガラスの取扱いについてを参照） ※ ガラス等の内側又は外側に格子等が取り付けられているものは、その格子について器具を用いることなく容易に取り外せるものに限る、有効な開口部の面積に影響を与えないものとして取扱って差し支えないこと。 ※ 「△」の開口部に用いる施錠（固定）装置は、鍵を用いることなく開放できるものであること。
		F I X	○	○	
	厚さ 10.0mm以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
鉄線入・鉄網入り板ガラス	厚さ 6.8mm以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	厚さ 10.0mm以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
強化・耐熱ガラス	厚さ 5.0mm以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
合わせガラス	FL 厚さ 6.0mm 以下 + PVB30mil（膜厚 0.76mm） + FL 厚さ 6.0mm 以下		△	△	
	網入厚さ 6.8mm 以下 + PVB30mil（膜厚 0.76mm） + FL 厚さ 5.0mm 以下		△	△	
	引き違い戸	FL 厚さ 5.0mm 以下 + PVB60mil（膜厚 1.52mm） + FL 厚さ 5.0mm 以下	△	×	
		網入厚さ 6.8mm 以下 + PVB60mil（膜厚 1.52mm） + FL 厚さ 6.0mm 以下	△	×	
		FL 厚さ 3.0mm 以下 + PVB60mil（膜厚 1.52mm） + 型板厚さ 4.0mm 以下	△	×	
		F I X		×	×
	複層ガラス	構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除く）により評価し全体の判断を行う。			
ガラス入り扉	ガラス部分の一部を破壊し、外部から開錠して開けられる場合			○	
シャッター	軽 量	手動式		○	
		電動式 非常電源付		○	
	重 量	水圧開放式（●4参照）		○	
		電動式 非常電源付		○	
オーバースライダー	手動式			×	
	手動式 水圧開錠付			○	
	電動式 非常電源付			○	

● 2 有効な開口部

(1) 突き出し窓、回転窓



(2) 外壁面にバルコニー等がある場合 ☆



(3) 踏み台を設けた場合

次のア～オのすべてに適合する場合は有効な開口部として算定可能とする。 ☆

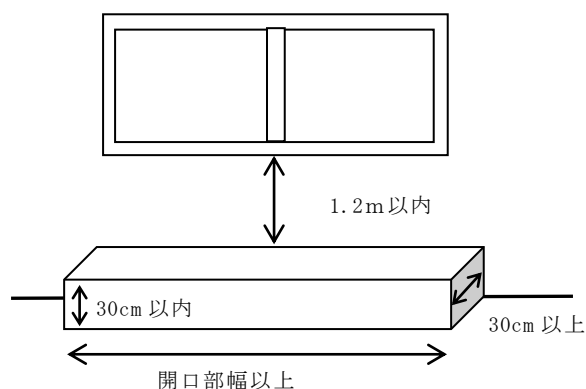
ア 踏み台上面から開口部の下端までの高さは 1.2m 以内である。

イ 踏み台は不燃材料で造られていること。

ウ 壁面とすき間が無く、床面に固定されていること。

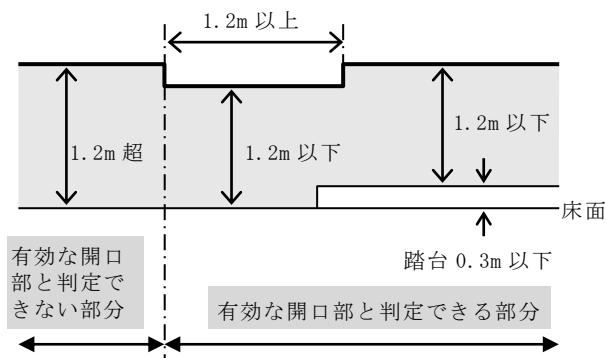
エ 踏み台は高さ 30cm 以内、奥行き 30cm 以上、幅は開口部以上の幅以上であること。

オ 避難上支障なく設置されていること。



カ ベランダ等の手摺側に踏み台を設ける場合も前記オの例によるが、部分的に段差を設ける場合は次図によること。 ☆

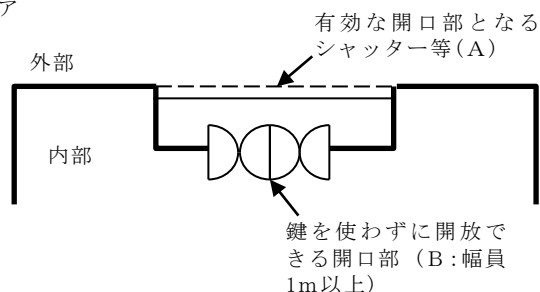
なお、部分的に中間部の手摺の高さを 1.2m 以下とする場合は、その部分の幅を 1.2m 以上とした場合に床面からの開口部を有効な開口部とすることができる。



(4) 二重に扉等が設けられている場合 ☆

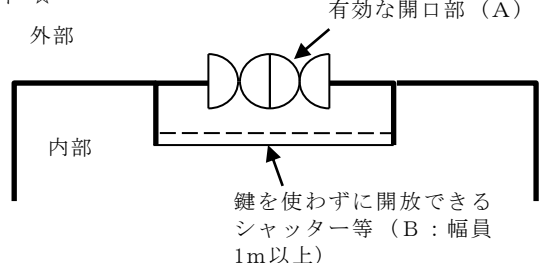
次の場合は有効な開口部として算定する。

ア



(A) が有効な開口部となる。

イ ☆



(A) が有効な開口部となる。

(5) 開口部に手摺りが設けられている場合

次のア～ウのすべてに適合する場合は、消防法施行規則第 5 条の 3 第 2 項第 3 号「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から解放し」に該当するものであること。

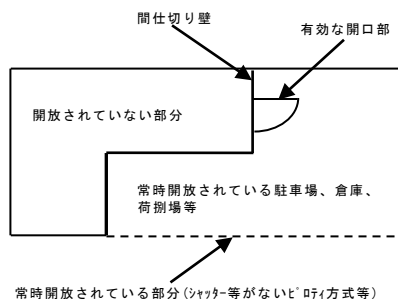
ア 材質について、火災の際、熱で変形し解除できなくなることにより内部からの避難及び外部からの解放の妨げとならないものであること。(ステンレス、アルミ等)

イ 消防隊が特殊な工具を使用せずに解除できる一動作式のものであること。(サムターンのような 90° ダイヤル回転式が望ましい。)

ウ 内部及び外部から容易に開放できること。(おおよそ 3 秒以内)

● 3 無窓階判定の単位

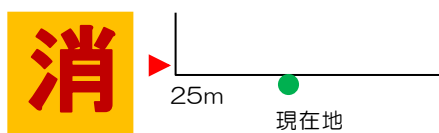
- (1) 渡り廊下部分の有効な開口部は、その渡り廊下により別棟の取扱いとなるそれぞれの棟の延面積で按分し、その面積をそれぞれの棟に合算できるものであること。 ☆
- (2) 常時開放されている駐車場、倉庫、荷捌場等で、間仕切り壁に有効な開口部がある場合は、常時開放されている部分も有効な開口部とし、駐車場、倉庫、荷捌場等の部分も含めた全体の床面積で判定することができる。



● 4 水圧開放装置

水圧開放装置は、消防隊の注水によってシャッター等を開放する装置のことで、構造及び性能等は、次によること。

- (1) 開放方式は、次によること。 ☆
 - ア シャッター等の施錠を開放するもの
 - イ シャッター等を直接開放するもの
 - ウ シャッター等の開放用電動モーター（◇非常電源に規定する自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備による非常電源が設けられているものに限る。）を起動させるもの
- (2) 結合金具は、呼称 65 の差込式の受け口とすること。
- (3) シャッター等を直接開放するものにあつては、過巻き込みを防止する措置がとられていること。
- (4) シャッター等を直接開放するものにあつては、送水を停止してもシャッター等が自重で閉鎖しないものであること。
- (5) 送水口は、地盤面から 0.5m 以上 1.0m 以下の場所に設けること。 ☆
- (6) 送水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示する標識を設けること。 ☆
- (7) 送水口は、水圧開放するシャッター等の直近に設けること。やむを得ず当該シャッター等から容易に見通せない場所に送水口を設ける場合は、当該シャッター等に送水口の位置を示す案内図を設けること。



※ 案内図の例

- (8) 送水することにより、電気によって解錠するものにあつては、一つの送水口で複数のシャッター等を開放できるものとする。 ☆
- (9) 財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品であること。

● 5 水圧開錠装置

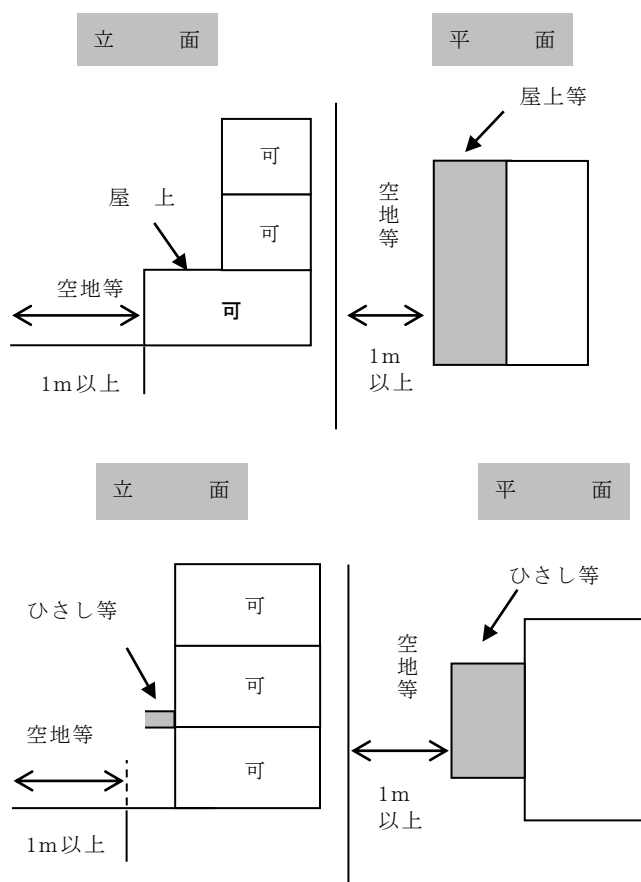
水圧開錠装置は、消防隊の注水によってシャッター等に設けられた鍵を開錠する装置のことで、構造及び性能等は、次によること。

- (1) 注水口は、地盤面から 0.5m 以上 1.5m 以下の場所に設けること。
- (2) 注水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示する標識を設けること。 ☆
- (3) 財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品であること。

● 6 通路その他空地の取扱い

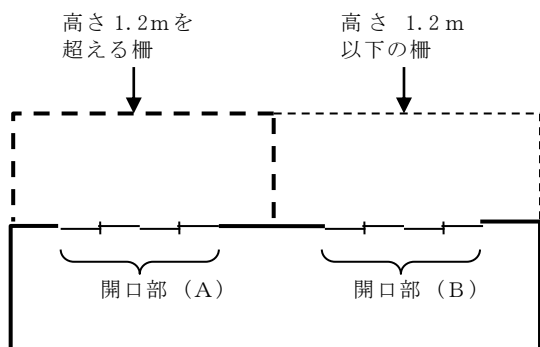
規則第 5 条の 3 第 2 項第 2 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋上・バルコニー又はひさし等が設けられている場合の上階部分は、屋上・バルコニー又はひさし等の端部から幅員 1m 以上の空地等が確保されている場合にあつては、避難及び消火活動上有効な開口部として算定できること。 ☆

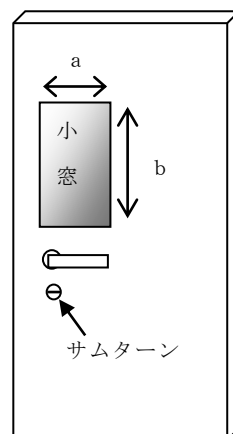


- (2) 樹木、池等が開口部の前面にはないが、通路等となる空地の幅 1m 以内の部分にある場合は、避難及び消火活動等に支障が無い場合に限り認められるものとする。ただし、芝生や花壇の草花の様に背丈が高くなると認められるものにあつては、有効開口部の前面にあつても支障ないものとする。 ☆

- (3) 道路等に通じる空地に1.2mを超える高さの塀や柵等(1.2m以下であっても有刺鉄線や侵入又は脱出を妨げる措置が取られたものも含む。)を設けた部分の開口部は、有効な開口部とは認められないものであること。



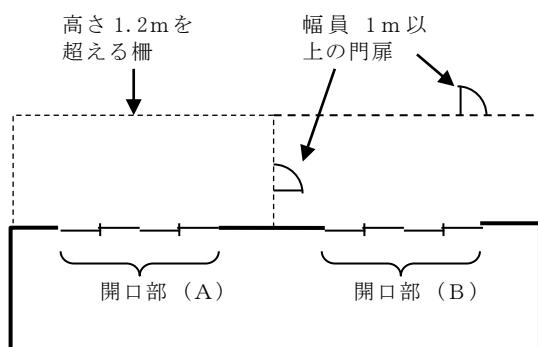
開口部 (A) は有効な開口部として認められない。



a = 20cm 以上
b = 40cm 以上

※ 小窓にガラスを設ける場合にあつては、普通ガラスは厚さ 6.0mm 以下、鉄線入り及び鉄網入り板ガラスは厚さ 6.8 mm 以下とすること。

- (4) 道路等に通じる空地に地盤面から1.2mを超える高さの門扉等を設ける場合は、開放したときの幅員を1m以上とし、施錠(固定)装置は、鍵を用いることなく開放できるものであること。



開口部 (A) 及び (B) は、共に有効な開口部として認められる。

● 7 什器等の取扱い

店舗等において、開口部に設置する什器等で次の条件を全て満たすものは、その開口部を有効開口部とすることができる。

- (1) 高さ 1.5m、幅 2m、奥行 0.6m 以下であること。
- (2) キャスター付きで、ロック機能が無いこと。
- (3) 一般の人が1人で3秒以内に1m以上移動させることができること。

● 8 鉄扉等に設ける破壊用の小窓

一部を破壊してサムターン等の施錠装置(以下「施錠装置」という。)を開放することにより有効な開口部とする場合は、次によること。 ☆

- (1) 小窓の大きさは横 20cm 以上、かつ、縦 40cm 以上
- (2) 小窓に用いるガラス等は普通ガラス厚さ 6.0mm 以下若しくは鉄線入り・鉄網入り板ガラス 6.8mm 以下等の容易に破壊できるもの
- (3) 施錠装置は小窓の下端から 25cm 以内

● 1 収容人員の算定

収容人員の算定は、規則第1条の3の規定によるほか次によること。

- (1) 規則第1条の3第1項表中の令別表第1(1)項の「客席の部分」とは、観客等が観覧等の用に供する部分をいうが、そのうちの通路部分は収容人員の算定部分から除くものであること。
- (2) 規則第1条の3第1項表中の令別表第1(1)項の「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいう。なお、ソファ等で常時同一の場所に置かれ、容易に移動できないものも該当するものであること。 ☆
- (3) 前記(2)の「容易に移動できないもの」とは、一般の人が1人で3秒以内に1m以上移動させることができないものをいう。
- (4) 規則第1条の3第1項表中の令別表第1(1)項の「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の非固定式のいす席の部分及び寄席等の敷席をいう。
- (5) 規則第1条の3第1項表中の令別表第1(1)項の「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客等が立って観覧等の用に供する部分をいうが、そのうちのいす席の延長部分及び出入口の扉の回転部分は収容人員の算定部分から除くものであること。
- (6) 廊下（病院等で待合室的に使用する部分は、除く。）、階段及び便所は、収容人員の算定部分から除くものであること。
- (7) セレモニーホール、旅館、ホテル等の会席場・食堂等の部分で、利用者が当該防火対象物の従業者及び会葬者・宿泊者等に限定されるものにあつては、当該部分の算定人員を全体の収容人員に含めないものであること。
なお、この場合において階ごとに算定する場合は、当該部分を3㎡で除するものとし、その数が全体の収容人員の数を超える場合にあっては、その階の収容人員は、全体の収容人員の数であること。
- (8) 長いす、立見席及びその他の算定対象部分が複数あるときは、それぞれの長いす、いす席及びその他の算定部分ごとに算定したもの（1未満の端数は切り捨てる。）を合算すること。
- (9) ピアガーデン等屋上を使用する場合は、その部分の面積等により収容人員を算定すること。

● 2 従業者

従業者の数は、次によること。

- (1) 正職員又は臨時職員の別を問わず平常時における最大の勤務者数とすること。ただし、3日以内の臨時及び短期の雇用者は、従業者数に含まないものであること。
- (2) 交代勤務者は、交代時ではなく通常の勤務状態での最大の勤務者数とすること。ただし、交代を含めて2時間以上重複して勤務する場合は、交代時を含めて最大となる勤務者数とすること。
- (3) 固有の机を持つ外勤者は、従業者数に含まれるものであること。
- (4) 複数階で勤務するものは、階ごとの算定には含まれるものであるが、全体の収容人員に重複して算定はしないものであること。
- (5) 従業者のみが利用する会議室、社員食堂等の多数の者が一時に使用する部分の収容人員の算定にあっては、その部分を3㎡で除して得た数を当該部分の従業者数とするが、その数が全体の従業者数を超える場合は、全体の従業者数を当該階の従業者数とすること。

● 3 防火対象物別の収容人員の取扱い ☆

- (1) 施行令別表第1(1)項
結婚式場、葬祭場等で、同一階において葬儀等に使用する部分と宴会・会席等に使用する部分が同時に使用されることがないものは、いずれか大なる数をその階の収容人員とすること。
- (2) 施行令別表第1(2)項

ア ボーリング場のレーン部分は、レーンに付属する固定式のいす席の数 ☆

イ ビリヤード台は、1台につき2人 ☆

ウ マージャン台は、1台につき4人 ☆

エ ルーレット台等の人数が限定されないものは、当該台の寄付き部分を0.5㎡で除した数

オ 機械器具の使用人数によりがたい場合は、その遊戯に使用する部分の床面積を3㎡で除した数

(3) 施行令別表第1(4)項

規則第1条の3第1項表中の令別表第1(4)項の「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（便所等は除く。）をいい、売場内の商品陳列ケース及び通路部分を含むものであること。ただし、床等に固定された容易に移動できない陳列ケース部分は除くことができるものであること。 ☆

(4) 施行令別表第1(5)項

ア ダブルベッド及び2段ベッドは、ベッド数を2とすること。

イ 規則第1条の3第1項表中の令別表第1(5)項の「簡易宿泊所」とは、ユースホステル、山小屋及び簡易宿泊所の類をいうものであること。

ウ 規則第1条の3第1項表中の令別表第1(5)項の「主として団体客を宿泊させるもの」とは、構造及びその利用の実態から団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの又は通常時に宿泊者1人当たりの床面積が概ね3㎡程度の使用状態となるものをいう。

エ 1つの客室に和室と洋室が混在するものは、それぞれの部分について算定した数を合算すること。ただし、スイートルーム等で、これらが同時に使用されないことが明らかなものは、この限りでない。

オ 和式の場合の宿泊室の面積には、床の間、浴室及び便所等は含まれないものであること。

カ 簡易宿泊所等で客室が3㎡未満の場合は、当該客室の収容人員を1人とすること。

キ 共同住宅等で、消防同意時に収容人員の確定していない場合は、次によること。

(ア) 居室の数が1:1人

(イ) 居室の数が1で、その部分の面積が50㎡以上:2人

(ウ) 居室の数が2:2人

(エ) 居室の数が3以上:3人

なお、ダイニングキッチンが居室として数えること。

ク メゾネット式の共同住宅部分については、住戸ごとに主たる出入口のある階に各階の居住者数について合算したものをその階の各住戸の収容人員とすること。例えば、1階に主たる出入口があるメゾネット式の共同住宅の場合は、1階から3階までの各階の収容人員の合計が1階の収容人員となり、2階及び3階の収容人員は0人となる。

(5) 施行令別表第1(6)項

ア 規則第1条の3第1項表中の令別表第1(6)項の「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、手術室及び治療室は、含まれないものであること。

イ 規則第1条の3第1項表中の令別表第1(6)項の「病床」とは、収容患者の寝床をいい、ベッド数を収容人員の数とし、畳式の場合にあっては、通常時の当該部分の収容者数とすること。従って専ら診察又は診療の用に供するベッド、診察台は病床には該当しない。 ☆

ウ 産婦人科にあっては、未熟児又は新生児を収容する施設数も収容人員に含まれるものであること。 ☆

エ 廊下を待合室として使用する場合は、廊下の部分を待合室の面積として算定すること。ただし、廊下の規模、使用方法等から、前記の算定方法では防火対象物の実態に即しないと判断できる場合（総合病院などの廊下で比較的規模が大きいも

の等)は、建基令第119条で規定する幅を除いた部分を待合室の面積として算定すること。 ☆

(6) 施行令別表第1(9)項

ア 規則第1条の2第1項表中の令別表第1(9)項の「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、ボイラー室等は、含まれないものであること。

イ 浴場に付属するトレーニングルーム等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

(7) 施行令別表第1(10)項

車両の駐車場の従業員には、付属する売店等の従業員も含まれるものであること。

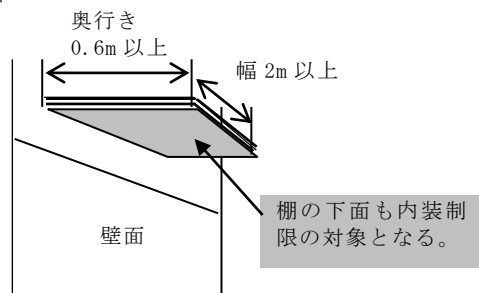
(8) 施行令別表第1(17)項

ア (17)項の防火対象物は(17)項に掲げる防火対象物又はその部分であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることから、消防用設備等の収容人員の算定については、(17)項を含め、それぞれの用途で算定し、いずれの用途をも満たす消防用設備等を設置すること。

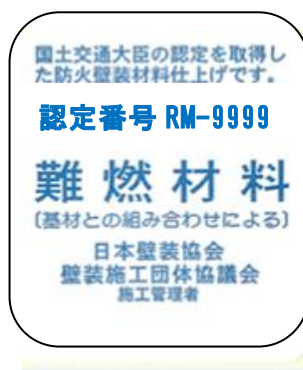
イ 防火管理等に係る全体の収容人員は、(1)項から(16)項又は(17)項で算定したうちの大なる数とすること。

● 1 内装制限の対象

- (1) 令第 11 条第 2 項の「室内」とは、単に居室（建基法第 2 条第 4 号の居室で、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。）だけではなく、廊下、階段室、押入れ、クローゼット、便所及び内部に条例で規定する火を使用する設備（社団法人日本電気工業会の自主認定を受けた天井組込型浴室衣類乾燥機・暖房機を除く。）を設けた浴室も含まれるものであること。
- (2) 令第 11 条第 2 項の「壁及び天井」には、次のものが含まれる。
- ア 天井まで届かない恒常的に固定された簡易間仕切り ☆
 - イ 大広間等に設ける可動間仕切り ☆
 - ウ トイレブース
 - エ 奥行き 0.6m 以上で、かつ、横幅 2m 以上（当該棚が複数あって、相互に 1m 以上の離隔がないものは連続した棚とみなす。）の固定式の棚の下面



- (3) 内装の状態を確認しやすいよう、防火施工管理ラベルを貼るよう指導すること。



● 2 内装に使用される塗料について ☆

平成 14 年 6 月施行の建基法により通則認定制度が廃止され、塗料についても不燃材料、準不燃材料及び難燃材料に区分されるため、仕上げ材に用いる塗料についても難燃材料以上のものとする。

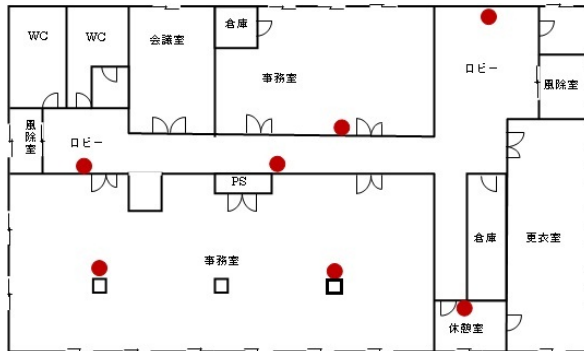
● 1 設置消火器具

防火対象物又はその部分には、施行令別表第 2 において適応する消火器（通常は、粉末 ABC10 型以上）を設置指導すること。

● 2 設置場所

(1) 施行令第 10 条第 2 項第 2 号の「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、歩行距離を満たす範囲で、次の箇所をいう。

- ア 居室の出入り口や廊下
- イ エントランス、ロビー等の共有部分



設置例

(2) 規則第 9 条第 1 項第 2 号の「変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次の場所をいう。

- ア 容器本体、その他の部品が著しく腐食するおそれのない箇所
- イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない箇所 ★
- ウ 乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩は、雨水等のかからない場所で、地盤面又は床面から 10cm 以上となる箇所

(3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近に置くこと。

(4) メゾネット式（3 階層までのものに限る。）の共同住宅においては、主たる出入り口のある階の共有部分に各階に必要な消火器具をまとめて設置することができる。

● 3 付加設置

付加設置は、施行令及び条例により消火器具が必要な対象物に設置するものであり、その取扱いはこちらによること。

(1) 少量危険物及び指定可燃物

規則第 6 条第 3 項の規定により、少量危険物（第 1 類の危険物でアルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの、第 2 類の危険物で鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの、第 3 類の危険物及び第 5 類の危険物を除く。）又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設置する消火器は、A 火災及び B 火災に対応する粉末消火器で、10 型のものとする。☆

(2) 電気設備

規則第 6 条第 4 項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

- ア 高圧又は特別高圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 2 条第 2 号又は第 3 号に規定する高圧又は特別高圧をいう。以下同じ。）の変電設備（全出力 50kW 以下のものを除く。）
- イ 急速充電設備（全出力 50kW 以下のものを除く。）
- ウ 燃料電池発電設備（条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）
- エ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第 12 条第 4 項に定めるものを除く。）
- オ 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800AH・セル未満のものを除く。）

(3) 火気を使用する場所

規則第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。

- ア 熱風炉
- イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- ウ 据付面積 2 m²以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が 21kW 以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- オ 入力 70kW 以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- カ ボイラー又は入力 70kW 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- キ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- ケ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- コ 火花を生ずる設備
- サ 放電加工機

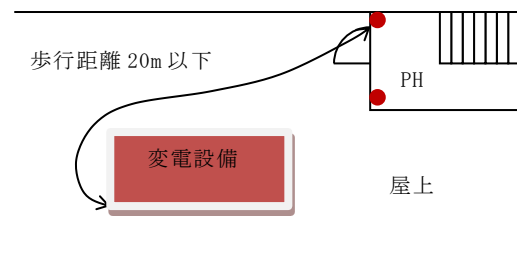
(4) 付加設置を要する部分には、当該付加設置を要する部分の消火に適応するものとされる消火器具を、規則第 6 条第 3 項から第 5 項までに定めるところにより設置すること。

ただし、規則第 6 条第 3 項又は第 5 項の規定にかかわらず、令第 10 条第 1 項及び規則第 6 条第 1 項の規定に基づき設置される消火器（以下（4）において「付加設置以外の消火器」という。）が、同条第 3 項又は第 5 項の規定により付加設置を要する部分（規則第 6 条第 4 項に係るものを除く。以下（4）において同じ。）に設置すべき消火器具と同一の適応性を有し、かつ、当該付加設置以外の消火器の能力単位の数値と付加設置を要する部分に設置する消火器の能力単位の数値の合計数及び当該付加設置以外の消火器に至るまでの歩行距離が規則第 6 条第 3 項又は第 5 項及び同条第 6 項第 1 号（同条第 1 項に係るものを除く。）又は第 3 号の規定に適合する場合にあつては、令第 32 条の規定を適用し、付加設置を要する部分に消火器を 1 個以上設けることをもって足りるものとすることができる。

(5) 令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の屋上又は防火対象物に付随する屋外において、次に掲げる設備が設置されている場合は、当該設備のある場所の各部分から、一の消火器具に至る歩行距離が 20m 以下となるように消火器具を設置すること。

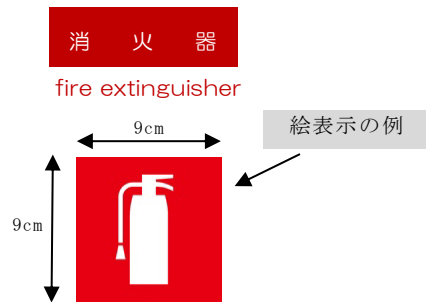
（第 1－7 図参照）

- ア 熱風炉、多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉若しくは据付面積 2 m²以上の炉
- イ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- ウ 高圧又は特別高圧の変電設備（地上用変圧器（パットマウント変圧器）、集合住宅用変圧器及び全出力 50kW 以下のものを除く。）
- エ 燃料電池発電設備（条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）
- オ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第 12 条第 4 項に定めるものを除く。）
- カ 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800AH・セル未満のものを除く。）



● 4 標識

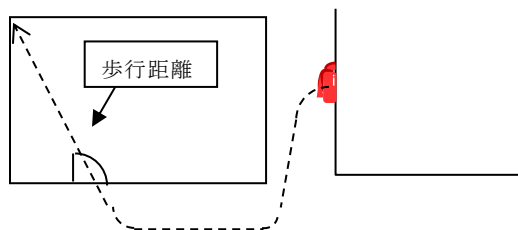
- (1) 標識は、原則、赤地に白文字で 8 cm×24 cm 以上の大きさとすること。 ☆
- (2) ボックス内に収容してあり、本体が視認できない場合は、努めて絵表示を併記すること。



- (3) 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合で、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本産業規格をいう。）Z 8210 に定める消火器のピクトグラム（絵表示）を設けた場合は、令 32 条の規定を適用し、規則第 9 条第 1 項第 4 号の標識を設けないことができる。

● 5 設置単位等

- (1) 能力単位の数値が複数の要素により成り立つものについては、（水バケツにあつては、容量 8 リットル以上のも 3 個、乾燥砂にあつては、スコップを有する 50 リットル以上等）それらを一つの消火用具として同一場所にまとめて設置する必要がある、その中心部分から歩行距離 20m を判定すること。 ★
- (2) 歩行距離は、壁や歩行の障害となる物品を避けて、実際に人が歩く動線により測定すること。 ★



- (3) 能力単位は、規則第 6 条第 3 項の少量危険物又は指定可燃物のうち、B 火災（油火災）に適応する消火器具を設置する場合に限り B 火災に対する能力単位の数値とし、規則第 6 条第 4 項の電気設備を除くこれ以外の場合については A 火災（普通火災）に対する能力単位の数値で算定すること。 ★
- (4) 規則第 9 条第 1 号の「高さが 1.5m 以下」とは、消火器具全体のうち最も高くなる部分が高さ以下であることをいう。 ★
- (5) 規則第 11 条第 2 項の「換気について有効な開口部」とは、開口部が床面から天井までの高さの 1/2 以下の位置にあり、有効に外部へ換気できるものであることをいう。 ★

● 1 設置消火栓

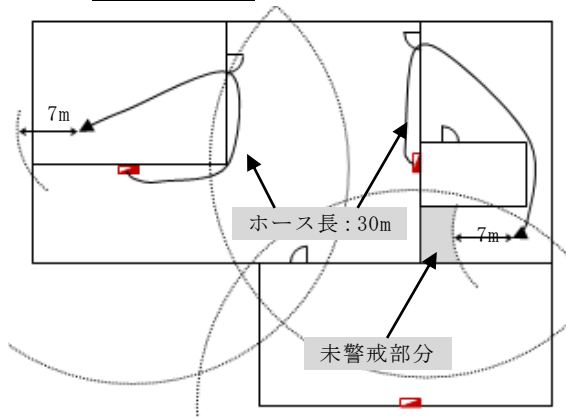
- (1) 新規の防火対象物又はその部分には、易操作性 1 号消火栓又は用途に応じて広範囲型 2 号消火栓・2 号消火栓の設置を指導するものであること。
- (2) 同一防火対象物での 1 号消火栓、易操作性 1 号消火栓、広範囲型 2 号消火栓又は 2 号消火栓の混在は認められないこと。ただし、改修等により、順次 1 号消火栓から易操作性 1 号消火栓等に改造する場合は、その限りではない。その場合でも、できる限り同一階又は同一区画内での混在は避け、操作性を統一させること。
- (3) 施行令第 11 条第 3 項第 1 号ロの「有効に放水できる長さ」とは、それぞれのホース接続口の包含円の範囲内において、実ホース長さに放水距離（1 号（易操作性含）及び広範囲型 2 号は 7 m、2 号は 10 m とする。）を加えて消火できる長さをいう。★

（例）易操作性 1 号消火栓

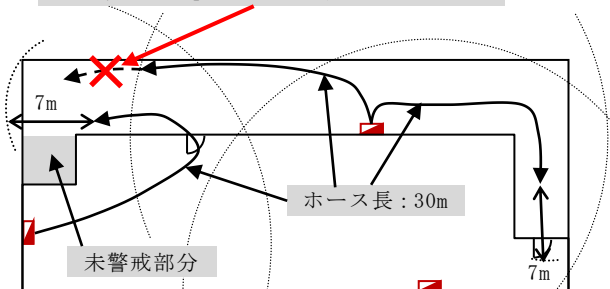
ホース長：30 m、放水距離：7 m

よって有効放水長は最長で 37 m となる

※ただし、それぞれのホース接続口の包含円の範囲内に限る



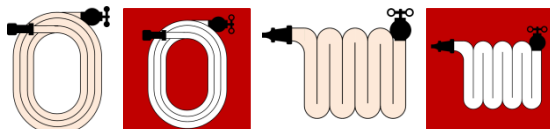
包含円の範囲外はホースが届く場合でも「有効に放水」ができる部分に該当しない



● 2 消火栓箱

(1) 構造等

- ア 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成 25 年 3 月 27 日告示第 2 号）第 3 第 1 号の構造とは、厚さ 1.6mm 以上の鋼製又は強化ガラスと同等の強度を有するものとする。
- イ 外面の仕上げには、難燃材料以上の防火性能を有するものを全面に貼ることができるが、下図の例を参考に絵表示を設置すること。



ウ 扉の大きさ及び箱の奥行きは、弁の操作、ホースの延長及びホースの収納に支障のないものとする。

エ 扉の開閉方向は、ホースの主たる延長方向に支障のない向きに開放できるものとする。

オ 消火栓箱は、周囲の環境に対して認識しやすいものとする。

カ 天井設置型消火栓は、床スラブ等の構造材に強固に固定すること。★

キ 天井設置型消火栓の降下装置は、次によること。

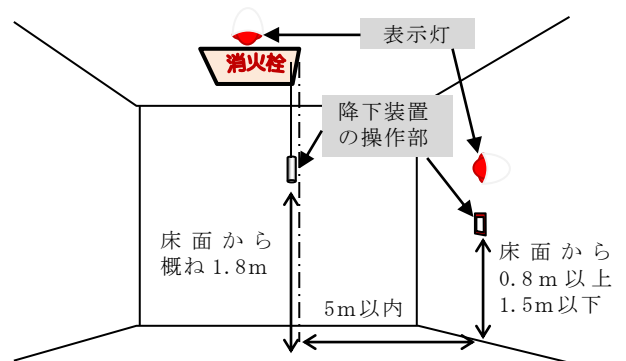
(ア) 天井設置型消火栓が設置されている場所を容易に見通せる概ね水平距離 5 m 以内の壁又は天井から吊り下げて設けること。★

なお、降下装置は、降下する消火栓と操作する人が干渉しない位置とすること。★

(イ) 降下装置の高さは、壁面に設ける場合は床面から 0.8 m 以上 1.5 m 以下、天井から吊り下げる場合は床面から概ね 1.8 m の高さとする。

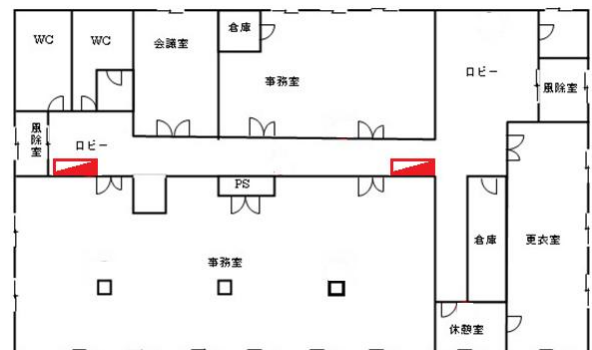
(ウ) 降下装置の操作部を壁等に設ける場合は、規則第 12 条第 1 項第 3 号の規定による赤色の灯火をその上部に設けること。

(エ) 降下装置の操作部又はその直近には、降下装置の操作部である旨を表示すること。★



(2) 設置場所等

ア 原則として廊下、ロビー等の共用部分の見やすい箇所及び避難口又は階段に近い場所で、ホースの延長に際し支障のない位置に設置すること。



設置例

イ 室に設けるスペースがない又は廊下がほとんど踊り場に設けなければならない階の場合で、上階又は下階の消火栓で有効に警戒できる場合は、令第 32 条の規定を適用して当該階に設置しないことができる。★

(3) 表示等

- ア 消火栓の赤色灯火は、消火栓箱の上部（天井設置型を除く。）に設けること。
- イ 消火栓箱の前面に設ける規則第10条第1項第3号イの表示は、識別しやすい色で、かつ、1字につき50平方cm以上の大きさで「消火栓」（2号消火栓にあっては、「消火栓」又は「2号消火栓」）と表示すること。★
- ウ ホースを格納する扉の表面の引き手側上部には、易操作シール（1人操作可能なものに限る。）を貼付し、裏面には、操作方法を明記したものを表示すること。
- エ 連結送水管の放水口を併設するものにあつては、前記(1)、(2)によるほか消火栓箱の前面には、赤地に白文字で「放水口」と表示する10cm×30cm以上の大きさの標識を設けること。
- オ 自動減圧仕様の易操作性1号消火栓には、社団法人日本消防放水器具工業会の自動減圧仕様を表す認識ラベルを品質評価（認定評価）マーク付近に貼付すること。

● 3 パッケージ型消火設備

- (1) 表示灯の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにすること。
ただし、他の消防用設備等の電源と共有する場合で、他の消防用設備等に障害を及ぼすおそれがないときは、共有できる。
- (2) パッケージ型消火設備は、日本消防設備安全センター等による認定品とすること。
- (3) 平成16年消防庁告示（以下「パッケージ告示」という。）第3各号の「煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは、次のアからウまでのすべてに適合する場所であること。
 - ア 火災の際煙が有効に排除でき安全に初期消火を行うことができる、次のいずれかに該当する場所であること。
 - (ア) 外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有する場所
 - (イ) 建基準法施行令第126条の3に規定する排煙設備が設けられている建築物又は建築物の部分
 - (ウ) 建基準法施行令第126条の2各号に掲げる建築物又は建築物の部分
 - ※ 平成12年建設省告示第1436号に掲げる部分を含む（建基準法施行令第126条の2第5号）
 - (エ) 区画避難安全検証法（建基準法施行令第129条の6）、階段避難安全検証法（建基準法施行令第129条）又は全館避難安全検証法（建基準法施行令第129条の2）により、建基準法施行令第126条の2及び第126条の3の規定が適用除外となる建築物又は建築物の部分
- イ 避難中には避難口（規則第28条の3第3項第1号に定める出入口をいい、同号ハ中の括弧書きで除かれている出入口を含む。）を容易に見通すことができ（各部分から棚等による視覚障害がなく、出入口であることを直接判別できる状態をいう。）、又は当該開口部から避難できる、次のいずれかに該当する場所であること。
 - (ア) 避難口を容易に見通すことができる場所
 - (イ) 外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部から避難できる場所
 - (ウ) 通路誘導灯又は誘導標識（蓄光式のものに限る。）の誘導により、避難口に到達できる場所
 - (エ) 避難口に面しない室のうち、当該室の出入口を容易に見通すことができる場所
- ウ 自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機器室及び指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う場所その他これら

に類する場所以外の場所であること。

(4) 特例基準

次のいずれかに適合する場合は、令32条又は条例を適用し12号告示第3の要件にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置できるものとする。

ア 地階又は無窓階を除くこととされているが次のいずれかに該当する場合

(ア) 地階が避難階となる防火対象物で規則第5条の5に規定する普通階である場合

(イ) 地階又は無窓階が受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみである場合

イ 令別表第1（14）項に掲げる防火対象物で次のいずれにも該当し、消防長又は消防署長が認める場合。

(ア) 少量危険物の貯蔵又は取扱いがなくこと。また、危政令別表第4の品名欄に掲げる物品（指定可燃物）で、同表の数量欄に掲げる数量以上の保管がないこと。

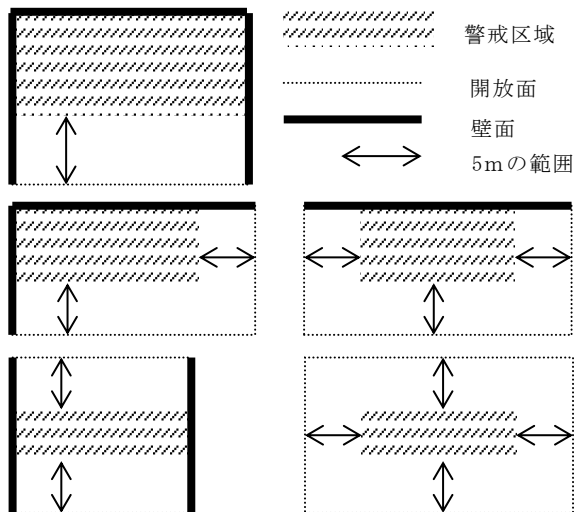
(イ) 自動火災報知設備の感知器を煙感知器（規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除く。）とし火災の発生を早期に覚知できる場合

ウ その他、消防長又は消防署長が防火対象物の位置、構造又は設備等の状況から判断して、12号告示の基準によらずとも安全を確保できると認める場合

● 1 ヘッドの省略等

閉鎖型スプリンクラーヘッドの設置を省略できる場所は、次によること。

- (1) 規則第 13 条第 3 項第 1 号（階段、浴室、便所）の「その他これらに類する場所」とは、浴室に付随するサウナ室、便所に付随した S K 便所に付随した化粧室等（個々の出力が 2kW を超える温風ヒーター等を設けるものは、設置すること。）をいう。
- (2) 規則第 13 条第 3 項第 2 号（通信機器室、電子計算機室等）の「その他これらに類する場所」とは、電話交換機室、電子計算機資料室、放送機器室、防災センター等をいう。
- (3) 規則第 13 条第 3 項第 3 号（機械室等）の「その他これらに類する場所」とは、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、特殊消火設備のポンベ室等をいう。
- (4) 規則第 13 条第 3 項第 4 号（電気設備室等）の「その他これらに類する場所」とは、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器等をいう。
- (5) 規則第 13 条第 3 項第 5 号（エレベーターの昇降路等）の「その他これらに類する場所」とは、給排気ダクト、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路等をいう。
- (6) 規則第 13 条第 3 項第 6 号の「外部の気流が流通する場所」とは、次によること。 ☆



- (7) 規則第 13 条第 3 項第 7 号（手術室等）の「その他これらに類する場所」とは、次に掲げるものをいう。

★

ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、蒸気を熱源とする洗浄消毒室、陣痛室、淋浴室、汚物室及び霊安室
イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室及び解剖室、医療機器を備えた診察室及び医療機器を備えた理学療法室

ウ 透析室に付随する診察室、検査室及び準備室

エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室及び未熟児の観察室

オ 製剤の無菌室、注射液製造室等及び蒸気を熱源とする消毒室

- (8) 規則第 13 条第 3 項第 8 号の「レントゲン室等」とは、次に掲げるものをいう。 ★

ア 放射性物質に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵室

イ 撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及び X 線テレビ室

- (9) 規則第 13 条第 3 項第 9 号の 2 (6) 項イ(1)、(2)及びロ並びに(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項の

うち(6) 項イ(1)若しくは(2)又はロの部分が 1,000 m²未満のものが対象)の「その他これらに類する場所」とは、次に掲げるものをいう。

ア 風除室、玄関、勝手口等（いずれも多量の可燃物(傘置、下駄箱等は該当しないものであること。)、火気使用設備がないものに限る。)

イ 押入れ、クローゼット、リネン庫等で 2 m²未満のもの ★

ウ ◇スプリンクラー設備 ● 1 (10) の部分

- (10) 規則第 13 条第 3 項の規定によるほか、ヘッドを省略できる部分

ア 金庫室で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けたもの。

イ 不燃材料で造られた冷凍室、冷蔵室で、定温装置により異常時には、常時人のいる場所に警報を発せられるもの。

ウ アイススケート場のスケートリンク部分で、常時使用されているもの。

エ プール及びプールサイド

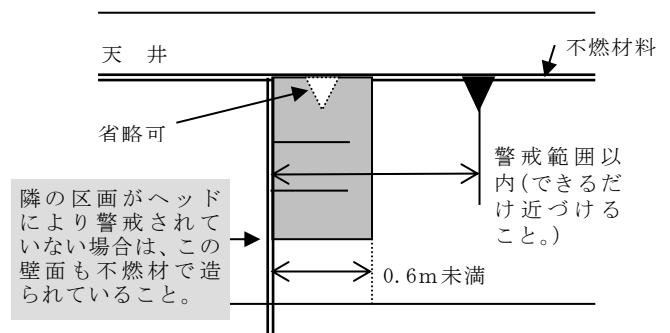
オ 次に掲げる条件に全て適合する収納庫(押入れ、クローゼット、物入れ及びショーウィンドー等)等で、当該収納庫の扉側に設けられたヘッドで有効に警戒されている部分

(ア) 前面の扉等が火災により脱落する可燃物又は普通板ガラスでできていること。

(イ) 奥行きが 0.6m 未満であること。

(ウ) 当該部分の天井が不燃材料でできていること。

(エ) 照明器具、換気扇等がなく、出火の危険が少ないこと。



カ 1.2m 以上の幅を有するダクト等とそれ以下のダクト及び配管等が混在している部分で、出火の危険性が低いと認められる当該 1.2m 以上の幅のダクト等の上部の天井面の部分

キ 厨房設備が設けられている部分で、自動で排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置により有効に警戒されている部分

ク カルテ庫、図書室、電磁気等により貴重な資料を保存する場所等で、他への延焼を有効に防止できる措置(◇加圧送水装置 ● 1「加圧送水装置の設置場所」の不燃区画等が該当する。)がされていて、かつ、出火危険が著しく低いと認められる部分

ケ 令第 12 条第 2 項第 3 号の規定により、開口部に設置するヘッドは、令第 12 条第 2 項第 2 号に規定する水平距離内のヘッドにより代替できるものとする。

● 2 閉鎖型ヘッドの設置等

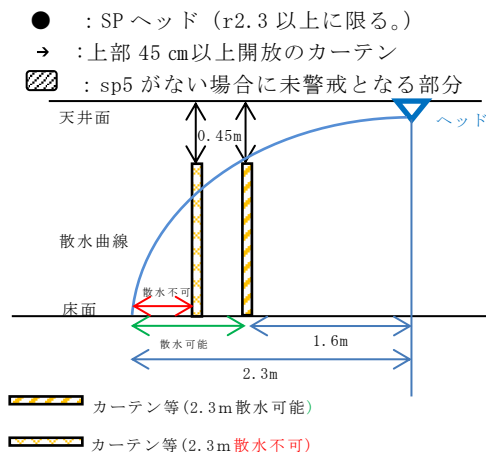
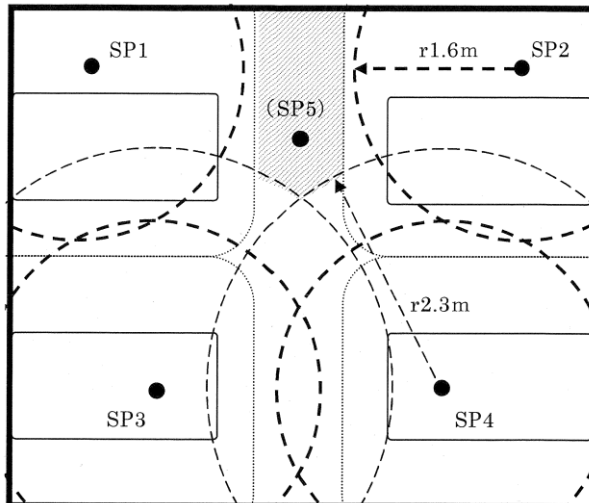
閉鎖型ヘッドの設置等は、規則の規定及び社団法人日本消防装置工業会の「スプリンクラー設備設計・工事基準書」によるほか次によること。(ラック式倉庫に設けるものは、この限りでない。)

- (1) 防護板(鋼板製で、面積 1,200 平方 cm 以上で有効に感知できる形状であること。)は、ダクト及び配管等により天井面下に設けても有効な散水が期待できず、かつ、設置後の維持管理が困難な部分に用いることができる。

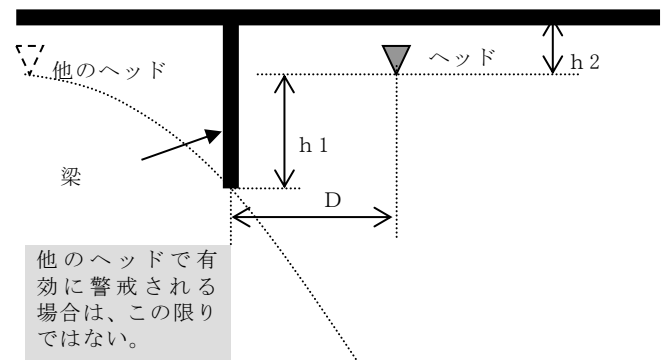
- (2) 間仕切り用のカーテン等が設けられている場合は、間仕切りごとにヘッドを設けること。ただし、ヘッド

からの水平距離 1.6m 以内の部分でカーテン等の上部と天井面との距離が 0.45m 以上開放している場合は、有効散水半径とすることができる。(次図参照)

なお、縦横のピッチが 12mm 以上、かつ、太さ 2mm 以下の紐等による網目、開口率が 50% 以上で偏りがない網目又は自社検査等で散水障害がないことを確認されている仕様の製品の 경우에는 前述の天井面との開放がとれているものと見なし差し支えない。
☆



- (3) ヘッドの下部にルーバー等（ヘッドの作動温度以下で脱落し、感知及び散水の障害とならないものを除く。）を設ける場合は、防護板等を設けて、ルーバー等の下面にもヘッドを設置すること。ただし、ルーバー等の開放部分の面積が当該ルーバーの面積の 70% 以上で、形状が著しく散水を妨げるものでなく、かつ、ヘッドのディフレックターからルーバー等までの距離が 0.6m 以上あるものにあっては、この限りでない。
- (4) 前号のように上下にヘッドが配置され、上部ヘッドからの散水の影響を受けるおそれのある場合は、被水防止板（防護板で可）を設けること。
- (5) ヘッドの配置は、原則として格子配置（正方形又は矩形）とすること。やむを得ず千鳥配置とするときは、散水密度が低下しないようヘッド間の水平距離を $2R$ （ R は、当該ヘッド固有の散水半径） $\times 0.75$ m 以下とすること。
- (6) ヘッドの近くに梁等がある場合は、次図及び次表によること。ただし、他のヘッドで有効に警戒される場合は、この限りでない。



D (m)	h1 (m)	h2 (m)
0.75 未満	0	・標準型ヘッド 0.3 以下（天井が不燃・準不燃材料の工場等）にあっては、 0.45 以下） ・側壁型ヘッド 0.15 以下
0.75 以上 1.00 未満	0.10 未満	
1.00 以上 1.50 未満	0.15 未満	
1.50 以上	0.30 未満	

● 3 枝管及び配水管に設けるヘッド

取付けることのできるヘッドの数と管径の関係は、次表によること。なお、枝管に取付けられるヘッド数は、配水管から片側 5 個以内とすること。☆

管の呼び径	ヘッドの合計個数
25 A	2 以下
32 A	3 以下
40 A	5 以下
50 A	10 以下
65 A	20 以下
80 A	21 以上

● 4 易燃性の可燃物

規則第 13 条の 2 第 4 項の「易燃性の可燃物」とは、法別表第 1 に掲げる危険物、危令別表第 4 に掲げる指定可燃物のほかウレタンフォーム、綿糸、マッチ類、化学繊維類などの着火危険性が高く、延焼速度の速いもの（書籍類を除く。）をいう。★

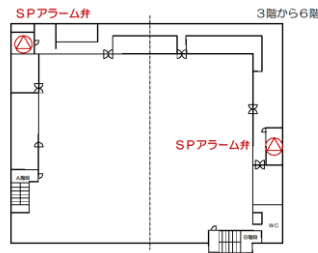
● 5 制御弁及び自動警報弁

- (1) 制御弁及び自動警報弁は、点検に容易で、かつ、火災による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。☆
- (2) 一つの流水検知装置が受け持つことのできる警戒区域は、3,000 m² 以下で、2 以上の階及び 2 以上の防火対象物に渡らない事。ただし、次のア及びイに適合している場合及びウに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該階に設置されるヘッドが 10 個未満で、かつ、流水検知装置の設けられている階の直下階又は直上階であること。
 - イ 前号の階が自動火災報知設備により有効に警戒されていること。
 - ウ 補助散水栓のみが設置されている階（塔屋、地下機械室等）で、次の全てに適合している場合
 - (7) 当該階が自動火災報知設備により有効に警戒されていること。
 - (4) 5 階層以下で、地上階と地下階が別警戒となっていること。
 - (9) 補助散水栓の 1 次側には、階ごとに仕切弁が設けられていること。
- (3) 制御弁を設けた区画の扉には、文字表示部分全体の面積が 200 平方 cm 以上の大きさと容易に識別できる「スプリンクラー設備制御弁」又は「スプリンクラ

ー設備（アラーム弁）」との表示をする標識を設けること。

- (4) 規則第 14 条第 1 項第 3 号ロの「みだりに閉止できない措置」とは、制御弁を不特定の者が出入りするもののない区画に設け、かつ、制御弁の開閉ハンドルの部分に「常時開」の表示を設けるとともに、全開の位置においてテープ又はチェーンワイヤー（器具を使用することなく開放できるものに限る。）等で封印することをいう。 ☆
- (5) 同一階に、複数の制御区域がある場合は、制御区域別に色分けをした平面図を制御弁の近くの見やすい位置に設置するとともに、配管又は制御弁のハンドル等を当該制御区域別の色に塗り分けておくこと。
- (6) 防災センター、管理人室等には、制御弁の位置を明示した平面図を備えておくこと。ただし、自動火災報知設備の警戒区域図に記載されていればこの限りではない。

作成例



● 6 起動装置

起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器（以下「圧力スイッチ」という。）の位置における配管内の圧力が、次のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに、起動すること。

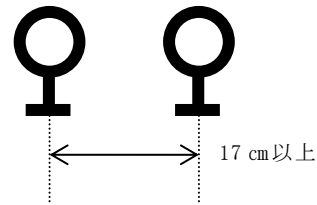
- (1) 最高位のヘッドの位置から圧力スイッチまでの水頭差に 0.15MPa を加えた圧力
- (2) 補助高架水槽の位置から圧力スイッチまでの水頭差に 0.15MPa を加えた圧力
- (3) 補助散水栓を設置してあるものは、次の値を合計したものに 0.3 MPa を加えた圧力
 - ア 最高位の補助散水栓の位置から圧力スイッチまでの水頭差に 0.15MPa を加えた圧力
 - イ 補助散水栓の弁、品質（認定）評価機器の仕様書に記載されているホース及びノズル等の損失水頭

● 7 圧力調整装置

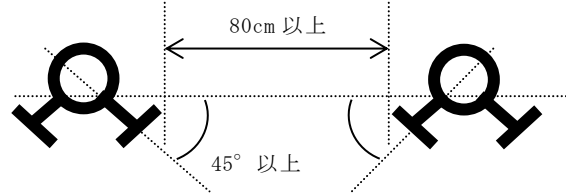
一時圧力調整弁及び減圧弁を使用する場合は、日本消防設備安全センターの評定品で、その評定条件範囲で使用する。

● 8 送水口

- (1) 送水口は、「スプリンクラー設備等の送水口の基準」（平成 13 年消防庁告示第 37 号）に適合するもので、結合金具は差し込み式とすること。
なお、原則として認定品とすること。
- (2) 送水口の直近には、止水弁及び逆止弁を設けること。
- (3) 送水口に接続する配管は、原則として呼び径 100A 以上（主管が呼び径 100A を超える場合は、当該呼び径以上とする。）とすること。ただし、複数の送水口を接続する場合は、呼び径 150A 以上とすること。 ☆
- (4) 必要とされる加圧送水装置の吐出能力を 1,800 リットル毎分で除して得た数（小数点以下は切り上げる。）以上の数（双口一組のこと。以下同じ。）以上（3 を超える場合は、3 個以上とする。）を設けること。
- (5) 送水口は、閉鎖型、開放型及び放水型のスプリンクラー設備ごとに設けること。 ★
- (6) 送水口を複数設ける場合は、ホースの接続に支障のない間隔を取る。



送水口が平行となる場合
（上下の関係も同様）



立管式等の双口で 90° の角度を有する場合

- (7) 送水口の見やすい場所には、10 cm × 30 cm 以上の大きさと赤地に白文字の「送水口（スプリンクラー設備）」及び送水圧力範囲「〇〇MPa～〇〇MPa」を表示する標識を設けること。 ★
- (8) 送水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合は、送水口を中心として概ね 1m の範囲内でその上部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コンセント設備に設ける灯火の例によること。
- (9) 消防用水を設ける場合は、当該消防用水の採水口又は吸管投入孔から概ね 20m 以内の位置に送水口を設けること。

● 9 補助散水栓

- (1) 品質（認定）評価品とすること。 ☆
- (2) 同一防火対象物には、（増築等の防火対象物で、当該増築以外の部分に設けられている既存のものを除く。）同一の操作性を持つものを設置すること。
- (3) 補助散水栓箱のホース格納扉には、1 字当たり 20 平方 cm 以上の大きさと、「消火用散水栓」又は「消火栓」と表示すること。ただし、「消火栓」と表記する場合は、当該ホース格納扉の裏面に「補助散水栓」である旨を表示すること。
- (4) ノズル先端での放水圧力は、0.7MPa 以下とすること。
- (5) 構造等は、◇屋内消火栓設備 ●2(1) エからキによること。
- (6) 設置場所は、◇屋内消火栓設備 ●2(2) アによること。
- (7) 必要なホース長さは「有効に放水できる長さ」であり、ホース長さに放射距離（概ね 10m）を加えて消火できる長さをいう。 ★

● 10 補助加圧ポンプ

温度変化等による圧力変動で、火災時以外に加圧送水装置が起動するおそれのある防火対象物には、補助加圧ポンプを設けること。

なお、補助加圧ポンプを設ける場合は、◆配管 ●4(3) によること。 ☆

● 11 複数の種別のスプリンクラー設備がある場合における水源水量

同一棟で複数の種別のスプリンクラー設備がある場合の水源水量は、その値が最大となる種別のスプリンクラーヘッドに係る規定により算出する。加圧送水装置のポンプの吐出量等についても同じ。 ★

●12 乾式又は予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備

スプリンクラー設備は、原則として湿式とするが、次の(1)に該当する場合は乾式スプリンクラー設備に、(2)に該当する場合は予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備を使用して差し支えない。★

- (1) 凍結による障害が生ずるおそれのある場所
- (2) 凍結による障害が生ずるおそれのある場所又はヘッド等が物理的な衝撃を受けるおそれのある場所

●13 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の手動操作

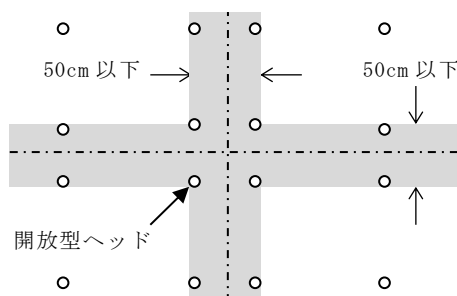
- (1) 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、原則として自動放水とするが、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。☆
 - ア 当該防火対象物の防災要員により、当該高天井部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応ができる場合
 - イ 当該高天井部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合
- (2) 放水操作を手動で行う場合は、次によること。☆
 - ア 管理及び操作のマニュアルが作成されていること。
 - イ 防災センター等に、自動又は手動の状態表示がされること。
- (3) 防災センター等以外の現地操作盤で操作するのは、次によること。☆
 - ア 操作可能なそれぞれの操作盤において、その時点での操作権のある場所が明確に表示されること。
 - イ 操作可能なそれぞれの現地操作盤において、操作状況が監視できること。
 - ウ 操作可能なそれぞれの操作盤相互間で、同時に通話できる装置を設けること。
 - エ 操作可能な現地操作盤には、放水型ヘッドにより警戒されている部分を通過することなく到達できる場所に設けること。
- (4) 現地操作盤には、「スプリンクラー現地操作盤」と表示する標識を設けること。

●14 排水設備

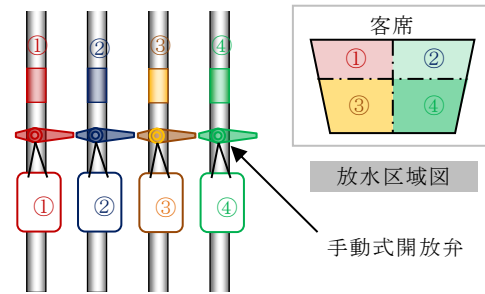
規則第14条第2項第2号の放水型ヘッド等を設ける部分の排水設備の規定中「ただし、建築構造上、………支障がないものと認められる場合」とは、当該スプリンクラー設備、他の消防用設備等、エレベーター機械室、電気室、換気機械室及び階段室に浸水するおそれのない構造又は措置がとられている場合をいう。☆

●15 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備

- (1) 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁は、放水区域を確認でき、かつ、容易に避難できる位置に設けること。☆
- (2) 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の一斉開放弁又は手動式開放弁には、10 cm×30 cm以上の大きさで赤地に白文字の「スプリンクラー設備一斉開放弁」又は「スプリンクラー設備手動式開放弁」と表示する標識を設けること。☆
- (3) 複数の放水区域を分割する場合は、規則第14条第1項第2号による。なお、隣接区域を重複させる場合は下図の例によること。★



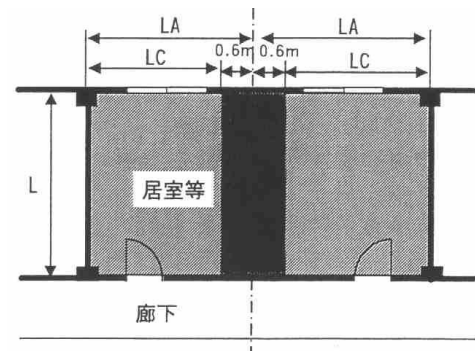
- (4) 複数の放水区域を設ける手動式開放弁には、防護する放水区域が容易にわかるよう、当該手動式開放弁の放水区域を明示（色又は符号）した平面図を設けるとともに、その色又は符号を当該配管等に付置すること。☆



●16 パッケージ型自動消火設備

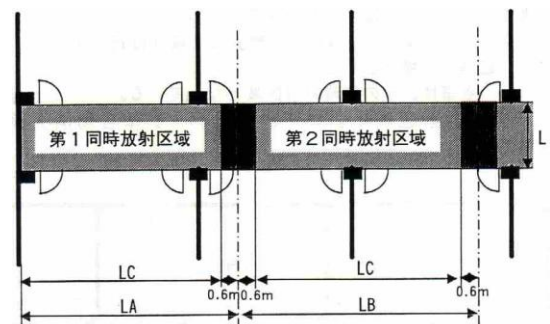
- (1) 日本消防検定協会の認定評価品とすること。
- (2) 防護面積は、同時放射区域の面積以上であるものを設置すること。ただし、同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り0.6m長くすることができるものであること。☆

ア 一の居室等を二の同時放射区域とする場合☆



同時放射区域 $L \times L A = L \times (L C + 0.6)$
 この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は $L \times (L C + 0.6)$ とすることができる。

イ 廊下、通路等を二以上の同時放射区域とする場合

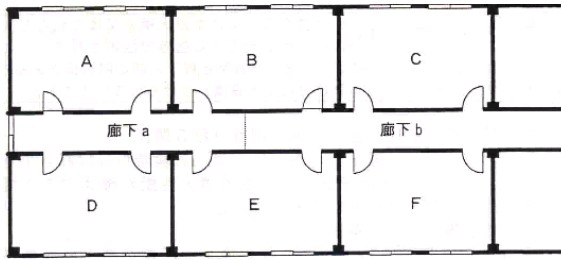


第1同時放射区域 $L \times L A = L \times (L C + 0.6)$

第2同時放射区域 $L \times L B = L \times (0.6 + L C + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積はそれぞれ $L \times ((L C + 0.6) \text{ 又は } (0.6 + L C + 0.6))$ とすることができる。

(3) 隣接する同時放射区域 ☆



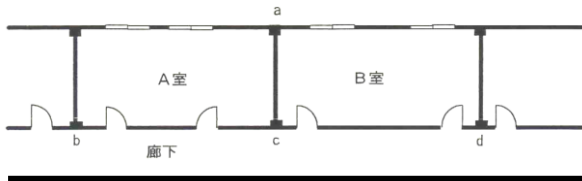
	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A	○	○					○	
B	○	○	○				○	○
C		○	○					○
D				○			○	
E				○	○		○	○
F					○	○		○
廊下 a	○	○		○	○		○	
廊下 b		○	○		○	○	○	○

備考 1 ○印は、隣接するものを示す。

2 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域 (13 m²) で区画した場合とする。

3 各室は、一の同時放射区域となっている。

(4) 隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合 ☆



ア A室とB室間において共用できる場合 (a-c間が右の事項を満たす場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室とB室間に開口部があるときは、当該部分に防火設備が設けられていること。
イ A室とB室間において共用ができない場合 (a-c間が右の事項に該当する場合)	上記事項を満たしていない場合。(例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。)
ウ A室又はB室と廊下において共用できる場合 (b-c間又はc-d間が右の事項に該当する場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。

(5) 床面から放出口の取付け面までの高さは、消火試験時の設置高さである「2.4m」とし、2.4mを超える高さが消火性能が確認できた場合には、当該高さまで設置することができるものであること。 ☆

●17 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用等は次によること。

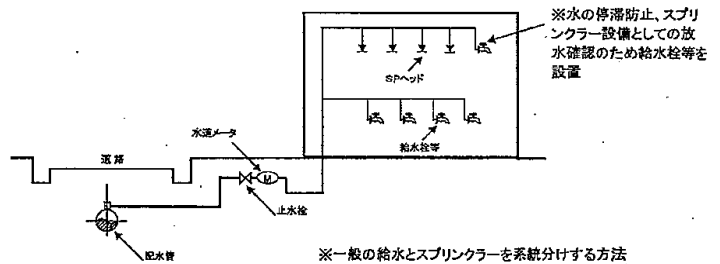
(1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 (以下「水道連結型スプリンクラー」という。) を構成する配管系統の範囲は、水源 (令第12条第2項第4号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の敷設した配水管から分岐して設けられた給水管) からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあっては、水源から水道メーターまでの部分を除く。 ☆

(2) 水道連結型スプリンクラーの補助水槽の水量及び当該性能の算定において、規則第13条の6第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号に規定する「火災予防上支障があると認められる場合」とは、内装仕上を不燃材料又は準不燃材料以外でした場合をいうものであり、「室内」とは、単に居室のみを対象とするものではなく、水道連結型スプリンクラーの設置対象となる対象物全体又はその部分全体であること (◇内装制限参照)。 ☆

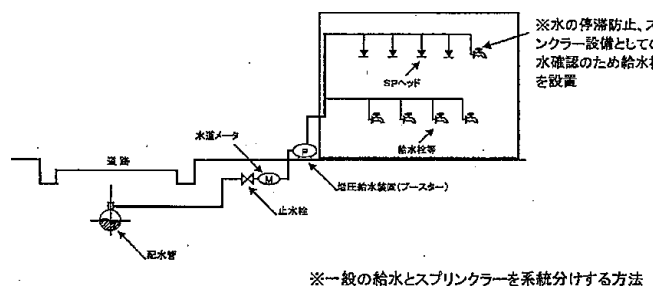
(3) 規則第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水量を測定できるもの」については、放水圧力等の測定装置を必ずしも配管の末端に設ける必要はないこと。ただし、この場合において、末端における放水圧力及び放水量を計算により求めることとし、所要の放水圧力及び放水量が満たされていることを確認すること。 ☆

(4) 構成例 ☆

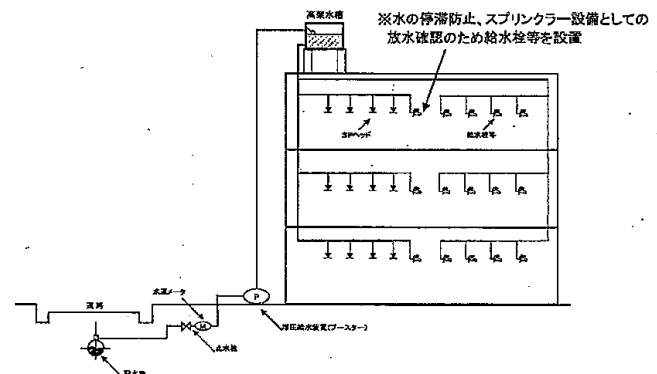
ア 直結直圧式



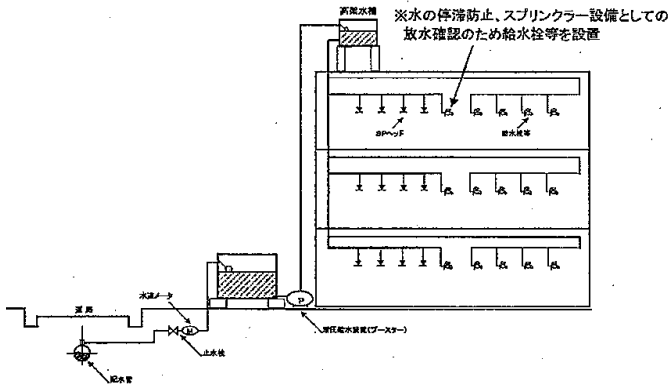
イ 直結増圧直送式



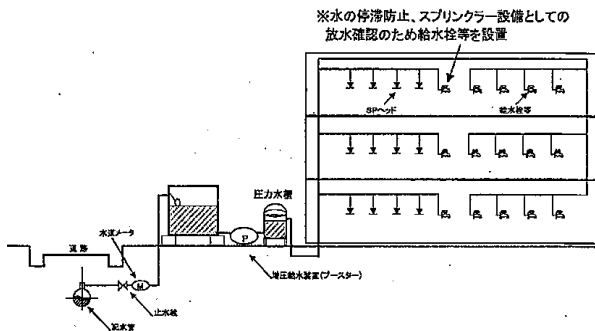
ウ 直結増圧高架水槽式



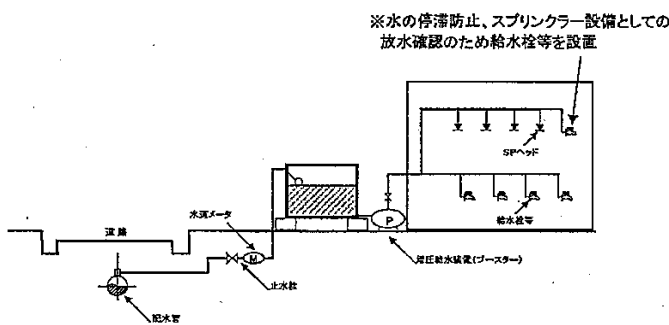
エ 高架水槽式



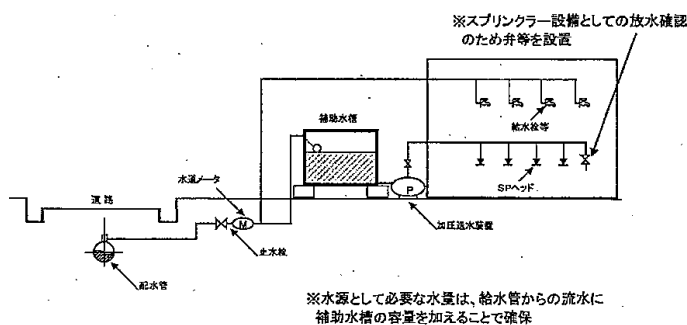
オ 圧力水槽式



カ 受水槽ポンプ直送式



キ 直結・受水槽補助水槽併用式



- (6) 直結・受水槽補助水槽併用式（前号キ）の水道連結型スプリンクラー設備については、加圧送水装置の補助水槽の水量と配水管から補給される水量を併せた水量が、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量並びに同条第2項第2号及び第4号に規定する放水量を得られるように、確保しなければならないこと。この場合において、補助水槽には、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量の2分の1以上貯留することが望ましいこと。 ☆

- (7) 水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号。以下「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本工業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取扱うこととして差し支えないこと。 ☆

- (8) 水道法第16条に規定する配管等を使用できる「火災時に熱を受けるおそれのある部分以外のもの」とは、次の場所又は措置であること。

ア 不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造られた区画、間仕切り、天井裏に配管すること。 ☆

イ 50mm以上のロックウール又はこれと同等の不燃性・断熱性能を有するものとして国土交通大臣等の認定を受けているもので被覆すること。

- (9) 規則第13条第3項第9号の2の「その他これらに類する場所」とは次のものをいう。

ア 風除室、玄関、勝手口等（いずれも多量の可燃物（傘置、下駄箱等は該当しないものであること。）、火気使用設備がないものに限る。）

イ 押入れ、クローゼット、リネン庫等で2㎡未満のもの

ウ ◇スプリンクラー設備●1 (10)の部分

- (10) 制御弁

水道連結スプリンクラーの水道メーターの2次側配管に当該設備の作動後に放水停止をするための止水弁を設ける場合の「みだりに閉止できない措置」とは、当該止水弁のハンドルをテープ又は鎖等で封印することが該当する。また、当該止水弁の直近の見やすい箇所に水道連結スプリンクラーである旨及び「常時開」と表示すること。

- (11) 補助散水栓

屋内消火栓設備の設置義務対象とならない防火対象物にあっては、当該防火対象物のヘッド不要部分となる廊下等に補助散水栓を設置する必要はないが、屋内消火栓設備が設置義務となる防火対象物で、スプリンクラーヘッドが不要となる部分に同ヘッドを設置しない場合は、その部分を屋内消火栓設備等で警戒する必要があること。★

- (12) 乾式の水道連結型スプリンクラー設備

乾式（予作動式）であっても放水遅れがないこと等を日本消防検定協会等の特定機器評価又は認定で確認したものにあつては、令第32条を適用し、設置を認めて差し支えないものであること。 ☆

- (13) 水道と連結していない水道連結型スプリンクラー設備

水道連結型スプリンクラー設備は、施行令第12条第2項第4号に規定されているとおり、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたものでなければならないが、放水量や放水圧力などが水道連結型スプリンクラー設備に求められている性能を満たしているものについては、令第32条を適用して設置を認めても差し支えないものであること。 ☆

● 1 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い

規則第 18 条第 4 項第 1 号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第 19 条第 6 項第 5 号（第 20 条第 5 項及び第 21 条第 5 項）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所は、防護対象物となる部分が、次によるものであること。

(1) 開口部が著しく偏在する部分（開口部が一面のみにある場合、開口部が階高のおおむね 2 分の 1 より下方のみに存する場合等）で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動ができず、又は安全に避難できないおそれのあるものは除くものとする。

なお、ここでいう「開口部」とは、次によるものであること。

ア 常時外気に直接開放されている部分であること。

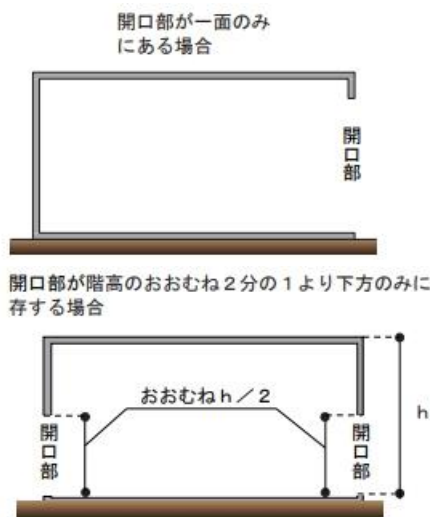
イ 開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物（同一の建築物の外壁等を含む。以下この項において同じ。）と 0.5m 以上の距離を確保すること

（2(1)及び(2)の部分を除く。）。ただし、自走式駐車場（自動車運転して走行させることにより駐車を行う形式の自動車車庫をいう。以下同じ。）にあっては、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に 0.5m（5 層 6 段以上の自走式駐車場にあっては 2 m）以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ 1.5m 以上の防火壁を設けること（隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に 1 m（5 層 6 段以上の自走式駐車場にあっては 3 m）以上の距離を確保した場合を除く。）。

ウ 防護対象物となる部分に建基令第 112 条に規定する防火区画が存する場合は、当該防火区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。

エ 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、水平投影面積とすること。

（開口部が著しく偏在する部分の例）



（開口部が常時外気に直接開放されていない例）



(2) 一の階に、複数の防護区画が存する場合は、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

ア 常時直接外気に開放されたスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分）をいう。以下この項において同じ。）に移動式の消火設備を設ける場合

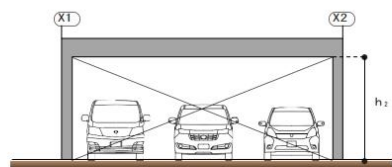
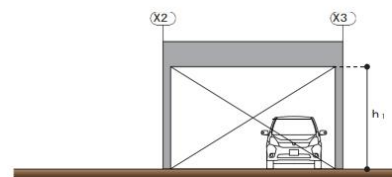
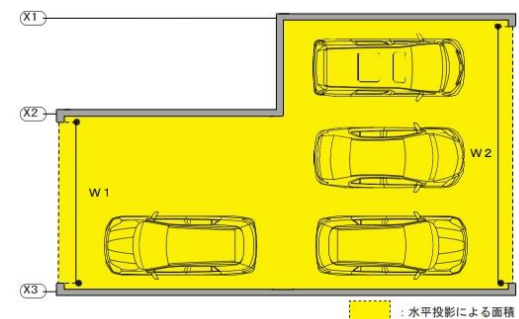
イ 防護区画以外の部分を介して 2 以上の防護区画がある場合（防護区画と防護区画以外の部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）

ウ 防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるよう、移動式の消火設備を設けた防護区画内から直接屋外に出られる場合又は直通階段（建基令第 120 条に規定するもの（スロープ部を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が設けられている場合



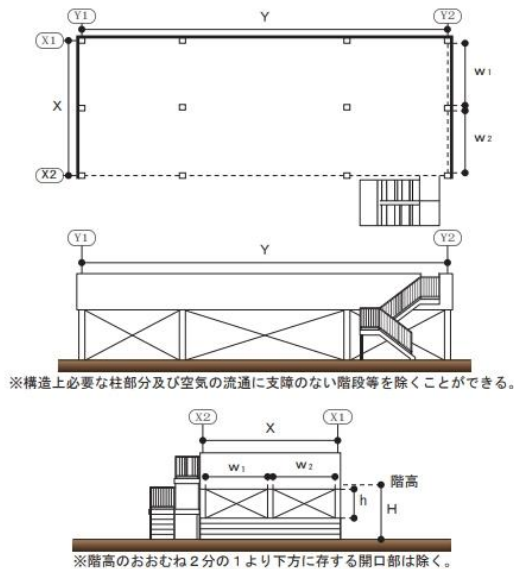
防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるものを除き、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。

(3) 防護対象物となる部分における外周部の開口部が、常時外気に直接開放されており、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が、防護対象物の床面積（移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備で防護する部分の水平投影面積をいう。以下(6)及び(7)において同じ。）の 15% 以上ある部分



$$h_1 \times w_1 + h_2 \times w_2 \geq \text{床面積 (黄色の部分)} \times 15\%$$

- (4) 防護対象物となる部分（４層５段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部について、長辺の一边の全面（構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除く。）が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の２分の１以上（階高のおおむね２分の１より下方に存する開口部を除く。）が常時外気に直接開放されている部分

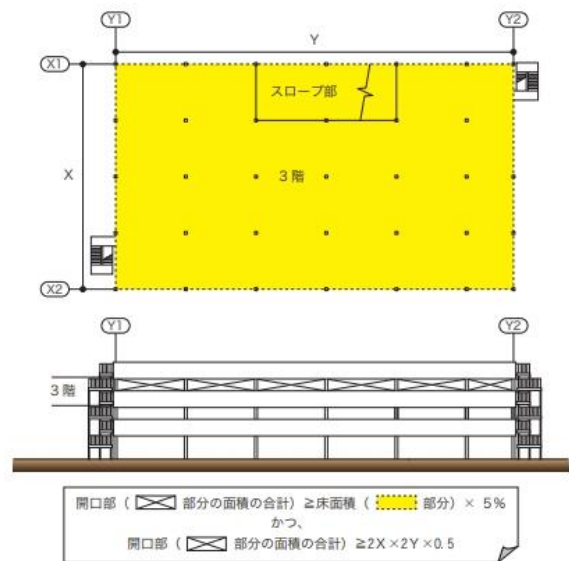


長辺（ $Y1 \sim Y2$ ）の全面が常時外気に直接開放かつ
他の一边の壁面 $1/2$ 以上が常時外気に直接開放 $(w_1 + w_2) \times h \geq (X \times H) / 2$

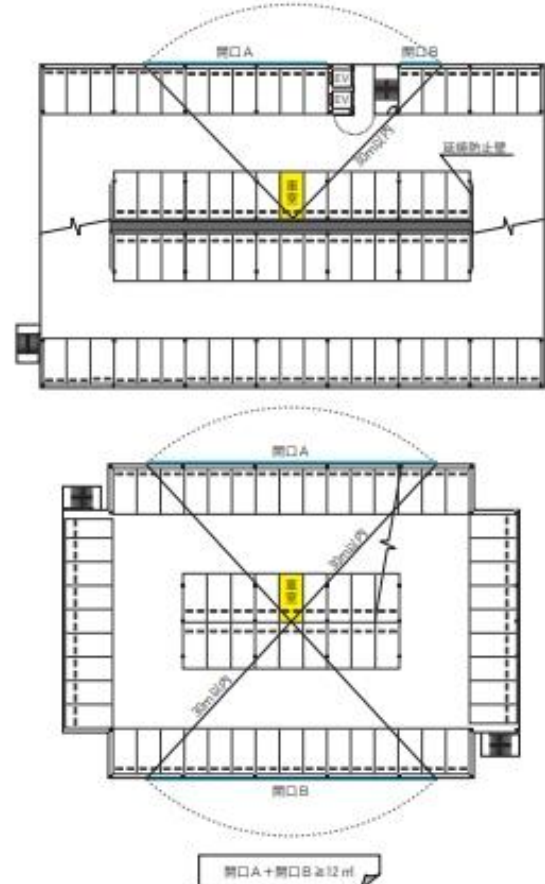
- (5) 防護対象物となる部分（４層５段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部の四辺（構造上必要な柱部分を除く。）の上部 50 cm 以上の部分が常時外気に直接開放されている部分
- (6) 自走式駐車場（４層５段以上の自走式駐車場を除く。）の天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が自走式駐車場の床面積の合計の 15% 以上確保されている部分
- (7) 次の全ての基準に適合する多段式の自走式駐車場の部分

- ア 自走式駐車場の外周部の開口部の開放性が次のアからウまでの基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと。
- イ 常時外気に直接開放されていること。
- ロ 各階における外周部の開口部の面積の合計は、自走式駐車場の床面積の 5% 以上であるとともに、当該自走式駐車場の外周長さに 0.5m を乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。
- ハ 車室の各部分から水平距離 30m 以内の外周部において 12 m² 以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ 2 分の 1 以上の部分で、かつ、はり等の下端から 50 cm 以上の高さを有する開口部に限る。）が確保されていること。

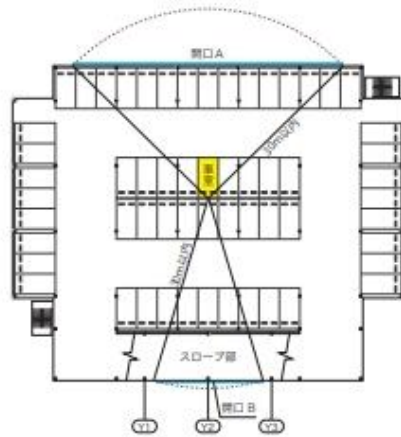
(外周部の開口部の面積の合計)



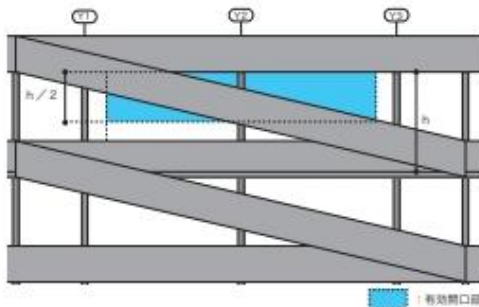
(車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12m²以上の有効開口部)



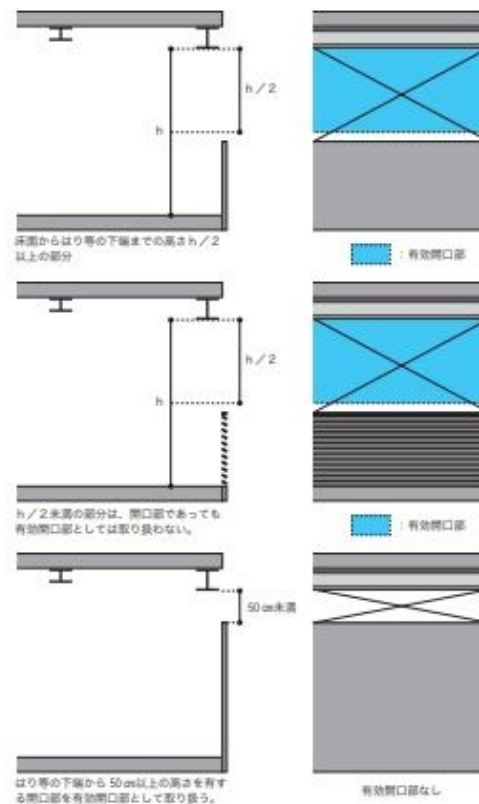
(有効開口部その1)



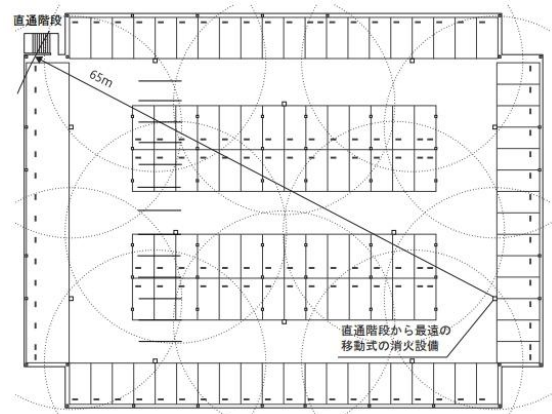
(スロープ部断面拡大図)



(有効開口部その2)



イ 直通階段は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が 65m以内に設けてあること。



● 2 特殊消火設備の算定面積

(1) 「駐車のために供される部分」の面積には駐車スペースに面する車両通路も含まれるものであること。(カーリフト部分は除く。) ★

(2) 屋上駐車場部分の床面積の算定は、次によること。

ア 屋上部分の駐車に供する部分は、車路を含むこと。 ★

イ 屋上駐車場に至る開放された外部車路（以下「外部車路」という。）は、屋上駐車場の床面積に含まれないこと。 ★

ウ 上記(2)の外部車路の部分には、消防用設備等の規制は及ばないものであるが、努めて移動式粉末消火設備の設置を指導すること。

(3) 「自動車の修理又は整備のために供される部分」には塗装場及び連続して接する車路も含まれるものであること。ただし、次の例により防火上有効に区画された塗装場部分は除かれる。 ☆

ア 区画界壁は耐火構造である。

イ 床、壁及び天井の仕上りが不燃材料でされている。

ウ 開口部は、常時閉鎖の特定防火設備である。

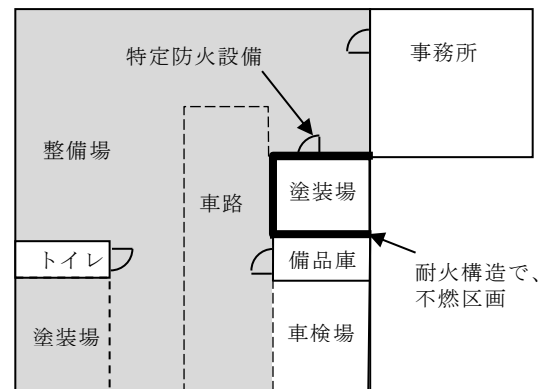
エ 100mmφ以上の換気口はFD付きである。

オ 配管等の区画貫通部分は次のいずれかにより防火上有効に防火区画されている。

(7) 不燃材で埋め戻されている。

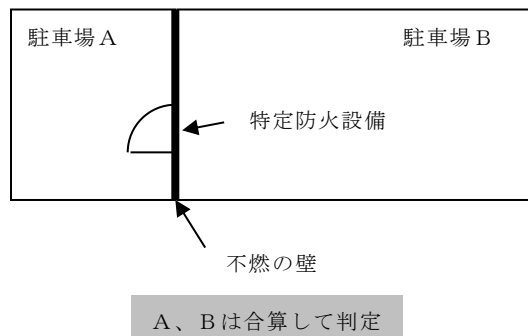
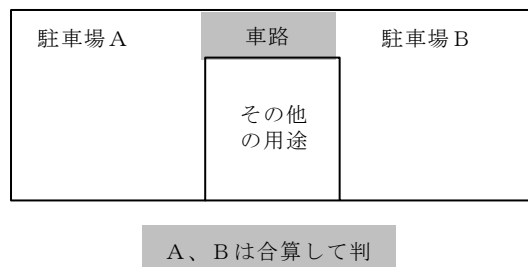
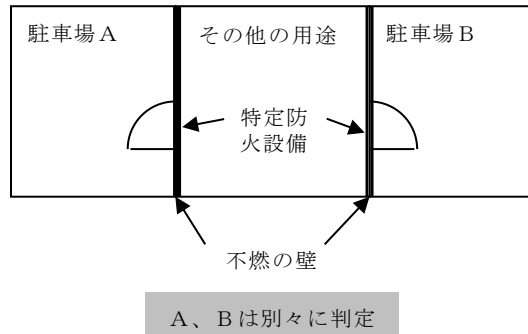
(4) 国土交通大臣認定の貫通キットで区画処理されている。

なお、修理又は整備を行わない車検場部分は自動車の修理又は整備のために供される部分には該当しない。



自動車の修理又は整備の用に供する部分

(4)「駐車のために供する部分」若しくは「自動車の修理又は整備のために供される部分」が複数あっても、その部分の床、壁及び天井の下地を含めた仕上げを不燃材料又は耐火構造とし、かつ、その他の用途部分とを隔てる壁の開口部を◇加圧送水装置●1(3)の規定による防火措置とした壁（以下この項において「不燃の壁」という。）とすることにより、それぞれが防火上有効に区画されている場合は、その部分ごとに判定すること。 ☆



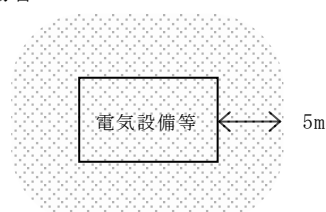
(5) 相互に6m以上の離隔を有しない機械式駐車装置は、不燃の壁で防火上有効に区画されている場合を除き、一つの機械式駐車装置として面積算定をすること。

(6) 電気設備及び多量の火気を使用する部分（以下この号において「電気設備等」という。）の面積は次の例によること。★

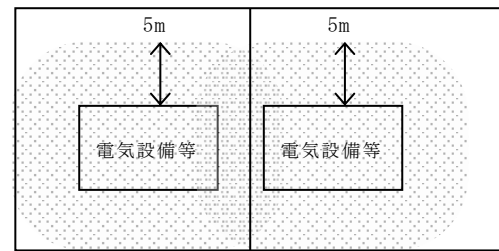
※1 :対象面積部分

※2 「不燃区画」は、◇加圧送水装置●1による区画をいう。

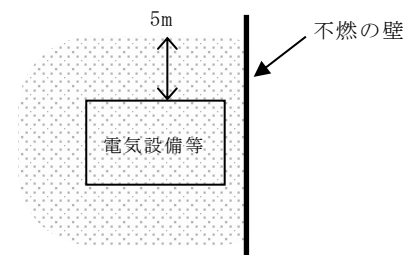
ア 屋外、屋上又は周囲に 5m 以上の離隔を有する
屋内の場合



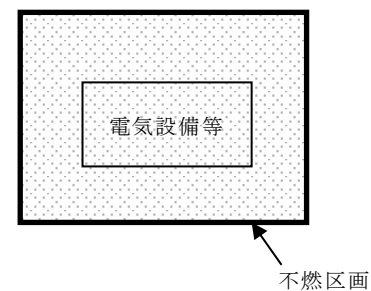
イ 一般屋内の場合



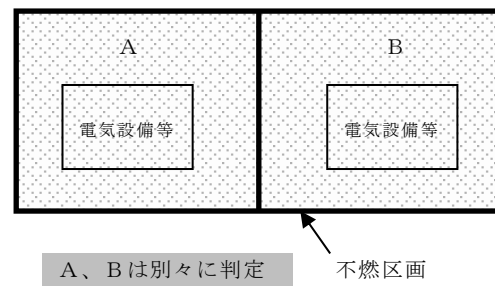
ウ 不燃の壁がある場合



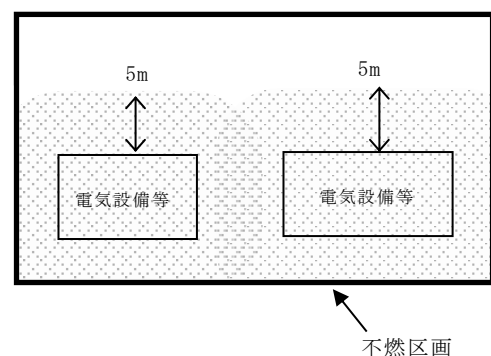
エ 不燃区画された屋内の場合



オ 不燃区画が隣接する場合



カ 不燃区画された屋内で、一部に 5m 以上の隔離がある場合



キ 電気設備等は隣接（前記イ参照）していない限り、それぞれの部分ごとに判定すること。★

(7) 通信機器室とは自動又は手動により信号の送受を行うための機器類が設置されている室をいい、通信事業者等による次のものが該当するが、電算機室は含まれないものであること。★

ア 電話通信機器室：電話通信を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室を含む。）及びケーブル室をいう。

イ 電報通信機器室：電報通信を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室を含む。）及びケーブル室をいう。

ウ 無線通信機器室：無線通信を行うための機器を設置する室（付随する冷却用換気機械室、調和機室、前室を含む。）をいう。

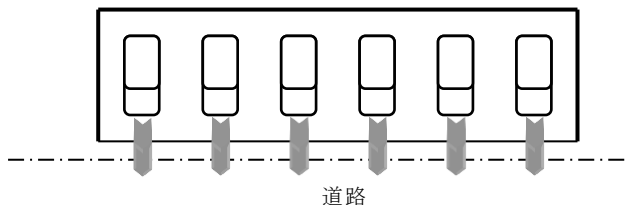
エ 搬送通信機器室：搬送通信を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室を含む。）をいう。

オ データ通信機器室：データ通信及び料金計算を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室、計算機調整室を含む。）及びケーブル室をいう。

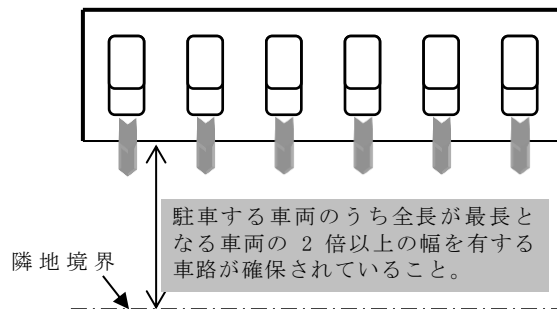
● 3 同時に屋外に出ることができる構造

令第 13 条第 1 項の表中「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造」とは、次の例をいう。

(1) 前面が道路である場合 ☆



(2) 前面が十分に広い車路である場合



(3) 車両の出入口にシャッター等を設ける場合は、煙感知器の作動により自動で開放されるものであること。又、その開放に電気を使用するものにあつては、蓄電池等の非常電源を設けること。

● 1 噴霧ヘッド等

水噴霧消火設備の噴霧ヘッドは、施行令第14条、規則第16条及び規則第17条の規定によるほか次によること。

- (1) 噴霧ヘッドと配管との間に電気絶縁を保つべき高圧の電気機器とは、電圧が直流にあっては750V、交流にあっては、600Vをそれぞれ超えるものをいう。★
- (2) 上記電気絶縁のための噴霧ヘッド・配管と電気機器との離隔距離は次表を参考とすること。また、ここでいう離隔距離とは噴霧ヘッド又は配管と電気機器からのあらゆる部分から保つべき空間であること。☆

電圧 (KV)	離隔距離 (mm)
66 以下	700 以上
77 以下	800 以上
110 以下	1,100 以上
154 以下	1,500 以上
187 以下	1,800 以上
220 以下	2,100 以上
275 以下	2,600 以上

- (3) 配管は、高圧の電気機器の頂部を通過しないように設けること。☆
- (4) 高圧の電気機器を警戒する水噴霧消火設備の配管及びその支持物等は有効に接地工事をする。

● 2 起動装置等

水噴霧消火設備の起動装置等は、規則第16条の規定によるほか次によること。

- (1) 駐車用の用に供する部分に設けるものは、自動起動及び手動起動とすること。★
- (2) 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下「自動起動用ヘッド」という。）を用いる場合は、◇泡消火設備●2(2)によること。★
- (3) 感知器によるものは、規則第23条第4項の規定によることとするが、感知器の種別は、1種又は2種とすること。☆
- (4) 手動式起動装置は、次によること。
 - ア 放射区域外の容易に操作でき、当該放射区域を見渡せる避難等に支障のない場所に設けること。☆
 - イ 放射区域が複数ある場合は、放射区域別（隣接する放射区域がなく、容易に放射区域が判別できる場合は、この限りでない。）に配管の一部の色を塗り分けるとともに、手動起動装置（配管又は操作弁等の部分）も当該放射区域の色にすること。

● 3 制御弁等

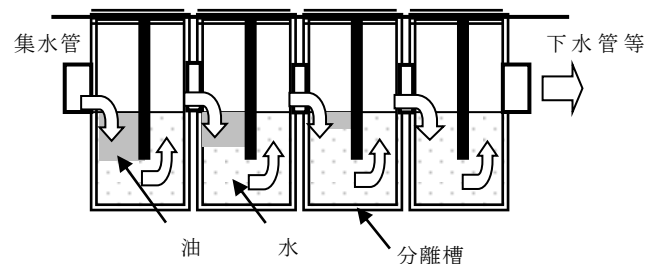
水噴霧消火設備の自動警報装置、制御弁等は、スプリンクラー設備の例によること。なお、制御弁等を設ける区画の扉の標識は、「水噴霧消火設備制御弁室」又は「水噴霧消火設備（アラーム弁）」と読み替えること。★

● 4 排水設備

水噴霧消火設備の排水設備は、規則第17条の規定によるほか次によること。

- (1) 排水溝はコンクリート等の不燃性及び耐油性を有するもので、かつ、道路及び駐車用の用に供する部分にあっては、車両が乗り上げても破壊されない十分な強度を有する構造で、放水による排水が他の区画に漏洩しない排水性能を確保するとともに、土砂等の清掃ができる形状とすること。
- (2) 排水溝にグレーチング等の蓋を設ける場合は、排水に支障がないもので、容易に取り外しができるものとする。

- (3) 排水溝の周囲3mの範囲に建築物等がある場合は、延焼を防ぐため、周囲の建築物の仕上げを不燃材としたり、排水溝に不燃性の蓋を設けること。
- (4) 集水管は、排水溝の消火水を消火ピットに導く配管のことで、不燃性及び耐油性を有するもので、かつ、道路及び駐車用の用に供する部分にあっては、車両が乗り上げても破壊されない十分な強度を有する構造とすること。
- (5) 消火ピットは、点検に便利で、建築物等から3m以上の離隔をとること。ただし、建築物内の不燃区画又は消火ピットから3mの範囲を不燃材とする等火災危険の少ない場所に設ける場合は、その限りでない。
- (6) 消火ピットに設ける油分離装置に溜まった油は、容易に回収できるものとする。
- (7) 消火ピットに設ける油分離槽の捕獲油量は、想定される漏洩油量以上とするが、道路及び駐車用の用に供する部分に設けるものは、次によること。
 - ア 道路の用に供する部分に設けるもの
最大となる防護区画部分を1分あたり走行する最大の車両台数に40Lを乗じた量（最大500L）
 - イ 駐車用の用に供する部分に設けるもの
駐車台数が最大となる防護区画の駐車台数に40Lを乗じた量（最大400L）
- (8) 道路及び駐車用の用に供する部分に設ける消火ピットの油分離装置を分離槽によるもの（次図参照）にあっては、4槽以上とし、容易に土砂を排出できるものとする。



● 5 区画境界提

区画境界提は、規則第17条の規定によるほか次によること。

- (1) 区画境界提は、放射区域ごと（車路部分は除く。）に設けること。★
- (2) 区画境界提は、耐油性を有するコンクリート等の不燃材で、車両が乗り上げても破壊されない十分な強度を有する構造とすること。
- (3) 区画境界提に替えて、排水溝とする場合（要特例申請）は前記●4排水設備(1)から(3)の例によるが、他の区画に溢れない十分な排水能力を持つものとする。

● 6 補助加圧ポンプ

温度変化等による圧力変動で、火災時以外に加圧送水装置が起動するおそれのある防火対象物には、補助加圧ポンプを設けること。

なお、補助加圧ポンプを設ける場合は、◆配管●4(3)によること。

● 1 フォームヘッド

泡消火設備のフォームヘッドは、規則第 18 条の規定によるほか次によること。

- (1) フォームヘッドは、認定品とし、認定時に組み合わせを指定された泡消火薬剤を使用すること。

☆

- (2) フォームヘッドの警戒半径は、2.1mとし、その配置は、◇スプリンクラー設備●2 (5)及び(6)（そのうちのh2に係るものは除く。）によること。

● 2 起動装置等

泡消火設備の起動装置等は、規則第 18 条の規定によるほか次によること。

- (1) フォームヘッドによる固定式泡消火設備のうち駐車場の用に供する部分に設けるものは、自動起動及び手動起動とすること。★

- (2) 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下「自動起動用ヘッド」という。）を用いる場合は、次によること。

ア 自動起動用ヘッドは、放射区域ごとに次により設けること。

- (ア) 閉鎖型とすること。★

- (イ) 標示温度は、75℃以下とすること。ただし、周囲の温度環境によっては、この限りではない。☆

- (ウ) 1 個あたりの警戒面積は次表によること。☆

感度種別	取り付け高さ	警戒面積
1 種	7m 以下	20 m ² 以下
	10m 以下	13 m ² 以下
2 種	5m 以下	20 m ² 以下
	10m 以下	11 m ² 以下

- (エ) 自動起動用ヘッドの取付面の位置が前号の高さを超える場合は、次の(3)の感知器によること。◇平成 24 年 1 月 1 日改訂

イ 起動用水圧開閉装置の作動と連動して起動するものは、◇スプリンクラー設備●4 によること。

- (3) 感知器によるものは、規則第 23 条第 4 項の規定によることとするが、感知器の種別は、努めて熱式の特許(定温式に限る。)、1 種又は 2 種とすること。

- (4) 手動式起動装置は、次によること。

ア 放射区域外の容易に操作でき、当該放射区域を見渡せる避難等に支障のない場所に設けること。

イ 放射区域が複数ある場合は、放射区域別（隣接する放射区域がなく、容易に放射区域が判別できる場合は、この限りでない。）に配管の一部の色を塗り分けるとともに、手動起動装置（配管又は操作弁等の部分）も当該放射区域の色にすること。

● 3 制御弁等

泡消火設備の自動警報装置、制御弁等は、スプリンクラー設備の例によること。なお、制御弁等を設ける区画の扉の標識は、「泡消火設備制御弁室」又は「泡消火設備（アラーム弁）」と読み替えること。

● 4 移動式

- (1) ポンプ吐出量は、次によること。

ア 駐車場等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が 2 個を超えるときは、2 とする。）に 130L/min を乗じて得た量以上

イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上にける当該設置個数（設置個数が 2 個を超えるときは、2 とする。）に 260L/min を乗じて得た量以上

- (2) ポンプの全揚程

規則第 18 条第 4 項第 9 号ハ、(ロ)に規定する移動式の泡消火設備のノズル先端の放射圧力換算水頭は、35m 以上とすること。

- (3) 消火剤の混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式（ピックアップ方式を除く。）とすること。

- (4) 上記(3)の各方式に使用する器具は、次によること。

ア プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び消火剤タンクは、泡放射用器具の格納箱に収納しておくこと。

イ プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器（2 管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱に収納しておくこと。

- (5) 泡放射用器具の格納箱

格納箱上部の見やすい位置には、「移動式泡消火設備」と表示すること。

- (6) 令第 15 条第 3 号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放射距離（概ね 5m）を加えて消火できる長さをいう。（◇屋内消火栓●1(3)参照）

● 5 泡消火薬剤の混合使用

- (1) 泡消火薬剤（以下「泡薬剤」という。）は、検定対象物品であり、別の泡薬剤を混合してはならない。ただし、製品の製造中止等の理由によりやむを得ず混合する場合で、次の全てに適合しているときは、この限りでない。☆

ア 補充する泡薬剤は、混合する泡薬剤と任意の割合で混合した場合において、規格省令に規定する基準に適合していると確認されているもの
イ 使用する泡ヘッドは、補充及び混合する泡薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されているもの

- (2) 別の泡薬剤を補充する行為のうち最初に行うものは、消防用設備等の「工事」に該当するが、「軽微な工事」に該当するため、着工届は要しないものであること。なお、2 回目以降の補充は、「整備」に該当するので、着工及び設置の届出は要しないものであること。

- (3) 他の泡薬剤を混合した場合には、その旨を泡薬剤容器の補充口付近の見やすい箇所に表示すること。

● 6 補助加圧ポンプ

温度変化等による圧力変動で、火災時以外に加圧送水装置が起動するおそれのある防火対象物には、補助加圧ポンプを設けること。

なお、補助加圧ポンプを設ける場合は、◆配管●4(3)によること。

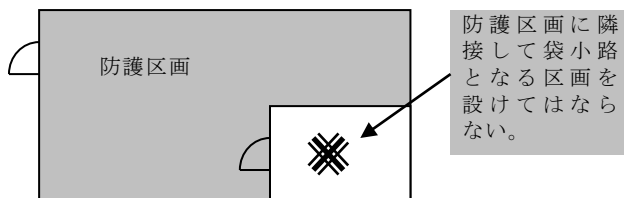
● 7 施行令第 32 条により設置されている閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備の機器交換 ☆

令第 32 条に基づき設置されている閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備が、点検等により機器の交換等が必要となったものの、当該性能鑑定品が製造されていない等、同一のものが使用できない場合は、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について」（平成 26 年 12 月 15 日消防庁第 501 号消防庁予防課長通知）第 1 により、認定品のうち、性能鑑定品と同等の性能が確認されたものについては、それに相当する性能鑑定品とみなして使用することができるものであること。

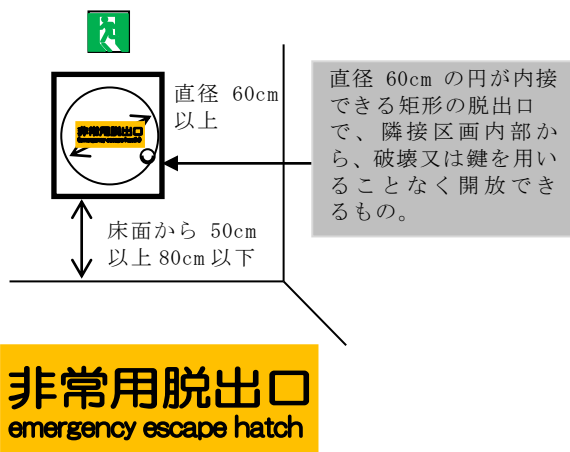
● 1 防護区画

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の防護区画については、令第16条、令第17条、規則第19条及び規則第19条の2、規則第20条の規定並びに平成8年9月20日消防予第193号消防庁予防課長・消防危第117号消防庁危険物規制課長通知及び平成9年8月19日消防予第133号消防庁予防課長・消防危第85号消防庁危険物規制課長通知によるほか次によること。なお、消火剤に二酸化炭素を用いる以外の不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備（消火剤にハロン1301を用いるものは、この限りでない。）についても二酸化炭素消火設備に準じた安全措置をとること。

- (1) 防護区画は、2以上の区画にまたがらないこと。
- (2) 防護区画に設ける出入口の扉は、ガス放出によっても容易に開放せず、かつ、放出ガスが漏洩しない措置がとられていること。 ☆
- (3) 防護区画に設ける出入口の扉は、内部から容易に避難方向に開く自動閉鎖装置付きのものとすること。ただし、横引のものであっても、同等の効果のあるものについては、この限りでない。 ☆
- (4) 防護区画の開口部等の自動閉鎖装置に加圧ガスを使用するものにあつては、当該ガスに当該消火設備の起動用のガスを使用してはならないこと。 ☆
- (5) 開口部にガラスを用いる場合にあっては、網入り及び線入り又はこれらと同等の強度及び耐熱性を有するものとすること。
- (6) 防護区画内には、令第26条の規定によるほか、誘導灯を設置すること。ただし、非常照明が設けられ、かつ、主要な避難口が容易に見通せる場合は、この限りでない。 ☆
- (7) 防護区画に設ける出入口は、二方向避難を確保するため原則として2箇所以上とすること。ただし、常時無人で当該防護区画の各部分から近くの避難口までの歩行距離が30m以下となる場合は、この限りでない。 ☆
- (8) 通常時において人が出入する可能性のある区画からの避難経路は、防護区画を通過してはならない。 ☆



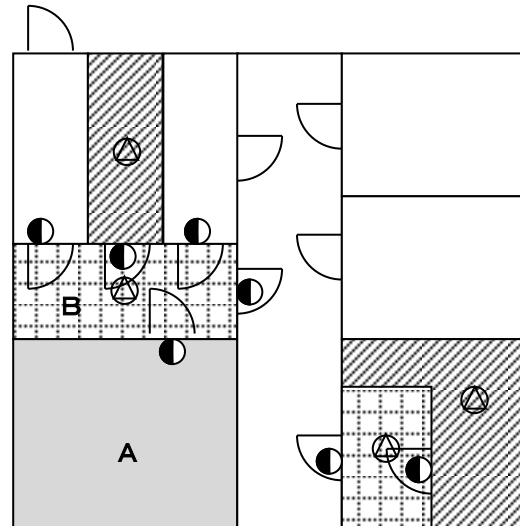
なお、隣接区画から防護区画を経由することなく避難をするために設ける扉が、通常用いる扉により難い場合は、次図の例による脱出用の開口部を設け、その開口部には10cm×30cm以上の大きさで「非常用脱出口」（黄地・黒文字）と表示する標識を設けること。



◇(8)平成26年1月1日一部改訂・追加

- (9) 二酸化炭素を消火剤とする隣接区画に隣接する次図のA区画にあつては二方向避難を確保することが望ましいが、音響警報装置を設け、かつ、次のいずれかに適合する場合にあつては、この限りでない。 ☆

- ア A区画の出入り口から防護区画に隣接する区画（B区画）の避難口まで容易に見通すことができ、かつ、歩行距離が概ね10m以下等、ガスの放出遅延時間内に安全に避難できると認められるもの。
- イ 防護区画に隣接する区画（B区画）部分が常時直接外気に開放されていること。又は、防護区画に隣接する区画の体積が防護区画の3倍以上であること。



- : 放出表示灯
- ⊙ : 音響警報装置
- ▨ : 防護区画
- ▤ : 防護区画に隣接する区画

- (10) 全域放出方式のガス系消火設備を設置することができる「常時無人の場所」とは次の全てに適合する場所が該当する。

- ア 施錠管理又はこれに準ずる出入り管理により、不特定の者が立ち入らないこと。 ☆
- イ 関係者の立ち入りは、保管物品等の保守、点検又は移動並びに設置設備機器等の保守、点検のための一時的なものに限られること。
- ウ 上記イの立ち入りは、1日当たり2時間未満であること。

● 2 二酸化炭素を消火剤に用いるものの防護区画の隣接部分

- (1) 規則第19条第5項第19号の2の「防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分に流入するおそれのない場合又は保安上の危険性がない場合」とは、次の場合が該当する。 ☆
- ア 当該隣接部分が常時直接外気に開放されていること。
- イ 当該隣接部分の体積が防護区画の3倍以上であること。
- (2) 防護区画に隣接する部分（以下「隣接区画」という。）に設ける主たる避難口に用いる扉は、避難方向に内部から容易に開くものであること。ただし、横引のものであっても、同等の効果のあるものについては、この限りでない。 ☆
- (3) 隣接区画には、防護区画から漏洩した二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、人が出入する可能

性のある床面より低いピット等を設けてはならないが、やむを得ずピットを設けなければならない場合は、開口部を防水マンホール等の機密性のあるものとし、二酸化炭素が滞留しないような措置をすること。

● 3 起動方式

- (1) 規則第 19 条第 5 項第 14 号イの「ただし、………その他手動式によることが不適当な場所」とは、次の場所をいう。
 - ア 常時人のいない防火対象物で消火による二次的災害の発生するおそれのない場所 ★
 - イ 夜間等無人となる防火対象物の当該無人となる時間帯で、かつ、二次的災害の発生するおそれのない場所 ★
- (2) 自動式の起動装置は、規則第 19 条第 5 項第 16 号及び規則第 20 条第 4 項第 12 の 2 号の規定によるほか、次によること。
 - ア 複数の火災信号を受信した場合に起動すること。 ☆
 - イ 上記アの一の信号は、当該消火設備専用とし、防護区画ごとに警戒区域を設けること。 ☆
 - ウ 上記イの当該消火設備専用の感知器は、熱式の特種、1 種又は 2 種とすること。ただし、非火災報が発生又は明らかに予想される場合は、この限りでない。
 - エ 一の火災信号は、自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は、当該消火設備専用の感知器から制御盤に入る方式とするか、当該消火設備専用で設けた複数の火災信号が制御盤に入る方式とすること。 ☆
 - オ 上記エの感知器からの信号入力を感じ器の別によらず制御盤に表示すること。 ★
 - カ 上記エの自動火災報知設備の感知器から制御盤に移報するものにあっては、当該自動火災報知設備の受信機に不活性ガス消火設備への移報である旨を表示し、容易に移報を停止しない措置（他と容易に区別できるようにする等。）をすること。
 - キ 自動で起動した装置の復旧は、手動操作によること。 ☆

● 4 消火剤容器

消火剤容器の貯蔵場所は、令第 16 条第 6 号及び令第 17 条第 5 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 火災の際に防護区画内を通過することなく出入でき、かつ、みだりに人が出入しない防護区画外の点検に容易で火災による被害のおそれの少ない場所に設置すること。 ★
- (2) 高圧ガス保安法に適合するものであること。 ★
- (3) ハロゲン化物消火剤を貯蔵するものにあっては、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク（以下「消防環境ネットワーク」という。）の注意書きシールが貼付してあること。 ☆
- (4) 上記(3)以外のガス系消火薬剤にあっても消防環境ネットワークにデータ登録し、制御盤等に登録済みラベルの貼付を指導すること。
なお、この登録は放出等による補充による場合は、必要ないものであること。 ☆

● 5 選択弁

選択弁を設ける場合は、規則第 19 条第 5 項第 11 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 消火剤容器の直近又は火災の際に防護区画を通過することなく出入でき、かつ、みだりに人が出入しない場所に設置すること。 ★
- (2) 消火剤容器から各防護区画へは、3 以上の選択弁を経由しないこと。
- (3) 選択弁の起動は、次によること。
 - ア ガスにより起動するものは、選択弁ごとに起動用ガス容器を設置すること。
 - イ ソレノイドによるものは、その配線を耐火配線

又は耐熱配線とすること。 ☆

- (4) 系統選択弁（消火剤容器の集合管からの 1 次弁）は、消火剤容器室に設けること。
- (5) 区画選択弁（系統選択弁からの 2 次弁）を消火剤容器室と異なる場所に設ける場合は、次によること。
 - ア 火災による被害のおそれの少ない専用の機器室又はパイプシャフト等に設けること。
 - イ パイプシャフト等を他の配管や機器と共有する場合は、不燃材料で造った保護箱に収納すること。
 - ウ 上記場所の扉には、区画選択弁である旨の表示をすること。
- (6) 系統選択弁と区画選択弁との間には、相互に作動状態を表示する装置（表示灯等）及び通話装置を設けること。ただし、容易に相互に監視できる場合は、この限りでない。
- (7) 日本消防設備安全センターの認定品であること。

● 6 容器弁開放装置

- (1) 容器弁の開放装置は、手動でも開放できること。 ★
- (2) 電磁弁により直接容器弁を開放するもので、同時に開放できる消火剤容器は最大 7 までとすること。

● 7 閉止弁

- (1) 二酸化炭素を消火剤とする場合は、次により閉止弁を設けること。 ☆
 - ア 消火剤室の消火剤容器と選択弁の間
 - イ 起動用ガス容器と消火剤容器の間の操作管（起動用ガス容器が 5 未満のものに限る。）
- (2) 閉止弁の直近には赤色で「常時開・点検時閉」の表示をすること。
- (3) 日本消防設備安全センターの認定品であること。

● 8 噴射ヘッド

日本消防設備安全センターの認定品であること。

● 9 制御盤

次により制御盤及び火災表示盤を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機又は総合操作盤が火災表示盤の機能を持つものは、この限りでない。

- (1) 制御盤は、日本消防設備安全センターの認定品であること。 ☆
- (2) 制御盤は、消火剤容器設置室又はその直近に設けること。ただし、保安上支障のない場合は、管理人室等の常時人のいる場所に設けることができる。 ☆
- (3) 火災表示盤は、制御盤からの信号により次の表示等ができるものであること。 ☆
 - ア 防護区画ごとの音響警報装置の起動又は感知器の作動
 - イ 手動起動装置の放出用スイッチの作動
 - ウ 消火剤の放出
 - エ 上記アからウに係る警報音の鳴動
 - オ 自動起動及び手動起動を選択できるものにあつては、その選択状態
- (4) 火災表示盤は、管理人室等の常時人のいる場所に設けること。 ☆

● 10 音響警報装置

規則第 19 条第 5 項第 17 号及び規則第 20 条第 4 項第 13 号の規定によるほか、次によること。

- (1) ベル、ブザー、サイレン等の音響装置は、防護区画の各部分から一つの音響装置までの水平距離が 25m 以下となるように設けること。
- (2) 音声による音響警報装置のスピーカーは、防護区画の各部分から一つのスピーカーまでの水平距離が 10m 以下となるように設けること。
- (3) 騒音が大きく音響警報装置のみでは、効果が期待できない部分には、赤色の回転灯又はフラッシュ等の併設により当該消火設備の作動を知らせること。 ☆

- (4) 音響警報装置のスピーカーは、音声による自動火災報知設備又は放送設備のスピーカーと隣接して設置しないこと。ただし、前記の自動火災報知設備又は放送設備のスピーカーが作動しても当該消火設備の音響警報音が明瞭に聞き取れる場合は、この限りでない。 ☆

●11 放出表示灯

放出表示灯は、消火剤放出時に次図のように点灯又は点滅表示すること。 ☆

- (1) 二酸化炭素消火設備



大きさ：縦 8cm 以上、横 28cm 以上
地 色：白
文字色：赤（消灯時は白）

- (2) その他消火設備



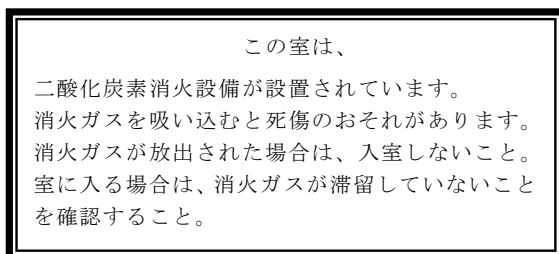
大きさ：縦 8cm 以上、横 28cm 以上
地 色：白
文字色：赤（消灯時は白）

※ ただし、放出表示灯の地色及び文字色にあっては、社団法人 日本消火装置工業会認定品においては、この限りでない。

●12 注意表示板等

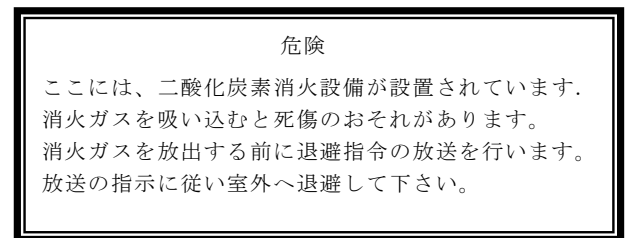
- (1) 二酸化炭素消火設備

ア 貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口に設ける標識(二酸化炭素消火設備)



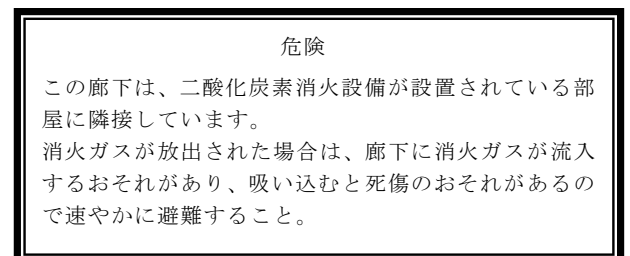
大きさ：縦 20cm 以上、横 30cm 以上
地 色：黄
文字色：黒

イ 防護区画内に設置するもの ☆



大きさ：縦 27cm 以上、横 48cm 以上
地 色：黄
文字色：黒

ウ 袋小路室の出入口（廊下に面するもの）に設置するもの

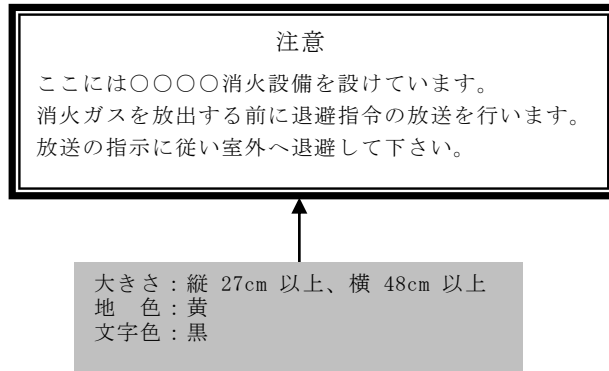


大きさ：縦 20cm 以上、横 30cm 以上
地 色：黄
文字色：黒

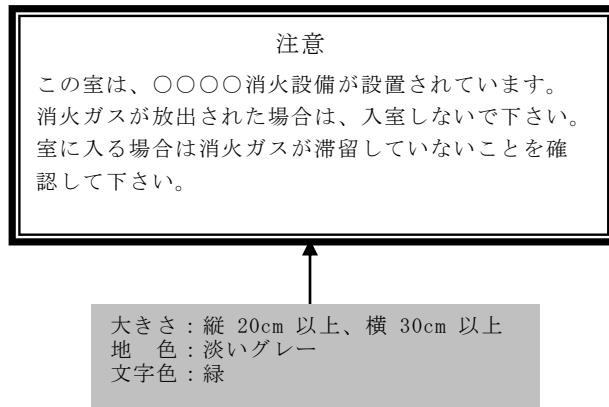


大きさ：縦 30cm 以上、横 30cm 以上
地 色：白
人 色：黒
煙 色：黄
文 字：「CO₂」及び「二酸化炭素 CARBON DIOXIDE」は黒、「危険」及び「DANGER」は黄とする。
シンボル：地色は黄、枠は黒、感嘆符は黒とする

- (2) その他消火設備
ア 防護区画内に設置するもの



- イ 防護区画の出入口に設けるもの



●13 消火ガスの排出措置

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の消火ガス等の排出については、施行令第 16 条、施行令第 17 条、規則第 19 条及び規則第 19 条の 2、規則第 20 条の規定並びに平成 8 年 9 月 20 日消防予第 193 号消防庁予防課長・消防危第 117 号消防庁危険物規制課長通知及び平成 9 年 8 月 19 日消防予第 133 号消防庁予防課長・消防危第 85 号消防庁危険物規制課長通知によるほか次によること。

(1) 機械式

- ア **排出用換気装置は、専用のもの**とすること。ただし、隣接区画に係るもの及び当該防火対象物の内部に消火ガス等が循環することなく外部に排出されるものは、この限りでない。 ☆
- イ **排出用換気装置の操作部**には、その直近に消火ガスの排出用である旨を表示すること。 ☆
- ウ **排出用換気装置として**ポータブルファンを用いる場合にあつては、次によること
- (ア) 専用の排出用の風洞接続口を設けること。ただし、地下ピット等の床面よりも低い部分の排出に用いるものは、この限りでない
- (イ) 屋内を風洞が通る場合は、ファン本体を外部又は屋外直近に置き、風洞内を陰圧として、屋内への消火ガス等の漏洩を防止すること。
- (ウ) ポータブルファンは、防護区画及び隣接区画（以下「防護区画等」という。）以外の当該防護区画を経由することなく使用できる当該防護区画付近に収納しておくこと。又、その場所には、消火ガス排出用である旨の表示をすること。
- エ 排出用換気装置の能力は、防護区画等を概ね 1 時間に 5 回以上換気できるものとすること。
- オ 排出用換気装置の電源も非常電源から供給できるものであること。 ☆
- カ 排出用換気装置の非常電源は、当該防火対象物

の用途・規模に係らず専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備とすること。 ☆

(2) 自然排気

防護区画等を経由することなく当該区画の外部から開放できるもので、外気に面する開口部（防護区画等の床面からの高さが階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部に限る。）の大きさが当該防護区画等の床面積の 10% 以上で、かつ、容易に消火ガス等が拡散されるものであること。 ☆

- (3) 復旧操作を要する自動閉鎖装置は、当該防護区画等から容易に操作できること。又、その直近には、その旨の表示をすること。 ☆

●14 避圧口

規則第 19 条第 5 項第 22 の 2 号及び規則第 20 条第 4 項第 16 の 2 号に規定する圧力上昇を防止するための措置として避圧口を設ける場合は、次によること。

- (1) 避圧口は、通常時においては、閉止しており、消火剤放射時に開となり、消火剤の放射完了時から消火確認時まで、閉止状態を維持していること。 ★
- (2) 避圧口からの排出ガスは、外気の流通する開放された屋外に放出されること。 ☆
- (3) モーターダンパーを用いる場合は、モーターの電源部に用いる配線を耐火配線、その他の回路に用いる配線を耐火配線又は耐熱配線とすること。
- (4) 上記(3)のモーターダンパーには、非常電源を設けること。
- (5) 上記(4)の非常電源は、当該防火対象物の用途規模に係らず専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備とすること。 ☆
- (6) 避圧口の位置は、点検に容易でごみなどにより作動不良となるおそれの少ない場所に設けること。 ☆
- (7) 避圧口の面積は、次表によること。 ☆

消火剤	計算式	
I G -100	$A = 134 \times Q / \sqrt{(P - \Delta P)}$	A：避圧口面積（平方 cm） Q：噴射ヘッドからの最大消火剤流量（不活性ガス：立方 m/min、ハロン：kg/sec） P：許容区画内圧力（Pa） ΔP：ダクトの損失（Pa）
I G -55		
I G -541		
H F C -227ea	$A = 1120 \times Q / \sqrt{(P - \Delta P)}$	
H F C -23	$A = 2730 \times Q / \sqrt{(P - \Delta P)}$	
FK-5-1 -12	$A = 580 \times Q / \sqrt{(P - \Delta P)}$	

- ※1 許容区画内圧力 P の値は、防護区画を構成する壁、扉等の最低強度で、設計者等に確認すること。
- 2 許容区画内圧力が不明な場合は、次表によるが、区画の仕上げが確定した段階で、再検証を行うこと。
- 3 ダンパーの面積は、避圧口面積 A 以上の面積を確保すること。

防護区画を構成する壁等の構造	許容区画内圧力の仮定値
コンクリート躯体、鋼製扉、網入りガラスなどの一般的な区画構成	2,000Pa (200kgf/m ²)
パーティション壁、二重天井	800Pa (80kgf/m ²)
防火防煙シャッター	600Pa (60kgf/m ²)

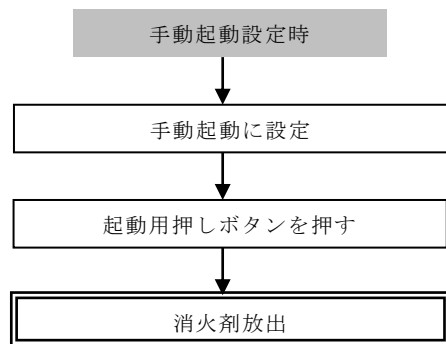
●15 いたずら防止措置

繁華街等に設置するガス系消火設備において、いたずらによる当該消火設備の作動を防止する措置が必要な場合は、次によること。

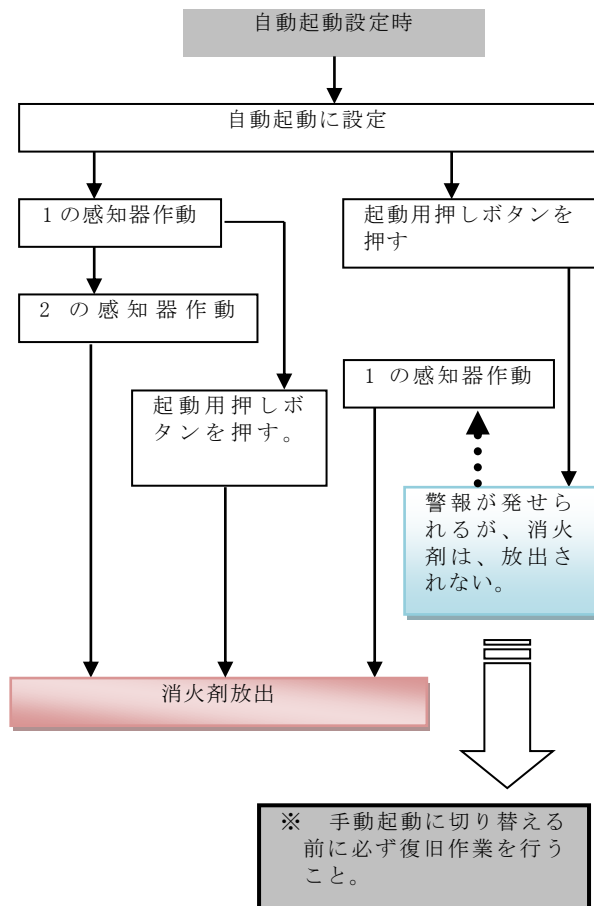
- (1) 制御盤を改造することなく、リレー回路を追加したものによること。

ア フロー図

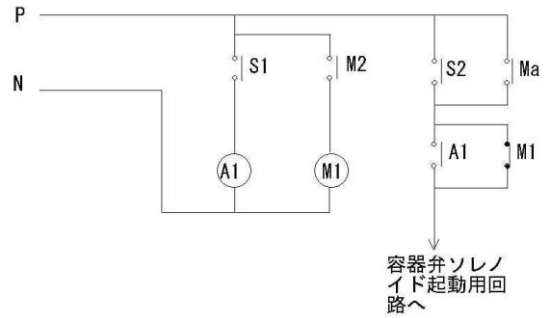
(ア) 手動起動



(イ) いたずら防止（自動起動）



イ 追加する回路図例



S1：第1感知器接点 S2：第2感知器接点 M2：自動選択接点 Ma：手動起動接点

(ア) 手動モードでは、起動ボタンを押すと Ma が閉じ、容器弁ソレノイドが作動する。

(イ) 自動モードでは、M2 が閉じ、M1 が開き第1及び第2の感知器の両方又は起動ボタン及び第1又は第2の感知器のいずれか及び両方の感知器が作動した場合にだけ容器弁ソレノイドが作動する。

(2) いたずら防止は、自動起動に設定した場合に機能すること。

(3) 手動起動に設定した場合は、通常の作動となること。

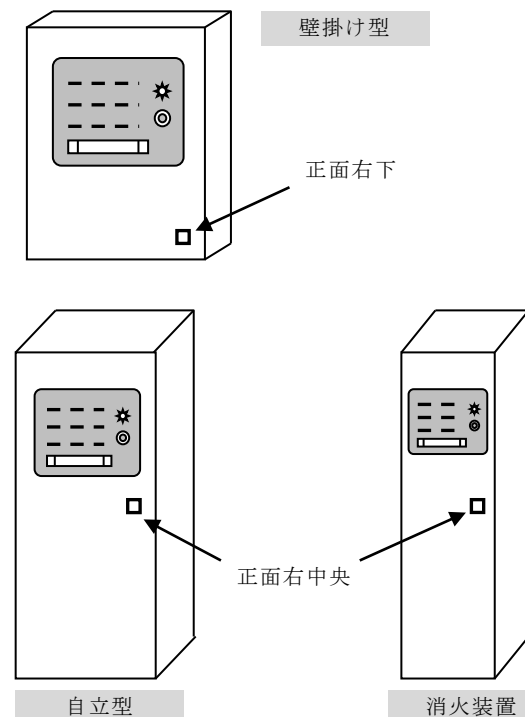
(4) 起動ボタンが押された場合には、警報のみで消火剤が放出されない。しかしながら、起動回路が作動状態に保持されることから、復旧操作をせずに手動起動に切り替えると消火剤が放出されるおそれがあるため、手動・自動切換えスイッチの付近に「起動ボタンを押した場合は、必ず復旧操作を行ってから切り替え操作を行うこと。」と赤字で注意書きを表示すること。

(5) 制御盤又は火災表示盤には「いたずら防止システム導入」と表示すること。

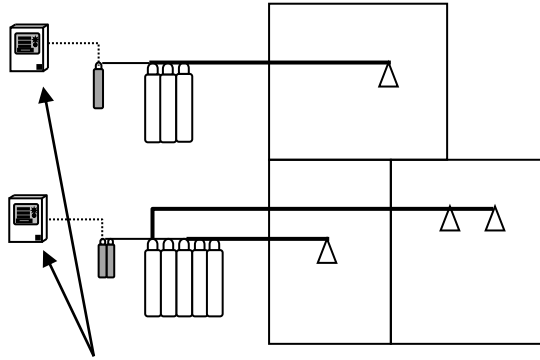
●16 ガス系消火剤のデータベース登録

ハロン 2402、ハロン 1211 及びハロン 1301 以外のガス系消火剤の特定非営利活動法人消防環境ネットワークへのデータベース登録については、平成 18 年 3 月 27 年付消防予第 121 号・消防危第 87 号消防庁予防課長・危険物保安課長通知によるほか次によること。

- (1) 「登録済みラベル」は、特に支障のない限り制御盤・火災表示盤又は主制御盤を内蔵する消火装置（パッケージ型・ユニット式消火装置）の下図に示す見やすい場所に貼付すること。 ☆



- (2) 「登録済みラベル」は制御盤（消火設備）ごとに 1 枚（パッケージ型等の消火装置にあつては、主制御盤を内蔵する装置に 1 枚）を貼付すること。



それぞれの制御盤に貼付

- (3) 上記(2)の図の例のように同じ建物等に二つ以上の消火設備又は消火装置がある場合は、それぞれについて「データベース報告書」を作成する必要があること。

●17 移動式

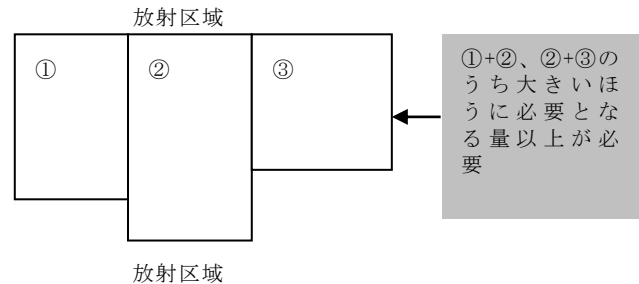
- (1) 令第16条第4号及び同第17条第3号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放水距離（概ね7m）を加えて消火できる長さをいう。（◇屋内消火栓●1(3)参照）
- (2) 表示灯の電源は、令第11条第3項の規定による非常電源又は他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない専用配線からとること。
- (3) 表示灯の配線は、耐火配線又は耐熱配線とすること。
- (4) 表示灯の電源に非常電源を設けるものにあつては、その容量は表示灯を20分以上点灯することができるものとする。

● 1 配管

配管等は、規則第 21 条第 4 項第 7 号の規定によるほか次によること。

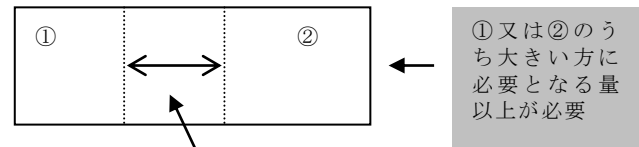
- (1) 起動の用に供する配管で、起動容器と貯蔵容器の間には、当該配管に誤作動防止のための逃がし弁を設けること。
- (2) 主管からの分岐部分から各ヘッドに至るまでの配管は、放射圧力が均一となるように全てトンナメントとし、かつ、末端のヘッド数は 2 個以下とすること。ただし、有効な 3 方分岐管を使用するものは、3 個とすることができる。 ☆
- (3) 配管を分岐する場合は、消火剤容器側にある屈曲部分から管径の 20 倍以上の距離をとること。ただし、消火剤と加圧ガスの分離を防止できる配管方式とした場合は、この限りでない。 ★

量以上とすること。ただし、放射区域が隣接する 2 のみで、放射区域が相互に 3m 以上重なる場合は、最大となる放射区域の量以上とすることができる。



● 2 消火剤容器等

粉末消火設備の消火剤容器、選択弁、容器弁等、噴射ヘッド、防護区画、制御盤、起動装置及び音響警報装置は、◇ガス系消火設備の例によること。 ★



● 3 圧力調整器

圧力調整器は、規則第 21 条第 4 項第 8 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 指示圧力が 1 次側にあっては、24.5MPa 以上、2 次側にあっては、調整圧力に応じた圧力計を設けること。 ★
- (2) 容器開放の際、2 次圧力を概ね 1.5MPa ないし 2.0MPa に減圧し、消火剤容器等に導入すること。 ☆
- (3) 有効放出時間において、放射圧力の 15% 減まで維持できる流量性能を有すること。

重複する放射区域が 3m 以上

イ 駐車のに供する部分にあっては、規則第 21 条第 3 項第 2 号の規定の「防護対象物の表面積 1 m²当たりの消火剤の量」を「放射区域の表面積 1 m²当たりの消火剤の量」と読み替えること。

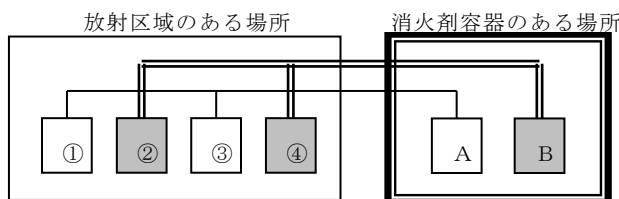
● 4 定圧作動装置

日本消防設備安全センターの認定品であること。

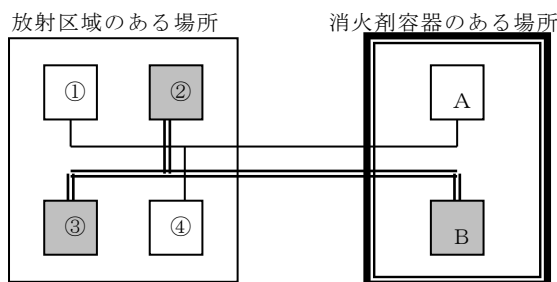
● 5 局所放出方式

- (1) 放射区域（一の選択弁により消火剤が放出される区域をいう。以下同じ。）が相互に接して 4 以上ある場合は、消火剤容器を 2 以上とすることができる。ただし、同一の消火剤容器が受け持つ放射区域の辺が次図のように相互に接しないようにすること。

ア 直列に放射区域がある場合 ☆



イ 並列に放射区域がある場合 ☆



ウ 隣接する 3 放射区域ごとに不燃区画されている場合は、消火剤容器を 1 個とすることができる。 ☆

- (2) 消火剤の貯蔵量

ア 上記 (1)、ウにより消火剤容器を 1 個とするときは、隣接する 2 放射区画の合計が最大とな

● 6 移動式

移動式粉末消火設備は次によること。

- (1) 移動式粉末消火設備が設置することができる部分

規則第 21 条第 5 項が準用する規則第 19 条第 6 項第 5 項に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、特殊消火設備 ● 1 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱いによること。

- (2) 設置方法

ア 火災の際、容易に操作できる位置に設けること。

イ 格納庫の扉の開閉及び放射等の操作に支障のない広さが確保されていること。

ウ 貯蔵容器の放出弁、加圧用ガス容器弁の手動操作部及びノズルは、床面からの高さが概ね 1.5m 以下の箇所に設けること

エ 地震動等による変形、損傷等が生じないように堅ろうに、かつ、傾きのないようい設置すること。また、自動車衝突するおそれのある部分に設ける場合は、保護のための措置を講ずること。

オ 表示灯の電源は、令第 11 条第 3 項の規定による非常電源又は他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない専用配線からとること。

カ 表示灯の配線は、耐火配線又は耐熱配線とすること。

キ 表示灯の電源に非常電源を設けるものにあつては、その容量は表示灯を 20 分以上点灯することができるものとする。

ク 移動式粉末消火設備は、指定認定機関による認定品とすること。

ケ 令第 18 条第 3 号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放射距離（概ね 7m）を加えて消火できる長さをいう。（◇屋内消火栓 ● 1(3) 参照）

コ 多段方式の機械式駐車場には、移動式粉末消火設備を次により設置すること。

なお、防火対象物の部分（内部）の場合には、床面の上は２段まで、ピットとなる部分は１段までのものに限る。

(ア) 原則として、すべての車両の直近に容易に到達でき、政令第 18 条第 2 号及び第 3 号に規定する距離により有効に放射できるよう、消火足場を設けること。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障のないよう次により設置すること。

なお、消火足場を各段に設置しなくても全ての車両に直接有効に放射できる場合には、２段毎に設置することができる。

- a 消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。
- b 消火足場の天井高さは、おおむね 2 m 以上で、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員は 60 cm とし、柵を設ける等転落防止措置を講じること。
- c 消火足場の各部分から異なる二方向以上の経路により地上に避難することができること。
- d 地上から消火足場までの経路をはしごとする場合は、格段の昇降口が、直上段の昇降口と相互同一直線上にないように、又は柵を設ける等転落防止措置を講じること。

(イ) 上下昇降式で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のもの（地下２段迄のものに限る。）は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう次により設置すること。

a 地下１段部分

- (a) 地上から有効に放射・消火できるノズル消火口を地盤面に設けること。
- (b) 車両 1 台あたりのパレットに短辺 10 cm、長辺 15 cm のノズル消火口を 2 個以上対角線になるように設置すること。（第 1 図）
- (c) ノズル消火口の付近には、ノズル消火口である旨の表示をすること。（第 2 図）

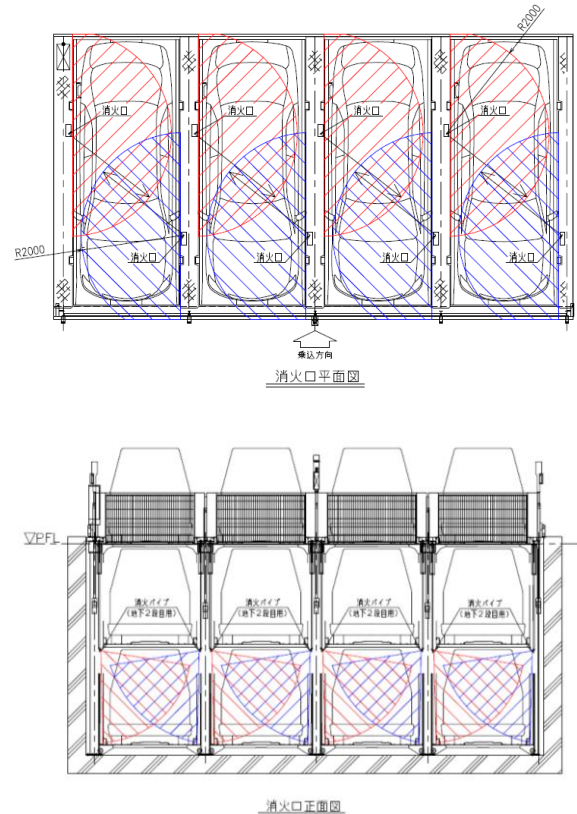
b 地下２段部分

- (a) 地上から有効に放射・消火できるノズル差込口を地盤面に設け、消火薬剤が地下２段部分の駐車スペース各部分まで有効に到達できるよう消火パイプ等を設置すること。
- (b) 車両 1 台あたりのパレットに短辺 10 cm、長辺 15 cm のノズル差込口を 2 個以上対角線になるように設置すること。
- (c) 放出口は噴射ヘッド方式とし、日本消防設備安全センターの認定品であること。また、車両のすべての表面を当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるよう、車両 1 台あたりのパレットに 2 個以上対角線になるよう設けること。
- (d) 消火パイプは、消防法施行規則第 2 1 条第 4 項第 7 号に規定するものであること。

(e) ノズル差込口及び放出口は、消火剤の漏れがない構造とすること。

(f) ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。

第 1 図

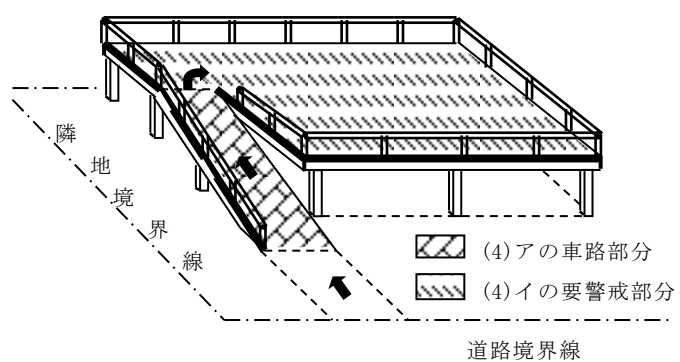


第 2 図



サ 自走式駐車場に設けるものは、次によること。

- (ア) 屋上駐車場等に至る床面積に算入されない外部の開放された車路部分には、消火設備の設置を要しないものであるが、設置の指導をすること。
- (イ) 駐車場部分は、車路を含めて消火器具及び移動式の消火設備で警戒すること。★



● 1 設置場所

- (1) 建物の出入口から概ね 5m 以内の位置に設けること。
- (2) 2 階部分も警戒するものにあつては、階段室付近の出入口から概ね 5m の位置に設けること。
- (3) 防火対象物の大きさによって、中央部分が未警戒となる場合は、当該部分を 1 号消火栓で警戒すること。なお、当該警戒部分以外に屋内消火栓により警戒する部分がない場合に限り、水源水量及び加圧送水装置の能力は、それぞれの消火栓についての必要量及び能力について合算することを要しない。

● 2 消火栓箱の構造

- (1) 材質・構造は、◇屋内消火栓●2 の例によること。
- (2) 地上式とすること。
- (3) ホース接続口は、消火栓箱内に設けること。
- (4) ホース接続口は、呼称 50 又は 65 の差込式とすること。
- (5) 起動用押しボタンを自動火災報知設備の発信機と兼用しない場合は、原則として当該押しボタンを消火栓箱内に設けること。

● 3 ホース・ノズル

- (1) 結合金具を差込式とした呼称 50 又は 65 の長さ 20m のホース 2 本以上とノズル（以下「放水器具」という。）を消火栓箱内に格納しておくこと。
- (2) ノズルの口径は、19mm 以上とすること。
- (3) やむを得ず放水器具を別置きする場合は、材質・構造を屋内消火栓●2 の例による専用の格納箱内に収納し、容易に識別できる色で 1 字につき 50 平方 C m 以上の「ホース格納箱」と表示する標識を設けること。
- (4) ホース接続口は、呼称 50 又は 65 の差込式とすること。
- (5) 令第 19 条第 3 項第 2 号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放射距離（概ね 10m）を加えて消火できる長さをいう。

● 動力消防ポンプの選定

令第20条第4項第2号の「有効に放水できる長さ」
とはホース長さに放水距離（概ね 7m）を加えて消火
できる長さをいう。（屋内消火栓●1(3)参照） ☆

● 1 受信機

(1) 設置場所等

ア 高温、高湿、振動等により受信機の機能に障害を与えない場所に設置すること。 ☆

イ 操作に必要な空間を次により確保すること。 ☆

(ア) 操作面の前面に 1m の空間

(イ) 背面に点検用の扉のあるものは、点検に必要な空間

ウ 壁面、床等に強固に固定すること。

エ 規則第 24 条第 1 項第 2 号トの「受信機のある場所相互間で同時に通話することのできる設備」(以下「相互通話装置」という。)とは、次のものをいう。

(ア) 発信機 (P 型 1 級、T 型)

(イ) 非常電話 ☆

(ウ) インターホン ☆

(エ) 構内電話で、緊急割り込み機能を有するもの

オ 1 棟の防火対象物は、1 台の受信機で警戒すること。ただし、同一敷地内に複数の防火対象物があり、常時人のいる場所の制限がある場合は、同一管理権原の防火対象物に限り受信機を 1 台として一括警戒とすることができる。ただし、P 型 2 級にあっては、防火対象物間に相互通話装置を設けた場合に限る。

カ 同一室内に 2 以上の受信機が設けられている場合は、当該受信機に相互通話装置を設けないことができる。 ☆

キ 放送設備を設ける場合は受信機と併設し、受信機の表示等を確認しながら放送設備の操作ができるようにすること。

ク 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等に副受信機を設けるよう指導すること。

(2) 常用電源は、次によること。

ア 交流電源

(ア) 定格電圧が、60V を超える受信機の金属製外箱には接地工事を施すこと。 ★

(イ) 電源は、専用回路とすること。 ★

イ 直流電源

蓄電池設備を常用電源とする場合は、蓄電池設備の基準 (昭和 48 年告示第 2 号) に適合するもの (認定品) を使用すること。

(3) 非常電源は、次によること。

◇ 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が規定の容量を越える場合は、非常電源を設けないことができる。

(4) 警戒区域は、次によること。

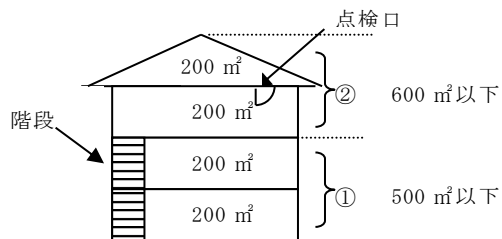
ア 表示部には、警戒区域、その名称が適正に表示されること。

イ 一つの表示窓で、2 以上の警戒区域を表示しないこと。 ☆

ウ 警戒区域は、防火区画等にまたがらないよう設定されていること。 ☆

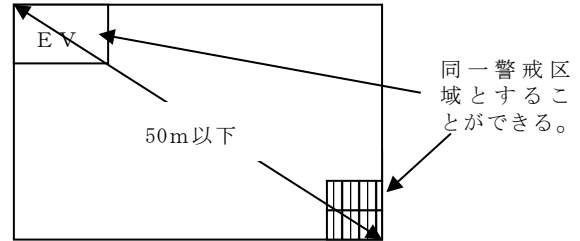
エ 警戒区域の設定は、次によること。

(ア) 警戒区域が 2 の階にわたる場合は、2 の階にわたる警戒区域内のいずれかに感知器の作動状況を容易に確認できる階段があること。なお、この場合における階数に算入されない小屋裏、塔屋及び地階については、その面積を算入するものとし、天井裏等にあつては、感知器の作動状況を容易に確認できる点検口を設けること。 ☆

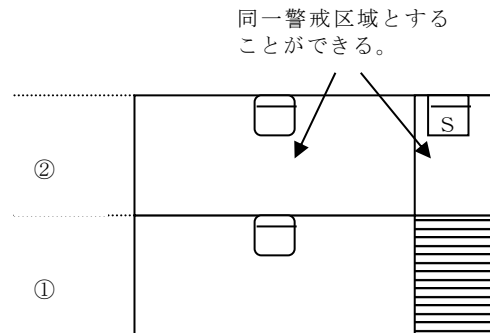


(イ) 階段、傾斜路等にあつては、高さ 45m 以下ごとに一つの警戒区域とすること。ただし、地階 (地階の階数が 1 の対象物を除く。) の階段、傾斜路等は、別の警戒区域とすること。 ☆

(ウ) 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所が同一防火対象物に 2 以上ある場合で、水平距離 50m の範囲内にあるものは、同一警戒区域とすることができる。 ☆



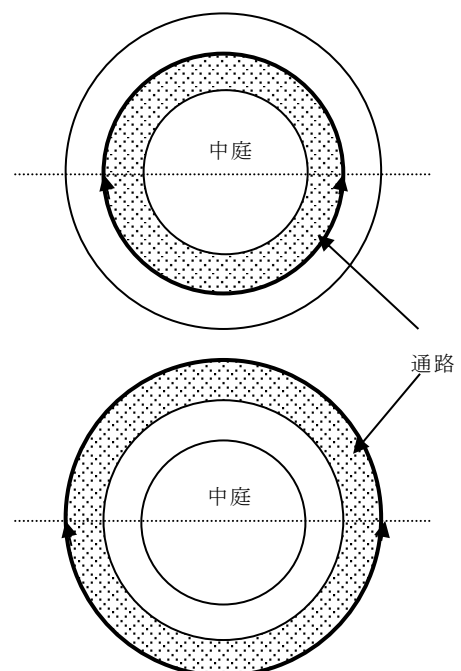
(エ) 階数が 2 以下の防火対象物の階段及び廊下、通路等は、当該階の居室等の警戒区域とすることができる。 ☆



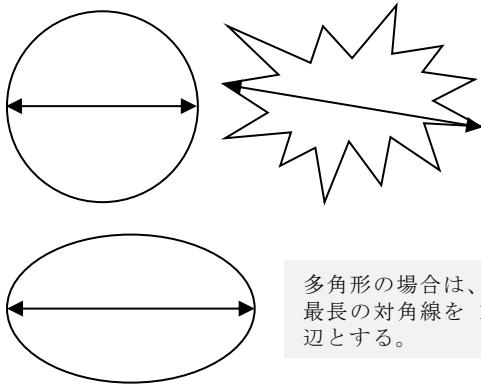
(オ) 各階の階段が、それぞれ 5m 未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、同一階段として警戒できるものであること。 ☆

(カ) 円形、多角形等の防火対象物における令第 21 条第 2 項第 2 号の「1 辺の長さ」は、次によること。

① 内側又は外側に居室等がある場合は、円形通路の外半周を 1 辺とする。 ☆



- ② 壁、通路等によって区画された部分がない場合 ☆

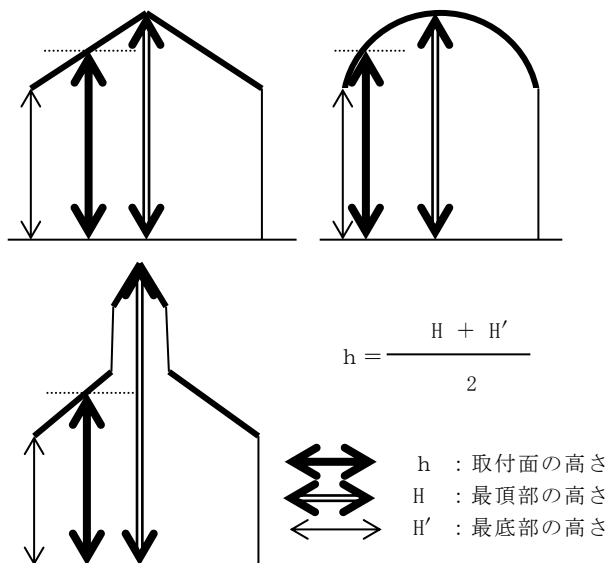


- (キ) 警戒区域の面積は、感知器の設置が免除されている便所、浴室等の場所も含めて算出するが、軒下等で外気の流通する場所により感知器を設けない部分（開口部から5mの範囲）及び別の警戒区域となる階段やダクト等の部分は、警戒区域の面積に含めないものであること。なお、警戒区域の算出にあたっては、壁等の中心線を境界線として面積を算出すること。 ☆
- (ク) 警戒区域の境界は、間仕切りのない大空間を除き、廊下、通路、壁、防火区画等とすること。なお、原則として関連する部屋（厨房と配膳室等）は、同一警戒区域にまとめること。 ☆
- (ケ) 令第21条第2項第2号の「主要な出入口」とは、常時使用される室内外の出入口であって、直接屋外又は廊下に直結している場合をいう。具体的には、学校の講堂や体育館のフロア一部分、劇場や観覧場の客席部分等が該当する。したがって倉庫、工場及び事務所等は、収容物、機械及びロッカー等により見通すことができないので該当しないものである。 ☆
- (コ) 警戒区域番号は、原則として下階より上階へ、受信機に近い場所から遠い場所へと順に付すこと。 ☆

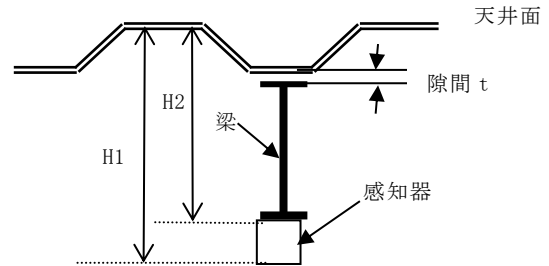
● 2 感知器

(1) 取付面等

ア 規則第23条第4項の取付面の高さとは、取付面の最頂部と同最低部の平均によること。ただし、倉庫等で、通常時において出火が予想される収容物が床面よりも高い位置にあるものは、この限りでない。 ☆

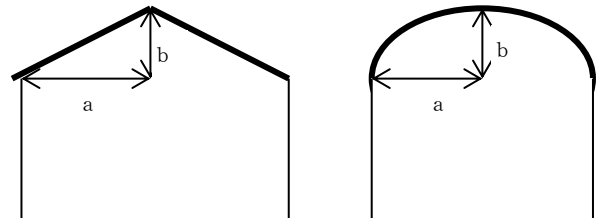


イ ルーフデッキ等の取付面に段差がある場合の取付面の高さは、次図のH1によること。又、同様な場合における規則第23条第4項第3号ロで規定する梁の深さは、梁と天井面との隙間の有無に係らず次図H2によること。ただし隙間tが20cm以上ある場合は、同一感知区域とすることができるものであること。 ☆

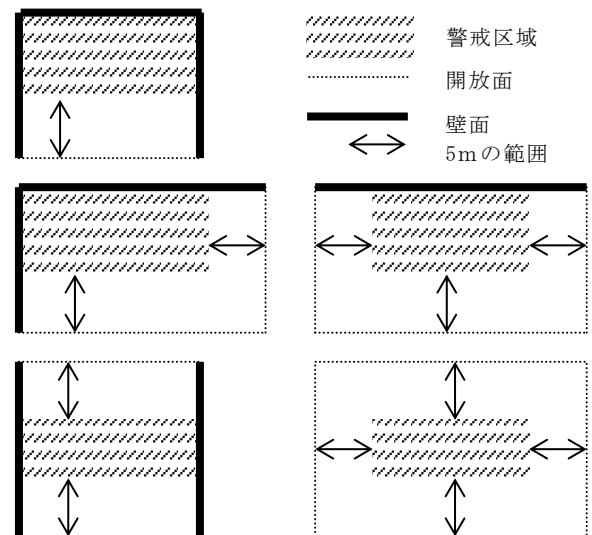


◇イ但し書き平成24年1月1日追加

- (2) 次図のように傾斜角度が3/10（次図のb/aによる。）以上の傾斜天井に感知器を設ける場合は、頂部が密となるようにすること。 ☆

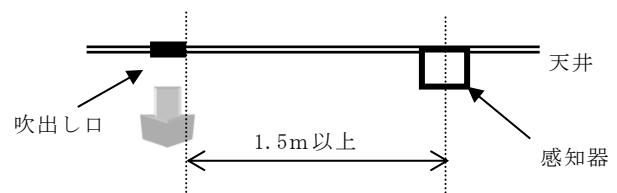


- (3) 規則第23条第4項第1号ロで規定する「上屋その他外部の気流が流通する場所」とは、次図のとおり開放面から5m未満の部分进行。 ☆

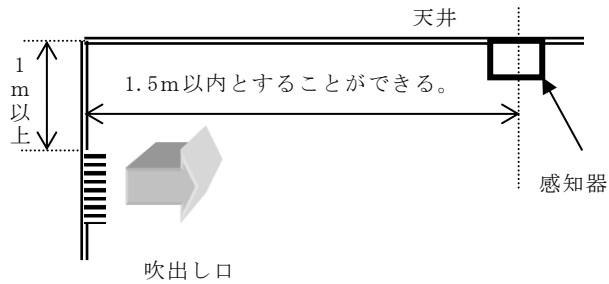


- (4) 換気口等の吹出し口付近に設ける感知器（差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。）は、次によること。ただし、吹出し方向が限定されていて、感知器に直接気流が当たらないものは、この限りでない。

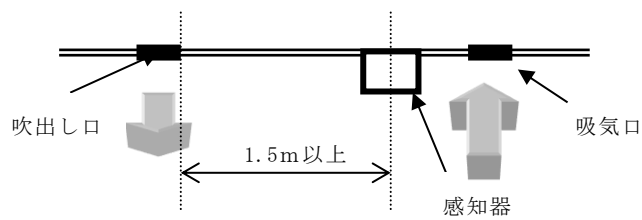
ア 換気口等の吹出し口が天井にある場合は、当該吹出し口から次図のとおり1.5m以上離れた位置に設けること。 ☆



イ 換気口等の吹出し口が壁面にあって、次図のとおり当該吹出し口が天井から 1m 以上ある場合で、感知器に直接気流が当たらないものは、当該吹出し口から 1.5m 以内とすることができる。 ☆



ウ 煙感知器にあっては、上記ア及びイのほか換気口等の吸気口付近に設けること。 ☆



- (5) スポット型感知器は、水平面に対して 45 度以上傾けないこと。 ★
- (6) 感知器の選択基準は、規則第 23 条の規定によるほか、次により設置場所の環境に適応する感知器を設置すること。

ア 煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器及び炎感知器を設けない場所（規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ(イ)から(ト)及びホ(ハ)に掲げる場所）は、次表 1 に掲げる設置場所に適応する感知器を設けること。

☆表 1

設置場所		適応感知器										炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型			
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)及びホ(ハ)に掲げる場所	塵埃、微粉等が多量に滞留する場所											1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に塵埃、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、塵埃、微粉等が侵入しない構造のものであること。 4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 5 紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。	
	水蒸気が多量に滞留する場所			×		×						1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が入りしない措置を講じたものであること。 3 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。	
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場等	×	×									1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが入りしない措置を講じたもの 2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。

設置場所		適応感知器										炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型			
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則第23条第4項1号ニ(イ)から(ト)及びホ(ハ)に掲げる場所	厨房、調理室等でおそれる場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。	
	著しく高温となる場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×		
	排気ガスが多量に滞留する場所	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。	
	煙が多量に流入する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のものが望ましいこと。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。	
	結露が発生する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。	
	火災が発生する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	※キューボラ：最も一般的な鋳鉄用溶解炉、外側は鋼板で円筒形に作り、内側を耐火煉瓦で裏張りしてある。	

- 注1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については、2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 4 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 5 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれも表1により適応感知器とされたものであること。

イ 次表 2 の場所に設置する感知器は、同表に掲げる設置場所に適応する感知器を設けること。 ☆
表 2

設置場所		煙感知器		式熱煙複合感知器	炎感知器	熱感知器	
		煙アナログ	同左以外			式熱スボットログ	同左以外(高感度)
1	階段・傾斜路	○	○				
2	廊下・通路（令別表第 1(1)項～(6)項、(9)項、(12)項、(15)項、(16)項イ、(16)の 2 項、(16)の 3 項に限る。）	○	○	○			
3	エレベーターの昇降路・リネンシュート・パイプダクト・その他これらに類するもの	○	○				
4	遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（令別表第 1(2)項ニ、(16)項イ、(16)の 2 項及び(16)の 3 項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16)の 2 項及び(16)の 3 項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）	○	○	○			
5	感知器を設置する区域の天井等の高さが 15m 以上 20m 未満の場所	○	○		○		
6	感知器を設置する区域の天井等の高さが 20m 以上の場所				○		
7	左欄 1～6 の場所以外の地階、無窓階、11 階以上の部分（令別表第 1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(15)項、(16)項イ、(16)の 2 項、(16)の 3 項）	○	○	○	○		
8 ※ 2	左欄 1～7 の場所以外の地階、無窓階、11 階以上の階（令別表第 1(5)項ロ、(9)項ロ、(10)項～(14)項、(16)項ロ、(17)項）	○	○	○	○	○ ※1	○ ※1
9	左欄 1～8 の場所以外の場所（1 階～10 階までの無窓階でない階） （廊下（左欄 2 に掲げる防火対象物の廊下を除く）、便所、その他これらに類する場所を除く）	その使用場所に適応する感知器					

注 1 ※1 の感知器は、差動式又は補償式にあっては 1 種又は 2 種、定温式にあっては、特種又は 1 種（公称作動温度 75℃以下のものに限る。）のもの及び熱アナログ式にあっては、火災表示に係る表示温度等が 75℃以下であること。

2 ※2 地階、無窓階、11 階以上の階には、2 欄に掲げる防火対象物以外の廊下、通路を含むものであること。

◇ 自動火災報知設備

ウ 前表 2 に掲げる場所のうち、環境状態が次表 3 に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、表 2 中 1 から 7 の場所にあつては表 3 中の適応煙感知器又は炎感知器を、7 及び 8 の場所にあつては表 3 中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。

表 3 ☆

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境 状態	具体例	差動式 スポット型	差動式 分布型	補償式 スポット型	定温式	熱アナログ式 スポット型	イオン化式 スポット型	光電式 スポット型	イオン化アナログ 式スポット型	光電アナログ式 スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分 離型		
喫煙による煙が滞留する ような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○※		○※	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○※	○※	○※	○※	○	○		
煙以外の微粒が浮遊している場所	廊下、通路等						○※	○※	○※	○※	○	○	○	
風の影を受けやすい場所	礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○※		○※	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等							○		○	○	○	光電式スポット型又は光電式スポット型を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積エネルギーがないこと。	
燦火、火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機械室、電算機室、機械制御室、機							○		○	○	○		
大空間で、かつ天井が高いことにより熱及び煙が拡散	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部で、感知器の取付高さが8m以上の場所		○								○	○	○	

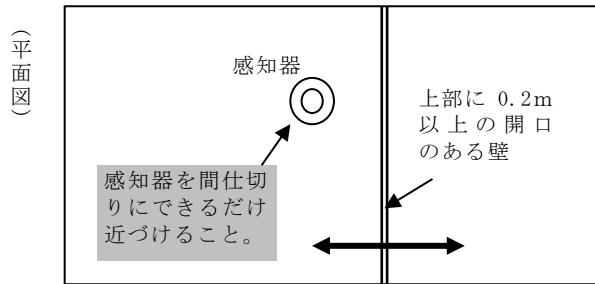
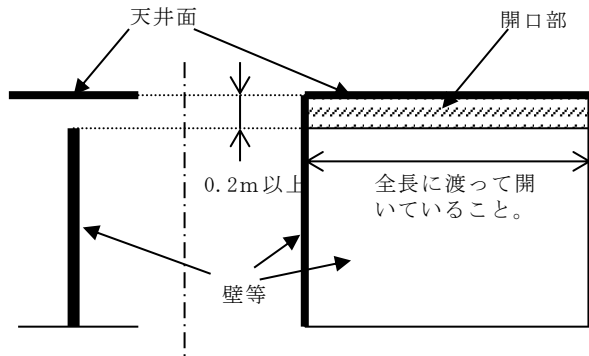
- 1 ○印は当該場所に適応することを示す。
- 2 ※印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す
- 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の１種は感度が高いため、非火災報の発生については２種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 5 差動式分布型３種及び定温式２種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所に適応しない。
- 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型２種を設ける場合にあつては15m未満の天井高さに、光電式分離型１種を設ける場合にあつては20m未満の天井高さで設置するものであること。
- 8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表３により適応する感知器とすること。
- 9 蓄積型の感知器又は蓄積式中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること。

エ 補償式スポット型又は定温式の性能を有する感知器の公称定温点又は公称作動温度（2以上の公称作動温度を有するものは、最も低い公称作動温度）は、感知器の設置場所の正常時における最高周囲温度よりも20℃以上高いものとする。 ☆

オ 複合式の感知器の取付け高さの上限は、低い方の高さを基準とすること。

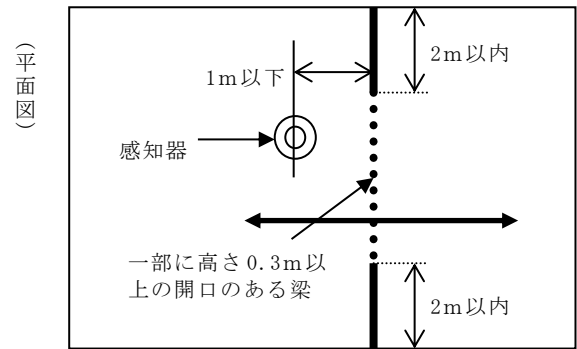
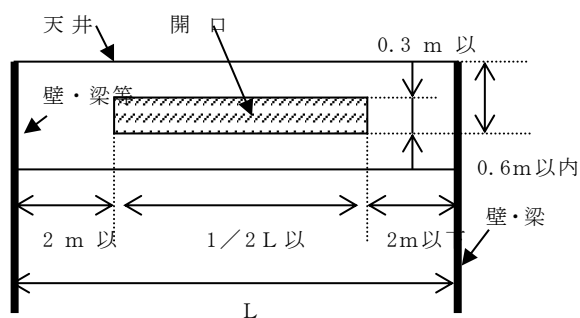
(7) 特殊な場所の感知区域等

ア 梁と天井の間に次図のような開口がある場合においては、同一の感知区域とすることができる。



同一感知区域とすることができる。

イ 梁の一部に次図のような開口がある場合において、感知器が当該開口部から1m以内に設置してある場合は、同一感知区域とすることができる。



同一感知区域とすることができる。

ウ 細長い居室等に熱式スポット感知器を設置する場合は、次図のように次表による歩行距離（◇消火器具●5設置単位等(2)参照）以下となるように設置すること。 ☆

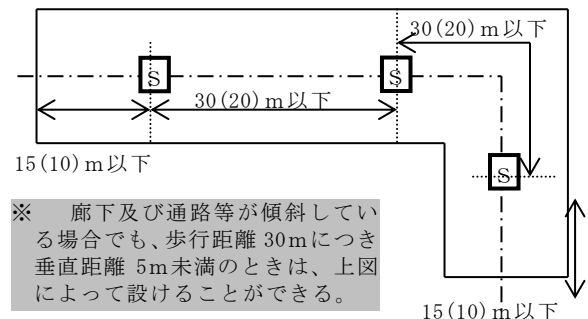


1/2 L 以下 1/2 L 以下

感知器種別 構造		取付間隔	歩行距離 L (m)	
			耐火	その他
差動式 スポット	1 種	15		10
	2 種	13		8
補償式 スポット	1 種	15		10
	2 種	13		8
定温式 スポット	特種	13		8
	1 種	10		6
熱アナログ式スポット		13		8

エ 廊下及び通路等に煙感知器を設置する場合は、次図のように歩行距離30m以下(3種にあっては、20m)となるように設置すること。

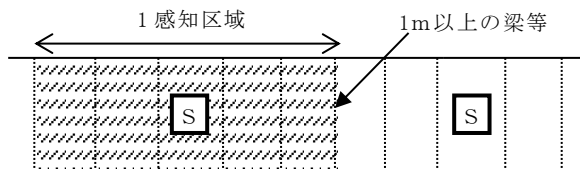
なお、廊下及び通路等の歩行距離は、原則として中心線に沿って計測すること。 ☆



※ 廊下及び通路等が傾斜している場合でも、歩行距離30mにつき垂直距離5m未満のときは、上図によって設けることができる。

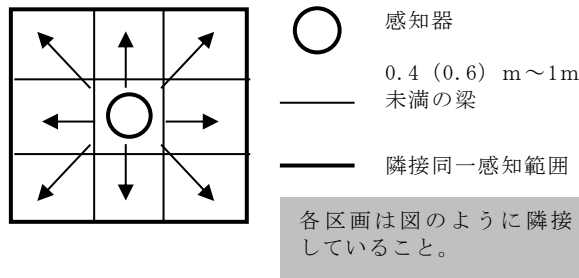
オ 10m以下の廊下及び通路等又は廊下及び通路等から階段に至る歩行距離が10m以下の場合、煙感知器を設けないことができる。 ☆

カ 地階の廊下及び通路等に煙感知器を設置する場合に、1m以上の梁等がある場合は、歩行距離によるほか、隣接する両側の2感知区域までを限度として感知器を設けること。 ☆



キ 梁等の深さが熱式スポットにあっては、0.4m（その他の感知器にあっては、0.6m）以上1m未満の小区画が連続してある場合は、次の表の面積範囲以内を同一感知区域とすることができる。

☆



(7) 熱式スポット ☆

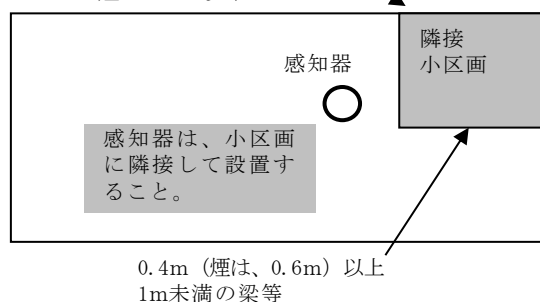
感知区域		隣接区分合計面積 (㎡)	
構造	感知器種別	感知器種別	
		耐火	その他
差動式	1 種	20	15
	2 種	15	10
補償式	1 種	20	15
	2 種	15	10
定温式	1 種	15	10
	2 種	13	8
熱アナログ式スポット		15	10

(4) 煙感知器 ☆

取付面高さ 感知器種別	隣接区分合計面積 (㎡)			
	4m 未満	4m 以上 8m 未満	8m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満
1 種	60	60	40	40
2 種	60	60	40	—
3 種	20	—	—	—

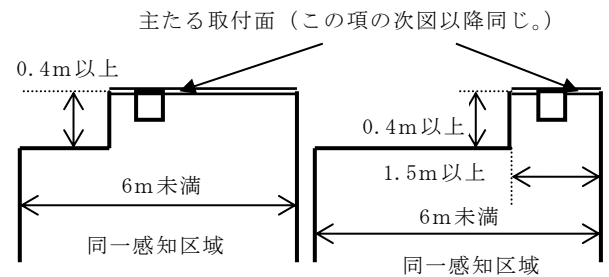
ク 1つの小区画が隣接してある場合は、次によることができる。なお、この場合においては、当該小区画の面積も当該感知器の感知面積に含まれるものであること。 ☆

熱式スポットは 5㎡以下
煙は 10㎡以下

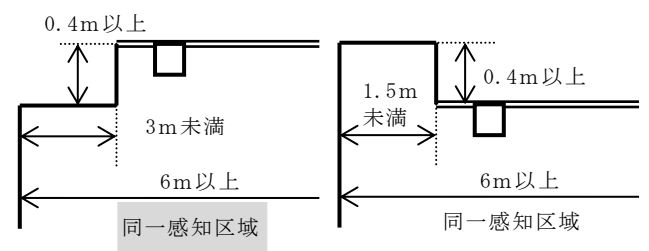


ケ 段違い天井の場合で、熱式スポット型感知器にあっては、0.4m未満、その他の感知器にあっては0.6m未満の段差である場合は、同一感知区域とすることができるほか、次によることができる。 ☆

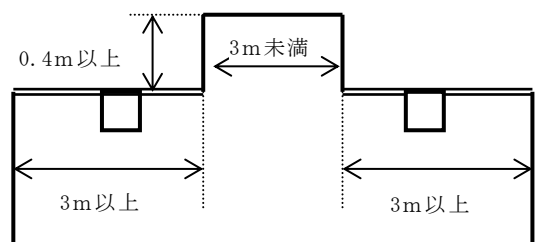
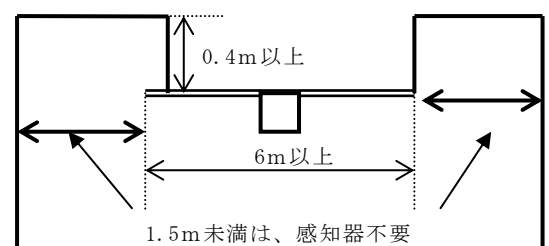
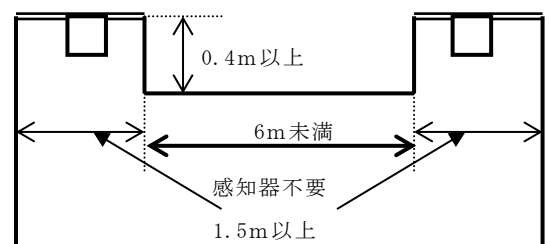
① 居室等の幅が6m未満の場合

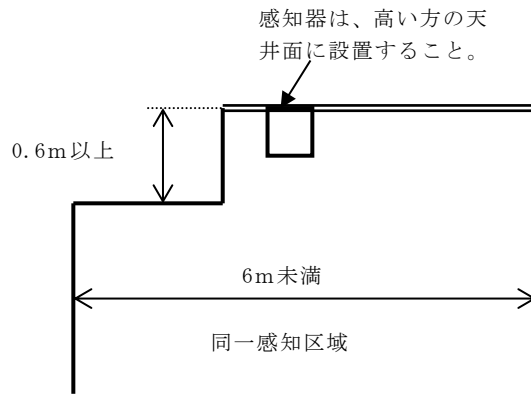
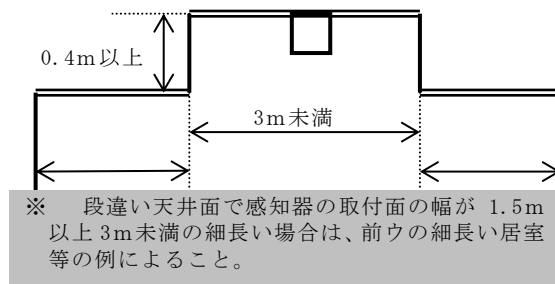


② 居室等の幅が6m以上の場合

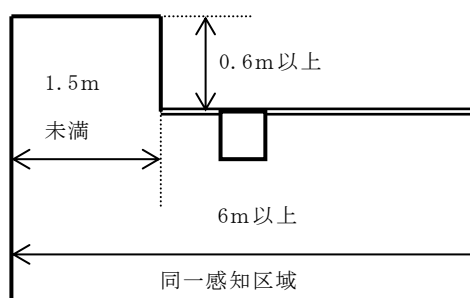
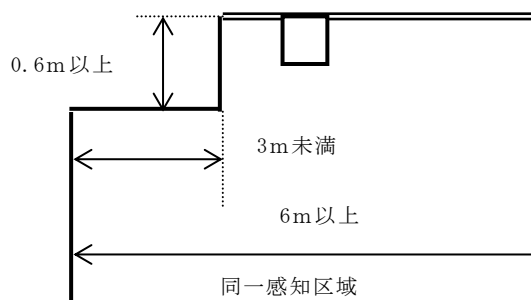


③ 段違い天井が中央にある場合

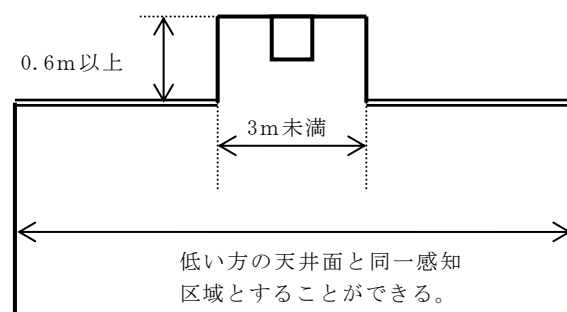




② 居室等の幅が 6m 以上の場合

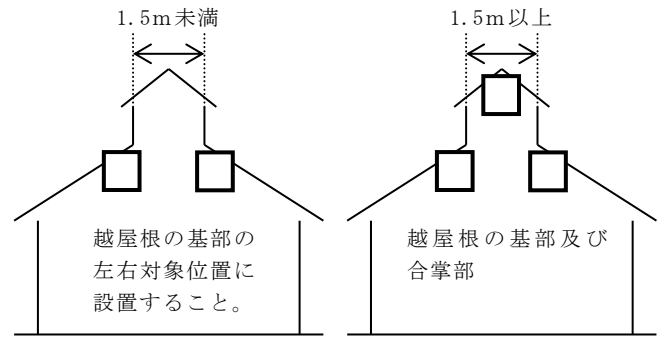


③ 段違い天井が中央にある場合

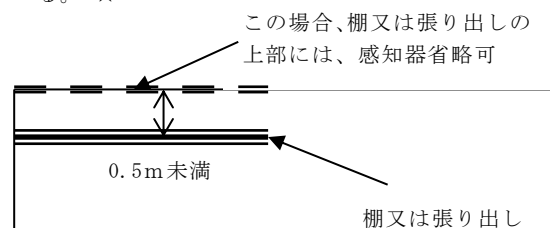


※ 段違い天井面で感知器の取付面の幅が 1.5m 以上 3m 未満の細長い場合は、前オの廊下及び通路等の例によること。

コ 傾斜天井の越屋根部分は、次図によること。 ☆



サ 次図のように取付面から 0.5m 未満の部分に棚又は張り出し等がある場合、当該棚又は張り出しの上部天井面には、感知器を設けないことができる。 ☆



シ その他の例、感知器によるものは、一般社団法人日本火災報知機工業会発行の「工事基準書」によること。 ☆

(8) 施行令・規則によるもののほか感知器の設置をしないことができる場所

ア 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火源となる設備や物資がなく、出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次の各号に掲げるもの。

(7) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のもの。(要特例申請) ☆

(イ) 屋内プールの水槽部分、プールサイド部分(売店・休憩室等の附属施設を除く。)及び屋内アイススケート場のスケートリンクの滑走部分の上部の部分 ☆

(ロ) 抄紙工場、清涼飲料等の工場で、洗びん、充填場の部分(要特例申請) ☆

(エ) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わない部分(要特例申請) ☆

(オ) 便所、便所に付随した 1 m² 以上の S K (内部にトイレペーパー等の可燃物を収容しないものに限る。)、浴室及びこれらに類するもの。

イ 金庫室(貸金庫、書庫等は含まれない。)で、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上の防火措置を設けているもの。 ☆

ウ 恒温室、冷蔵室等で、通常の感知器により難しい場合であって、当該場所において異常な温度上昇を早期に警報できる自動温度調整装置を設けているもの。 ☆

エ 建基法に規定する準耐火構造の天井裏、小屋裏等で、不燃材料の壁、天井及び床で区画された部分 ☆

オ 常時監視されている刑務所、拘置所等の収監施設部分 ☆

カ 金属等を溶融、鋳造等をする設備がある場所で、感知器により有効に火災を感知できない場所 ★

- キ パイプシャフト、押入、物入及び物置等で、水平断面積が1㎡未満の部分 ☆
ク エアシャワー室（可燃物が無いものに限る。）

● 3 中継機

- (1) アドレスを付加するために感知機の上部に設けるものを除き、点検に便利な不燃で区画された場所又は金属製や難燃性の箱に収める等防火上有効な措置を講ずること。★
(2) 裸火等を用いる火気使用設備から5m以上離すこと。ただし、熱による影響を受けないよう措置した場合は、この限りでない。

● 4 蓄積機能

蓄積式受信機及び同中継機に感知器を接続する場合は、1警戒区域ごとに次によること。★

- (1) 接続する感知器の公称蓄積時間と当該中継機に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間（接続する感知器の種類によって当該中継機等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計の最大となるもの。以下同様。）は、60秒を超えないこと。
(2) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあつては、上記の最大時間が20秒を超えないこと。

● 5 発信機

P型1級発信機は、原則としてP型1級受信機及びR型受信機に、P型2級発信機は、P型2級受信機に組み合わせて設置すること。ただし、防爆型の発信機にあつてはこの限りでない。

● 6 音響装置

- (1) 設置場所等

ダンスホール、カラオケ店及びその他類するもの（パチンコ店、ライブハウス等）で、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、次のいずれかによること。

- ア 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB（居室にあつては60dB）以上の音圧が確保できるよう配慮すること。

なお、事前に関係者の資料等により暗騒音が予想される場所にあつては、その騒音より概ね6dB以上の音圧を確保すること。

- イ 火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を自動で遮断する措置をとること。☆
ウ 自動火災報知設備の作動状況を監視できる位置で、火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を手動で遮断できる操作員を配置すること。
(2) 施行令第24条第2項に基づき放送設備を設置した場合は、地区音響装置を設けないことができるが、その際は、自動火災報知設備の作動と連動して自動で放送設備が起動する必要があること。★
(3) 施行令第24条第2項に基づく放送設備が起動したときには、自動火災報知設備の音響装置は、自動で停止すること。☆

● 7 区分鳴動方式

区分鳴動は、規則第24条第5の2号の規定によるほか次によること。

- (1) 新たな火災信号として次の信号を受信したときは、タイムアウト時間内であっても自動で全館鳴動に切り替わるものとする。☆
ア 第1報の感知器と異なる感知区域の感知器の信号★
イ アナログ式自動火災報知設備で、火災信号を個別に段階的に識別できるものについては、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度の信号★
ウ 発信機からの信号
(2) 第1報の感知器が作動し、次号による警報が鳴動してから前号による新たな信号の受信がない場合で

も、用途、規模及び管理状態により原則としておおむね4分、最大でも10分以内を経過したら自動で全館鳴動に切り替わるものとする。☆

- (3) 区分鳴動の鳴動区分は、次例を参考にすること。

ア 通常の場合 ★

3F	○					
2F	◎	○				
1F		◎	○	△	△	
B1F		○	◎	○	○	
B2F		○	○	◎	○	
B3F		○	○	○	◎	

GL

◎：出火階
○：第1報同時鳴動階
△：第1報同時鳴動を推奨する階

イ 階段室の感知器が作動したときは、全館鳴動とすること。☆

ウ 1の階の床面積が概ね10,000㎡を超える防火対象物にあつては、防火区画（階段室を含むこと。）を境界として水平方向についても3,000㎡以上の面積で区画して区分鳴動とすることができる。その際には、次の例を参考にすること。

A	B	C	D		
E	F	G	H		
I	J	K	L		

GL

出火階	同一鳴動区域
A	A、E、I
B	B、F、J
C	C、G、K
D	D、H、L
E又はI	A、E、F、I、J
F又はJ	B、E、F、G、I、J、K
G又はK	C、F、G、H、J、K、L
H又はL	D、G、H、K、L

※ 2階以上の階にあつては、棟ごとに規模・用途等に応じて鳴動方式を設定すること。

● 8 警戒区域図 ★

警戒区域図を受信機の直近の見やすい位置に設けること。ただし、アドレス付きの感知器により、受信機等の表示部で容易に発災場所が特定できるもの及び受信機の表示部が警戒区域図となっている場合は、この限りでない。

● 9 特定小規模施設用自動火災報知設備

平成20年総務省令第156号第3条第2項第2号に規定する感知器設置場所の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 居室の取扱い

ア 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する

る室をいい、事務室、会議室、調理室、食堂、診察室、リハビリ室、作業室、汚物処理室、洗濯室、宿直室、カラオケ室、遊戯室、談話室、相談室等が該当する。

イ 居室とみなされないものについては、玄関、廊下、階段、エレベーター室、パイプシャフト、ダムウェーター、便所、洗面所、脱衣室、湯沸室、車庫、更衣室等をいう。

- (2) 床面積が2㎡以上の収納室とは、納戸、物置、リネン室、掃除用具室に類するものが該当する。
- (3) 倉庫、機械室その他これらに類する室とは、電気室、ボイラー室、空調機械室、ポンプ室、エレベーター機械室、乾燥室、教材室に類するものが該当する。
- (4) すべての感知器が無線式感知器であり、かつ、連動型警報機能付感知器であつて、受信機を設けないものは着工届が不要であること。★

● 1 用語の意義

- (1) 消防機関へ通報する火災報知設備（以下、「火災通報装置」という。）とは、火災が発生した場合、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報を通報するとともに通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 手動起動装置とは、火災通報装置専用である押しボタン、通話装置、遠隔起動措置等をいう。
- (3) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に関する情報をいう。
- (4) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (5) アナログ回線とは、アナログ方式の電話回線で常時使用できる端末機器は1であるものをいう。
- (6) デジタル加入回線とは、デジタル方式の電話回線で、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することのできるISDN回線等をいう。（サービス終了）
- (7) 火災通報装置優先接続型ターミナルアダプターとは、火災通報装置をデジタル加入回線に接続する際に優先してデジタル加入回線に接続し送出する機能をもったものをいう。
- (8) 連動起動機能とは、火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。（感知器の作動とは、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災信号表示信号、発信機からの火災信号等）と連動起動するもの（平成26年3月28日消防予第118号）
- (9) IP電話回線とは、IP（インターネットプロトコル）ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス等に係る電話回線をいう。
- (10) 回線終端装置その他のIP電話回線を使用する為に必要な装置をいう。（モデム等）

● 2 構造と性能

平成8年2月16日消は防庁告示第1号による（平成28年2月24日 消防庁告示第6号）

● 3 設置場所

火災通報装置は、規則第25条第2項の規定により防災センター等（防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）をいう。）に設けることとされているが、防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合には、一つ場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外には遠隔起動装置を設けること。

● 4 電源

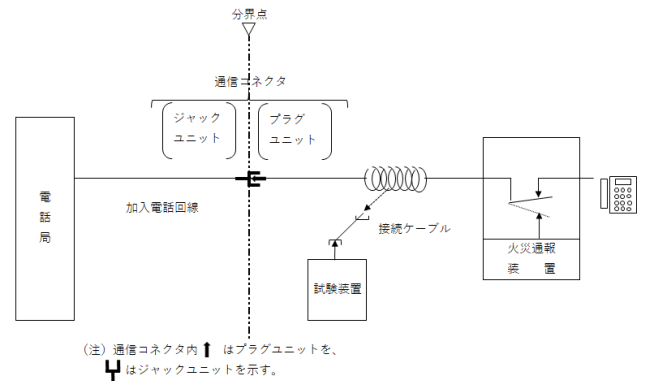
- (1) 火災通報装置の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに取ること。ただし、特定火災通報装置常用電源をコンセント等からとる場合で、分電盤との間の配線に開閉器（スイッチ）を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずる場合を除く。
- (2) 回線終端装置等の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに取ること。ただし、常用電源をコンセント等からとる場合で、分電盤との間の配線に開閉器（スイッチ）を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずる場合を除く。
- (3) 電源の開閉器（スイッチ）及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置との接続部又は当該配線と回線終端装置等との接続部を除く。）には、火災通報装置用又は火災通報装置に係る回線終端装置用のものである旨を表示すること。

● 5 電話回線への接続

火災通報装置に使用する電話回線は、専用回線とすることが望ましいこと。

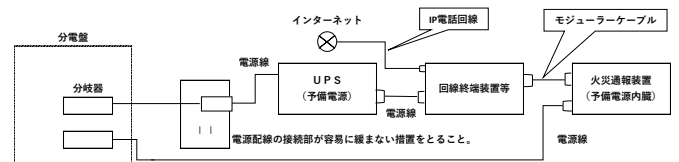
(1) アナログ加入回線との接続

アナログ加入回線への火災通報装置の接続は、屋内の電話回線と電話局の間に接続するもの。



(2) IP電話回線との接続

IP電話回線への火災通報装置の接続は、回線終端装置等を介してIP電話回線と接続するもの。



ア IP電話回線への接続について回線終端装置等（モデム）を媒介することができ、かつ、一般電話機やFAX等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により、火災通報装置の機能に支障が生じない位置に接続すること。

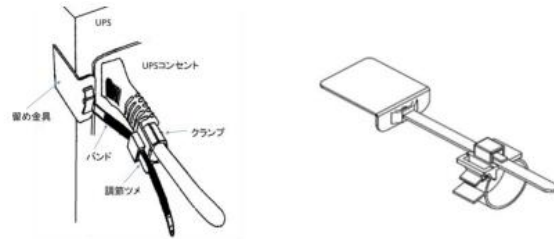
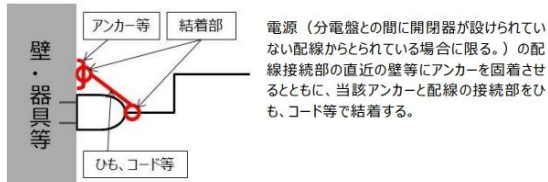
イ 消防機関の指令台と火災通報装置との通話ができるかどうかを確認すること。「NTT固定電話のIP網移行に伴う火災通報装置に係る留意事項について（令和5年12月27日事務連絡）」参照。

ウ 消防機関からの呼返し信号を確実に受信できるようにする為、蓄積音声情報を送出した後の待機時間を10秒とする。また途中で通話が途切れた場合等において、その後の呼返し信号を確実に受信できるようにするため、通話終了後を10秒間とする。

エ 回線終端装置等には、予備電源を設けること。また常用電源をコンセント等からとる場合には、分電盤との間の配線に開閉器を設けず、コンセント等の配線の接続部に抜け止め防止措置を行うこと。

オ 「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を所得できないもの以外のIP電話回線が該当する。

カ 配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置とは、下記に示す例が講じられていること。また「配線の接続部」とは、常用電源が供給される配線（回線終端装置等）にあっては、UPS（予備電源）に係る配線を含む。）のコンセント部分を含む全ての脱着可能な接続部のことであること。



キ 電源の開閉器及び配線の接続部(当該配線と火災通報装置との接続部を除く。)には、火災通報装置用の旨を表示する表示の方法については、ビニルテープに火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置用のものである旨を記載し、接続部等に張り付ける等の方法とする。

ク UPS (予備電源) については、共同住宅等における配線方式等により火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられることがあり、その場合、共用部分の回線終端装置等にもUPS (予備電源) の設置が必要となる。

接続方法、UPS (予備電源) の容量の確認方法は平成 28 年 8 月 3 日消防予第 240 号を参照。

● 6 蓄積音声情報

火災通報装置に記憶する蓄積音声については、火災通報装置の基準(平成 8 年消防庁告示第 1 号)によるほか次によること。

- (1) 火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号その他これに関連する内容のうち「その他これに関する情報」とは、「階数(地上〇〇階建て、地下〇〇階)」であること。
- (2) 「電話番号」は、当該防火対象物の火災通報装置が設置してある防災センター等の消防機関からの呼び返しの対応に有効な場所に設置してある電話の電話番号であること。

(3) 蓄積音声情報例

ア 通報信号音

「ピ、ピ、ピ」、「ピ、ピ、ピ」

※ 直接通報の場合

「ピン ポーン」、「ピン ポーン」

イ 火災情報 1

「火事です。」、「火事です。」

※ 直接通報の場合

「自動火災報知設備が作動しました。」

ウ 火災情報 2

「こちらは〇〇町〇丁目〇番地」
「グループホーム〇〇です」
「電話は、×××-××××です。」
「〇階建てです。」

エ その他

「逆信してください。」

● 7 自動火災報知設備との連動

火災通報装置は、平成 25 年総務省令第 126 号、平成 26 年総務省令第 80 号により、令別表第 1 (6) 項イ (1)、(2)、(6) 項ロ及び (6) 項イ (1)、(2) もしくは (6) 項ロを含む 16 項イ、(16 の 2) 項、(16 の 3) 項に掲げる防火対象物に設ける場合、自動火災報知設備と連動して起動すること。
ただし自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りでない。

● 8 特定火災通報装置

特定火災通報装置は次のとおり設置及び維持されていること。

- (1) 特定火災通報装置は、火災通報装置告示に適合するもの又は認定品のものとする。
- (2) 特定火災通報装置の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合(コンセント抜け防止金具が付属している場合は、当該金具を使用することができる。)は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せずに取り必要はないこと。
- (3) 特定火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用である旨の表示を付すこと。
- (4) 蓄積音声情報の送出について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はないこと。
- (5) ハンズフリー通話機能を有していること。
- (6) 特定火災通報装置の通話機能等は、次のとおりすること。

ア 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り変わる。

イ 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。

ウ 通話中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

- (7) 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。

● 1 用語の定義

- (1) 貫通部とは、燃料ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する部分をいう。

☆

- (2) 燃焼機器とは、ガスを燃料とする機器（以下「燃焼機器」という。）及び当該機器が接続される末端のガス栓をいう。

- (3) 検知区域とは、一の検知器が有効にガス漏れを検知できる区域をいう。 ☆

◇平成 28 年 4 月 1 日一部削除

- (4) 警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別できる最小単位の区域をいう。 ☆

- (5) 軽ガスとは、空気に対する比重が 1 未満のものをいう。 ☆

- (6) 重ガスとは、空気に対する比重が 1 を超えるものをいう。 ☆

- (7) 温泉の採取のための設備とは、温泉法施行規則第 6 条の 3 第 3 項第 5 号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く）をいう。

なお、規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項に規定するガス分離設備については、その名称にかかわらず、貯湯タンク等一定量のガスを分離しているものも含まれる。また、同項の「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉の採取のための設備が設けられた室が 2 面以上開放されている場合をいう。

● 2 検知器

- (1) 規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項イ及びロに規定する水平距離とは、次の例によること。

ア 燃焼機器は、当該バーナー部分の中心からの距離

イ ガス栓は、当該ガス栓の中心からの距離

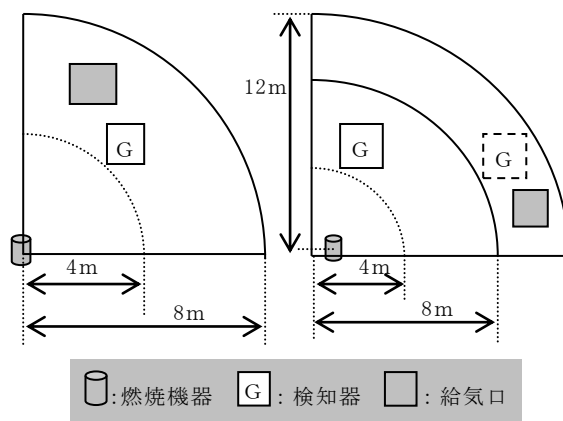
ウ 貫通部は、外壁の室内に面する当該ガス配管からの距離

- (2) 軽ガスの設置については、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項イの規定によるほか次によること。

ア 燃焼機器から水平距離 8m 以内の最も有効に検知でき、かつ、排ガスの影響の少ない位置に設けること。

イ 燃焼機器から水平距離が 4m を超え 8m 以内に給気口がある場合には、当該給気口の概ね 1.5m 以内の場所に検知器を設けること。

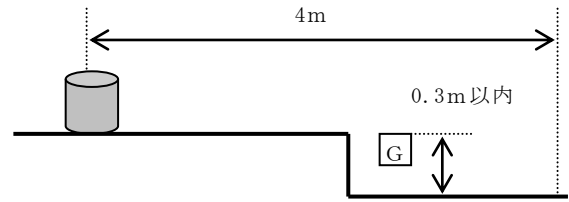
ウ 燃焼機器から水平距離 12m 以内（排ガスの影響を受けやすい水平距離 4m 以内にあるものを除く。）の天井面から 0.6m 以内の位置に給気口がある場合は、上記アの部分に設けるほか燃焼機器に最も近い当該給気口の概ね 1.5m 以内の場所にも設置するよう指導すること。



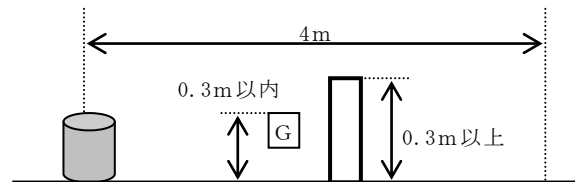
- (3) 重ガス

ア 床面に段差のある場合は、低い段側に設け

ること。 ☆



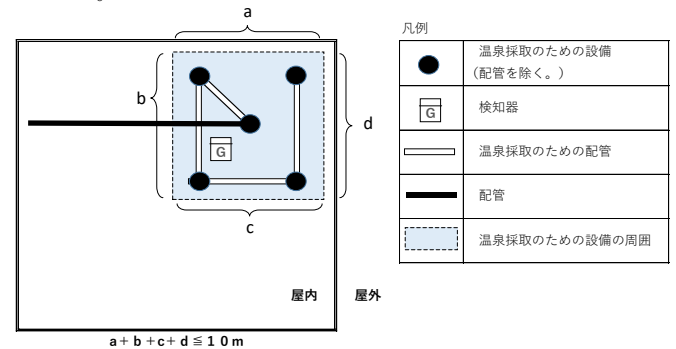
イ 床面から 0.3m 以上の高さの壁等がある場合は、燃焼機器又は貫通部側に設けること。 ☆



- (4) 温泉の採取のための設備に設ける検知器は、次によること。

ア 軽ガスに対する設置方法

(ア) 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10m につき 1 個以上、当該設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が 0.6m 以上突き出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より設備側）に設けること。



(イ) 温泉の採取のための設備が使用される室の天井面等の付近（天井面から 0.6m 未満の位置）に吸気口がある場合には、当該温泉の採取のための設備との間の天井面等が 0.6m 以上突き出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、温泉の採取のための設備に最も近いものの付近（吸気口から概ね 1.5m 以内の場所）に設けること。

(ウ) ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等（常時人のいる場所）に設けること。

イ 重ガスに対する設置方法

(ア) 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10m につき 1 個以上、当該設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けること。

(イ) ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等（常時人のいる場所）に設けること。

- (5) 検知器の設置を要しない場所

ア 腐食性ガスの発生する場所で、検知器の機能の保持が困難な場所

イ 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF 式及び FF 式）を有するガス燃焼機器（当該機器が接続されるガス栓を含む。）のある場所

（注）「BF」Balanced Flue（自然吸排気）

（注）「FF」Forced Draught Balanced Flue（強制吸排気）の略

ウ カートリッジ式ガスボンベによる燃焼機器のある場所

● 3 警報装置

規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号の規定によるほか、次によること。

(1) 音声警報装置

音圧にあつては、任意の場所で 65dB 以上の音圧を確保し、他の騒音が発生することが事前に把握できる場所にあつては、その騒音より概ね 6dB 以上大きい音圧が確保できること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が 2 以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から 4.5 m 以下とすること。

ウ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること

● 1 用語の定義

- (1) 警戒電路の定格電流とは、当該建物の警戒電路において、すべての負荷を使用するときの最大負荷電流 ★
- (2) 変流器とは、警戒電路の漏電電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するものをいう。 ★
- (3) B種接地線とは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年産業省令第60号）によりB種接地工事をした接地線をいう。
- (4) 電路の引込口に近接した屋内の電路とは、屋内における当該警戒電路の第1分岐点（引込口と配電盤との間に支持点がある場合は、第1支持点、支持点が無い場合は、配電盤）をいう。
- (5) 検出漏洩電流設定値とは、漏電火災警報器が一定の漏洩電流が生じたときに作動するよう、あらかじめ設定しておく電流値をいう。 ☆

● 2 契約電流

- (1) 同一建築物で契約種別の異なる電気が供給されているものにあつては、そのうちの最大契約電流容量とすること。 ★
- (2) 契約電流容量は次式によること。その際の標準電圧は次によること。
 - ア 三相3線式の場合は、標準電圧に3の平方根を乗じる。
 - イ 単相3線式の場合は、標準電圧を200Vとする。

契約電流容量 (A) =

$$\frac{(\text{契約容量 (KVA) 又は契約電力 (KW)}) \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V 又は 200V)} \times \text{力率 (1.0)}}$$

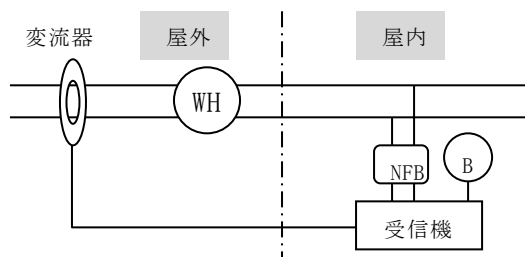
- (3) 複合用途の防火対象物又は複数の防火対象物が同一の契約をしている場合は、(1)項から(6)項まで及び(15)項以外の用途に供する部分で使用する電流容量を除いて算定すること。

● 3 検出漏洩電流設定値 ☆

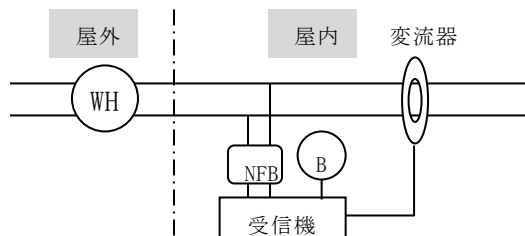
令第22条、規則第24条の3及び昭和61年3月13日消防予第30号「漏電火災警報器の設置基準の細目について」の規定等によるほか、検出漏洩電流設定値は、使用回路の状況や負荷容量を勘案し、100mA から 400mA（B種接地線に設けるものにあつては400mA から 800mA）を標準として、誤報を生じない範囲内とすること。

● 4 設置例

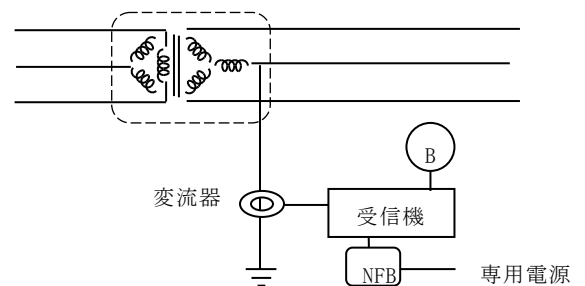
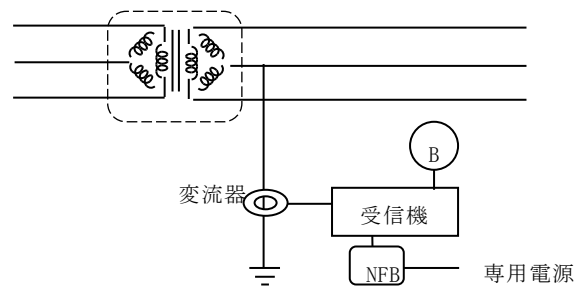
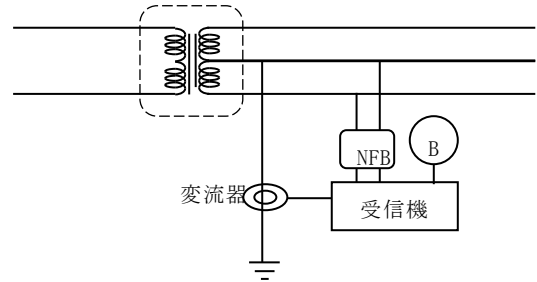
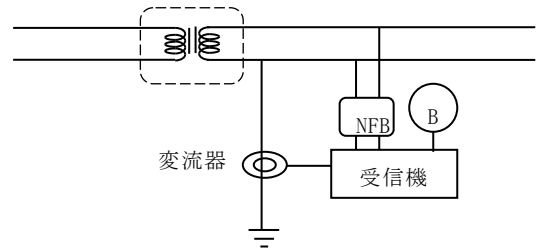
- (1) 変流器を屋外に設ける例



- (2) 変流器を屋内に設ける例



- (3) 変流器を接地線に設ける例



● 1 放送設備

規則第 25 条の 2 の規定によるほか次によること。

- (1) 操作部の設置場所は、◇自動火災報知設備●1
 - (1) アからウ及びキの例によること。
 - (2) 操作部は、自動火災報知設備の受信機の表示を確認しながら操作できる位置に設置すること。
 - (3) 一つの防火対象物に 2 以上の操作部又は遠隔操作器を設ける場合であっても、一のもの、防災センターや守衛室等の常時人のいる場所に設けること。
 - (4) 遠隔操作器も、出火階表示機能付きのものとすること。
 - (5) 他に非常用放送以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合であっても、非常用の放送が有効に聞こえる措置（非常放送の起動により、業務用放送を遮断又は－6dB 以上減衰させること等）をすること。
 - (6) 区分鳴動は、◇自動火災報知設備●7 の例によること。
 - (7) 起動装置を非常電話とする場合の非常電話は、1.6mm 以上の厚さの鋼製の保護箱内に収納し、前面に使用に際して支障のない大きさの開閉できる扉を設け、5 cm×25 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「非常電話」と表示する標識を設けること。
 - (8) 起動装置に付置する防災センター等と通話することができる装置は、起動装置と直近（概ね 0.5m 以内）の上記(7)による保護箱内に設置し、その扉には、5 cm×25 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「非常通話装置」と表示する標識を設けること。

● 2 音響装置の設置

規則第 25 条の 2 の規定によるほか次によること。

- (1) ダンスホール、カラオケボックス及びその他類するもの（パチンコ店、ライブハウス等）で、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、次のいずれかによること。 ☆
 - ア 音圧は、原則として、任意の場所で 65dB（居室にあつては 60dB）以上の音圧が確保できるよう配慮すること。
 - なお、事前に関係者の資料等により暗騒音が予想される場所にあつては、その騒音より 6 dB 以上の音圧を確保すること。
 - イ 火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を自動で遮断する措置をとること。
 - ウ 自動火災報知設備の作動状況を監視できる位置で、火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を手動で遮断できる操作員を配置すること。
- (2) (2) 項ニ（個室型店舗）以外であっても、音楽教室や貸音楽室等遮音性が高く、かつ、小さな区画に分かれ、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、個室ごとに音響装置を設けるとともに前号(1)イの措置をとること。 ☆
- (3) 遮音性の高い耐火造の共同住宅においては、ベランダ側にも 3 階層以内ごとに 1 個以上のベルを設けること。

● 3 スピーカー

- (1) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)の「居室及び居室から地上に通じる…」の規定中、居室とは次に掲げるものをいう。
 - ア 居室 ☆

居間、寝室、台所、食堂、書斎、応接間、事務室、売場、会議室、作業室、病室、診察室、宿泊室、観覧席、調理室、教室、客室、控室等
 - イ 非居室

玄関、廊下、階段室、便所、洗面室、浴室、脱

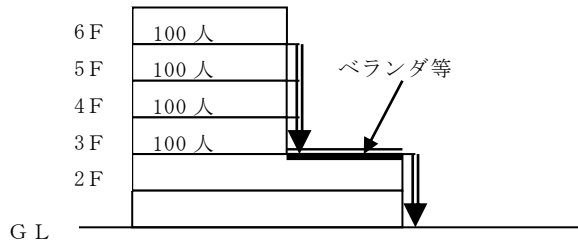
- 衣室、倉庫、納戸、無人機械室、更衣室、湯沸室、自動車庫、リネン室等（浴室・脱衣室は、公衆浴場やホテルの共同浴場のように人が入れかわり継続して使用するものは居室として取扱う。また、倉庫や機械室でも、人が常駐している部分は居室として取扱うこと。）
- (2) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)の「隣接する他の放送区域」とは、隣接し、かつ扉がある場合に限る
- (3) 防火対象物の屋上を、不特定多数の者が出入りする催し物等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。

● 1 地上以外に降下する避難器具

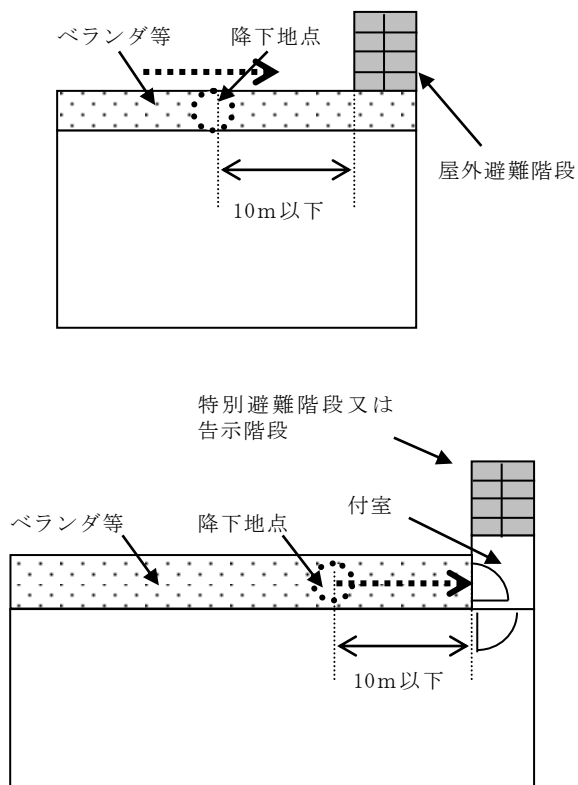
避難器具は、原則として屋内を通ることなく地上又は避難階の外部通路等まで降下できる必要があるが、防火対象物の形状により地上又は避難階以外のベランダ等に一旦降下する避難器具の取扱いは、次のとおりとする。 ☆

- (1) 次図のように一旦ベランダや屋上等（以下「ベランダ等」という。）に避難し、更に避難器具で降下するものは、当該ベランダ等のある階に必要な避難器具の個数は、一旦そこに避難する上階の収容人員も加算して算定するものとする。 ☆

3 階に必要な避難器具の個数は、3～6 階の収容人員を合算した 400 人に必要な個数となる。



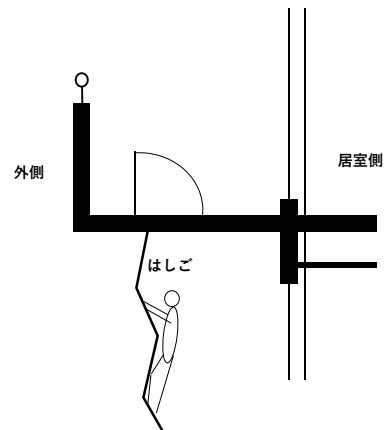
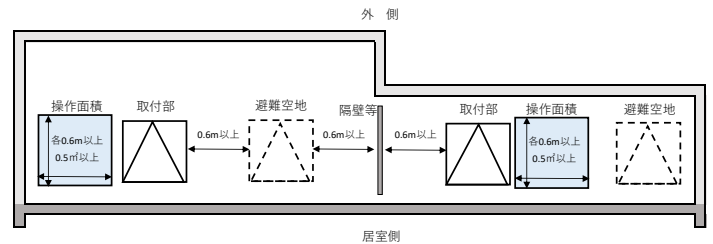
- (2) 前号の規定に係らず、ハッチに収納された金属製はしご、救助袋及び金属製の固定はしごを設けたものの並びに耐火構造の建築物で、当該ベランダ等の避難空地が前号の収容人員に 0.5 m² を乗じた面積（最大 100 m²）以上あるものについては、当該階に必要なとされる避難器具（3 階以上に設けるものにあつては、金属製の固定はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難橋及び避難用タラップに限る。）の個数で足りるものであること。
- (3) 屋内を通過することなく降下地点から歩行距離が 10m 以内にある屋外避難階段、特別避難階段又は平成 14 年告示第 7 号で規定する階段（以下「告示階段」という。）を使って避難できるものについては、当該階に必要なとされる避難器具の個数で足りるものであること。



● 2 ハッチの位置

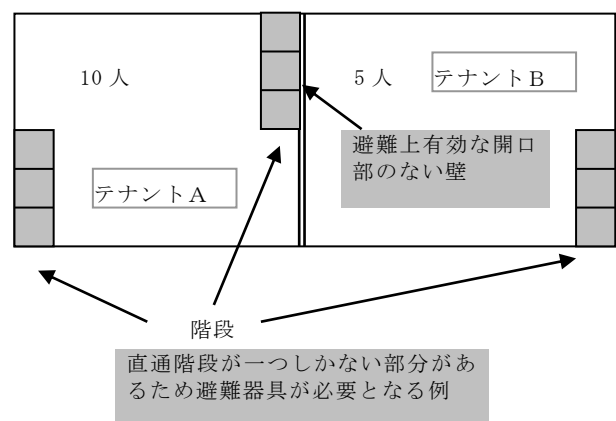
ベランダ等に設けるハッチに格納する避難器具（以下「ハッチ」という。）の位置等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 避難器具用ハッチの吊元は、転落防止の観点から、原則外側とすること。
- ただし、構造上やむを得ない場合等は、この限りでない。
- (2) 各階の避難器具用ハッチの降下口は、次によること。
- ア 直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。
- イ 降下口と避難空地の間及び隔板等から 0.6m 以上の隔離を有すること。



● 3 地上に直通する階段の個数の算出等

令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する地上に直通する階段（以下「直通階段」という。）の個数の算出は、規則第 4 条の 2 の 2 に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに直通階段の個数を算出するものであること。従って、直通階段が複数ある階であっても、直通階段が一つしかない部分がある階には、令第 25 条第 1 項第 5 号に規定により避難器具を設置しなければならない。 ☆



※ これらの場合においては、当該階のいずれかに当該階全体の収容人員に応じた個数の避難器具を設

置すれば足りるものであるが、努めて直通階段が一つしかない部分に避難器具を設置するよう指導すること。 ☆

● 4 避難上有効な開口部

規則第4条の2の2第2項3号の「常時良好な状態に維持されているもの」とは、次の例によること。

- (1) 常時開放されているもの
- (2) 非常錠等により特殊な器具を用いることなく開錠できるもの
- (3) 電気錠のうち、当該階の照明装置及び自動火災報知設備の火災信号又は自動火災報知設備の火災信号に連動して開錠されるもの
- (4) ◇共同住宅特例●1(2)で規定する仕切板で、その表面に「非常時にはこの部分を破壊して避難できます」と表示をしたもの

● 5 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は、次によること。

- (1) 不燃材料で区画され、開口部を設ける場合は、当該部分を防火設備とすること。 ★
- (2) 出入り口は、床面から 0.15m 以下に設ける幅 0.75m 以上、高さ 1.8m 以上、の随時開けることのできる自動閉鎖装置付きの防火設備とすること。 ★
◇(2) 平成 24 年 1 月 1 日改訂
- (3) 避難に支障のない広さとし、内部には、非常照明を設けること。 ★
- (4) 避難階に設ける上昇口は、直接外部に避難できる位置に設けること。ただし、避難階の内部となる上昇口の部分に避難器具専用室を設け、そこから安全に外部に避難できるようにする場合は、この限りでない。 ★
- (5) 上昇口の大きさは、直径 0.5m の円が内接できる大きさ以上であること。 ★
- (6) 上昇口には、十分な強度を有する金属製又は不燃材製の蓋を設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。 ★
- (7) 上昇口の蓋は、下方から容易に開けることができ、水平面から 90 度以上開いた位置で固定されるものであること。 ★
- (8) 上昇口の蓋の上部には、蓋の開閉に支障となる物件が置かれないように囲い等を設けるとともに「避難器具上昇口」及び「この部分に物を置かないこと。」と表示すること。 ★
- (9) 前号の表示は、踏みつけ等によっても容易に消えない耐久性を持つものとし、大きさ等は、次によること。
ア 「避難器具上昇口」にあつては、赤地に白文字によるもので 10cm×30 cm 以上の大きさとする。
イ 「この部分に物を置かないこと。」にあつては、黄地に 1 文字当り 10 cm² 以上の黒文字によること。

● 6 標識

規則第 27 条の規定によるほか次によること。

- (1) 避難器具の設置してある場所が容易に見とおすことが出来ない場合は、当該避難器具へ至る主たる出口の見やすい箇所に 12 cm×36 cm 以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置等場所」と表示する標識を設けること。 ★
- (2) 上記(1)の出口を出ても避難器具の設置してある場所が容易に見とおすことが出来ない場合は、当該避難器具へ至る方向を示す 12 cm×36 cm 以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置等場所⇒」と表示する標識を設けること。 ★
- (3) 避難器具を設置する部屋の入口には、見やすい箇所に 12 cm×36 cm 以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置室」と表示する標識を設けること。 ★
- (4) 避難はしご、避難用タラップ等に設ける製造者等を明記した表示板はステンレス、真鍮又はアクリル板等の耐候性を有する素材で表示部分が容易に消

えない 7cm×5cm 以上の表示板とすること。

種 別	○○○○○
製造者名又は商標	○○○
製造年月	○○年○○月
※ ◆◆	○○m

7cm×5cm 以上

白地又は素材の地色に黒文字

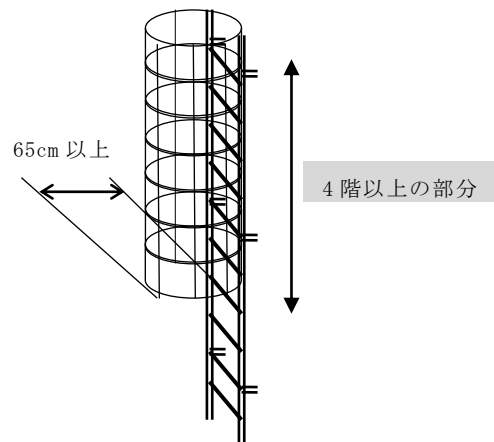
※には避難器具の種別に応じて長さ、勾配、自重等が入る。

● 7 用途による避難器具の選定

災害弱者を多く収容する 6 項については、原則としてすべり台の設置が望ましい。ただし、収容者の避難可能程度等に応じて救助袋の設置とすることができる。

● 8 転落防止措置

規則第 27 条第 1 項第 4 号ホ(ロ)に規定する 4 階以上の階に設ける固定はしごの転落を防止する措置とは、降下に支障がない降下空間内において縦棒及び横棧を囲むように柵等を設けたものが該当し、4 階以上の部分にその措置が必要であること。 ★



● 9 特定一階段等防火対象物に設置する避難器具

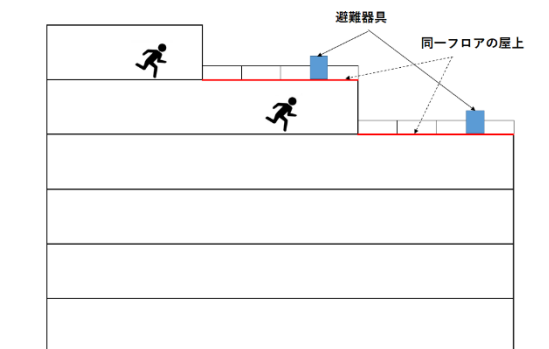
規則第 27 条第 1 項第 1 号、第 3 号イ及びハによるほか、次によること。

- (1) 避難器具のうち特定一階段等防火対象物又はその部分に設けるものにあつては、次のいずれかに適合するものであること。
ア 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。
なお、「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは外気が流通し、概ね 2 m² 以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー又は同一フロアの屋上等をいう。
イ 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されていること。

なお、「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの」とは、緩降機は常時組み立てられ使用できる状態であるものをいい、避難はしご（固定はしごに限る。）、避難用タラップ（固定式に限る。）、滑り台及び滑り棒等は常時使用できる状態であるものをいう。

ウ 一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で容易かつ確実に使用できること。（以下、一動作型避難器具という。）

なお、「一動作型避難器具」とは、メーカーが一動作型避難器具として新たに開発したもの並びに従来型の避難器具のうち、一動作で容易に架設できる構造のものとされている避難用タラップ（半固定式）及び一動作で容易に架設、組み立てできる横さん収納式の固定はしご（3階以下に設置される場合に限る。）等をいう



(2) 設置要領について

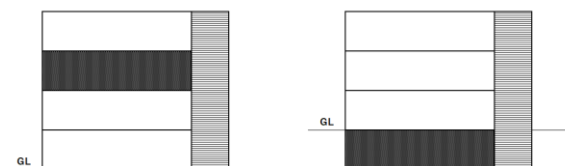
規則第 27 条第 1 項第 1 号に規定する特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の設置要領は、次によること

【凡例】	特定用途部分	非特定用途部分
	屋内階段（告示階段及び特別避難階段を除く。） （告示階段とは平成14年消防庁告示第7号に定められた階段をいう。）	
	避難上有効な開口部を有しない壁	

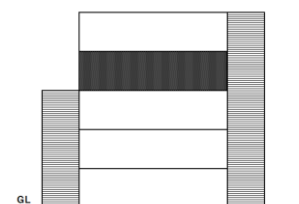
※ 1 階以外の階は、全て避難器具の設置義務があるものとする。

※ 新築、既存を問わないものとする。

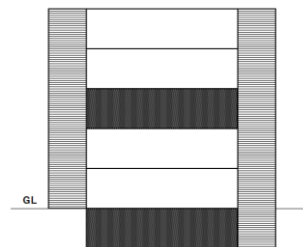
ア 屋内階段等が 1 系統の場合は、特定用途が存しない階も含めて前●9.(1)に従い設置すること。ただし、2 階部分の設置にあつては、当該階高に着眼し、前 4.(1)によらずとも安全避難が図れる場合は、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることができる。



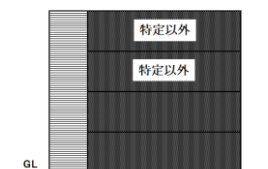
イ 2 系統ある屋内階段等のうち、1 系統が途中階までしか通じていない場合は、屋内階段等が 1 系統となる階のみ前 4.(1)に従い設置し、それ以外の階については、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることができる。



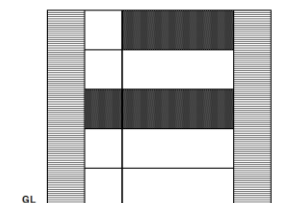
ウ 地階に至る屋内階段等が 1 系統、地上階の屋内階段等が 2 系統ある場合は、地階のみ前●9.(1)に従い設置し、地上階にあつては、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることができる。



エ 避難階以外の階に存する非特定用途部分が 41 号通知(昭和 50 年 4 月 15 日消防予第 41 号・消防安第 41 号をいう。)により、特定用途として取り扱われる場合は、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることができる。



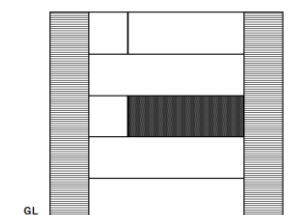
オ 屋内階段等が 2 系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合は、3 階以上の各階とも、当該階ごとにいずれかの部分は●9.(1)に従い設置すること。なお、その階に特定用途が存する場合は、特定用途部分に（複数存する場合は当該区画部分ごとに）設置すること。☞ i



カ 屋内階段等が 2 系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された階と区画されていない階が存する場合は、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された階にあつては、当該階ごとにいずれかの部分は前●9.(1)に従い設置すること。

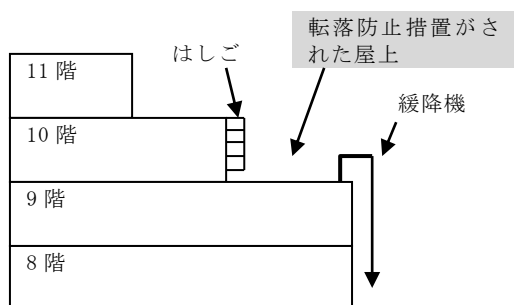
なお、その階に特定用途が存する場合は、特定用途部分に（複数存する場合は当該区画部分ごとに）設置すること。☞ i

また、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されていない階については、令第 32 条を適用し、規則第 27 条第 1 項第 2 号以降の例によることもできる。



10 その他

- (1) 避難器具は原則として共用部に設置すること。また、共用部に設置する場所がないか、居室内に設置することが合理的であると認められる場合における当該居室の出入り口は、施錠装置を有しない構造とし、前記●6(1)の標識を出入り口に設けること。やむをえず施錠装置を設置する場合は非常時に外側（避難方向）からも鍵を用いることなく開錠できる構造とすること。
- (2) 11階以上の階であっても、転落防止のための床面からの高さ 1.1m 以上の手すり等の転落防止措置がされた 2㎡以上のベランダ又は屋上等に安全に降下できる場合は、ハッチに収容された避難器具又はその他の避難器具を設置することができる。



- (3) 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下「告示第 2 号」という。）第 3 第 1 号(1)ヌの「上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること」を適用する各避難器具の上端は、次の部分であること。

ア 緩降機：緩降機を吊り下げた状態の、緩降機本体の吊り下げ具最上部
 イ 救助袋：救助袋を展張した状態の支持枠最上部
 ウ 滑り台：手すり上端
 エ 滑り棒：滑り棒上端
 オ 避難ロープ：避難ロープを吊り下げた状態の避難ロープ本体の吊り下げ具最上部
 カ 避難橋：本体各部分
 キ 避難用タラップ：架線から最短距離となる手すり上端

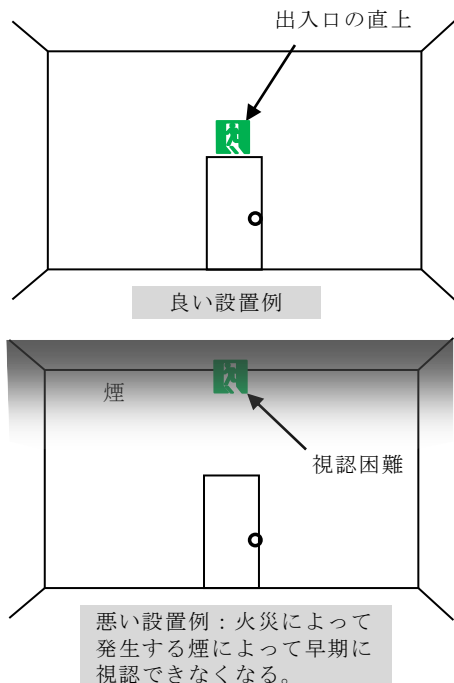
- (4) すべり台の降着地点には、幅 1m×長さ 1.5m 程度の砂地、天然芝、人工芝又は発泡ウレタン等による緩衝材を設けること。
- (5) 取付け具をやむを得ず木材等に取り付ける場合は告示第 2 号第 8 第 3 号(3)による十分な補強措置をすること。

● 1 設置場所

誘導灯の設置については、規則第 28 条の 2、同第 28 条の 3 及び平成 11 年 9 月 21 日消防予第 245 号消防庁予防課長通知「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるほか、次によること。

(1) 避難口誘導灯

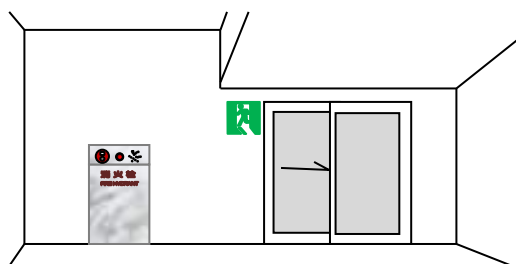
ア 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号で規定する避難口の上部とは、避難口の直近上部であること。



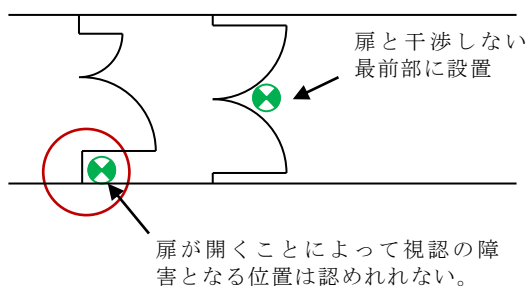
イ 規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号で規定する直近の避難上有効な位置とは、上記アによりがたい場合、又は、避難の出入口から離して設置することが合理的である設置位置のことで、次の例によること。

(ア) 直近上部に設置できない場合

① 下図のように横位置に設置する場合は、視認に有効な避難口直近とし、誘導灯の下面が床面から概ね 1.8m 以上 2.4m 以内の高さであること。



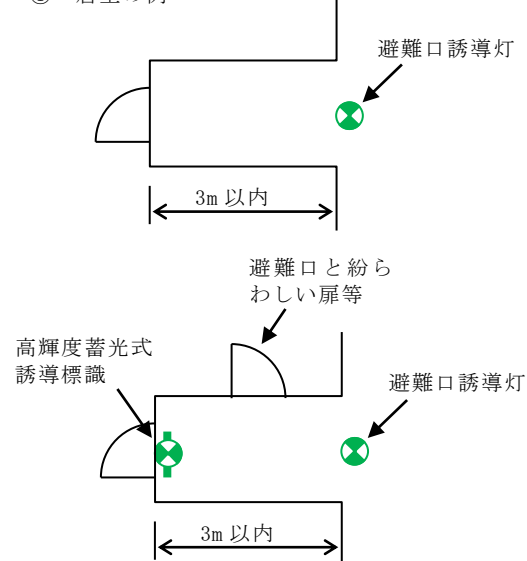
② 避難口の扉と干渉し、直近の上部に設置できない場合は、上記①の例（扉が開いた状態で視認できない位置は除く。）によるほか、当該扉と干渉しない直近の前部とすること。



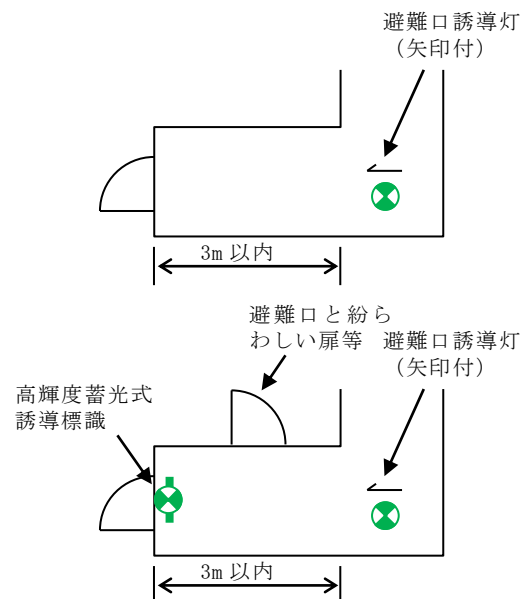
(イ) 避難の出入口から離して設置しても有効に避難できる場合

避難口から 3m 以内で、容易に避難口が認識できること。ただし、付近に避難口と紛らわしい扉があるときは、当該避難口に高輝度蓄光式誘導標識を設けた場合に限る。

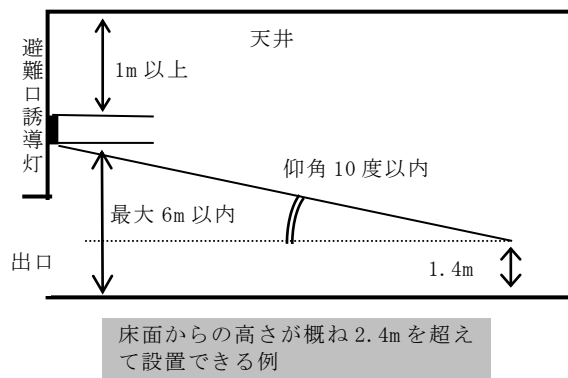
① 居室の例



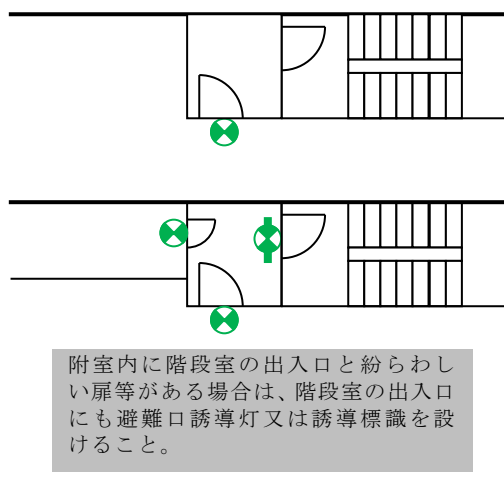
② 廊下の例



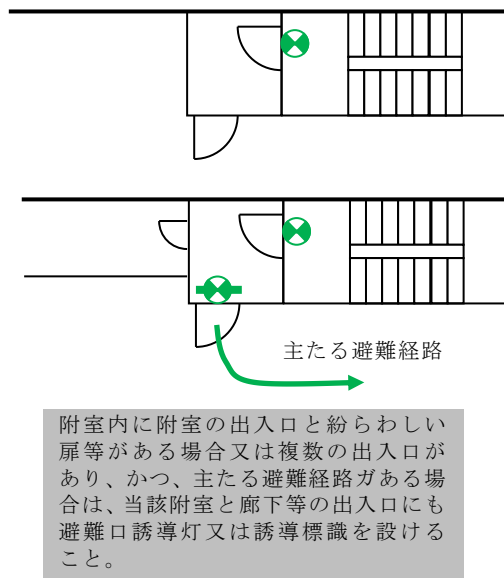
ウ 上記ア又はイに係わらず、大空間に設けるもので、他に当該誘導灯の視認を妨げるものがなく、当該誘導灯上面から天井等までの高さが 1m 以上確保されている場合であって、かつ、当該誘導灯の有効範囲内で最遠となる場所の床面から 1.4m の高さにおいて、誘導灯の下面が仰角 10 度以内となる位置(最大高さは床面から 6m 以内とする。)に設けるもの又は避難口の上端の高さが床面から 2.4m 以上で、その上部直近に設けることが適当であるものにあっては、この限りでない。



エ 附室が設けられている階段室の例
(7) 避難階以外

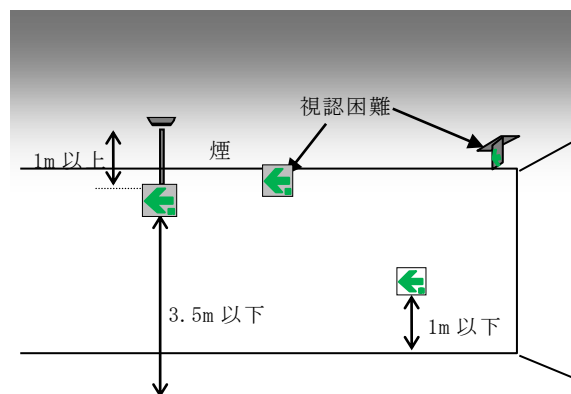


(4) 避難階



(2) 室内通路誘導灯

室内、ロビー等に設ける通路誘導灯は、床面、床面から高さ1m以下の壁面又は床面から概ね高さ2.4m以下の位置に設けること。ただし、大空間に設けるものにあつては前記(1)に準じるが、最大の高さは、概ね3.5m以下であること。



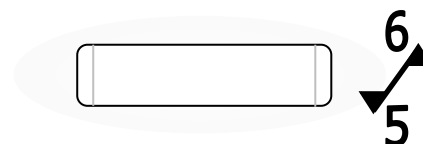
(3) 廊下通路誘導灯

廊下に設ける通路誘導灯にあつては、(2)項ニの個室部分の通路以外であっても有効幅員2m以下の廊下に設ける通路誘導灯は床面又は床面から1m以下の位置に努めて設けること。

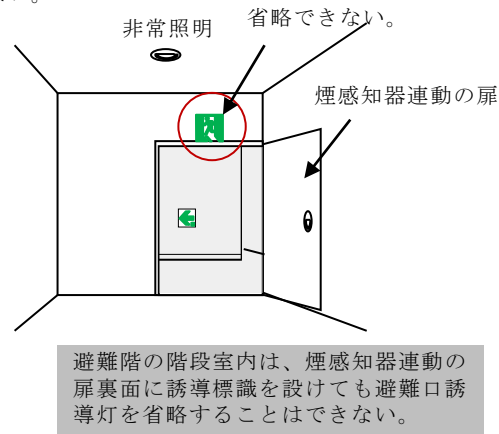
(4) 階段（傾斜路）通路誘導灯 ☆

階段（傾斜路）に設ける通路誘導灯を建基法の規定による非常用の照明装置（以下「非常照明」という。）で代替する場合は、非常照明の付近の見やすい位置に階数表示をすること。

なお、2階建のものについては、避難の方向が確認できるため、階の表示等を免除することができる。



(5) ガイドライン別添第2、2(3)(7)dただし書きについては、避難階の階段室出入口の扉には適用できない。



● 2 客席誘導灯

(1) 客席誘導灯は、令別表第1に掲げる(1)項及び(16)項イ並びに(16)の2項の防火対象物のうち(1)項の用途に供する部分の客席に設けること。★

(2) 上記(1)該当する場所であっても次のいずれかに該当する部分については、客席誘導灯の設置を要しないものであること。

ア 外光により避難上有効な照度を得られる屋外又は屋根のみで前面が開放された観覧場等の客席

イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度を得られる客席

ウ 非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる移動式の客席部分

● 3 点滅形及び誘導音付加形誘導灯

点滅形誘導灯及び誘導音付加形誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）の設置については、平成 11 年 9 月 21 日消防予第 245 号消防庁予防課長通知「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるほか、次によること。

(1) 次の防火対象物又はその部分の主たる避難経路となる最終の避難口（風除室及び特別避難階段等の附室を設けるものにあっては、その入口）に設置を指導すること。 ◇(1) 平成 24 年 1 月 1 日改訂

ア 施行令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ（次号エに掲げるものを除く。）、(6)項ニ、(9)項イ及び(16)項イ（(1)項から(4)項、(5)項イ、(9)項イの部分の合計が 1,000 ㎡以上のものに限る。）に掲げる防火対象物のうち床面積が 1,000 ㎡以上で、かつ、収容人員が 300 人以上となる階

イ 施行令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ（次号エに掲げるものを除く。）、(6)項ニ、(9)項イ及び(16)項イ（(1)項から(4)項、(5)項イ、(9)項イの部分の合計が 3,000 ㎡以上のものに限る。）に掲げる防火対象物のうち延面積が 3,000 ㎡以上で、かつ、収容人員が 300 人以上となるもの

ウ 施行令別表第 1(6)項ロに掲げる防火対象物で、延面積が 1,500 ㎡以上のもの

エ 施行令別表第 1(6)項ハに掲げる防火対象物で、盲学校及び聾学校のうち延面積が、300 ㎡以上のもの

オ 施行令別表第 1(16)の 2)項及び(16)の 3)項に掲げる防火対象物のうち延面積が、300 ㎡以上のもの

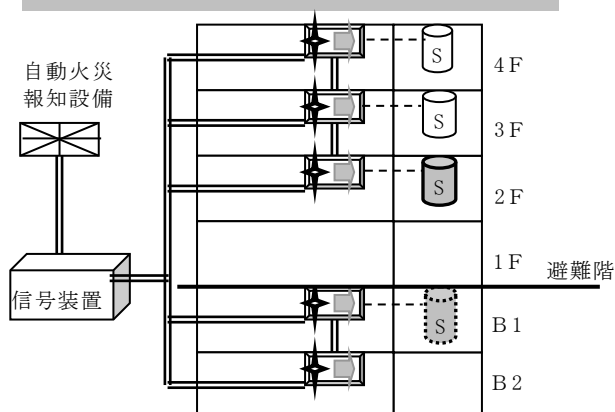
(2) 避難経路が煙に汚染された場合の点滅機能及び誘導音声機能（以下「点滅機能等」という。）の停止

点滅形誘導灯等を階段室の入口に設ける場合において、当該階段室内が煙で汚染された場合には、その点滅機能等を停止させなければならないが、その方式は、次のいずれかによること。

ア 社団法人日本照明器具工業会の技術資料「誘導灯活性化装置の動作システム」3.3「動作の停止」によること。

イ 次図のとおり階段室に設けた専用の 3 種蓄積型又は 2 種蓄積型煙感知器を誘導灯及び信号装置の停止回路に接続し、作動した感知器の設置階以上の誘導灯の点滅機能及び誘導音声機能を停止すること。

2 階の階段室内の感知器が作動した場合は、当該階以上の誘導灯の点滅機能等を停止する。



地下 1 階の感知器が作動した場合は、当該階以下の誘導灯の点滅機能等を停止する。

※ 〓 の配線は、耐熱配線又は耐火配線とすること。ただし、無電圧で作動する回路に用いるものは、この限りでない。

(3) 点滅機能及び誘導音声機能を停止しない場所に掲げる場所に設けるものは、点滅機能等を停止しないこと。

ア 避難階の最終避難口の出入口又はその部分に設ける風除室、附室の出入口

イ 屋内特別避難階段、消防庁長官が定める部分を有する屋内避難階段、屋外避難階段及び屋外階段の階段室の出入口又はその部分に設ける附室の出入口

● 4 信号装置

誘導灯信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の部屋に設けること。ただし、防火対象物の部分のみに係るもの及び照明装置と連動しているものは、この限りでない。

● 5 既存の防火対象物に対する運用

既存の防火対象物で、改修等により高輝度の誘導灯と取り替える場合は、原則として対象となる階全体が一括してガイドラインに適合するよう設置指導すること。ただし、数個の取り替えのみで、その後の改修等においてガイドラインに適合させる予定がある場合は、この限りでない。

● 6 消灯

誘導灯を消灯する場合は、次によること。

(1) 誘導灯信号装置により消灯時においても、誘導灯に内蔵の蓄電池を充電できる措置が必要であること。 ★

(2) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分等

★ ア 排水機場等で、防火対象物全体が常時無人となるもの

イ 防火対象物全体が定期的に無人となるもの

ウ 自然光により避難口又は避難の方向が容易に識別できる部分

エ 利用形態により特に暗さが必要となる部分

(7) 遊園地のアトラクション等で、特に暗さが必要とされる部分

① 当該アトラクションの営業中にのみ消灯できるものであること。

② 酒類、飲食の提供を伴うものは該当しない。

(4) 劇場、映画館、プラネタリウム等で、一定時間のみ特に暗さが必要とされる部分

① 当該上演時間中にのみ消灯できるものであること。

② 酒類、飲食の提供を伴うものは該当しない。

(5) 劇場、集会場等の催し物において一時的（数分程度）に特に暗さが必要とされる部分（特に暗さが必要とされる時間に限る。）

オ 主として当該防火対象物の避難経路等について熟知している当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分

(3) 消灯方法

ア 原則として手動で消灯すること。ただし、扉の施錠、アトラクションの起動等と連動して消灯するものは、この限りでない。 ☆

イ 消灯は、個々の誘導灯別ではなく、防火対象物全体又は消灯部分の誘導灯を一括して消灯するものであること。

ウ 利用形態により特に暗さが必要となる部分を消灯する場合は、次の事項を事前に当該消灯部分の利用者に対して周知すること。

(7) 誘導灯が消灯すること

(4) 火災の際には誘導灯が点灯すること

(5) 避難経路の掲示

エ 上記ウについては、音声、映写スクリーンへの

表示、主要な出入り口の見やすい箇所への表示等によること。

オ 自動で消灯する場合は、次によること。

(ア) 扉の施錠連動(当該防火対象物の最終退出者が使用する扉の施錠に限る。)

(イ) 照明器具の操作連動(当該防火対象物が無人となる場合に操作するものに限る。)

(ウ) アトラクション等の操作連動

(エ) その他、無人又は消灯が必要となる操作等との連動

(4) 点灯方法

ア 自動火災報知設備の感知器等の作動等と連動し、全ての消灯している誘導灯を点灯させること。

イ 自動火災報知設備を設けないものにあつては、前記(3)オの各操作等により点灯させること。

● 7 特殊な場所の誘導灯

(1) 冷凍庫内等の極低温環境において、適応する誘導灯がない場合に限り、次の例によって照明設備等を設置することにより誘導灯を設けないことができる(要特例申請)。

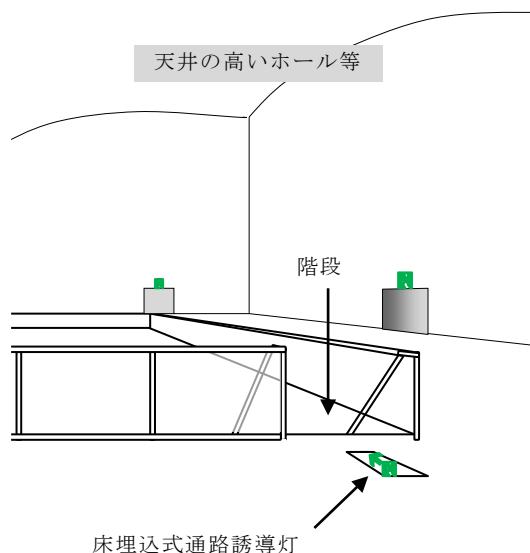
ア 主たる避難通路の床面において1ルクス以上の照度を確保できる照明装置を設ける。

イ 上記照明装置には、停電した場合において自動で切り替わり、かつ、20分以上当該照明装置を作動させることができる非常電源(◇非常電源の自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備に限る。)を設ける。

ウ 上記非常電源と照明装置間の配線は耐火性能を有するものとする。

エ 誘導標識を設ける。

(2) 天井の高さが概ね 5m 以上のホール等で、天井吊り下げ又は壁面設置が適当ではない部分には床埋め込みの通路誘導灯とすることができる。



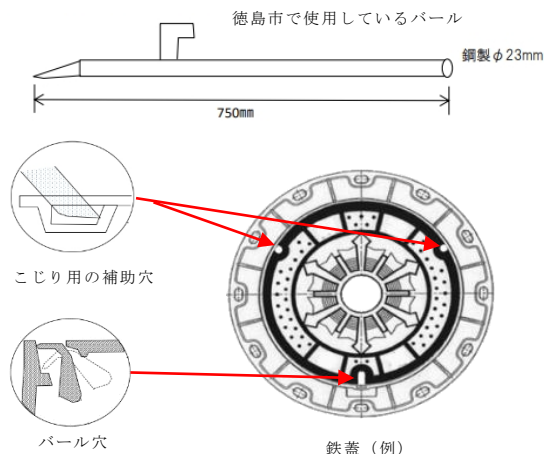
● 1 水源の原水等

- (1) 水源の原水、有効水源量、構造及び給水等は、原則として◇水源の例によること。
- (2) 吸管投入孔又は採水口の位置から有効に警戒すること。
- (3) 吸管投入孔、吸管投入場所又は採水口（以下この号において「吸管投入孔」という。）は、消防ポンプ自動車が寄り付くことができる採水に支障のない位置から概ね 2m 以内の場所に設置すること。★

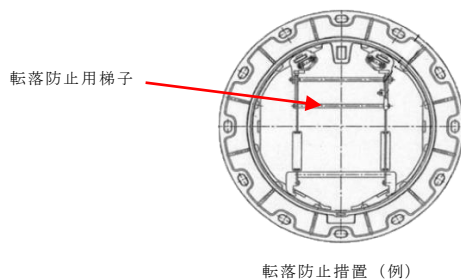
なお、スプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備は除く。）、連結散水設備又は連結送水管（以下この号において「スプリンクラー設備等」という。）を設ける対象物にあってはスプリンクラー設備等の送水口から概ね 20m 以内となるよう当該消防用水の吸管投入孔位置を配慮すること。

● 2 吸管投入孔の大きさ等

- (1) 吸管投入孔の直下には、一辺の長さ又は直径が 60 cm 以上で、かつ、深さ 50 cm 以上の低設ピットを設けること。
- (2) 吸管投入孔の大きさは、原則として丸形とし、直径 60 cm 以上とすること。
- (3) 吸管投入孔は、水量 80 立方 m 未満のものには 1 個以上、80 立方 m 以上のものには 2 個以上設けること。
- (4) 吸管投入孔には、徳島市で使用しているパールで開閉できる鉄蓋等を設けること。なお、車路に吸管投入孔を設ける場合は、車両の重量に十分耐えられる強度を有するものとする。



- (5) 吸管投入孔から 5m 以内の範囲に他の用途に供するマンホール等の蓋がある場合は、消防用水の蓋又はその周囲を黄色で塗色すること。ただし、他の蓋と容易に判別できる場合は、この限りでない。
- (6) 吸管投入孔には、転落防止措置をすること。



● 3 採水口（地盤面下 4.5m 以内の部分に設ける場合）

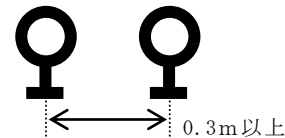
採水口を設ける場合は、次によること。

- (1) 採水口は、(一社)日本消防放水器具工業会の自主認定品を設けること。
- (2) 消防用水に設ける採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成 25 年総務省令第 23 号)に規定される呼称 75 のねじ式受け口に適合する単口とし、設置個数は、次によること。

所要水量 (立方 m)	40 未満	120 未満	120 以上
採水口の数	1	2	3

- (3) 採水口に接続する配管は、呼び径 75 A 以上とし、採水口ごとに単独配管とするとともに原則として長さを 10m 以内とすること。ただし、有効水量が採水口から 1m 以下に確保されている場合は、この限りでない。
- (4) 採水口は、地盤面から 0.5m 以上 1m 以下の位置に設けること。
- (5) 採水口を複数設ける場合は、吸管の接続に支障のない間隔を取ること。

採水口が平行となる場合
(上下の関係も同様)



- (6) 採水口には、10 cm × 30 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「消防用採水口」とその容量を表示する標識を設けること。
- (7) 採水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合は、採水口を中心として概ね 1m の範囲内でその上部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コンセント設備に設ける灯火の例によること。

● 4 地盤面下 4.5m を超えるもの ★

有効水量が地盤面下 4.5m を超えるものにあつては、次により加圧送水装置及び採水口を設けること。(要特例申請)

- (1) 加圧送水装置の吐出量及び採水口の数、次表によること。

所要水量 (立方 m)	40 未満	120 未満	120 以上
吐出量 ※ (L/min)	1, 200	2, 400	3, 600
採水口の数	1	2	3

- (2) 加圧送水装置の起動装置は、採水口の直近及び防災センター等に設けること。なお、採水口に設ける起動装置には、見やすい位置に「消防隊採水用ポンプ」と表示する標識を設けること。
- (3) 加圧送水装置には、1 時間以上の容量を持つ自家発電設備又は蓄電池設備による非常電源を設けること。

● 5 標識 ★

消防用水に設ける標識は 20 cm × 40 cm 以上の大きさで白地に赤文字の「消防用水」と表記するほか次によること。

- (1) 吸管投入孔を設ける消防用水の標識には、当該標識から吸管投入孔までの距離(積雪の影響のな

い部分に設けるものは、この限りでない。) 及び採水可能な水量を併記すること。

- (2) 採水口には、消防用水の標識に採水可能な水量を併記するとともに、それとは別に採水口の直近に赤地に白文字の「消防用採水口」と表示した標識を設けること。

● 6 連通管

消防用水に連通管を設ける場合は、4,800L/minで算出した水位による容量によること。

● 7 その他

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定に基づく、開発行為の許可に係る消防水利と兼用する場合の水源水量は、それぞれの必要水量以上とし、施行令第 27 条及び消防用水の基準（標識を除く。）についても適用させること。

● 1 直接外気に開放されている部分

規則第 29 条 1 号に規定する「直接外気に開放されている部分」とは、次によるものが該当する。

- (1) 隣地境界から 1m 以上の離隔があること。
- (2) 建築物、工作物等の煙の排出に障害となる物件から 1m 以上の離隔があること。
- (3) 常時開放されているものであって、煙感知器と連動して開放するようなものではないこと。
- (4) 天井等から 80cm 以下、床面から 1.3m 以上に存する部分が有効な開口部となること。

● 2 防煙区画

規則第 30 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 防煙区画は、一の階で 2 以上に区分し、2 以上の階にわたらないこと。
- (2) 防煙区画は、できる限り単純な形状とすること。
- (3) 防煙壁は、耐火構造又は不燃材料（アルミニウム、普通板ガラス等の加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）によるものとし、開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器の作動若しくは排煙機の作動と連動して閉鎖する特定防火設備を設けること。

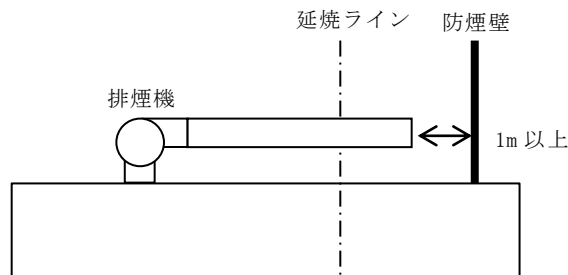
● 3 排煙口

規則第 30 条の規定によるほか、防煙区画された部分ごとに 1 以上設けること。

● 4 排煙機

排煙機及び給気機（以下「排煙機」という。）は、規則第 30 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 一系統の風道ごとに排煙機又は給気機を設けること。
- (2) 消防活動拠点において、加圧排煙をする場合は、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1437 号による給気量を満たすこと。
- (3) 排煙機（給気機除く）は、最上部の排煙口よりも上部に設けること。
- (4) 排煙口を建基法第 2 条で規定する延焼のおそれのある部分に設ける場合は、上方に排気又は防火上有効な構造で作られた防煙壁を設けること。



◇(4)平成 24 年 1 月 1 日追加

- (5) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害の少ない箇所に設けること。
- (6) 排煙口から排出された煙が避難又は消火活動の障害とならないこと。
- (7) 排煙口から排出された煙が、給気風道の外気取入口から内部に流入しないこと。

● 5 風道

排煙機に接続する風道は、規則第 30 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 鋼板等の風道内部が平滑で、機密性のあるものとする。
- (2) 建築物等の可燃物等からは 15cm 以上の離隔又は厚さ 25mm 以上のロックウール又は厚さ 25mm 以上で、密度 24Kg/立方 m のグラスウール（いずれも JIS A 9504（国土交通大臣が同等の断熱性能を持つと認めたものも含む。）による断熱性能を有するもの）の被覆により周囲の過熱及び延焼防止の措置を有効に講じること。

- (3) やむを得ず防火区画を貫通する部分に設けるダンパーは次によること。 ☆

ア 外部から容易に開閉できること。

イ 自動閉鎖装置を設けるものにあつては、作動温度を 280℃以上とすること。

● 6 非常電源

非常電源の容量は、隣接する防煙区画のうち最大となる 2 区画の排煙に要する排煙機を稼動できる容量以上とすること。

● 7 内部区画

防煙区画内に更に防煙壁（垂壁及び間仕切壁）で区画された部分（以下「内部区画」という。）が存する場合、次に掲げる要件に該当するときは、全体を一の防煙区画とみなして規則第 30 条第 1 号イの規定を適用し、内部区画に排煙口を設けないことができる。

- (1) 内部区画は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 風除室、階段（消火活動拠点となる部分を除く。）、浴室、便所その他これらに類する場所

イ エスカレーター室、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分

ウ 当該床面積が 100 ㎡以下

- (2) 内部区画を含め、当該防煙区画全体として、規則第 30 条第 1 号ロ、同第 4 号イ(イ)及び(ロ)並びに同第 6 号イ及びロの規定に適合していること。

- (3) 排煙口及び手動起動装置は、消防隊が当該排煙設備を活用して、消火活動拠点から通路等を介して出火場所に接近し、消火活動を実施するうえで、有効な位置に設けられていること。

● 1 ヘッド等

規則第 30 条の 3 第 3 号の規定によるほか次によること。

- (1) 配管は、専用とすること。★
- (2) 枝管に取り付けるヘッドの個数は、一の枝管に付き 5 個を限度とすること。
- (3) 損失水頭は、送水口のホース接続口から配管の末端ヘッドまでの損失水頭にヘッドの吐出水頭を加算して 100m 以下となるようにすること。この場合におけるヘッドの放水圧力及び放水量は、閉鎖型ヘッドにあつては、0.1MPa で 80L/min 以上、開放型にあつては、0.5MPa で 180L/min 以上であること。
- (4) 配管の支持は、耐熱性を考慮したものとする。★

● 2 送水口

規則第 30 条の 3 第 4 号の規定によるほか次によること。

- (1) 送水口は、財団法人日本消防放水器具工業会の自主管理品で呼び径 65A の差込式の双口の受け口とすること。
- (2) 送水口に接続する配管の呼び径は、原則として 100A 以上とすること。
- (3) 送水口の直近には、止水弁及び逆止弁を設けること。ただし、開放型ヘッドを用いるもので、送水口がヘッドよりも高い位置にある場合は、逆止弁を設けないことができる。
- (4) 送水口は、放水区域ごとに設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、任意の放水区域を選択できる選択弁を設ける方式によることができる。
 ア 各放水区域が耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、当該壁及び床の開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の甲種防火戸又は乙種防火戸（以下「防火区画」という。）が設けられている場合。
 イ 湿式方式で閉鎖型ヘッドを用いる場合で、当該ヘッドが 5 個開放した場合に各ヘッドから 80L/min 以上で 15 分以上放水できる能力、水源及び非常電源を有する加圧送水装置を設け、選択弁の操作により一斉開放弁を作動させることができる場合。
- (5) 放水区域が複数ある場合は、送水口の見やすい位置に色分けした放水区域とその番号を明示した平面図を設け、各放水口に対応する放水区域の色でその番号を表示するものを各放水口に設けること。
- (6) 送水口を複数設ける場合は、ホースの接続に支障のない間隔を取ること。（連結送水管● 1 送水口（5）参照）
- (7) 送水口の見やすい場所には、10 cm×30 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「送水口連結散水設備」と表示する標識を設けること。☆
- (8) 送水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合は、送水口を中心として概ね 1m の範囲内でその上部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コンセント設備に設ける灯火の例によること。

● 3 選択弁等

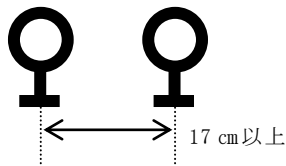
- (1) 送水口付近の火災の際に延焼のおそれの少ない場所で、操作及び点検が容易な場所に設けること。
- (2) 一斉開放弁を作動させる選択弁の場合は、放水区域に放水することなく一斉開放弁の作動試験ができるものであること。（湿式方式で閉鎖型ヘッドを用いるものは除く。）
- (3) 選択弁には、見やすい場所に 10 cm×30 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「連結散水設備選択弁」と表示する標識を設けること。
- (4) 選択弁の見やすい位置に色分けした放水区域とその番号を明示した平面図を設け、対応する放水区域の色でその番号を表示するものを各選択弁に設けること。

● 1 送水口

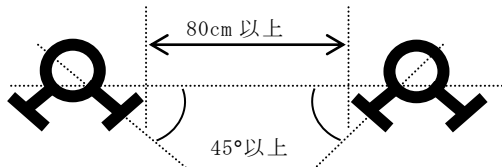
送水口は、令第 29 条第 2 項及び規則第 31 条の規定によるほか次によること。

- (1) 令第 29 条第 2 項第 3 号に規定する「消防自動車
が容易に接近することができる位置」とは、消防自
動車が支障なく走行できる場所から概ね 10m 以内
の場所をいう。
- (2) 送水口は、「スプリンクラー設備等の送水口の基
準」(平成 13 年消防庁告示第 37 号)に適合する
もので、結合金具は差し込み式とすること。
なお、原則として認定品とすること。
- (3) 送水口は、立管ごとに専用の配管とすること。
- (4) 送水口を複数設ける場合は、ホースの接続に支障
のない間隔を取る。

送水口が平行となる場合
(上下の関係も同様)



立管式等の双口で 90°の角度を有する場合



- (5) 標識は、10 cm × 30 cm 以上の大きさで赤地に白文
字の「送水口」と表示すること。
- (6) 同一階に複数の放水口がある場合は、立管の位置
を色分けした符号を明記する平面図を設けると
ともに、送水口にも対応する色又は符号を明示する標
識を設けること。
- (7) 送水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合
は、送水口を中心として概ね 1m の範囲内でその上
部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コ
ンセント設備に設ける灯火の例によること。
- (8) 消防用水を設ける場合は、当該消防用水の採水口
又は吸管投入孔から概ね 20m 以内の位置に送水口
を設けること。

● 2 放水口

放水口は、令第 29 条第 2 項及び規則第 31 条の規定によるほか次によること。

- (1) 設置場所は、次のいずれかの場所に設けること。
なお、非常コンセント設備及び非常電話を設けるも
のにあつては、それらと併設すること。
ア 特別避難階段の附室
イ 非常用エレベーターの乗降室 ★
ウ 階段室 ★
エ 屋外階段
オ 直接外気に開放された廊下で、階段から 5m 以
内の部分
- (2) ホース接続口は、財団法人日本消防設備安全セン
ターによる認定品の呼称 65 の差込式の差し口とす
ること。－
- (3) 放水口は、厚さ 1.6mm 以上の鋼製で操作に支障の
ない大きさの格納箱内に設置すること。
- (4) 格納箱の扉の開閉方向は、ホースの延長に支障の
ない向きとすること。
- (5) 11 階以上の階には赤色の灯火を設けることが望
ましい。なお、赤色の灯火は非常コンセントのもの
と兼用とすることができる。
- (6) 格納箱に発信機、表示灯、非常コンセント及び非
常電話等を内蔵するものは、水の飛まつがわからな

いような措置をすること。

- (7) 令第 29 条第 2 項第 4 号に規定する「放水用器具」
とはいずれも差込式の次に掲げるものをいい、11
階以上の各階に設けること。
ア 各階に設置する場合
イ 階数三以内ごとに 1 つ又は 11 階建に設置する
場合
(ア) 棒状・噴霧・停止の切り替えができるノズル
のついた管槍 2 個
(イ) 呼称 65 の 20m ホース 4 本
- (8) 上記 (7) の放水用器具は、放水口の格納箱内に収
納しておくこと。やむを得ず放水用器具を別置する
場合は、放水口から歩行距離 5m 以内の距離にある
専用の厚さ 1.6mm 以上の鋼製で収納及び取り出しに
支障のない大きさの格納箱内に置くこと。
- (9) 上記 (8) の格納箱には、10 cm × 50 cm 以上の大き
さで識別しやすい色の「放水用器具格納箱」と表示す
る標識を設けること。★
- (10) 放水口の標識は、格納箱の扉に赤地に白文字で
「放水口」と表示する 10 cm × 30 cm 以上の大きさと
すること。★

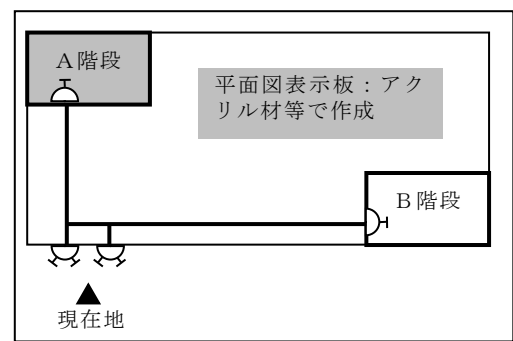
● 3 配管等

配管は、令第 29 条第 2 項第 2 号及び規則第 31 条第
5 号の規定によるほか次によること。

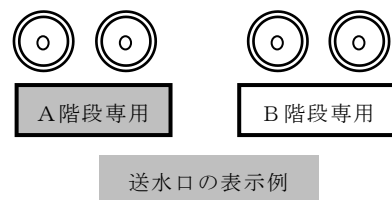
- (1) 配管、管継手及び弁類は、送水圧力が 1MPa を超
える場合に適合するものであること。
- (2) 送水口の付近の点検に支障のない場所に止水弁
及び逆止弁を設けること。
- (3) 配管の最低部には、逆止弁を挟んで両側に排水
弁及び排水用の配管等を設けること。
- (4) 湿式とする場合であつて、凍結のおそれのある
部分には、凍結防止のための有効な措置をとるこ
と。
- (5) 複数の立管がある場合は、送水口付近の見やす
い個所に送水口別の立管の位置が容易にわかる基
準階の平面図を表示するもの（経年劣化しにくい
素材で作製すること。）を設けること。
特に立管ごとに専用の送水口を設け、同一箇所
にそれぞれの送水口がある場合は、各送水口の直
近に立管別の名称又は色を表示すること。
なお、送水口と放水口の関係が容易にわかる場合
は、上記の限りでないこと。☆

例

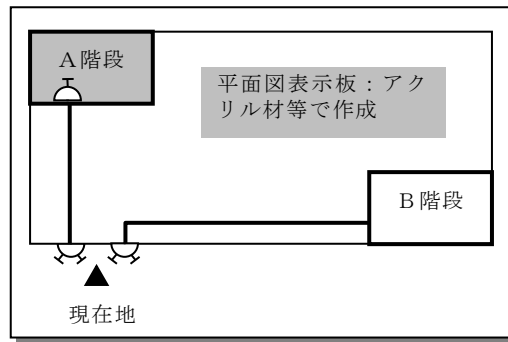
ア 複数の立管が連結されている場合



イ 立管ごとに専用の送水口がある場合



◇ 連結送水管



● 4 ブースターポンプ

連結送水管に設ける加圧送水装置（以下「ブースターポンプ」という。）は、規則第 31 条第 6 号の規定によるほか次によること。

- (1) 送水口における送水圧力を 1.6MPa 以下として最遠のノズルから 800L/min で放水できる高さに設置すること。
- (2) 吐出量は、規則第 31 条第 6 号イの規定に係らず 2400L/min 以上とすること。
- (3) ブースターポンプの縮切揚程に押込揚程を加えたものが 170m 以上となる場合は、複数のブースターポンプを直列に設けて当該揚程を 170m 未満とすること。
- (4) ブースターポンプ周辺の配管は、次によること。
 - ア ブースターポンプの給水側配管と吐出側配管の間には、止水弁及び逆止弁を設けたバイパス配管を設けること。
 - イ ブースターポンプの故障時に可搬ポンプにより中継送水をするための放水口を給水側配管側、送水口を吐出側配管側に設けること。
 - ウ ブースターポンプの給水側と吐出側に設ける止水弁は、主管となる配管に設けること。
 - エ 送水圧力を 1.6MPa として押込圧力がブースターポンプの許容圧力以上となる場合は、ブースターポンプの給水側に点検のためのバイパス配管を設けた圧力調整弁とその前後に止水弁を設けること。
- (5) ブースターポンプの起動装置は、送水口の直近及び中央管理室（建基令第 20 条の 2 第 2 号に規定するもの。）、防災センター、守衛室及びその他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）から遠隔起動と停止ができるものであること。なお、ブースターポンプ室、送水口及び防災センター等において相互に連絡できる装置（インターフォン等で、見やすい箇所に「防災センター通話装置」と表示されたもの）を設置した場合にあっては、送水口の直近に起動装置を設けないことができる。
- (6) ブースターポンプの起動装置及び連絡装置は箱内等に収納し、いたずら等により操作されない措置を講じること。
- (7) 送水口には、当該ブースターポンプの許容押込圧力を「〇〇階以上ブースターポンプ設置」及び「最高送水圧力〇〇MPa」と表示した標識を設けること。

● 1 設置位置

令第29条の2及び規則第31条の2の規定によるほか次によること。

- (1) 地下4階以下の部分にも設置すること。
- (2) 設置場所は、次のいずれかの場所に設けること。
なお、連結送水管及び非常電話を設けるものにあつては、それらと併設すること。
ア 特別避難階段の附室
イ 非常用エレベーターの乗降室 ★
ウ 階段室 ★
エ 屋外階段
オ 直接外気に開放された廊下で、階段から5m以内の部分
- (3) 特殊な階層（共同住宅等で、共用廊下部分又は住戸等の出入口が2階層又は3階層ごとに設けられているもの等）で、各階ごとに設けるのが適当でないと認められるものについては、当該階の各部分から前記(2)の部分に設ける非常コンセントまでの歩行距離が50m以下となるように設けること。

● 2 電源・配線等

令第29条の2及び規則第31条の2の規定によるほか次によること。

- (1) 一の幹線回路の電源容量は、45A以上を供給できるものとする。
- (2) 同一階に複数の非常コンセントがある場合は、それぞれ別の幹線回路とすること。
- (3) 専用回路には、地絡による遮断器を設けないこと。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の遮断器をそれぞれ保護箱内に設けること。
- (5) 幹線用遮断器と分岐用の遮断器は、保護協調をとること。
- (6) 保護箱内の配線及びプラグ受けの充電部は、外部に露出していないこと。

● 3 コンセント

- (1) プラグ受けは、JIS C8303-1932 極接地極付差込接続器のうち定格が15A、125Vに適合するものであること。 ★
- (2) プラグ受けは、並列に2個以上を保護箱内に設けること。
- (3) プラグ受けの上部には、差込プラグの脱落防止のためのフック等を設けること。

● 4 保護箱

- (1) 保護箱は、1.6mm以上の厚さの鋼製とし、前面に使用に際して支障のない大きさの開閉できる扉を設けること。
- (2) 保護箱には、D種接地工事をしておくこと。

● 5 表示・標識

- (1) 表示灯は、非常電話、連結送水管等と同一の場所に設ける場合は、兼用できるものであること。
- (2) 標識は、保護箱前面の扉に5cm×25cm以上の大きさで、赤地に白文字で「非常コンセント」と表示すること。 ☆

● 1 構成機器

- (1) 空中線、漏洩同軸ケーブル、接続端子、増幅器、混合器及び分配器等の構成機器は、保守点検が容易で、かつ、次に掲げる火災による被害の少ない場所に設けること。ただし、同等の効果のある措置をする場合は、この限りでない。★
 ア 床、壁及び天井が不燃材料で造られ、開口部に常時閉鎖の防火設備を設けた区画
 イ 不燃材料で区画された天井裏
 ウ 耐火性能を有するパイプシャフト等
 エ 特別避難階段（附室を含む。）又は避難階段室内
- (2) 腐食による機能に異常が生じるおそれのある部分には、十分な防食措置をすること。☆
- (3) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じない措置をすること。★
- (4) 各機器の接続部で雨水等がかかるおそれのある部分は、十分な防水措置をすること。★

● 2 共用できる用途

- 原則として消防隊専用とするが、次の用途に用いるもので共用器を設けて相互に無線通信に影響のない措置をとった場合については、共用できるものであること。
- (1) 警察用の無線通信 ☆
 - (2) 防災管理用の無線通信 ☆
 - (3) 携帯電話等で、上記(1)及び(2)の用途に使用するもので、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）で認める無線通信又は有線通信 ☆

● 3 使用周波数帯 ★

使用周波数帯は、260MHz 帯デジタル方式とすること。

● 4 接続端子の設置場所

- 接続端子は、規則第 31 条の 2 の 2 第 8 号の規定によるほか地上で指揮隊が有効に活動でき、かつ、消防隊の活動に支障とならない次のいずれかの場所に設けること。
- (1) 防災センター ★
 - (2) 消防車両が容易に接近できる当該地下への出入口付近で、当該地下で発生した火災による煙の影響を受けない場所
 - (3) 上記●2 の規定により設ける共用する接続端子から 5m 以上の離隔をとること。☆
 - (4) 上記(2)に設ける場合にあっては、一の出入口から他の出入口までの歩行距離（◇消火器具●5 設置単位等(2)参照）が 300m 以上となる場合は、偏ることなく接続端子を 2 箇所以上設けること。☆

● 5 接続端子

- 接続端子は、規則第 31 条の 2 の 2 第 8 号の規定によるほか次によること。
- (1) 接続端子は、保護箱内に設けること。★
 - (2) 接続端子は、●9(4)の延長ケーブルを接続できるものとし、無反射終端抵抗及び保護のためのキャップを取り付けておくこと。ただし、延長ケーブルを常時接続するものは、この限りでない。☆

● 6 空中線

- (1) 一の周波数で使用するものは、使用周波数において電圧定在波比が 1.5 以下であること。☆
- (2) 不燃材料又は難燃性の材質のものを使用すること。☆
- (3) 利得は、標準ダイポールに比して -1dB 以上であること。☆
- (4) 垂直偏波で水平面無指向性であること。☆

● 7 混合器（共用器）、分配器等

混合器（共用器）及び分配器等の機器は、規則第 31 条の 2 の 2 の規定によるほか次によること

- (1) 混合器（共用器）感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものであること。
- (2) 混合器の入力端子相互間の結合は、無線機の機能に支障のない程度の減衰性能を有すること。
- (3) 分配器は、入力端子に加えた信号を 2 以上に分配するもので、方向性のないものであること。
- (4) 厚さ 0.8mm 以上の鋼板製又はこれと同等の強度を有する箱内に設けること。☆
- (5) 保守点検に便利な火災による被害のおそれの少ない場所に設けること。☆

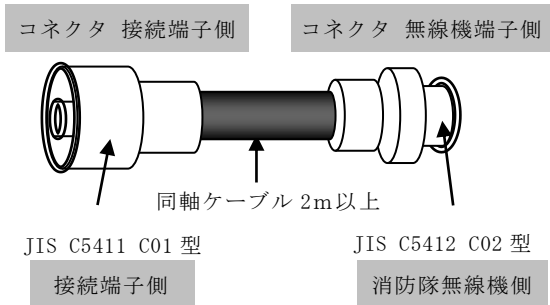
● 8 漏洩同軸ケーブル

漏洩同軸ケーブルは、規則第 31 条の 2 の 2 の規定によるほか次によること。

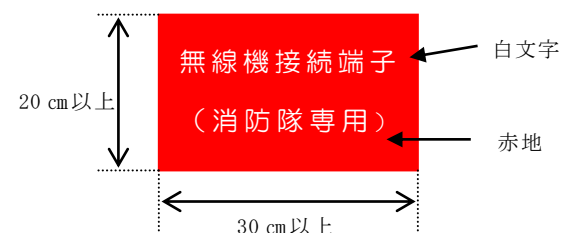
- (1) 規則第 31 条の 2 の 2 第 3 号の「難燃性を有し」とは、火災の際に延焼の媒体とならない自己消火性を有することをいう。
- (2) 規則第 31 条の 2 の 2 第 4 号の「耐熱性を有する」とは、漏洩同軸ケーブルを珪藻土などで巻くか、又は仕上げを不燃材料とした天井裏に設置して耐火性を持たせることをいう。☆
 なお、漏洩同軸ケーブルを JIS A1304 による 1/2 耐久曲線に沿って 30 分以上加熱した場合、機能に異常ないものは、これと同等のものとして取扱えるものであること。

● 9 保護箱

- (1) 防滴性能を有する厚さ 1.6mm 以上の鋼板製又はこれと同等の防火・防滴性能を有する保護箱内に設けること。☆
- (2) 保護箱には、容易に開閉できる操作に支障のない大きさの扉を設けること。なお、屋外に設けるものにあつては、施錠できるものであること。☆
- (3) 上記(2)の施錠に用いる鍵は、消防隊に必要な数を用意すること。
- (4) 保護箱内には、消防隊の無線機と接続端子を接続する 2m 以上の可撓性を有する延長用の同軸ケーブル（次図参照）を収納しておくか、当該延長ケーブルを常時接続端子に接続しておくこと。☆



- (5) 保護箱内の見やすい箇所に最大許容入力、使用できる周波数帯、増幅器の有無、非常電源の使用可能時間（増幅器を設ける場合に限り。）を明記すること。☆
- (6) 保護箱の扉には、20 cm×30 cm 以上の大きさと赤地に白文字の「無線機接続端子（消防隊専用）」と表示する標識を設けること。★



● 1 設置対象 ★

規則第 12 条第 1 項第 8 号ハの「消防長又は消防署長が……指定するもの」とは、次のものであること。

- ア 令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる対象物で、地階を除く階数が 11 以上であり、かつ、延べ面積が 10,000 ㎡以上
- イ 令別表第 1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる対象物で、地階を除く階数が 5 以上であり、かつ、延べ面積が 20,000 ㎡以上
- ウ 地階の床面積が 5,000 ㎡以上

● 2 認定

- (1) 総合操作盤は、日本消防設備安全センター、日本消防検定協会等の登録認定機関の認定品とすること。
- (2) 複数の総合操作盤を設ける防災システムは法第 17 条第 3 項に規定する特殊消防用設備等に該当し、総務大臣の認定を受けなければならない。

● 3 設置場所及び構造

総合操作盤は、規則第 12 条第 1 項第 8 号の規定によるほか次の火災による被害の少ない場所で、かつ、災害活動に有効な防災センター、中央管理室（以下◇総合操作盤において「防災センター等」という。）に設置すること。

規則第 12 条第 1 項第 8 号イ、ロ及び●1 ウに掲げる防火対象物に設ける防災センター等の位置

● 4 設置場所の構造等

総合操作盤を設置する防災センター等の構造は、次によること。

- (1) 避難階又はその直上階若しくは直下階で、外部から容易に出入でき、かつ、非常用エレベーター及び特別避難階段等へ容易に近づく位置に設けること。
- (2) 耐火構造の壁及び床で区画し、開口部には建基令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する特定防火設備（出入口にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (3) 壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。
- (4) 前(2)の区画を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には、建基令第 112 条第 21 項に規定する特定防火設備（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (5) 防災センターの床面積は概ね 40 ㎡とすること。
- (6) 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨の表示をすること。

● 4 監視、操作等（平成 16 年消防庁告示第 8 号関係。以下「8 号告示」という。）

防災監視場所以外の場所

- (1) 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合

ア 利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適当と認められること。

イ

副防災監視場所に当該部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が設置されている場合にあっては、防災監視場所の総合操作盤には当該副防災監視場所において監視操作等がされている部分の火災が発生した旨及び発生場所に係る情報が的確に把握できる機能（火災発生に係る代表表示）があればよいこと。

ウ 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。

- (ア) 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

- (イ) 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

- (ウ) 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

エ 防災監視場所の防災要員及び副防災監視場所の要員等は、防災監視場所及び各副防災監視場所に設置される総合操作盤の監視、操作等に習熟していることが不可欠であり、施行令第 4 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を受けた者を従事させることが必要であること。

オ 副防災監視場所には、一定時間以内に防災監視場所にいる防災要員が到着できることが必要とされるが、この場合における防火管理体制等については、「高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて」（平成 3 年 5 月 14 日付消防予第 98 号）に準じた実効ある体制が確保されていることが必要であること。

カ 消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災監視場所の双方において行うことができる場合については、当該操作時点における操作の優先権を有する場所が明確に表示されること。

- (2) 監視場所において監視、操作等を行う場合

ア 監視対象物は、施行令第 8 条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において、一の監視対象物の監視等は、一の監視場所において行うこと。

イ 監視対象物の位置、構造、設備等の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができる場合には、当該監視対象物にスプリンクラー設備が設置されていなくてもよいとされているが、これには監視対象物が 10 階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可燃物が存置されていない場合等が該当すること。

なお、次の各号に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取扱って差し支えないこと。

- (ア) 規則第 13 条第 3 項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（規則第 13 条第 3 項第 11 号及び同第 12 号に掲げる部分を除く。）

- (イ) 令第 12 条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

- (ウ) 令第 12 条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

- (エ) 令第 13 条から令第 18 条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

ウ 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等ごとに総合操作盤の基準に定める表示及び警報ができる機能を有する監視盤を設置することとされているが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生が的確に把握できる場合にあっては、当該機器等による表示及び警報で足りるものであること。

エ 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画には、次に掲げ

◇ 総合操作盤

る事項が含まれていることが必要であること。
(ア) 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
(イ) 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
(ウ) 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認(駆けつけ方法)、初期対応(通報連絡、避難誘導等)

オ 監視場所の要員は、監視対象物に設置される総合操作盤における監視、操作等に習熟していることが必要であり、令第4条の2第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を受けた者を従事させることが必要であること。◇オ平成25年1月1日改訂

カ 監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に監視場所にいる防災要員が到着できることが必要とされるが、この場合における防火管理体制等については、「高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて」(平成3年5月14日付消防予第98号)に準じた実効ある体制が確保されていることが必要であること。

(3) 遠隔監視場所において監視、操作等を行う場合

ア 遠隔監視対象物は、令第8条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において、一の遠隔監視対象物の監視等は、一の遠隔監視場所において行うこと。

イ 監視対象物にはスプリンクラー設備が設置されていることとしているが、次の各号に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取扱って差し支えないこと。

(ア) 規則第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分(規則第13条第3項第11号及び同第12号に掲げる部分を除く。)

(イ) 令第12条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

(ウ) 令第12条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

(エ) 令第13条から令第18条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

ウ 遠隔監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等ごとに総合操作盤の基準に定める表示及び警報ができる機能を有する監視盤を設置することとされているが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生が的確に把握できる場合にあっては、当該機器等による表示及び警報で足りるものであること。

エ 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。

(ア) 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認(駆けつけ方法)、初期対応(通報連絡、避難誘導等)

オ 遠隔監視場所の要員は、監視対象物に設置される総合操作盤における監視、操作等に習熟

していることが必要であり、令第4条の2第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を受けた者を従事させることが必要であること。

カ 監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に遠隔監視場所の要員が到着できることが必要とされるが、この場合における防火管理体制等については、「遠隔移報システム等による火災通報の取扱い」(昭和62年8月10日付消防予第134号)に準じて実効性ある体制が確保されている必要があること。

● 5 総合操作盤の機能(平成16年消防庁告示第7号関係。以下「7号告示」という。)

(1) 自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の機能を有していることが望ましいものであること。

(2) 予備電源又は非常電源

総合操作盤に附置される予備電源又は非常電源の容量は、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間中、当該総合操作盤を有効に作動できるものであること。

この場合、総合操作盤の設置の対象となる防火対象物の規模が大きく、消防活動の困難性が高いことにかんがみ、総合操作盤は停電時においても概ね2時間以上複数の消防用設備等の監視、制御等を行えることが望ましいこと。

なお、総合操作盤以外の部分(例えば、屋内消火栓設備のポンプ、自動火災報知設備の地区音響装置等)については、原則として、個々の消防用設備等の非常電源に係る規定において必要とされる容量以上の容量を有していれば足りるものであるが、火災の感知、避難誘導、消防用設備等の監視・制御等に係る部分については、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間有効に作動できるものとすることが望ましいこと。

(3) 表示機能

7号告示において規定されていない設備等のシンボルマーク等については、7号告示別表第1で規定されている設備項目ごとのシンボル等と紛らわしくないものであれば、使用して差し支えないが、シンボルの意味する内容が容易にわかるようにすること。

なお、この場合において社団法人日本火災報知機工業会が「CRT等における防災設備等のシンボル運用基準」を定めているので、当該運用基準によるシンボルマーク等を用いることが望ましいこと。

(4) 警報機能

警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。

(5) 操作機能

操作スイッチについては、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1対1対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、CRTのライトペンやタッチパネル方式等の中から適切なものを選択すること。

(6) 制御機能

システムの大規模化及び情報通信技術の導入に伴い、システム構成要素の異常及び故障が全体機能の障害につながる可能性があるため、その対応策を講じる必要があること。この場合において、電源、CPU等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により設置されていること。

(7) 消防隊活動支援機能

消防隊への情報提供が円滑に行えるとともに、CRT等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。

なお、消防隊到着後においても原則として、総合操作盤に係る操作については、消防隊の指示により防災要員が行うこと。

● 6 工事・点検等

(1) 総合操作盤及び監視盤は消防用設備等として法第 17 条の 3 の 2 及び同法第 17 条の 3 の 3 が適用されるものであること。

(2) 総合操作盤に係る点検については、消防設備士又は消防設備点検資格者のうち当該消防用設備等に係る資格を有する者が行うものであること。

なお、複数の消防用設備等に係る監視、操作等を行う総合操作盤にあつては、第四類の消防設備士又は第二種消防設備点検資格者が中心になって点検を行うことが望ましいこと。

(3) 消防用設備等に係る総合操作盤は、当該消防用設備等に含まれることから、総合操作盤に係る工事及び整備は、消防設備士のうち当該消防用設備等に係る資格を有する者が行うものであり、着工届についても、消防設備士のうち当該消防用設備等に係る資格を有する者が行うものであること。

なお、複数の消防用設備等に係る監視、操作等を行う総合操作盤にあつては、第四類の消防設備士が中心になって工事及び整備を行うことが望ましいこと。

● 7 既存防火対象物の取扱い

既存防火対象物のうち、平成 9 年消防庁告示第 2 号及び平成 9 年消防庁告示第 3 号（以下「旧 3 号告示」という。）の基準により既に設置されている総合操作盤等については、7 号告示及び 8 号告示の基準に適合しているものとして取扱って差し支えないこと。

なお、旧 3 号告示の規定により総合操作盤が設置されている場合と同等以上の効力を有するものとして令第 32 条の規定を適用されているものについては、引き続き、総合操作盤と同等以上の効力を有するものとして取扱って差し支えないこと。

● 1 加圧送水装置の設置場所

施行令第 11 条第 3 項第 1 号ホの「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次の各号の全てに適合する場所をいう。

(1) 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合

ア 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合は、不燃材料で造った柱若しくは壁、床又は天井（天井のない場合にあっては屋根）で区画（以下この項において「不燃区画」という。）された専用の室に設けること。ただし、不燃区画された空調設備等の不燃性の機器又は炉、ボイラー等の火気使用設備以外の衛生機器等を設ける機械室に設ける場合は、この限りでない。

イ 不燃区画に設ける開口部は、次によること。

(ア) 不燃区画に設ける出入口、窓、換気口（ガリ等）等の開口部は、建基政令第 112 条第 14 項第 1 号に規定する構造の防火設備を設けること。ただし、屋外に面する出入口、窓等の開口部は、随時閉鎖できる構造の防火設備とすることができる。

(イ) 不燃区画を給水管、配電管その他の管、配線等が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分に十分に不燃材料を充てんする等の措置を講じること。

(ウ) 不燃区画に換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分又はこれに近接する部分に防火防煙ダンパーを設けること。

ウ ポンプを設ける室には、操作及び点検、整備等の維持管理をするための照明設備（非常照明を含む。）、換気設備及び排水設備を設けること。

(2) 屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合

屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合は、風雨、塩害、凍結等により制御盤、電動機等に影響を及ぼすことから屋外仕様様の消火ポンプ又は前アの例による室等に設けること。

● 2 2 以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源

一の防火対象物に 2 以上の消火設備を設置する場合において、次の各号の全てに適合するときは、加圧送水装置及び水源を兼用することができる。ただし、泡消火設備は専用としなければならない。

(1) ポンプの能力が、兼用する全ての消防用設備等を同時に使用した場合でも、それぞれの消火設備の性能規定を満たすこと。

(2) 兼用するそれぞれの消防用設備等の性能に支障がないこと。

● 3 2 以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置

同一敷地内にある 2 以上の防火対象物（令 8 区画、渡り廊下の基準によって、別棟扱いとなるものを含む。）に消火設備を設置する場合において、次の各号の全てに適合するときは、加圧送水装置を兼用することができる。

(1) 同一管理権原であること。

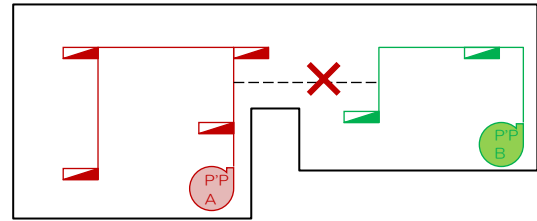
(2) ポンプの能力は、各防火対象物において算出される必要能力を比較し、最大となる算出値以上とすること。

(3) それぞれの防火対象物において兼用するそれぞれの消火設備の性能に支障を生じないこと。

● 4 2 以上の加圧送水装置

一の消火設備に複数の加圧送水装置を設ける場合は、次によること。

(1) それぞれ独立した系統について、専用の加圧送水装置とすること。★



配管系統を接続し、加圧送水装置が並列運転となるようにしてはならない。

(2) 水源は、それぞれの加圧送水装置において、必要とされる水量が必要であること。

上図において、消火設備が屋内消火栓設備（1）である場合は、A・B の加圧送水装置それぞれに 5.2 立方 m の水量が必要となる。

(3) 同一棟において、いずれかの加圧送水装置が起動（火災によって起動する場合に限る。）した場合は、他の加圧装置も起動するものであること。

● 5 水中ポンプ ☆

水中ポンプによる場合は、次によること。

水中ポンプは、点検整備が容易に行えるように、水槽の蓋の真下に設け、容易に引き上げられるような措置を講じておくこと。

● 6 呼水装置

(1) 有効水量 100L 以上（フート弁の呼び径が 150 以下の場合は、50L 以上）

(2) 鋼板製とし、腐食のおそれがある場合は、有効な防食措置を講じること。（加圧送水装置と併設する場合は合成樹脂製とすることができる。）

(3) 減水警報装置は、呼水槽の容量が 1/2 以下に減水するまでに、常時人のいる場所に音響等で警報を発することができること。★

(4) 配管は次によること

ア 給水用：呼び径 25A 以上

イ 排水：呼び径 50A 以上（2 号消火栓：呼び径 32A 以上）★

ウ 補給：呼び径 15A 以上 ★

● 7 制御盤 ★

制御盤は、ポンプの直近に設けること。

● 1 配管

- (1) 規則第 12 条第 1 項第 6 号ニの「これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの」とは、次表のもの及び日本消防設備安全センターの認定品又は性能評定品をいう。 ☆

規格番号	名称	記号	備考
JIS G3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	SGPW	白管
JIS G3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP	白管 黒管
JIS G3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG	白管 Sch40
JIS G3448	一般配管用ステンレス鋼管	SUS-TPD	
JIS G3459	配管用ステンレス鋼管	SUS-TP	
WSP 041	消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管 (地中埋設用)	SGP-VS	
		STPG-VS	白管 Sch40
WSP 044	消火用ポリエチレン外面被覆鋼管 (地中埋設用)	SGP-PS	
		STPG-PS	白管 Sch40

- (2) 使用圧力が 1.6MPa 以上となる部分に設ける配管は、JIS G3454 (Sch40) に適合するもの又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものを使用すること。

● 2 管継手類

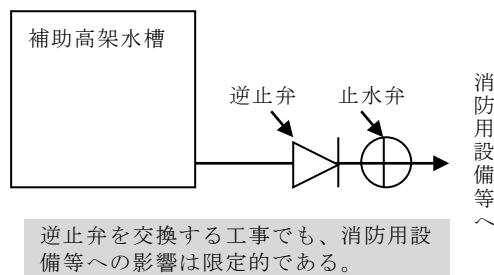
- (1) 規則第 12 条第 1 項第 6 号ホの「これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの」とは、日本消防設備安全センターの認定品又は性能評定品をいう。 ☆
- (2) 加圧送水装置周辺以外に用いる可とう管継手も日本消防設備安全センターの認定品とすること。

● 3 弁類

- (1) 規則第 12 条第 1 項第 6 号トの「これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの」とは、次表のもの及び日本消防設備安全センターの認定品又は性能評定品をいう。 ☆

規格番号	名称	弁の種類
JIS B2011	青銅弁	ねじ込み仕切弁 ねじ込みスイング逆止弁
JIS B2031	ねずみ铸铁弁	フランジ形外ねじ込み仕切弁
JIS B2071	铸鋼フランジ弁	フランジ形スイング逆止弁

- (2) 止水弁、逆止弁を連続して設置する場合は、保守等の際に消防用設備等の機能に与える影響が少なくなる配置とすること。



● 4 配管内の充水

- (1) 消火設備に使用する配管内は、一部を除いて速やかな放水、腐食の防止及び放水時の安全のため、補助高架水槽又は充水用の補助ポンプにより充水しておくこと。ただし、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備のうち補助高架水槽の設置場所の確保又は設置後の補助高架水槽の点検が著しく困難であって、送水対象が 2 階層以内で、かつ、それぞれの放水箇所において、ポンプの起動から 30 秒以内に放水できる場合は、この限りでない。 ☆

- (2) 補助高架水槽により充水する場合は、次によること。
ア 有効水量は、2 号消火栓は、0.3 立方 m 以上、その他にあつては 0.5 立方 m 以上とすること。

イ 前号に係らず、呼び径 25A 以上の配管で自動給水できるものは、0.2 立方 m 以上とすることができる。

ウ 加圧送水装置を兼用する場合は、そのうちの最大規定水量以上とすること。

エ 主管へ接続する配管は、1 号消火栓：40A、2 号消火栓：25A、屋外消火栓：50A 以上とし、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。

オ 補助高架水槽は、鋼板製とすること。ただし、◇加圧送水装置●1「火災による被害の少ない箇所」及び規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ニ)(2)による場合はこの限りでない。

- (3) 補助加圧ポンプにより充水する場合は、次によること

ア 補助加圧ポンプの水源は、呼水槽と兼用せず、自動給水できるものであること。

イ 補助加圧ポンプの吐出配管は、加圧送水装置直近の止水弁の二次側配管とし、その接続配管には、止水弁と逆止弁を設けること。

ウ 加圧送水装置の起動圧力より 0.05MPa 以上高い圧力で起動し、設定停止圧力で自動的に停止すること。

エ スプリンクラー設備、泡消火設備等に設けるものは、流水検知装置を作動させることのない容量（概ね 20L/min 以下）とすること。 ☆

オ その他設置する消火設備の機能に支障をきたさないこと。

● 5 配管方法

- (1) 屋外、湿気の多い場所の配管には、錆止め塗装等の防食措置をすること。 ☆
- (2) 凍結のおそれのある場所の配管には、保温材、ヒーター等により凍結防止措置をすること。 ☆
- (3) 建物導入部の配管で、不等沈下のおそれのある場合には、変位量に対応できる措置をすること。
- (4) 洞道、ピットへの敷設を除き、原則として地中に埋設しないこと。やむを得ず埋設するときは、後記●6「配管の防食措置」により埋設す

- る外、次によること。
 ア 配管の埋め戻しは、粒度が均一な山砂等を用いること。 ☆
 イ 地下水位よりも高い位置に敷設すること。 ☆
 ウ 管の地中埋設深さは、車両通行道路では管の上端から 600mm 以上、それ以外は 300mm 以上とすること。 ☆

● 6 配管の防食措置

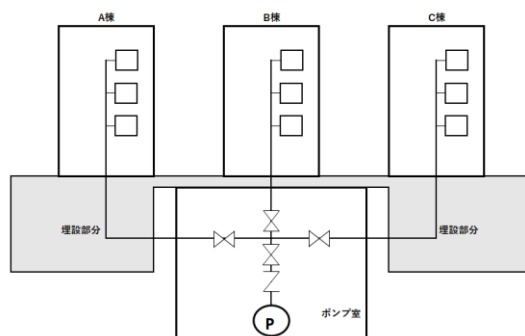
やむを得ず配管を地中に埋設する場合は、次のいずれかによる防食措置をすること。

- (1) 塗覆装等による外面保護措置は、次のいずれかによるもの又は同等以上のものによること。
 ア 外面被覆鋼管を使用し、当該管の仕様に定められた工法により施工するもの ☆
 イ 「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示（平成 2 年自治省告示第 204 号）」第 3 条又は第 3 条の 2 の例による塗覆装若しくはコーティング、又はこれらと同等以上の防食効果のある材料、方法によるもの ☆
 (2) 電氣的防食措置を講ずる場合は次によること。
 ア リード線が外部からの損傷のおそれのある場合は、鋼管等で保護すること。 ☆
 イ 電位測定端子を概ね 200m 毎に設けること。 ☆
 ウ 過防食とならないよう留意すること。 ☆

● 7 配管の兼用

配管の兼用については、規則第 12 条第 1 項第 6 号イの規定によるほか、次によること。

- (1) 加圧送水装置を兼用する場合の配管は、次によること。ただし、同一防火対象物において、次に該当する場合は、この限りでない。
 ア ポンプ廻りを除いて別配管とし、分岐箇所には仕切弁を設けること。
 イ 原則として、埋設しないこと。（共同溝等への敷設を除く。）
 なお、やむを得ず埋設する場合は、加圧送水装置から埋設するまでの間で防火対象物ごとに配管を分岐し、止水弁を設けるとともに、● 6 配管の防食措置等により配管に防食施工を施すこと。



兼用する設備 消防用設備等	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	泡消火設備	屋外消火栓設備	連結送水管	連結散水設備
屋内消火栓設備		○	×	○	○	×
スプリンクラー設備	○		×	○	×	×
泡消火設備	×	×		×	×	×
屋外消火栓設備	○	○			○	×
連結送水管	○	×	×	○		×
連結散水設備	×	×	×	×	×	

○印は、相互に配管兼用の可能なものを示す。
 ×印は、配管兼用の不可のものを示す。
 ※ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び屋外消火栓設備又は屋内消火栓設備、屋外消火栓設備及び連結送水管にあっては、それぞれ3つの設備の配管を兼用することができる

- (2) 連結送水管の主管と兼用する場合、防火対象物の最上階に設置された放水口の高さが、地盤面から 50m 以下のものに限り、次により兼用することができる。

なお、この場合において、連結送水管の主管の呼び径は 100A 以上とすること。

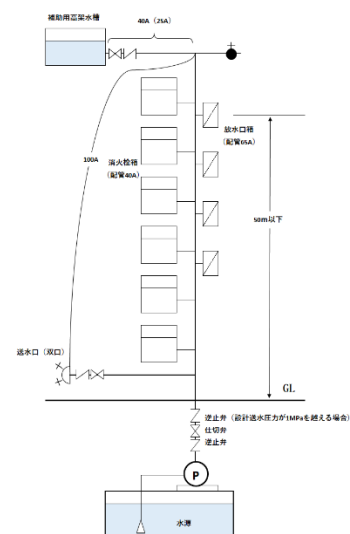
ア 連結送水管の設計送水圧力が 1.0MPa を超える場合は、次によること。

(ア) 消火ポンプの保護のため、当該ポンプ二次側には、呼び圧力 16K 以上の逆止弁を設け、当該ポンプに直接送水圧力の負荷がかからないようにすること。

(イ) 屋内消火栓設備の配管等は、連結送水管に使用する配管等と同等以上の強度及び耐圧力を有するものとする。ただし、連結送水管の送水圧力による影響がない部分については、この限りでない。

イ 消火栓開閉弁、ホース及び噴霧切替式ノズル等（以下「消火栓機器等」という。）は、連結送水管使用時の送水圧による消火栓機器等への破損防止及び放水圧力が 0.7MPa を超えないための措置として、減圧弁等を使用する場合（消火栓開閉弁の一次側に設けるものに限る。）は、消火栓開閉弁が開放（動圧）及び閉止（静圧）時において減圧できる機能を有するものとする。

なお、呼び圧力 16K 以上に対応した消火栓機器等を設置する場合はこの限りでない。また、その際、消火栓の放水圧が 0.7MPa を超えないための措置として設ける減圧弁等は消火栓開閉弁の二次側とすることができる。



● 1 水源の原水

- (1) 水源の水質は、原則として上水道水を使用すること。
- (2) 消防用設備の機器、配管等に著しい腐食などの影響を及ぼさないものであること。
- (3) 空調用蓄熱水槽等を水源として使用する場合は、次によること。
 - ア 水温は40℃以下であること。
 - イ 他の使用機器の使用によって影響を受けることなく必要な水量が常時確保されていること。

● 2 水源の共有

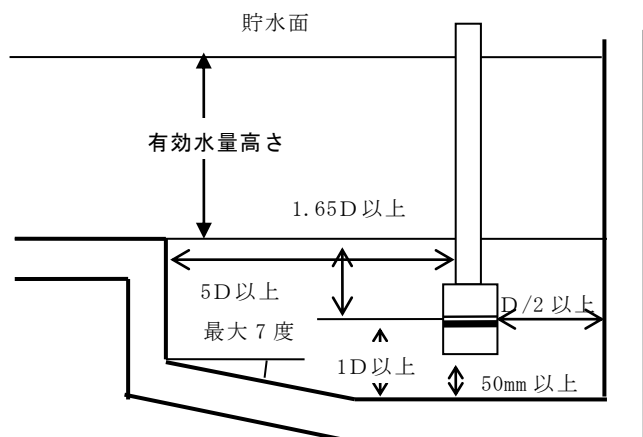
- (1) 複数の消防用設備等と水源を共有する場合は、それぞれの消防用設備等に規定する水量を合算した量以上とすること。★
- (2) 同一敷地内において、管理権原が同一である2以上の防火対象物、又は令8区画・渡り廊下の基準で別棟扱いとなる防火対象物において、水源を共有する場合は、当該棟ごとに必要とされる水量のうち最大となる水量以上とすることができる。☆
- (3) 消防用水を他の消防用設備等の水源と併用することは使用方法が異なることなどから併用しないこと。ただし、消防用水と他の消防用設備等に必要となる水量がそれぞれ影響を受けない十分な量が確保されている場合はこの限りでない。

● 3 有効水源量の算定

- (1) 水源よりも高い位置にあるポンプ方式の場合は、次図によること。☆

サクシオンピットがある場合

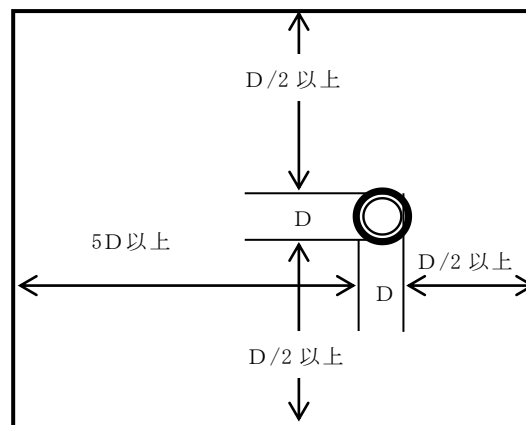
(断面)



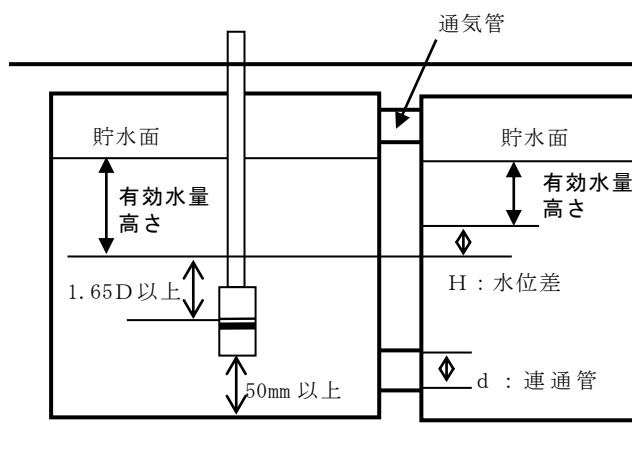
※ 凡例（次図以降共通）

——— : フート弁上部シート面
D : 吸水管内径

(平面)



ピットのない場合及び複数の水槽で構成する場合

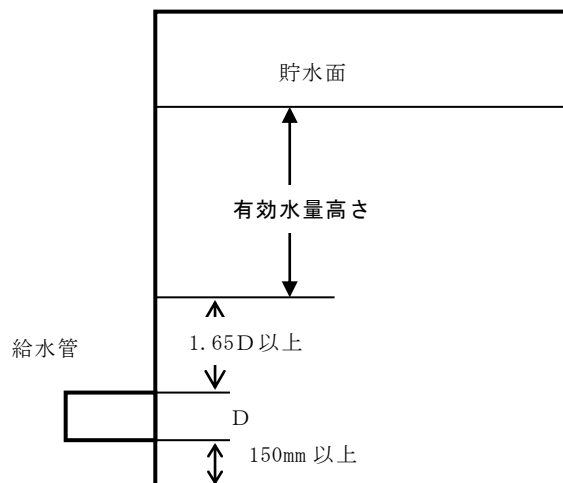


$$H = \left(\frac{Q^2}{3.32 \times A} \right)^{1/2}$$

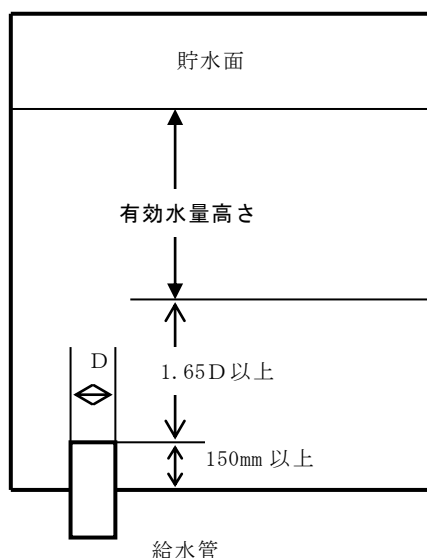
H : 水位差 (m)
Q : 連通管の流量 (立方m / s)
A : 連通管の断面積 (㎡)

- (2) 水源よりも低い位置にあるポンプ方式及び高架水槽方式の場合は、次図によること。☆

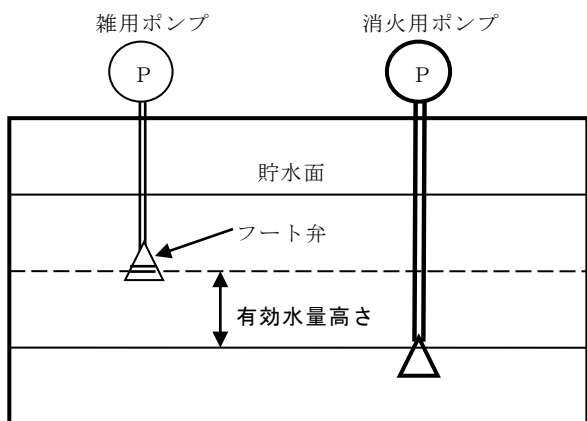
側面から給水するもの



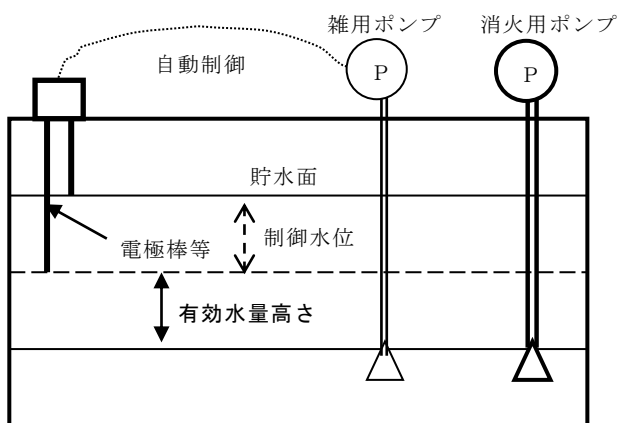
底面から給水するもの



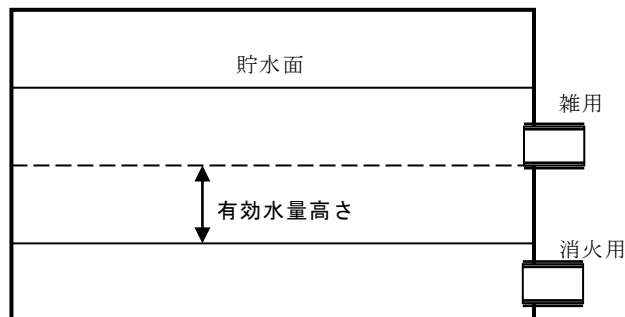
(3) 雑用水と水源を共有する場合は、次によること。
ア 雑用ポンプの給水面を高位に設けるもの ☆



イ 雑用ポンプを電極棒、フロートスイッチ等により自動制御するもの ☆



ウ 高架水槽式で雑用水の給水口を高位に設けるもの ☆



(4) 加圧送水装置以降の配管を乾式とする場合は、その配管部分の全てを充水する水量も加えて必要であること。 ☆

● 4 水源水槽の構造

高架水槽方式及び圧力水槽方式による加圧送水装置以外の水源水槽の構造等は、次によること。

- (1) 地盤又は建築物の躯体等に強固に固定する等充分な耐震措置がされていること。 ★
- (2) 耐火構造の水槽は、防火モルタル等による十分な止水処理がされていること。
- (3) 鋼板製の水槽によるものは、有効な防食処理がされていること。 ☆
- (4) F R P 製の水槽によるものは、次のいずれかによる場合に限り設置できるものであること。

ア 地中に埋設するもの ☆

イ ◇加圧送水装置●1の「加圧送水装置の設置場所」に設置するもの ☆

ウ 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するもので、隣接する建築物又は工作物並びに当該水槽が設置された建築物等の開口部から 3m 以上の距離を有して（隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火設備を有効に設置してある場合は、この限りでない。）設置するもので、当該水槽の周囲 3m の範囲に可燃物、車両等及び火気使用設備がないもの ☆

- (5) 防虫網をつけた通気管を設けること。
- (6) 水槽を複数又は仕切って使用する場合は、前記(5)の通気管を水槽ごとに設けること。ただし、水面上に水槽間を接続又は貫通する通気管を設けた場合は、この限りでない。

● 5 給水

- (1) 呼び径 25A 以上の配管で自動給水とすること。
- (2) 水道局等からの給水方法により、やむを得ず手動で給水する場合は、常時人のいる場所に減水警報及び滴水の表示ができるよう措置をすること。

● 1 設置場所

規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定によるほか、非常電源の設置場所は、建築物の屋上等の水没のおそれの少ない場所に設置すること。 ☆

● 2 不燃専用室等

- (1) 不燃専用室とは、不燃材料でつくられた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、梁及び屋根をいう。）で防火的に区画され、かつ、開口部に防火戸を設けた非常電源の種別ごとの専用の室をいう。
- (2) 防火上有効な壁とは、不燃材料で造られた壁で、風圧力及び地震等により容易に倒壊又は破損しない構造のものをいう。
- (3) 不燃材料で区画された機械室等とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、梁及び屋根をいう。）で防火的に区画された機械室、電気室、ポンプ室等の機械設備室（ボイラー設備等の火気使用設備と共用する室及び可燃性の物質が多量にある室は除く。）で開口部に防火戸を設けてある室をいう。
- (4) 非常電源の専用区画等とは、不燃専用室、キュービクル式の外箱及び低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤並びにその他による区画をいう

● 3 専用受電設備

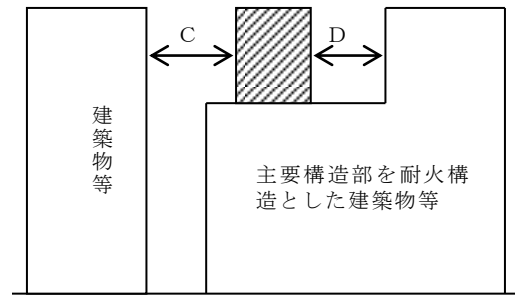
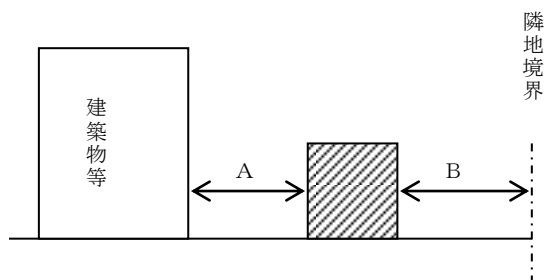
非常電源専用受電設備は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和 50 年消防庁告示第 7 号）、配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）によるほか、次によること。

- (1) 規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ニ) (1)に規定する場所に設置する高圧又は特別高圧で受電するキュービクル式のものは、原則として認定品を設置すること。
- (2) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、次のいずれかによること。

ア 不燃専用室に設置すること。 ★

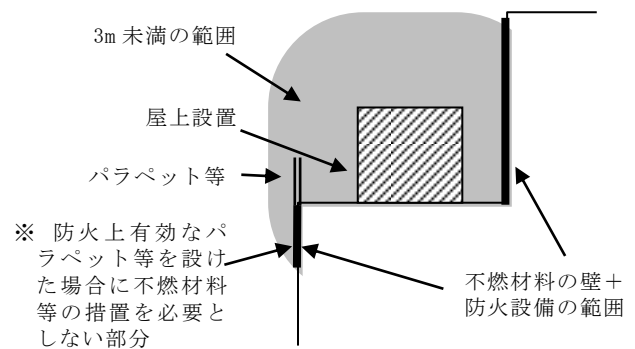
イ キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは耐火建築物の屋上に設置すること。 ☆

ウ 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するものにあっては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から 3m 以上の距離を有して設置すること。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物等の開口部に、150φ以上の換気口等には F D、窓などの開口部及び出入口（常時出入りする部分に設けるもの）にあっては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。）には防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてある場合は、この限りでない。（次図参照） ☆



A、C、D：3m 以上

B：道路、河川及び公共の公園等並びに非常電源専用受電設備から 3m の範囲を有効に不燃材で遮へいたものを除き 3m ★



※ 防火上有効なパラペット等を設けた場合に不燃材料等の措置を必要としない部分

3m 未満の範囲は上下方向にも及ぶものであるが、設置階の屋上部分に高さ 110cm 以上で耐火構造のパラペット、手摺壁を設けた場合は下階の部分については、その限りでない。



非常電源専用受電設備

- (3) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤、分電盤（以下「配電盤等」という。）の設置場所は次表によるものとし、原則として認定品とすること。（※は、前記(2)第 1 図参照）

設置場所	非常用配電盤等の種類
不燃専用室	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等 その他の配電盤等
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3m 以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3m 未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。）※	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等 その他の配電盤等
不燃材料で区画された変電設備室、機械室等及びその他これに類する室（火災の発生するおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等
上記以外の場所 ※	第 1 種配電盤等

★

- (4) 開閉器には消防用設備等の名称を赤色で表示すること。
- (5) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備（キュービクル式を除く。）の機器及び配線は、非常電源回路に直接関係のない機器及び配線と容易に識別できるように隔離又は不燃材料の隔壁で遮へいすること。 ☆
- (6) 引込線取付点（電気事業者用の貸室等がある場合は、当該室等の引出口）から非常電源の専用区画等までの回路を耐火配線とすること。★ ただし、次のいずれかによる場合は、この限りでない。
- ア 地中埋設 ☆
- イ 別棟、屋外、屋上又は屋内側の開口部からの火災を受けるおそれが少ない場所 ☆
- ウ 不燃材料で区画されたボイラー等の火気使用設備のない電気室、機械室等 ☆
- (7) 引込回路に設ける電力量計、開閉器、その他これらに類するものは、前号イ、ウ、その他これらと同等以上の耐熱効果のある場所に設けること。ただし、(3)の配電盤等に準じた箱に収納した場合は、この限りでない。 ☆
- (8) 次表の保有距離を確保すること。 ☆

保有距離確保部分		保有距離			
配電盤等	操作面	1m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は 1.2m 以上			
	点検面	0.6m 以上 ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。			
	換気口を有する面	0.2m 以上			
変圧器・コンデンサ	点検面	0.6m 以上 ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。			
	その他の面	0.1m 以上			
キュービクル式の周囲	操作面	屋内に設ける場合	1.0 m 以上	屋外に設ける場合	1m 以上 ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火設備を設けてある場合は、屋内に設ける場合に準じることができる。
	点検面		0.6 m 以上		
	換気口を有する面		0.2 m 以上		
キュービクル式とこれ以外の変電設備、発電設備及び蓄電池設備間		1m 以上			

● 4 自家発電設備

自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)によるほか、自家発電設備は、次によること。

- (1) 原則として認定品を設置すること。
- (2) 設置場所は、次によること。
- ア 不燃専用室に設置すること。 ☆
- イ キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは建築物の屋上に設置すること。 ☆
- ウ 前記(1)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するものにあつては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から3m以上の

距離を有して設置すること。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物等の開口部に、150φ以上の換気口等にはFD、窓などの開口部及び出入口（常時出入りする部分に設けるものにあつては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。）には防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてある場合は、この限りでない。 ☆

- (3) 原動機への給気は、他の部屋及び建築物等の火災により遮断されないものであること。
- (4) 原動機への給気を電動機の機械給気による場合は、当該電動機の電源も自家発電設備から供給する等、商用電源が停電しても給気できる措置をとること。

- (5) 自家発電設備の容量は、次によること。

ア 自家発電設備に係る負荷全てに所定の時間供給できる容量であること。ただし、同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対して非常電源を共用し、一つの自家発電設備から電力を供給する場合で、防火対象物ごとに当該消防用設備等が独立して使用されるものは、その防火対象物のうち最大となる容量がある場合は、この限りでない。 ☆

イ 自家発電設備は、全負荷同時起動できるものであること。ただし、全ての消防用設備等に40秒以内に電力を供給でき、且つ、逐次5秒以内に順次電力を供給できる場合は、この限りでない。 ☆

- (6) ガスを燃料とする原動機による自家発電設備（以下「ガス発電設備」という。）は、次によること。

ア ガス事業法第2条第9項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機による自家発電設備で、当該ガス事業者からの供給系統について社団法人日本内燃力発電設備協会の「ガス専焼発電設備を設置する場合における主燃料の安定供給の確保に係る評価委員会」の評価により安定供給の認定を受けた場合は、予備燃料を設置しないことができる。

なお、この場合の評価の対象は防火対象物ごとであり、ガス製造設備出口バルブから対象発電機の区分バルブまでであること。 ☆

イ ガス供給配管系統をガス発電設備以外の他の火気使用設備等と共有する場合は、他の火気使用設備によりガス発電設備に支障が生じない措置を講じること。 ★

ウ ガス発電設備、その他の火気使用設備へのガスを供給する配管には緊急ガス遮断装置を設け、それらは防災センター等から遠隔で操作できるようにすること。そのうちガス発電設備に設けるものは専用とすること。 ☆

エ ガス発電設備を設置されている部分には、ガス漏れ警報設備を設置すること。 ☆

オ ガス漏れ警報設備の検知器は、ガス発電設備が設置されている部屋、ガス発電設備のシュラウド内、ガス供給管の外壁貫通部及び非溶接接合部付近に設け、その作動が防災センター等で確認できること。 ☆

- (7) 自家発電設備の保有距離は、次表によること。 ★

保有距離確保部分		保有距離	
発電機・原動機本体	相互間	1m以上	
	周囲	0.6m以上	
操作盤	操作面	1.0m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上	
	点検面	0.6m以上 ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。	
	換気口を有する面	0.2m以上	

燃料タンクと原動機の間 (燃料一体型のキュービクル式を除く。)	燃料、潤滑油、冷却水等を予熱する方式の原動機	2m以上 ただし、不燃材料で有効に遮へいした場合は、0.6m以上
	その他のもの	0.6m以上

● 5 蓄電池設備

蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)によるほか、蓄電池設備は、次によること。ただし、消防用設備に内蔵するものは除く。

(1) 原則として認定品を設置すること。

(2) 設置場所は、次によること。

ア 不燃専用室に設置すること。 ☆

イ キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは建築物の屋上に設置すること。 ☆

ウ 前記(1)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するものにあつては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から3m以上の距離を有して設置すること。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物等の開口部に、150φ以上の換気口等にはFD、窓などの開口部及び出入口(常時出入りする部分に設けるものにあつては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。)には防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてある場合は、この限りでない。 ☆

(3) 充電装置を蓄電池室内に設置する場合は、鋼製の箱に収容すること。 ★

(4) 充電電源の配線は、配電盤又は分電盤からの専用回路とし、開閉器には、その旨の表示をすること。 ★

(5) 蓄電池設備の保有距離は、次表によること。 ☆

保有距離確保部分		保有距離
充電装置	操作面	1m以上
	点検面	0.6m以上
	換気口を有する面	0.2m以上
蓄電池	点検面	0.6m以上
	列の相互間	0.6m以上 架台等に設ける場合で、蓄電池の上端の高さが床面から1.6mを超えるものにあつては、1.0m以上
	その他の面	0.1m以上 ただし、電槽相互間は除く。

● 6 燃料電池設備

燃料電池設備の基準(平成18年消防庁告示第8号、以下「燃料電池告示」という。)によるほか、燃料電池設備は、次によること。ただし、消防用設備に内蔵するものは除く。

(1) 原則として認定品を設置すること。

(2) 設置場所は、次によること。

ア 不燃専用室に設置すること。 ☆

イ キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは建築物の屋上に設置すること。 ☆

ウ 前記(1)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置すること。 ★

(3) 燃料電池告示第2第7号ロのガス事業者により供

給されるガス(必要ガス量を常時貯蔵している場合は除く。)を燃料とする場合は、前記●自家発電設備(6)ア及びイによること。 ☆

(4) 燃料電池設備の保有距離は、次表によること。

★

保有距離確保部分		保有距離
燃料電池・改質装置収納箱	操作面	1m以上
	点検面	0.6m以上
	換気口を有する面	0.2m以上
燃料貯蔵容器 (高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の規定による高圧ガスを用いるものに限る。)	高圧ガス保安法の規定による距離	

● 7 容量

非常電源の容量は、当該消防用設備等の規定によるほか次によること。

(1) 消防用設備等に係る負荷全てに所定の時間供給できる容量であること。ただし、同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対して非常電源を共用し、一つの非常電源から電力を供給する場合、防火対象物ごとに当該消防用設備等が独立して使用されるものは、その防火対象物のうち最大となるものに供給できる容量があることで足りるものであること。 ☆

(2) 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で、次に適合するものは、当該一般負荷の容量は除くことができる。

ア 非常電源を供給される消防用設備等の加圧送水装置及び排煙機の起動時に一般負荷を遮断するもの。 ☆

イ 前アの一般負荷遮断方式は、自動とし、復旧は手動とすること。 ☆

ウ 一般負荷を遮断する操作回路等の配線は、耐火又は耐熱配線とすること。 ☆

エ 一般負荷を遮断する機器等は、発電機室、不燃区画機械室等の容易に点検できる場所に設置し、当該機器には、その旨の表示を付すること。 ☆

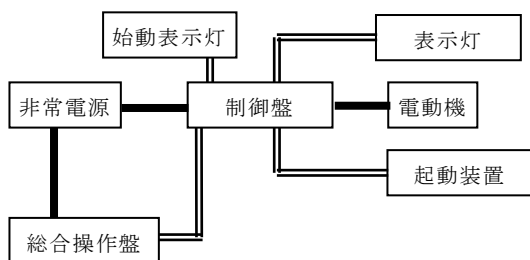
(3) 移動式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備並びにパッケージ型消火設備の表示灯の電源を自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備から供給する場合は、その表示灯を20分以上点灯することができる容量以上とすること。

● 1 耐火・耐熱配線の範囲

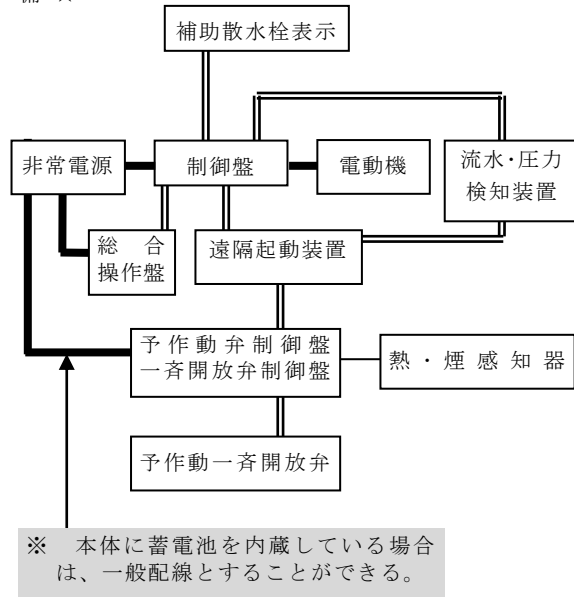
消防用設備等の耐火耐熱配線の範囲は、次の各号によること。ただし、非常電源が内蔵されているもの及び無電圧、設定電圧以下で作動する回路に使用するものは、この限りでない。

凡例		耐火配線
		耐熱配線
		一般配線
		耐熱同軸ケーブル

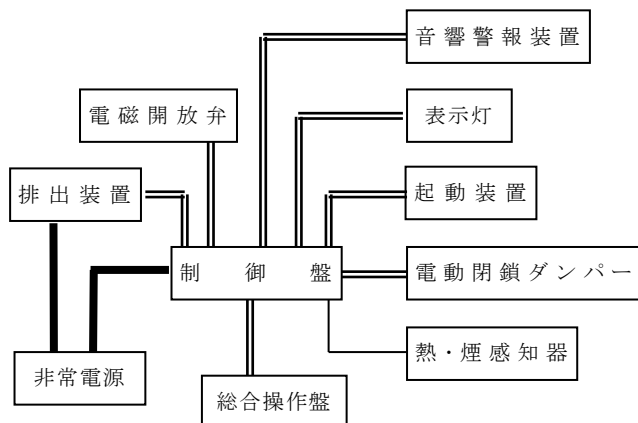
(1) 屋内・屋外消火栓設備 ★



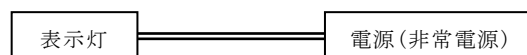
(2) スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備 ★



(3) 不活性ガス・ハロゲン化物消火設備 ★

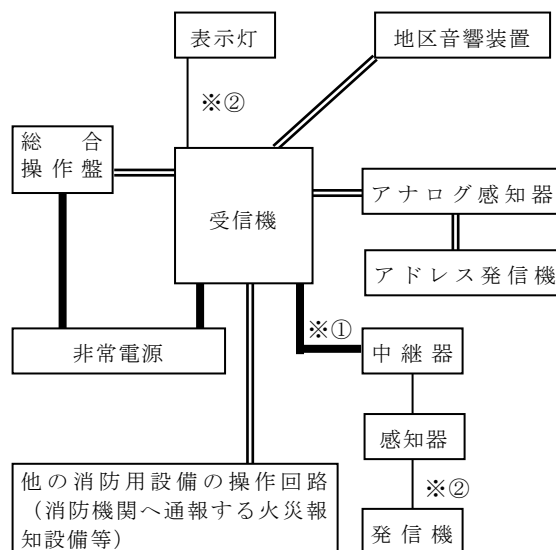


(4) 移動式不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備



※ 本体に非常電源を内蔵しているものは一般配線とすることができる。

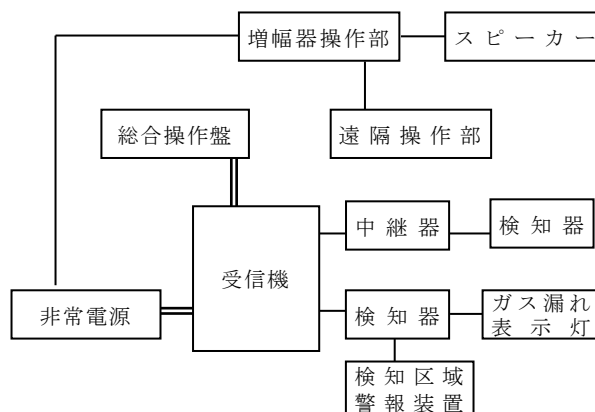
(5) 自動火災報知設備 ★



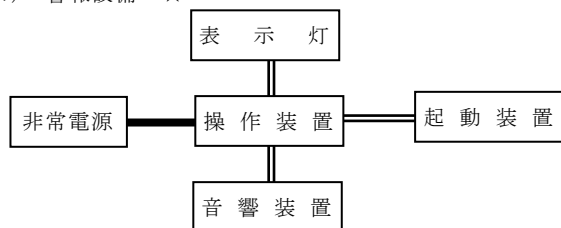
※① 中継器に予備電源を内蔵しているものは、一般配線でよい。

※② 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合は、その表示灯の回路は、当該消防用設備等の例によること。

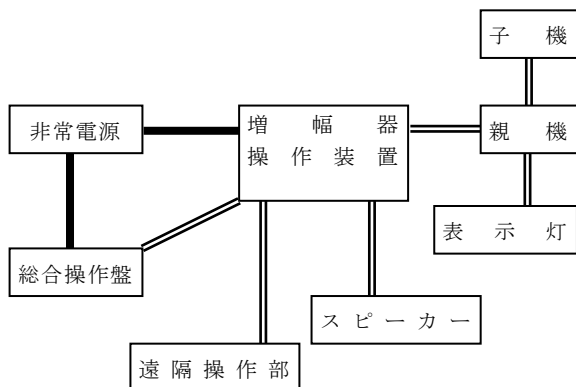
(6) ガス漏れ火災警報設備 ★



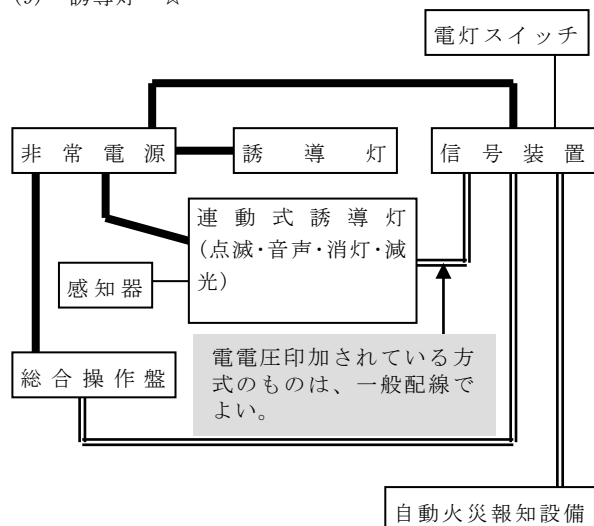
(7) 警報設備 ★



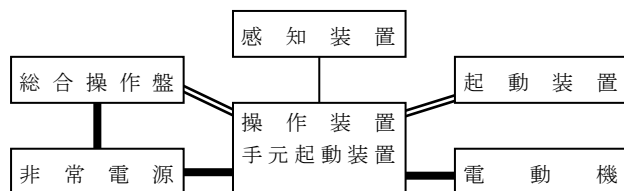
(8) 放送設備 ★



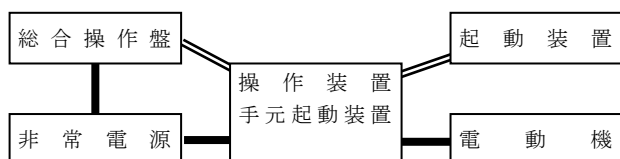
(9) 誘導灯 ☆



(10) 排煙設備 ★



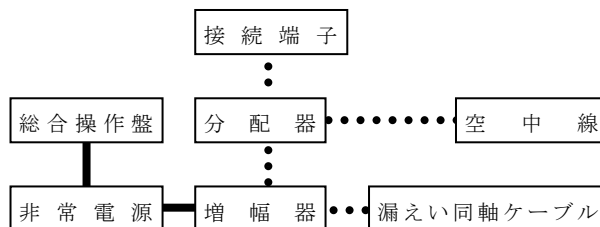
(11) 連結送水管 ★



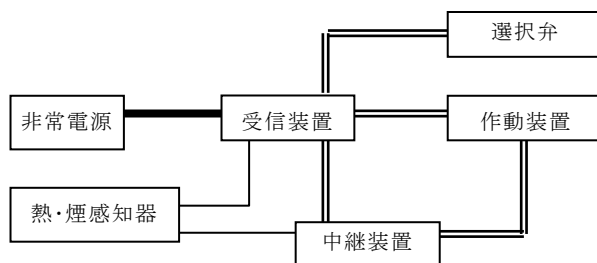
(12) 非常コンセント設備 ★



(13) 無線通信補助設備 ★

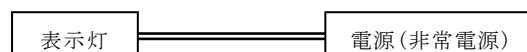


(14) パッケージ型自動消火設備 ☆



※ 本体に非常電源・作動装置等を内蔵しているものは、一般配線とすることができる。

(15) パッケージ型消火設備 ☆



※1 本体に非常電源を内蔵しているものは一般配線とすることができる。
 ※2 表示灯を他の消防用設備等と兼用する場合は、その表示灯の回路は、当該消防用設備等の例によること。

● 2 耐火・耐熱配線

耐火・耐熱配線は、次表の電線種別に対応する工事種別及び施工方法によること。

	電線の種別	工事種別		施工方法
耐火配線	(1) アルミ被ケーブル (2) 鋼帯外装ケーブル (3) クロロブレン外装ケーブル (4) CD ケーブル (5) 鉛被ケーブル (6) 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV ケーブル) (7) 600V 架橋ポリエチレン絶縁ケーブル (IC) (8) 600V2 種ビニル絶縁ケーブル (HIV) (9) ハイパロン絶縁電線 (10) 4 弗化エチレン(テフロン)絶縁電線 (11) ワニスガラステープ絶縁電線 (12) アスベスト絶縁電線 (13) シリコンゴム絶縁電線	(1) 金属管工事 (2) 2 種金属製可とう電線管工事 (3) 合成樹脂管工事 (施工方法 (1) により施設する場合に限る。)		(1) 耐火構造とした主要構造部に埋設する。この場合の埋設深さは、壁体等の表面から 2 cm 以上とすること。 (2) 1 時間耐火以上の耐火被覆材又は耐火被覆で覆う。 (3) ラス金網を巻き、モルタルを 2 cm 以上覆う。 (4) 電線の種別の (1) から (6) までのケーブルを使用し、厚さ 2.5 cm 以上の珪酸カルシウム保温筒にクロス等 (無石綿製品) を巻く。 (5) 耐火性能 (30 分間以上) を有するパイプシャフト (ピット等を含む。) に隠ぺいする。
		(4) 金属ダクト工事		施工方法 (2)、(3) 又は (5) により施工する。
		(5) ケーブル工事		電線の種別 (1) から (6) までのケーブルを使用し、耐火性能を有するパイプシャフト (ピット等を含む。) に配線するほか、他の電線との間に不燃性の隔壁を堅牢に取付け、又は 15 cm 以上の離隔を常時保持できるように施工する。
	(14) バスダクト	(6) バスダクト工事		1 時間耐火以上の耐火被覆材又は耐火被覆で覆う。ただし、耐火性を有するもの及び施工方法 (5) に設けるものを除く。
	(15) 耐火電線	電線管用	工事種別 (5) のケーブル工事	工事種別 (1) から (3) 又は (4) で保護することもできる。
		その他	工事種別 (5) のケーブル工事	露出又はパイプシャフト、天井裏等に隠ぺいする。
	(16) MI ケーブル	工事種別 (5) のケーブル工事		
耐熱配線	(1) から (13) までの電線	工事種別 (1)、(2) 又は (4) の工事		
	(1) から (6) までの電線	工事種別 (5) のケーブル工事		不燃性のダクト及び耐火性能を有するパイプシャフト (ピット等を含む。) に隠蔽する。
	(17) 耐熱電線 (18) 耐熱光ファイバーケーブル	工事種別 (5) のケーブル工事		
	(19) 耐熱同軸ケーブル (20) 耐熱漏えい同軸ケーブル	工事種別 (5) のケーブル工事		

※ 備考 耐火電線、耐熱電線、耐火性を有するバスダクト、耐熱光ファイバーケーブル、耐熱同軸ケーブル及び耐熱漏えい同軸ケーブルは、社団法人電線総合技術センターの認定品とすること。 ☆

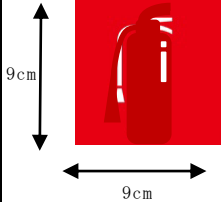
● 3 配電盤の開閉器

- (1) 消防用設備等に用いる開閉器には、当該設備の名称を赤字又はその周囲を赤く塗り分けておくよう務めること。☆
- (2) 消防用設備等に用いる開閉器には、誤操作を防止する保護カバーを努めて設けること。ただし、キュービクル内に設ける開閉器及び不燃専用室内に設ける変電設備に付帯する開閉器は、その限りでない。

● 標識の様式

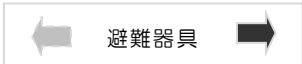
消防用設備等の標識の様式は、次表によること。なお、表示する名称等は、客観的に当該設備等が認識できるものであれば、この限りでない。又、初期消火及

び避難に使用するものは、できるだけ英語・絵表示による併記をすること。

標識類の種別		標識類の例	大きさ (cm)・色等
消火器具	「消火器」、「消火バケツ」、「消火水槽」、「消火砂」又は「消火ひる石」と表示した標識（規則第9条第4号）★	消 火 器 (fire extinguisher) 消 火 バ ケ ツ (water bucket) 消 火 水 槽 (water tank) 消 火 砂 (dry sand) 消 火 ひ る 石 (expanded vermiculite)	8×24 以上 赤地 白文字 ☆ ※ 市販品には、白地(素地)に赤文字のものもあるが、当局では赤地に白文字で統一すること。 ☆ ※ ボックス内に収容しており、本体が視認できない場合は、努めて絵表示を併記すること。 消 火 器 fire extinguisher 
	1号消火栓箱の表示（規則第12条第1項第3号イ）★	消 火 栓 (fire hydrant)	1字 50 平方cm以上 容易に識別できる色 ※ 絵表示の併記例 ☆ 消 火 栓 fire hydrant  又は 
屋内消火栓設備	2号消火栓箱の表示（規則第12条第2項）★	消火栓又は2号消火栓 ☆ (fire hydrant)	1字 20 平方cm以上 容易に識別できる色 ※ 絵表示の併記例 ☆ 消 火 栓 fire hydrant 

ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	補助散水栓箱の表示（規則第 13 条の 6 第 4 項第 3 号イ） ★	消火用散水栓 (fire hydrant)	1 字 20 平方 cm 以上 容易に識別できる色 ※ 絵表示の併記例 ☆ 消火用散水栓 fire hydrant 
	スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識（規則第 14 条第 1 項第 3 号ハ） ★	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 制 御 弁	10×30 以上 赤地 白文字 ☆
	閉鎖型・開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の末端試験弁である旨を表示した標識（規則第 14 条第 1 項第 5 号の 2 ハ） ★	末 端 試 験 弁	10×30 以上 赤地 白文字 ☆
	スプリンクラー設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識（規則第 14 条第 1 項第 6 号ホ） ★ ※当該スプリンクラー設備の有くな送水圧範囲の数値を表示すること。	送 水 口 (スプリンクラー設備) 〇〇MPa～〇〇MPa	15×30 以上 赤地 白文字 ☆

特殊 消火 設備	水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識（規則第 16 条第 3 項第 4 号） ★		10×30 以上 赤地 白文字 ☆
	泡消火設備の制御弁である旨を表示した標識（規則第 14 条第 1 項第 3 号ハ準用）		10×30 以上 赤地 白文字
	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の手動式の起動装置である旨を表示した標識又はその旨の表示（規則第 16 条第 3 項第 3 号ホ(ロ)ほか） ★		10×30 以上 赤地 白文字 ☆
	移動式の消火設備（泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備）である旨の表示又はその旨を表示した標識（規則第 18 条第 4 項第 4 号イほか） ★		10×30 以上 赤地 白文字 ☆
	消火設備のホース接続口である旨を表示した標識（規則第 18 条第 4 項第 10 号ロ(ホ)） ★		10×30 以上 赤地 白文字 ☆

屋外消火栓設備	屋外消火栓に設ける標識（規則第 22 条第 4 号ロ） ★	消 火 栓 (fire hydrant)	1 字 50 平方cm 以上 容易に識別できる色 ※ 絵表示併記の例 
	屋外消火栓箱の表面の表示（規則第 22 条第 4 号イ） ★	ホース格納箱 (fire hose)	1 字 50 平方cm 以上 容易に識別できる色
非常警報設備	非常電話を設けた場所を表示する標識	 (emergency telephone)	5×25 以上 赤地 白文字
避難器具	避難器具である旨を表示する標識（規則第 27 条第 3 号ロ） ★	 避難はしご、緩降機、救助袋、すべり台等の一般に普及している名称にあっては、当該名称とすることが出来る。 (emergency escape device)	12×36 以上 白地 黒文字 ☆
	避難器具の設置位置まで誘導する標識（◇避難器具●6(1)） ★	避難器具の設置場所へ至る出口に設けるもの  (the installation place for emergency escape device)	12×36 以上 白地 黒文字 ☆
	避難器具の設置位置まで誘導する標識 ※ 避難器具を設置してある部屋の入口に設けるもの	 (the installation room for emergency escape device)	12×36 以上 白地 黒文字
	避難器具の設置位置まで誘導する標識 ※ 避難器具を設置してある場所へ誘導するもの	 (emergency escape device)	12×36 以上 白地 黒文字
	避難器具の使用方法を表示した標識（規則第 27 条第 3 号ロ） ★		30×60 以上 白地 黒文字 ☆

	避難器具に設ける表示板（避難器具の基準（昭和 53 年 3 月 31 日消防庁告示第 1 号）） ★	種 別 ○○○○○○ 製造者名又は商標 ○○○ 製造年月 ○○年○○月 ※ ◆◆ ○○m 「※」部分には避難器具の種別に応じて長さ、勾配、自重等が入る。	概ね 5×7 以上 白地又は素材の地色 黒文字 ☆
消防用水	消防用水の標識 ★	消 防 用 水 容量○○m³ (前方○○m) 消 防 用 水 容量○○m³ (前方○○m) は、吸管投入孔を設ける場合に表示すること。	長方形の場合は 20×40 以上、円形の場合は直径 40 以上 白地 赤文字 (消防用水の部分) ★ 黒文字 (その他の部分)
連結散水設備	連結散水設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識（規則第 30 条の 3 第 4 号ニ） ★ ※当該連結散水設備の有効な送水圧力範囲の数値を表示すること。	送 水 □ (連 結 散 水 設 備) ○○MPa～○○MPa	10×30 以上 赤地 白文字 ☆
	選択弁に設ける標識	連 結 散 水 設 備 選 択 弁	10×30 以上 赤地 白文字
連結送水管	連結送水管の送水口である旨を表示した標識（規則第 31 条第 4 号） ★ ※配管の設計送水圧が 1.0MPa を超えない設計によって設置されている場合 1.0MPa、1.0MPa を超える場合は最高送水圧力を記載	送 水 □ (連 結 送 水 管) ○○MPa～○○MPa ○○階以上ブースター ポンプ設置 最高送水圧力○○MPa 薄色書きは、ブースターポンプを設ける場合に表示すること。 ☆	10×30 以上 赤地 白文字 ☆
	連結送水管の放水口である旨を表示した標識（規則第 31 条第 4 号） ★	放 水 □	10×30 以上 赤地 白文字 ☆

	放水用器具を格納した箱である旨を表示した標識（規則第 31 条第 6 号ニ）★		10×50 以上 赤地 白文字 ☆
非常コンセント設備	非常コンセントの保護箱の表面の「非常コンセント」の表示（規則第 31 条の 2 第 9 号イ）★		5×25 以上 赤地 白文字 ☆
無線通信補助設備	無線機を接続する端子収容する保護箱の表面の「無線機接続端子」の表示（規則第 31 条の 2 の 2 第 8 号ニ(ロ)）★		20×30 以上 赤地 白文字 ☆
パッケージ型消火設備	パッケージ型消火設備である旨の表示（平成 16 年消防庁告示第 12 号第 4 第 5 号）★		10×50 以上 赤地 白文字 ☆
パッケージ型自動消火設備	パッケージ型自動消火設備である旨の表示（平成 16 年消防庁告示第 13 号第 20）★		10×50 以上 赤地 白文字 ☆

備 考

- 1 標示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書とする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。
- 2 設置位置を表示する標識及び設置等位置まで誘導する標識については、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあつては、設置しないことができる。
- 3 標識の材料は、耐久性及び耐候性等を有するものであること。
- 4 「消防用設備等の標識類の様式について」（昭和 44 年 10 月 20 日 消防予第 238 号）に示す標識については、原則として当該表に示す色とするが、周囲の状況及び色の対比等により、これらによらなくとも十分認識できると認められる場合にあつては、当該通知の色によらないことができるものとする。